

H31-35 国営備北丘陵公園

運営維持管理業務

別添資料

(案)

平成31年4月

国土交通省 中国地方整備局

仕様書に関連する別添・様式

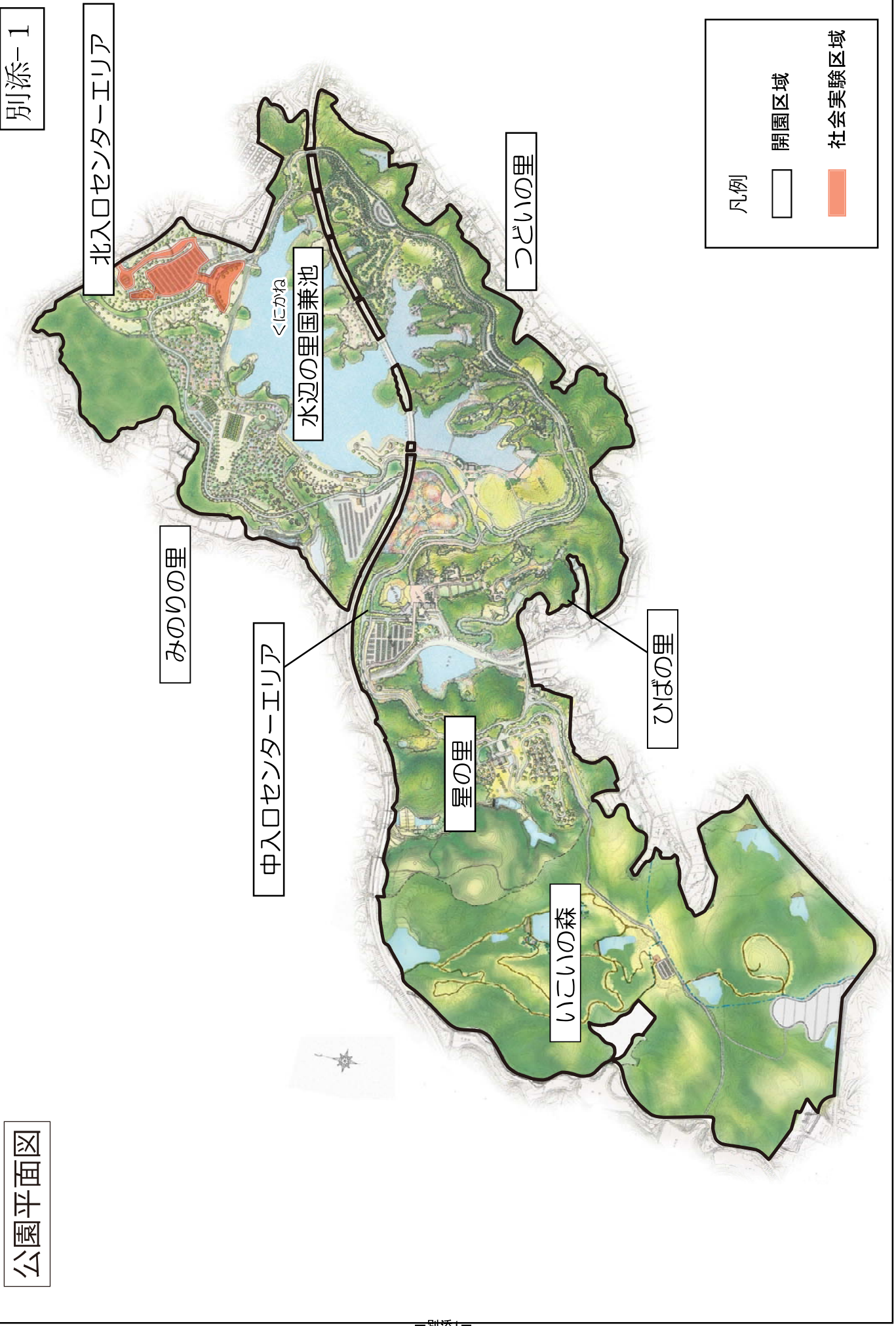
【国営備北丘陵公園】

分類	資料No	資料名	頁番号
共通仕様書	別添 - 1	公園平面図	1
	別添 - 2	土地利用方針	2
	別添 - 3	管理事務所図	4
	別添 - 4	国土交通本省委託取扱要領	8
	別添 - 5	国営備北丘陵公園新型インフルエンザ対応マニュアル(案)	30
	別添 - 6	三次河川国道事務所災害対策計画書	41
	別添 - 7	提供施設一覧表(建築物)	82
	別添 - 8	提供施設一覧表(機械器具等)	84
	別添 - 9	提供施設の取扱	89
	別添 - 10	取得した備品の取扱	94
	別添 - 11	準備室位置図	98
企画立案及びマネジメント	別添 - 12	国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領	99
	別添 - 13	国営備北丘陵公園園内車両入園規則	108
	別添 - 14	行催事について	110
	別添 - 15	春まつり実施計画書(記載例)	113
	別添 - 16	都市公園占用等申請書	130
	別添 - 17	公園利用重点調整区域図	136
	別添 - 18	ボランティア活動規約・活動内容	137
	別添 - 19	グラフィックマニュアル	152
	別添 - 20	国営備北丘陵公園利用指導・利用サービスマニュアル(案)	193
	別添 - 21	シルバーカー運行計画	231
	別添 - 22	国営備北丘陵公園巡視計画(案)	232
施設維持管理	別添 - 23	エレベーター保守点検計画	240
	別添 - 24	電気通信設備保守点検計画	241
	別添 - 25	消防設備保守点検計画	251

分類	資料No	資料名	頁番号
施設維持管理	別添 - 26	建築物維持修繕主要箇所位置図	252
	別添 - 27	工作物維持修繕主要箇所位置図	253
	別添 - 28	園路広場維持修繕主要箇所位置図	254
	別添 - 29	遊具等維持修繕主要箇所位置図	255
	別添 - 30	電気設備維持修繕主要箇所位置図	256
	別添 - 31	通信設備維持修繕主要箇所位置図	257
	別添 - 32	浄化槽(汚水)維持修繕主要箇所位置図	258
	別添 - 33	給水設備維持修繕主要箇所位置図	259
	別添 - 34	ポンプ設備(水循環設備)維持修繕主要箇所位置図	260
	別添 - 35	建物・工作物にかかる冬季対応	261
植物管理業務	別添 - 36	芝生管理区域図	263
	別添 - 37	中低木管理区域図	264
	別添 - 38	高木管理区域図	266
	別添 - 39	草地管理区域図	267
	別添 - 40	花壇管理区域図	268
	別添 - 41	花畑管理区域図	269
	別添 - 42	草花管理区域図	270
	別添 - 43	特殊管理区域図	271
収管理益運 施営業 規 設 定 等書	別添 - 44	収益施設等位置図	272
	別添 - 45	収益施設等財産区分一覧表及び図面	305
	別添 - 46	食中毒と懸念される事案が発生した場合の対応マニュアル(案)	327
	別添 - 47	自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲	334
	別添 - 48	自主事業対象施設(指定する既存施設の改修可能施設)	335
様式	様式 - 1	管理月報	337
	様式 - 2	管理四半期報	342
	様式 - 3	収益施設等管理運営業務の管理に関する勤務簿(案)	343
	様式 - 4	事故報告様式	345

別添-1

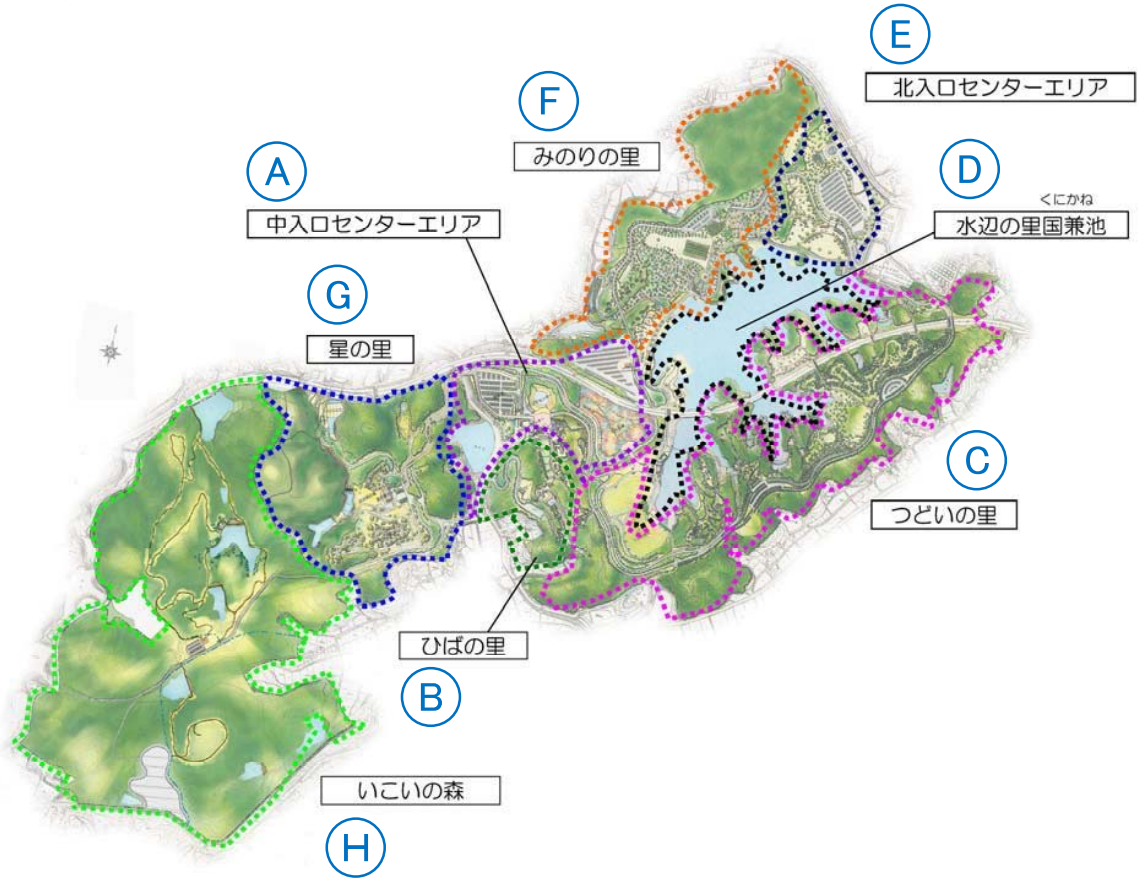
公園平面図



凡例

開園区域	社会実験区域

土地利用区分図



ゾーニング及び主要施設

	エリア名	特色	主要施設
A	中入口センターエリア	本公園の入り口で公園利用の案内、飲食、物販施設がある。また花の広場では、季節毎の花風景を楽しむことができる。	ビジターセンター、花の広場、中入口食堂「中の茶屋」、中入口売店「ランバス」、中入口サイクリングセンター、駐車場等
B	ひばの里	昔なつかしいふるさとの暮らしが体験できる施設がある。	さとやま屋敷、農家群、神楽殿、工房群等
C	つどいの里	スポーツ・アスレチック・レクリエーションなど多様なイベントの場として活用できるスペースが広がっている。	大芝生広場、きゅうの丘、きゅうの森、林間アスレチック、グラウンド・ゴルフコース等

	エリア名	特色	主要施設
D	水辺の里国兼池	国兼池に面した約1haの芝生広場はゆったりとした眺望を眺めながら水と緑と花を体験できる。	国兼池、つどい橋
E	北入口センターエリア	本公園の入り口で公園利用の案内、飲食、物販施設がある。	エントランスセンター国兼、湖畔広場、北入口サイクリングセンター、駐車場等
F	みのりの里	春は中国地方最大級のスイセンが観賞できるスイセンガーデンや、夏はヒマワリ、秋にはソバの花修景を楽しむことができるピクニック広場がある	スイセンガーデン、ピクニック広場
G	星の里	本公園の野外宿泊利用の拠点となるキャンプ場やコテージ等があり、アウトドアライフを体験することができる。	備北オートビレッジ(キャンプ場)、備北オートビレッジ管理センター等
H	いこいの森	自然環境の保全に重点を置き、多様な動植物が生育・生息する自然環境が残るエリア。	第7駐車場、いこいの森トイレ、カブトムシドーム、南臨時駐車場、散策路、田淵池、日の本池他

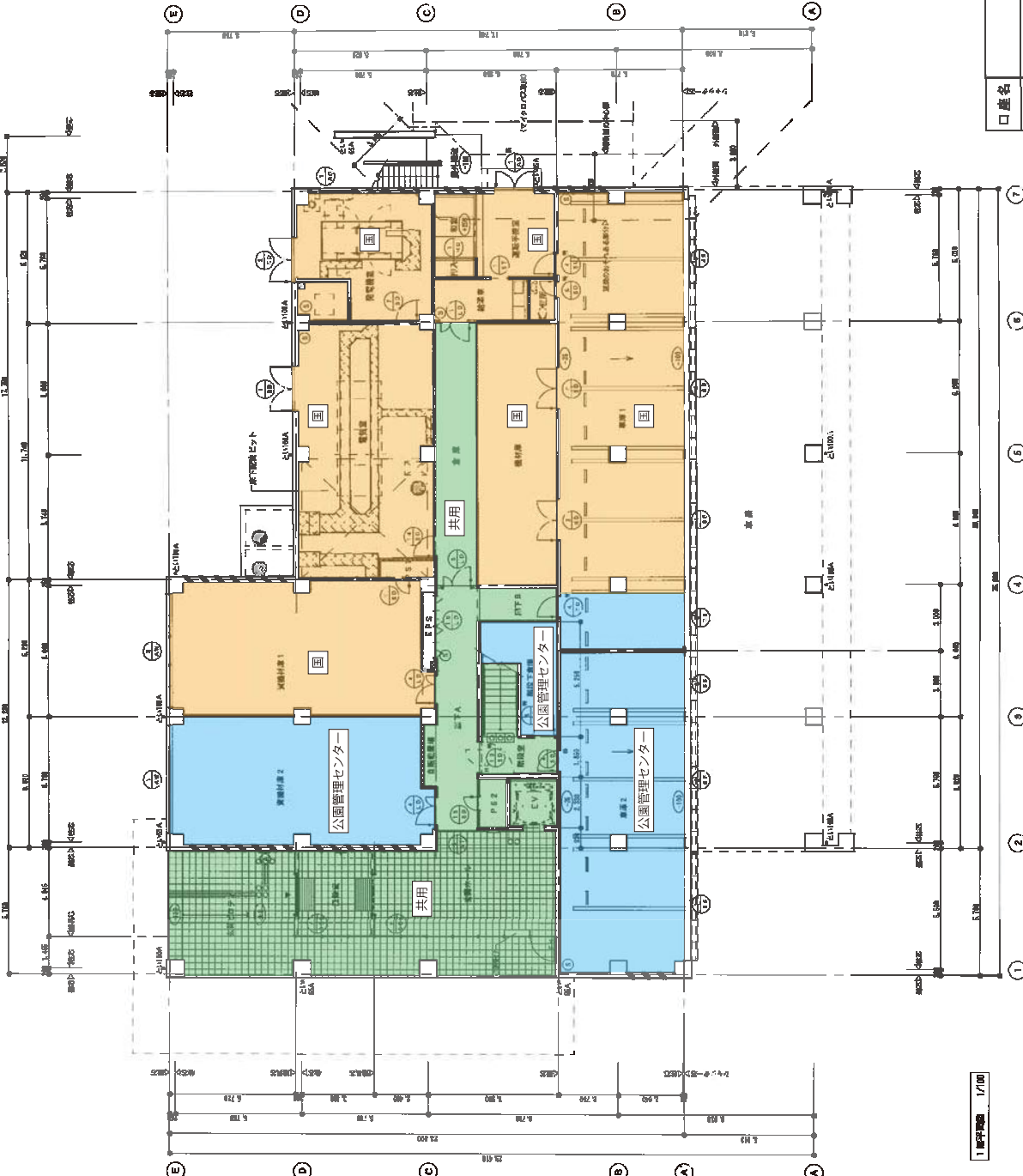
1F

凡例

- 園使用区域
- 公園管理センター
提供使用区域
- 共用区域



口産名	所在	図面番号	8 B	図面番号	5
所 在 地	名 称	平 面 図	1 階	縮 尺	1/200
建 物 番 号	建 物 (寄 附) 名 称	開 業 年 月 日	平 成 1 9 年 3 月 1 4 日	開 業 年 月 日	平 成 1 9 年 3 月 1 4 日
番 号	延 面 積	延 面 積	2,915.87㎡	開 業 者	園 士 交 通 技 術
構 造	構 造	構 造	鉄 筋 コン ク リ ート 3 階	氏 名	大 園 克 次



1 階平面図 1/100

1階平面図 1/100

縮尺: 1/100

作成: 2019年3月14日

作成者: 大園克次

承認者: 大園克次

設計者: 大園克次

監理者: 大園克次

施工者: 大園克次

検査者: 大園克次

竣工日: 2019年3月14日

竣工場所: 大園克次

竣工内容: 大園克次

竣工面積: 大園克次

竣工費用: 大園克次

竣工説明: 大園克次

竣工報告: 大園克次

竣工記録: 大園克次

竣工評価: 大園克次

竣工改善: 大園克次

竣工維持: 大園克次

竣工管理: 大園克次

竣工責任: 大園克次

竣工保証: 大園克次

竣工保証期間: 大園克次

竣工保証内容: 大園克次

竣工保証条件: 大園克次

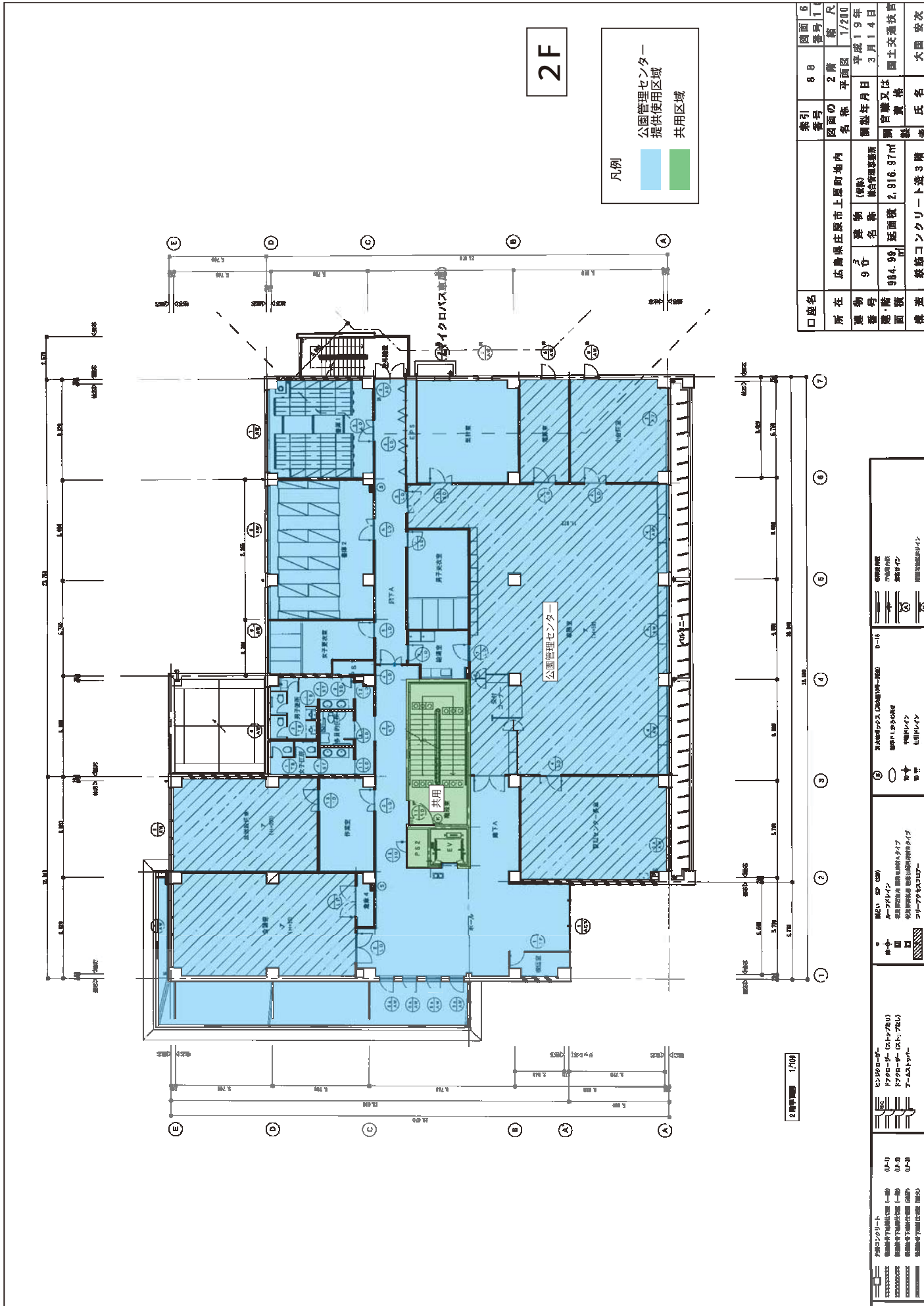
竣工保証責任: 大園克次

竣工保証期間: 大園克次

竣工保証内容: 大園克次

竣工保証条件: 大園克次

竣工保証責任: 大園克次



2F

凡例
 公園管理センター
提供使用区域
 共用区域

口遊名	索引番号	図面の番号	図面の尺
所在	図面の名称	平面図	1/200
建物番号	建築(修繕)名称	開竣工年月日	平成19年 3月14日
面番号	延面積	面積又は 構造	国土交通省
構造	鉄筋コンクリート造3階	設計者	大園 宏次

<p>0-11</p> <p>0-12</p> <p>0-13</p> <p>0-14</p> <p>0-15</p> <p>0-16</p> <p>0-17</p> <p>0-18</p> <p>0-19</p> <p>0-20</p> <p>0-21</p> <p>0-22</p> <p>0-23</p> <p>0-24</p> <p>0-25</p> <p>0-26</p> <p>0-27</p> <p>0-28</p> <p>0-29</p> <p>0-30</p> <p>0-31</p> <p>0-32</p> <p>0-33</p> <p>0-34</p> <p>0-35</p> <p>0-36</p> <p>0-37</p> <p>0-38</p> <p>0-39</p> <p>0-40</p> <p>0-41</p> <p>0-42</p> <p>0-43</p> <p>0-44</p> <p>0-45</p> <p>0-46</p> <p>0-47</p> <p>0-48</p> <p>0-49</p> <p>0-50</p> <p>0-51</p> <p>0-52</p> <p>0-53</p> <p>0-54</p> <p>0-55</p> <p>0-56</p> <p>0-57</p> <p>0-58</p> <p>0-59</p> <p>0-60</p> <p>0-61</p> <p>0-62</p> <p>0-63</p> <p>0-64</p> <p>0-65</p> <p>0-66</p> <p>0-67</p> <p>0-68</p> <p>0-69</p> <p>0-70</p> <p>0-71</p> <p>0-72</p> <p>0-73</p> <p>0-74</p> <p>0-75</p> <p>0-76</p> <p>0-77</p> <p>0-78</p> <p>0-79</p> <p>0-80</p> <p>0-81</p> <p>0-82</p> <p>0-83</p> <p>0-84</p> <p>0-85</p> <p>0-86</p> <p>0-87</p> <p>0-88</p> <p>0-89</p> <p>0-90</p> <p>0-91</p> <p>0-92</p> <p>0-93</p> <p>0-94</p> <p>0-95</p> <p>0-96</p> <p>0-97</p> <p>0-98</p> <p>0-99</p> <p>0-100</p> <p>0-101</p> <p>0-102</p> <p>0-103</p> <p>0-104</p> <p>0-105</p> <p>0-106</p> <p>0-107</p> <p>0-108</p> <p>0-109</p> <p>0-110</p> <p>0-111</p> <p>0-112</p> <p>0-113</p> <p>0-114</p> <p>0-115</p> <p>0-116</p> <p>0-117</p> <p>0-118</p> <p>0-119</p> <p>0-120</p> <p>0-121</p> <p>0-122</p> <p>0-123</p> <p>0-124</p> <p>0-125</p> <p>0-126</p> <p>0-127</p> <p>0-128</p> <p>0-129</p> <p>0-130</p> <p>0-131</p> <p>0-132</p> <p>0-133</p> <p>0-134</p> <p>0-135</p> <p>0-136</p> <p>0-137</p> <p>0-138</p> <p>0-139</p> <p>0-140</p> <p>0-141</p> <p>0-142</p> <p>0-143</p> <p>0-144</p> <p>0-145</p> <p>0-146</p> <p>0-147</p> <p>0-148</p> <p>0-149</p> <p>0-150</p> <p>0-151</p> <p>0-152</p> <p>0-153</p> <p>0-154</p> <p>0-155</p> <p>0-156</p> <p>0-157</p> <p>0-158</p> <p>0-159</p> <p>0-160</p> <p>0-161</p> <p>0-162</p> <p>0-163</p> <p>0-164</p> <p>0-165</p> <p>0-166</p> <p>0-167</p> <p>0-168</p> <p>0-169</p> <p>0-170</p> <p>0-171</p> <p>0-172</p> <p>0-173</p> <p>0-174</p> <p>0-175</p> <p>0-176</p> <p>0-177</p> <p>0-178</p> <p>0-179</p> <p>0-180</p> <p>0-181</p> <p>0-182</p> <p>0-183</p> <p>0-184</p> <p>0-185</p> <p>0-186</p> <p>0-187</p> <p>0-188</p> <p>0-189</p> <p>0-190</p> <p>0-191</p> <p>0-192</p> <p>0-193</p> <p>0-194</p> <p>0-195</p> <p>0-196</p> <p>0-197</p> <p>0-198</p> <p>0-199</p> <p>0-200</p>	<p>0-1</p> <p>0-2</p> <p>0-3</p> <p>0-4</p> <p>0-5</p> <p>0-6</p> <p>0-7</p> <p>0-8</p> <p>0-9</p> <p>0-10</p> <p>0-11</p> <p>0-12</p> <p>0-13</p> <p>0-14</p> <p>0-15</p> <p>0-16</p> <p>0-17</p> <p>0-18</p> <p>0-19</p> <p>0-20</p> <p>0-21</p> <p>0-22</p> <p>0-23</p> <p>0-24</p> <p>0-25</p> <p>0-26</p> <p>0-27</p> <p>0-28</p> <p>0-29</p> <p>0-30</p> <p>0-31</p> <p>0-32</p> <p>0-33</p> <p>0-34</p> <p>0-35</p> <p>0-36</p> <p>0-37</p> <p>0-38</p> <p>0-39</p> <p>0-40</p> <p>0-41</p> <p>0-42</p> <p>0-43</p> <p>0-44</p> <p>0-45</p> <p>0-46</p> <p>0-47</p> <p>0-48</p> <p>0-49</p> <p>0-50</p> <p>0-51</p> <p>0-52</p> <p>0-53</p> <p>0-54</p> <p>0-55</p> <p>0-56</p> <p>0-57</p> <p>0-58</p> <p>0-59</p> <p>0-60</p> <p>0-61</p> <p>0-62</p> <p>0-63</p> <p>0-64</p> <p>0-65</p> <p>0-66</p> <p>0-67</p> <p>0-68</p> <p>0-69</p> <p>0-70</p> <p>0-71</p> <p>0-72</p> <p>0-73</p> <p>0-74</p> <p>0-75</p> <p>0-76</p> <p>0-77</p> <p>0-78</p> <p>0-79</p> <p>0-80</p> <p>0-81</p> <p>0-82</p> <p>0-83</p> <p>0-84</p> <p>0-85</p> <p>0-86</p> <p>0-87</p> <p>0-88</p> <p>0-89</p> <p>0-90</p> <p>0-91</p> <p>0-92</p> <p>0-93</p> <p>0-94</p> <p>0-95</p> <p>0-96</p> <p>0-97</p> <p>0-98</p> <p>0-99</p> <p>0-100</p> <p>0-101</p> <p>0-102</p> <p>0-103</p> <p>0-104</p> <p>0-105</p> <p>0-106</p> <p>0-107</p> <p>0-108</p> <p>0-109</p> <p>0-110</p> <p>0-111</p> <p>0-112</p> <p>0-113</p> <p>0-114</p> <p>0-115</p> <p>0-116</p> <p>0-117</p> <p>0-118</p> <p>0-119</p> <p>0-120</p> <p>0-121</p> <p>0-122</p> <p>0-123</p> <p>0-124</p> <p>0-125</p> <p>0-126</p> <p>0-127</p> <p>0-128</p> <p>0-129</p> <p>0-130</p> <p>0-131</p> <p>0-132</p> <p>0-133</p> <p>0-134</p> <p>0-135</p> <p>0-136</p> <p>0-137</p> <p>0-138</p> <p>0-139</p> <p>0-140</p> <p>0-141</p> <p>0-142</p> <p>0-143</p> <p>0-144</p> <p>0-145</p> <p>0-146</p> <p>0-147</p> <p>0-148</p> <p>0-149</p> <p>0-150</p> <p>0-151</p> <p>0-152</p> <p>0-153</p> <p>0-154</p> <p>0-155</p> <p>0-156</p> <p>0-157</p> <p>0-158</p> <p>0-159</p> <p>0-160</p> <p>0-161</p> <p>0-162</p> <p>0-163</p> <p>0-164</p> <p>0-165</p> <p>0-166</p> <p>0-167</p> <p>0-168</p> <p>0-169</p> <p>0-170</p> <p>0-171</p> <p>0-172</p> <p>0-173</p> <p>0-174</p> <p>0-175</p> <p>0-176</p> <p>0-177</p> <p>0-178</p> <p>0-179</p> <p>0-180</p> <p>0-181</p> <p>0-182</p> <p>0-183</p> <p>0-184</p> <p>0-185</p> <p>0-186</p> <p>0-187</p> <p>0-188</p> <p>0-189</p> <p>0-190</p> <p>0-191</p> <p>0-192</p> <p>0-193</p> <p>0-194</p> <p>0-195</p> <p>0-196</p> <p>0-197</p> <p>0-198</p> <p>0-199</p> <p>0-200</p>
--	---

3F

凡例

- 国使用区域 (Orange)
- 共用区域 (Green)



3階平面図 1/100

口座名	所在	建物番号	建物名称	延面積	調査又は調査実施日	調査者	氏名	大園 安次
	広島県庄原市上原町地内	9号	建物名称 総合事務所	2,816.97㎡	平成19年3月14日	国土交通技術官		
索引番号	図面の名称	階層	平面図	1/200				
7	88	3						

図面管理

① 図面管理システム

② 図面管理システム

③ 図面管理システム

④ 図面管理システム

⑤ 図面管理システム

⑥ 図面管理システム

⑦ 図面管理システム

⑧ 図面管理システム

⑨ 図面管理システム

⑩ 図面管理システム

⑪ 図面管理システム

⑫ 図面管理システム

⑬ 図面管理システム

⑭ 図面管理システム

⑮ 図面管理システム

⑯ 図面管理システム

⑰ 図面管理システム

⑱ 図面管理システム

⑲ 図面管理システム

⑳ 図面管理システム

㉑ 図面管理システム

㉒ 図面管理システム

㉓ 図面管理システム

㉔ 図面管理システム

㉕ 図面管理システム

㉖ 図面管理システム

㉗ 図面管理システム

㉘ 図面管理システム

㉙ 図面管理システム

㉚ 図面管理システム

㉛ 図面管理システム

㉜ 図面管理システム

㉝ 図面管理システム

㉞ 図面管理システム

㉟ 図面管理システム

㊱ 図面管理システム

㊲ 図面管理システム

㊳ 図面管理システム

㊴ 図面管理システム

㊵ 図面管理システム

㊶ 図面管理システム

㊷ 図面管理システム

㊸ 図面管理システム

㊹ 図面管理システム

㊺ 図面管理システム

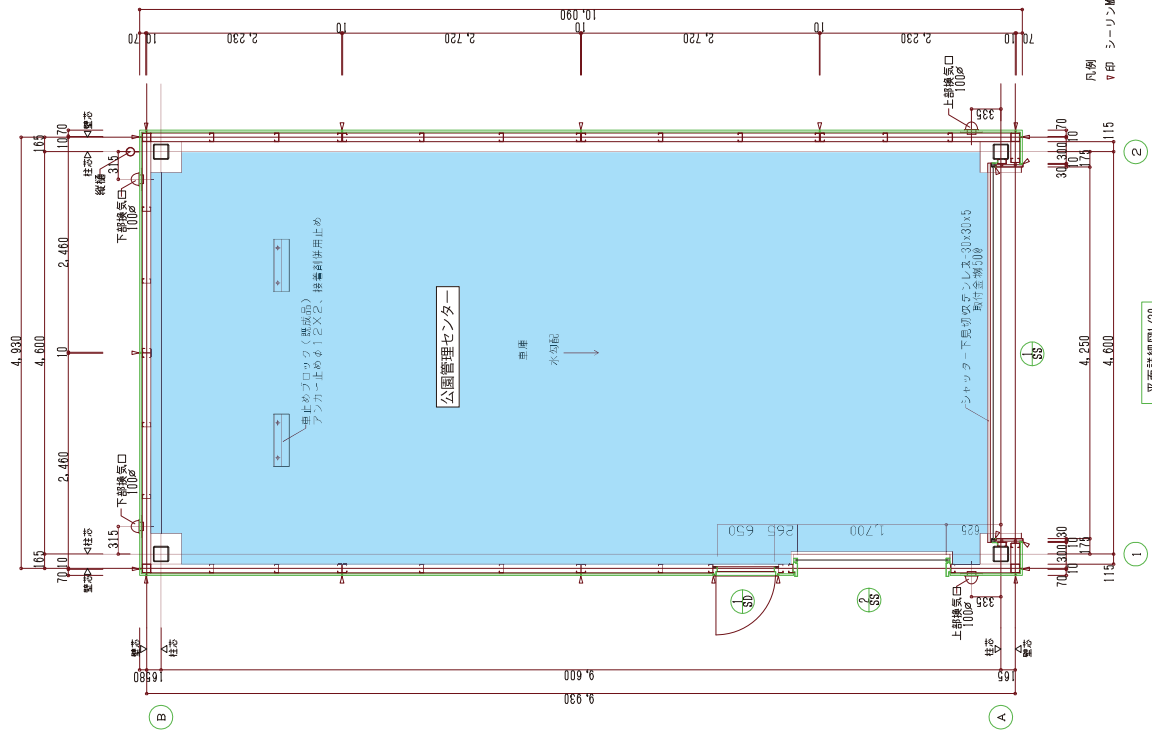
㊻ 図面管理システム

㊼ 図面管理システム

㊽ 図面管理システム

㊾ 図面管理システム

㊿ 図面管理システム

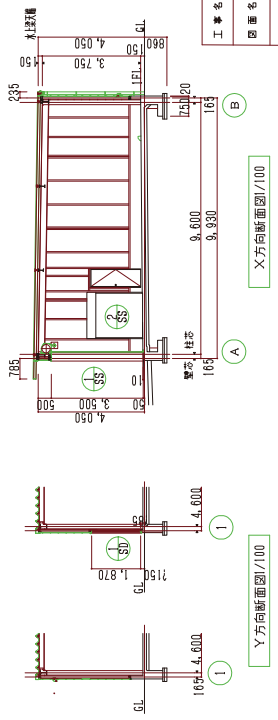
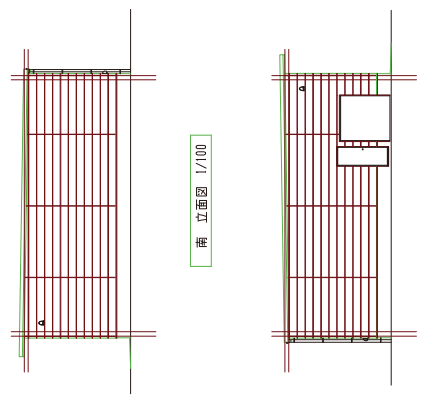


平面詳細図/30

車庫

凡例

公園管理センター提供使用区域



工 事 名	東京都立公園緑地公社管理業務所附属工事	図 号	30
図 面 名 称	東京都立公園緑地公社管理業務所附属工事	縮 尺	1/30
プロジェクト名	東京都立公園緑地公社管理業務所附属工事	作 者	大田 健次
図面番号	東京都立公園緑地公社管理業務所附属工事 1/30	担当者	大田 健次
製 図 日	平成19年10月14日	承認者	大田 健次

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正	平成17年6月2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月1日	国官会第823号
改正	平成20年8月1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号
改正	平成27年3月31日	国官会第4049号
改正	平成29年3月28日	国官会第4410-2号

(通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者(以下「受託者」という。)から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書(別記様式第1)
- 二 四半期別必要経費内訳書(別記様式第2)
- 三 承諾書
- 四 実施体制書(別記様式第3)
- 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

(再委託等)

第6 受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託(変更等)承諾申請書(別記様式第4)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面(別記様式第5)を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書(別記様式第6)
- 二 精算報告書(別記様式第7)
- 三 委託費経費内訳報告書(別記様式第8)
- 四 残存物件報告書(別記様式第9)

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書(別記様式第6に準ずる様式)
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

(検査等)

第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土交通本省会計

事務取扱細則（以下「細則」という。）第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めるときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

第9 担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

- 一 委託業務の処理状況についての調査
- 二 委託料の経理状況についての監査
- 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

第10 担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月 1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成29年3月28日国官会第4410-2号）

1. この要領は、平成29年4月1日から適用する。

委 託 契 約 書

委託業務の名称 (委託件名)

委託業務実施期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ￥ ◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆—
(うち消費税及び地方消費税額◆◆◆, ◆◆◆—)

成果物の納入場所 国土交通本省

頭書業務の委託について、委託者 支出負担行為担当官国土交通省 ○○○○ ◆◆◆◆と、受託者 □□□□ ◆◆◆◆は、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 受託者は、委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託業務実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止等)

第3条 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の

決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

6 受託者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

（履行体制の把握）

第4条 受託者は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行確保のため 必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（実施計画書等の変更等）

第5条 受託者は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を委託者に提出し承認を受けなければならない。

2 委託者は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受託者と協議するものとする。

3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

（委託業務の内容の変更等）

第6条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。

この場合において、実施期間又は委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

- 3 第1項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

第7条 受託者は、その責に帰することができない事由により、実施期間までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して、実施期間の延長を求めることができる。

この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

- 2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託業務を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。
- 3 前項の損害金は、委託料に対して延長日数に応じ年5.00パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第9条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、成果物に添えて完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の成果物、完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から10日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果物に添えて補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、委託者が前項の成果物、補正完了報告書、精算報告書、委託費経費内訳報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。
- 5 委託者は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果、合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額

のいずれか低い額とする。

- 7 受託者は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を委託者に引き渡さなければならない。

(委託料の支払)

第10条 受託者は、前条第7項により、成果物の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により、前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して遅延日数に応じ、年2.70パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(概算払)

第11条 受託者は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払いを請求することができる。

- 2 委託者は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(概算払の精算)

第12条 受託者は、第9条の精算報告の確認の結果、既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、委託者にその旨を申請する。

- 2 受託者は、前項の結果に不足額が生じた場合には、委託者に不足額の支払いを請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを委託者に返還しなければならない。

(無体財産権の帰属)

第13条 委託業務の成果及び委託業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、委託者が承継するものとする。

(残存物件の返還)

第14条 受託者は、委託業務の実施により生じた残存物件の返還については、成果物の引渡し前に委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第15条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受託者の責に帰すべき事由により、実施期間内に委託業務が完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 前号のほか、委託者において、受託者が第16条第1項に定める帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）の整備保存、委託費の区分経理の実施、十分な根拠資料に基づく精算報告書の作成・提出その他本契約条項又は実施要領の定めるところ若しくはその他この契約に関する委託者の指示に違反していると認めるとき、又は契約の目的を達成することができないと認めるとき。
 - 三 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 2 受託者は、前項により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。
- 3 受託者は、第1項により、委託者が契約を解除した場合において第11条により概算払を受けているときは、委託者に対してその概算払の額に、概算払日から

返還の日までの日数に応じ、年2.70パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付して返還しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第16条 受託者は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収入・支出をその都度記録してこれを明らかにするとともに、当該収入・支出を証する証拠書類を整備保存しなければならない。

なお、当該帳簿については、受託者において、委託費経費内訳報告書を参考に、委託費の収入・支出を記録した正規の帳簿として作成し、保存するものとする。

- 2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用（当該金額の相互間における2割以内の変更を除く。）をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項の帳簿及び証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）

において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受託者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第19条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じ、又は、各条項に規定のない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ、これを解決するものとする。

上記契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
支出負担行為担当官
○○○○ ◆◆◆◆

受託者 住 所
団 体 名
代表者氏名

(別 紙)

委託契約に関する特約条項

- 第1 受託者は、委託費の経理については、委託契約書の約定等に従い、国土交通本省委託契約取扱要領第4に規定する実施計画書（別記様式第1）の経費積算内訳に計上した経費ごとに、受託者の財源負担による単独事業、国庫補助事業又は他の委託事業の経費等との区分経理の徹底を図ること。
- 第2 受託者は、当該委託費に係る収入・支出の実績を確認しうる帳簿及び証拠書類（以下「根拠資料」という。）を整備し、かつ、当該根拠資料を業務終了年度の翌年度から最低5年間必ず保存すること。
- 第3 受託者は、当該委託料の精算に当たっては、委託契約書に定める委託料の経理に係る帳簿等の十分な根拠資料に基づく支払実績の計数、すなわち、根拠資料により確認しうる委託料の支払実績額を精算報告書に記載し報告すること。
- 第4 委託者は、当該委託業務の実施状況及び当該委託料の用途その他必要な事項について、国土交通省の職員により所要の調査報告を求め、又は実地に調査する場合があるものとし、この場合、受託者はこれに応じなければならないこと。
- 第5 当該委託料からの支出は、本委託業務の目的及び内容と直接的に関連性のあるものに限定することとし、また、各委託事業の契約書、委託費取扱要領等において指示する用途基準に従わなければならないこと。
- 第6 委託者は、受託者が前記第1から第5までの特約のいずれかに違反した場合には、委託料の精算日から返還の日までの日数に応じ、年5.00パーセントの割合を乗じて得た額の違約金を付して交付した委託料の返還を求めるものとし（委託料未交付の場合にはその交付を要しないものとし）、受託者は当該返還請求又は不交付の措置に応じなければならないこと。

実 施 計 画 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経 費 積 算 内 訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

(受託の名称) _____

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘 要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
 3. 変更にあたっては、変更前の部分を上段に()書きし、変更後を下段に記載すること。

実施体制書

(受託の名称)

再委託先等の名称等

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

名称		代表者名	
所在地			
電話番号			
再委託を予定する業務内容			
再委託の必要性			
契約予定金額			
備考			

(注)再々委託の場合にはその旨を備考欄に記載すること。

(備考)

本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが次の項目は必須事項とする。

- ①相手方の名称および代表者名
- ②所在地
- ③再委託を予定する業務内容及び必要性
- ④契約予定契約

再委託(変更等)承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住所
氏名

印

平成 年 月 日付けの「_____業務契約」(契約金額 ¥◆◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆
円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・ 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
 - ・ 継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 _____ 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 印

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
 2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所

氏 名

受託者 ××株式会社	<p style="text-align: center;">(再委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○有限会社</td></tr> <tr><td style="width: 10%;">住</td><td>所</td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td>△△に関する□□地区基 礎調査</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社(予定)</td></tr> <tr><td style="width: 10%;">住</td><td>所</td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○合資会社</td></tr> <tr><td style="width: 10%;">住</td><td>所</td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先□)</p> <p style="text-align: center;">..... </p>	○○○有限会社		住	所	電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査	○○○株式会社(予定)		住	所	電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○合資会社		住	所	電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		<p style="text-align: center;">(再々委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 10%;">住</td><td>所</td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再々委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 10%;">住</td><td>所</td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table>	○○○株式会社		住	所	電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○株式会社		住	所	電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	
○○○有限会社																																																				
住	所																																																			
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査																																																			
○○○株式会社(予定)																																																				
住	所																																																			
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○合資会社																																																				
住	所																																																			
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住	所																																																			
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住	所																																																			
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名(若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住所
氏名 印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円)の○○○○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精算報告書 通
2. 残存物件報告書 通

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予 定 経 費(A)	支 出 額(B)	過 不 足 額	摘 要
			(A)-(B)	
計				

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 経費区分は、別記様式第1備考4により記載すること。
 3. 第7第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- (備 考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
 2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
 3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
 4. 第7第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

国営備北丘陵公園
新型インフルエンザ（A／H1N1）
対応マニュアル（案）

平成23年4月
平成25年4月一部修正

国土交通省 三次河川国道事務所
備北公園管理センター
(株)グリーンウインズさとやま

1. はじめに

現在新型インフルエンザ（A／H1N1）の感染状況は全世界で20万人以上が感染し、2千名以上が死亡しており、日本国内においても1万2千人以上の感染者が存在し11名が死亡している状況である。（平成21年9月7日現在）

感染者の傾向については、現在、冬を迎えている南半球において増加が著しく、WHOではフェーズ分類を「6」とし、世界的な蔓延状況にあると宣言している。

我が国においても、海外渡航歴のある者が端緒となる散発事例のほか、学校における集団発生事例が見られるところであり、諸外国の感染状況や外国との交流状況に鑑みると、今後秋冬にかけてさらに感染が拡大し、国内での感染者の大幅な増加が起これらと予想される。

国営備北丘陵公園では、このような状況を踏まえ、窓口におけるアルコール消毒液の設置や手洗い・うがいの励行等の呼びかけを実施しているところであるが、平成21年9月8日付けで決定された「国土交通省新型インフルエンザ（A／H1N1）感染防止対策等について」を踏まえ、感染拡大の防止やその対応方法を定めた「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定するものである。

2. 感染予防対策の徹底

通常のインフルエンザの主な感染経路は接触感染と飛沫感染であると考えられており、新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできていないものの、同様に接触感染と飛沫感染が主な感染経路として推測されている。

このため以下の対策を講ずるものとする。

① アルコール消毒液の設置

アルコール消毒液によりウイルスは死滅するとされていることから、一般来園者の窓口となる各所等及び庁舎出入り口等に速乾性擦式アルコール消毒剤を設置する。

窓口となる各所等の考え方（収益施設等含む）

- 窓口対応職員を配置している施設
「中入口インフォメーションセンター」「北入口エントランスセンター1F」「グラウンドゴルフクラブハウス」「備北オートビレッジ管理センター」「トラフィックセンター」
- 体験イベントなど接客を主として実施している施設
「さとやま屋敷」「上の農家、下の農家」「やきもの工房」「木の工房」「古代たたら工房」
- 飲食物販施設

中入口食堂「中の茶屋」、芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」、中入口売店「ランバス」、エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」、エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食きゅうくん」、エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」
※入口もしくは入口付近へのアルコール消毒液の設置及び励行の掲示を行う。

② 石けんによる手洗いの励行掲示

手洗いについては、付着したウイルスを除去するため、流水と石けんを用いて15秒以上行うことが望ましく、手洗い後には水分を十分に拭き取ることが重要であることから、その旨の手洗い方法を示したチラシ等を園内及び庁舎のトイレに掲示する。

石けんによる手洗い方法を示したチラシの掲示場所

- 公園内及び庁舎の全てのトイレ
- トイレ以外の手洗い所等
「大芝生広場 バーベキュー広場前炊事場」「第3駐車場前手洗い所」「オートキャンプ場炊事棟」

③ うがい、咳エチケット等の励行にかかる職員等への指導

飛沫感染においては、感染者が咳やくしゃみをするとうイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が1～2m飛散し、これを粘膜に接触することで感染するため、これに対してはうがいの励行のほか、ティッシュで口や鼻を押さえる等咳エチケットの徹底やマスクの着用が有効である。

こうした対策は、主に感染者が他者への感染を予防するために行うものであるが、新型コロナウイルスの潜伏期間は1～7日間にわたり、また、感染初期には季節性インフルエンザとの区別が付きにくいという傾向があることから、感染者や濃厚接触者でない職員等についても、咳エチケットの徹底や手洗いの励行等に関する指導を実施する。

指導の対象となる職員等

- 備北公園管理センター職員 全員（臨時職員を含む）
- 収益施設に従事する職員 全員
- 接客業務に従事することを主としている協力業者の社員
- 三次河川道事務所備北丘陵公園分室（以下「国事務所」という）職員 全員

- イベント時等に主として接客業務に従事させるアルバイト職員（各雇用機関が指導を行うものとする。）

【指導事項】

○ 咳やくしゃみをする際は、以下の手法のいずれかをとるようにすること。

- ① マスクを着用する。
- ② ティッシュなどで口と鼻を覆い、他人から顔をそむけて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に使用したティッシュは速やかに廃棄し手洗いをする。
 - ※ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだものはすぐにゴミ箱に捨てる必要があることから、口と鼻を覆うのはハンカチでは無くティッシュが望ましい。
 - ※ 手を洗う場所が無い場合に備えて、携行用速乾性擦式消毒用アルコール製剤を準備しておくことが望ましい。
- ③ ティッシュなどが無い場合は、前腕部（袖口）で口を押さえた上で、他人から顔を背けて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に押さえた前腕部は洗うか、アルコール製剤で拭く。
 - ※ ティッシュが無い場合袖口で鼻と口を押さえるのは、袖口は手と異なり、他の場所に触れることが少ないため、感染接触の機会を低減することができるからである。

3. 職員等に感染者が確認された場合等の対応方針

当公園の管理運営に従事する職員等が新型インフルエンザに感染した場合、若しくは感染の疑いの有るものが出た場合は以下の対応を基本とする。

① 職員等に感染の疑いのある者が出た場合

当公園の管理運営に従事する職員等に感染の疑いがある者が確認された場合は、以下の対応方針とする。

- 発熱等の症状があり、新型インフルエンザの発症の疑いがある者が出た場合、速やかに医療機関への受診を促すとともに、自宅療養とする。
- 疑いのある者と濃厚接触者の関係にある者には上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促す。
- 濃厚接触者のうち、窓口業務を担当する職員等は、マスクの着用を基本とする。

- マスク着用に際しては、窓口の横等にインフルエンザの感染予防対策である旨をチラシ等により掲示する。
- 医療機関の受診の結果、新型インフルエンザと特定された場合は②の対応とする。(特定されなかった場合は通常体制)
- 同居する家族が新型インフルエンザに発症した場合は、その旨を所属長に報告するとともに、濃厚接触者としての扱いとする。

当公園の管理運営に従事する職員等（以下「職員等」という）

以下のものを対象とする

- 備北公園管理センター職員 全員（臨時職員を含む）
- 収益施設に従事する職員 全員
- 接客業務に従事することを主としている協力業者の社員
- 国事務所職員 全員
- イベント時等に主として接客業務に従事するアルバイト職員

「濃厚接触者」の対象

- 感染の疑いの有るもの又は感染者と概ね2m以内で通常業務を実施していた者
- 新型インフルエンザに発症した家族と同居する者

② 職員等に感染者が確認された場合

- 感染した者は、感染が拡大しないよう完治するまで自宅療養とする。
- 感染者と濃厚接触者の関係にある者には、上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促すとともに、日々の健康管理に留意させ、少しでも発熱等の症状がある場合は、速やかに医療機関への受診を促すものとする。
また、各所属長は、日々濃厚接触者の健康状態を把握するよう努めるものとする。
- 濃厚接触者のうち、窓口業務を担当する職員等は、マスクの着用を基本とする。
- マスク着用に際しては、インフルエンザの感染予防である旨をチラシ等により掲示する。

- 感染者が使用していたパソコン、電話、机等や感染者が明らかに接触していると思われる機器等があれば消毒を実施する。

4. 来園者で感染が確認された場合の対応方針

当公園の来園者で、来園中に発熱等の症状が発症し新型インフルエンザ感染が確認された場合、若しくは感染の疑いのある者が出た場合は以下の対応を基本とする。

① 来園者に感染の疑いがある者が出た場合

- 当公園の来園者に発熱等の症状が発症し、窓口や救護所に手当を受けに来た場合、当人にマスクを渡し、公園周辺の医療機関を紹介するとともに、園内での感染拡大を防止するため退園を促す。
- 医療機関への搬送は行わないことを原則とするが、病院までの移動手段が確保できない場合等は、職員等が搬送する。その際は、マスク着用を原則とする。
- 感染の疑いがある者と職員等の間で濃厚接触者の関係にあることが明らかである場合には、上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促す。
- 医療機関の受診の結果、新型インフルエンザと特定された場合は②の対応とする。（特定されなかった場合は通常体制）

「感染の疑いのある者（若しくは感染者）と職員等の間で濃厚接触者との関係が明らかである場合」とは、以下のような場合を想定しておくこととし、状況により適宜判断する。

- 農家、工房等の体験イベント等で利用者指導を長時間にわたり実施していた場合
- オートキャンプ場の受付で感染の疑いのある者と明らかに複数回接触があった場合
- その他聞き取り等で明らかに濃厚接触者として特定できる場合

② 来園者で感染が確認された場合

- 感染が確認された来園者の一団は、既に園外へ退出されていることが前提であるが、オートキャンプ場等宿泊者で一団の残りが確認された場合は、速やかに退園を促すものとする。

- 感染者と職員等の中で濃厚接触者の関係にあることが明らかである場合には、上記「2. 感染予防対策の徹底」を再度促すとともに、日々の健康管理に留意させ、少しでも発熱等の症状がある場合は、速やかに医療機関への受診を促すものとする。また、各所属長は、日々濃厚接触者の健康状態を把握するよう努めるものとする。

- 濃厚接触者のうち、窓口業務を担当する職員等は、マスクの着用を基本とする。

- マスク着用に際しては、窓口の横等にインフルエンザの感染予防対策である旨をチラシ等により掲示する。

- 感染者の経路が行動履歴により特定できるような場合は、感染者が使用したと思われる施設の消毒を行うものとする。

「感染者の経路が特定できるような場合」とは、以下のような場合を想定しておくこととし、状況により適宜判断する。

- コテージで宿泊していた場合→宿泊施設等
 - オートキャンプ場で宿泊していた場合→炊事場やA C電源スイッチ等
 - 園内での主要な滞在先が工房や農家等建築物の場合→建築物の扉等接触可能性が高いと想定される場所
- ※ 野外での滞在が大半又は工房等の建築物での滞在も長時間では無く特定が困難な場合、聞き取り等で確認できない場合は特定不可とする。

5. 事業の継続及び閉園の判断

職員等が多数感染し、公園の管理運営に支障が生じることとなった場合は、職員等の人員配置について適宜見直しを行いつつ利用者サービスの維持に努めるものとするが、園内の感染拡大防止の観点に立ち、適宜利用者サービスの縮小等を行うものとする。

① 利用者サービス内容の縮小

- 備北公園管理センターは、各職員（臨時職員・テナント職員含む）が複数インフルエンザに感染し、公園内の利用者サービス内容を縮小せざるを得ないことを前提に、あらかじめ縮小する機能、継続する機能を想定しておくものとする。

- 備北公園管理センターは、複数の職員（概ね3～4名程度）が感染し自宅療養に入った時点において、今後の拡大を想定し、縮小する機能等について国と協議するものとする。
縮小にあたっては、公園の各利用者サービスの重要性や想定される来園者数等を踏まえ、園内の感染拡大の防止の観点に立ち判断するものとする。

公園施設のサービス機能の縮小等についての想定事例

- 備北公園管理センター
ゲートの縮小（2箇所→1箇所）、インフォメーションの縮小、体験施設（やきもの工房等）の閉鎖、等
トラフィックセンターの縮小（2箇所→1箇所）、オートキャンプ場の一部閉鎖等
- (株)グリーンウインズさとやま
飲食物販施設の縮小（一部閉鎖）

○通常実施している利用者サービスの縮小を実施した場合及び告知しておいたイベント等を中止とする場合等は、来園者に対しチラシ等による掲示やHPでの告知と合わせ記者発表を行う。

② 閉園の判断基準

- 職員等の感染者が多数となり、公園としての機能が維持できないと判断される場合は、閉園するものとする。

- 閉園に当たっては、原則として臨時職員を含む管理センターの職員が10名以上感染した場合とし、備北公園管理センターは国に協議するものとする。

- 閉園は、今後の感染拡大の見込み、自宅療養者の治療経過、来園者の状況等を勘案しながら、感染拡大防止の観点に立ち適切に対応するものとする。

- 閉園する場合は、記者発表を行うとともに、HPでの告知、ゲート部でのチラシによる掲示等広く告知を行うものとする。

③ その他の閉園等

- 備北公園管理センターは、広島県や庄原市等関係自治体からイベント等の自粛要請、公園の閉園等の要請があった場合は、速やかに国に報告するものとする。

- 閉園に当たっては、他の施設の状況等を踏まえながら、感染拡大防止の観点に立ち適切に対応するものとする。

6. 記者発表等

職員等に新型インフルエンザに感染し、利用者サービスの縮小等や閉園を行う場合は、速やかに記者発表を行うものとする。

① 記者発表を実施するケース

以下のケースが発生した場合は、原則記者発表を実施するものとする。

- 公園の利用者サービスの縮小や施設の一部閉鎖を実施する場合
- 閉園する場合

② 記者発表の内容等

- 収益（飲食物販）施設の一部閉鎖等については、国と備北公園管理センター、(株)グリーンウインズさとやまとの連名による記者発表とする。

- 収益（飲食物販）施設以外の一部閉鎖、利用者サービスの縮小、閉園については国と備北公園管理センターとの連名による記者発表とする。

- 記者発表は、投げ込みを基本とする。

- 園内の一部閉鎖、利用者サービスの縮小等については、三次記者クラブへの投げ込みを基本とする。

- 公園の閉園の場合は、三次記者クラブ、広島合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブへの投げ込みを基本とする。

7. その他

① 感染の疑いのある者の入園自粛について

公園内における感染拡大の防止の観点から、発熱症状が継続するなど新型インフルエンザの感染の疑いの有る者及び感染者については、公園への来園を自粛して頂くのが望ましいと考えられるが、入園時に全ての来園者をチェックするのは物理的に不可能であることから、HP等による事前告知の方法によるものとする。

告知時期及び告知内容等については、今後の感染状況や他施設の状況等を勘案し適切に判断するものとする。

② 新型インフルエンザ感染防止の啓蒙

新型インフルエンザの予防にあたっては、うがい、手洗い、マスクの着用、咳エチケットなど、日常の中での予防が重要であることから、国、備北公園管理センター、(独)都市再生機構等は、公園に従事する各職員等とはもとより、公園内での工事を実施する企業等に対しても安全協議会等を通じて、上記「2. 感染防止対策の徹底」を図るよう呼びかけるなど、公園内での感染防止に努めるものとする。

③ 季節性インフルエンザワクチンの予防接種の励行

今後秋冬に向けて、季節性インフルエンザが流行した場合、新型インフルエンザと季節性インフルエンザの両方の発症による職員等の人員確保が懸念され、そのリスクを少しでも回避するとともに、医療機関の混雑の緩和を低減していく観点からも、職員等に体して季節性インフルエンザのワクチンの予防接種を行うよう励行するものとする。

8. 連絡体制

国、備北公園管理センターは、新型インフルエンザの感染防止の徹底、拡大の防止、感染時の対応等に当たり、緊密に連携を図りながら対応を行うものとする。

- 各事業者で新型インフルエンザの感染の疑いがある者がした場合、園内で感染の疑いの有る者が確認された場合及びそれ以降の発症等に至るケースとなった場合、以下の連絡体制により報告、協議等を適宜かつ迅速に実施するものとする。
- 各事業者の報告窓口は以下のものとし、連絡調整を密に図るものとする。

・ 三次河川国道事務所 公園課長

職場 0824-72-5000

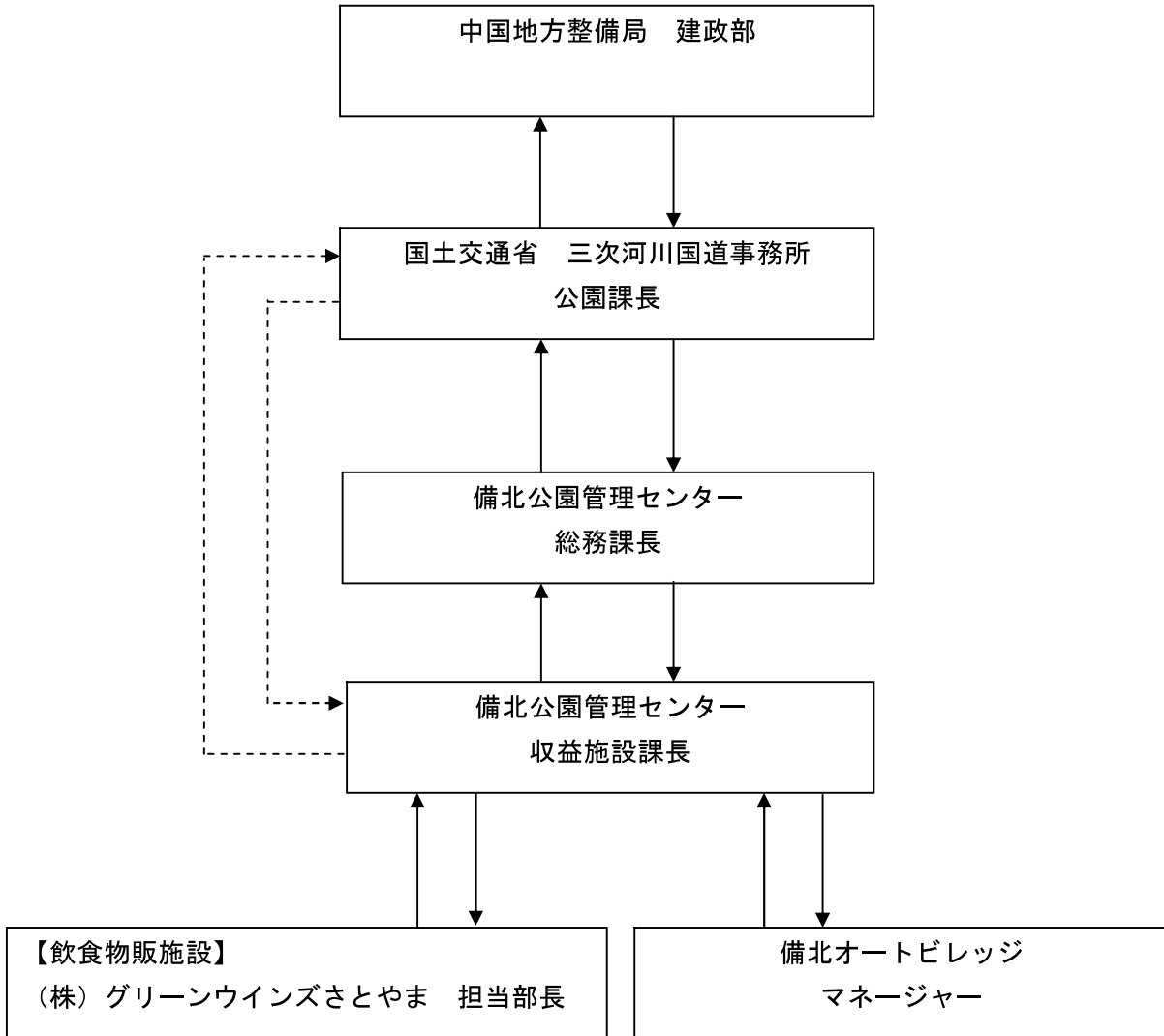
携帯 000-0000-0000

・ 備北公園管理センター 総務課長

職場 0824-72-7000

携帯 000-0000-0000

【連絡体制】



注1) 国事務所職員が新型インフルエンザに発症した場合は、上記連絡体制とは別に総務課長より本局総務部へ報告するものとする。

注2) 飲食物販施設については、(株)グリーンウインズさとやまから備北公園管理センター総務課を通じ、国への報告、協議とする。

平成30年度

災害対策計画書

【抜粋】

平成30年5月

三次河川国道事務所

1. 共 通 編

目 次

(1) 三次河川国道事務所防災業務運営要領	1- 1
表-1 発令基準	1- 4
表-2 発令体制までの手続き	1- 8
表-3 観測通報要領	1- 12
表-4 三次支部組織表	1- 14
表-5 警報・注意報発表基準一覧表	1- 15
表-6 中国横断自動車道尾道松江線 通行規制基準	1- 34
(2) 三次河川国道事務所危機管理対策支部等の設置要領 (防災業務計画を除く)	1- 35
(3) 三次支部災害対策組織表(案)	1- 37
3.1-1 災害対策組織表(風水害関係)	1- 37
3.1-2 災害対策組織表(地震関係)	1- 41
3.1-3 災害対策組織表(水質事故関係)	1- 45
3.2 長期にわたる場合の体制について	1- 46
3.3-1 運営要領第4条第2項にもとづく要員変更計画表(風水害関係)	1- 47
3.3-2 運営要領第4条第2項にもとづく要員変更計画表(地震関係)	1- 49
3.4 三次河川国道情報連絡業務から連絡通報を受けた場合の連絡先	1- 51
3.5 災害発生時における出張所の電話対応について(案)	1- 52
3.6 勤務時間外及び緊急時における連絡先 (貸与携帯電話番号・メールアドレス)	1- 54
3.7 災害対策三次支部設置配置図(災害対策室)	1- 55
(4) 回線系統図(道路・河川通信・テレメータ)	1- 57
4.1 保有車両及びK-λ一覧表	1- 60
4.2 K-λ通話装置呼出名称一覧表	1-63
4.3 無線設備取扱心得(案)	1- 65
4.4 中国地方整備局の無線設備の無償貸付に係わる事務取扱について	1- 68
4.5 業務委託等による国土交通省所属無線設備の取扱要領	1- 75
(5) 災害対策本部配置図	1- 80
(6) 中国地方整備局災害対策用機械管理運営要領	1- 81
(7) 災害臨時ヘリポート	1- 94
(8) 河川、道路等災害応急対策活動等に関する基本協定	1- 97
(9) 災害応急対策活動等に関する基本協定	1- 105
(10) 災害時確保可能(協定業者)資材・機材総括表	1- 114
(11) 国土交通省保有資材位置図	1- 124
(12) 災害協定業者確保可能資材位置図	1- 125
(13) ボランティアに関する事項	1-133
(14) 広報に関する事項	1-134

(15) 災害時における情報交換に関する協定書	1-138
(16) 大規模災害時の情報交換に関する協定書	1-141
(17) 中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ	1-149
(18) 中国地方整備局地現地情報連絡員（リエゾン）派遣要領	1-153
(19) 防災他体制時における通信施設等の点検実施要領	1-161
(20) 風水害・地震時における官庁施設の点検要領（案）	1-164

(1) 三次河川国道事務所 防災業務運営要領

三次河川国道事務所 防災業務運営要領

(目的)

第1条 この要領は、中国地方整備局防災業務計画第1編第3章第5節2項に基づき、防災に関し三次河川国道事務所における要員の配置及び業務分担を明らかにし、支部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織及び業務分掌)

第2条 三次河川国道事務所に総務班、経理班、情報連絡班、広報班、調査班、河川班、道路班、公園班、三次班、吉田班、灰塚ダム班、三次国道班、松江自動車道班、予備班を設け、その組織は、表-4のとおりとし、業務分掌は別に定める災害対策組織表に示す。ただし、人員配置は、必要に応じ各班の判断により適宜増減することができるものとする。

(勤務体制)

第3条 三次河川国道事務所の勤務体制は、次の各号に掲げる体制とし、事務所長の発令により、それぞれの体制に入るものとする。その発令基準及び手続は、表-1,表-2の通りとする。

- (1) 注意体制 1. 2. 3 (支部設置)
- (2) 警戒体制 (支部設置)
- (3) 非常体制 (支部設置)

2 事務所長が不在又は連絡がとれない場合の支部長代行者としては、(技河)副所長、(技道)副所長、(技公)副所長、(事務)副所長の順とし、副所長とも不在又は連絡がとれない場合、工務課長、調査設計課長、河川管理課長、道路管理課長のうち、連絡がとれる者を支部長代行者とする。

(出勤及び待機)

第4条 各体制の発令に応じて各班長は、別に定める災害対策組織表に示す要員を配置させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、状況に応じて支部長は、要員数の変更を指令することができるものとする。

3 各班長は、各体制の発令に応じて係員の出勤あるいは待機の状況を掌握しなければならない。

(報 告)

第5条 各班長は、次の各号に該当する場合には、ただちに支部長に報告しなければならない。但し、(1)号は除く。

- (1) 支部が水防警報を発するとき
- (2) 公共用物に被害があったときその状況
- (3) 観測通報要領(表-3)に定めるもの
- (4) 道路雪害対策計画書に定めるもの
- (5) 各県の一般災害状況
- (6) 直轄区域内で重大な災害の恐れがある場合、又は発生したとき
- (7) 本部から災害対策上重要な事項について指令または通知を受けた場合
- (8) 本部設置の通知を受けた場合
- (9) その他、本部から警告及び情報を入手した場合

2 別に定める災害対策組織表の各担当者は、次項(1)から(5)に該当した場合にはただちに、支部長の承認を得て、本局担当班に報告するものとする。

- (1) 水文及び気象、並びに予警報に関するもの
- (2) 河川災害に関するもの
- (3) ダム管理に関するもの
- (4) 一般国道の交通情報並びに災害に関するもの
- (5) 直轄工事区間の国道の災害に関するもの
- (6) 前号以外の一般災害状況に関するもの(直轄区域内)

3 灰塚ダムについては、次の各号に該当する情報は、灰塚ダム班より本部、支部、関係機関へ連絡、通知、情報提供を行うものとする。

- (1) 洪水警戒体制を発令・解除したとき
- (2) 洪水調節を開始・終了したとき
- (3) ダムの放流警報を行うとき
- (4) 非常用洪水吐きより越流を開始・終了した時
- (5) 前号以外の灰塚ダムに関するもの

(災害時の措置)

第6条 河川及び道路の各班長は、担当区域内に災害が生じるおそれがある場合及び災害が発生した場合、ただちに自ら又は係官を派遣して現地調査を実施し適切な処置をとらなければならない。

2 支部長は、班長の報告を受けた場合、必要に応じて自ら現地に赴き、若しくは係官を派遣し、被害状況を調査し、班長の報告とあわせて、本部長に報告し、指示を受けるものとする。

3 支部長は、本部長に報告すると同時に、関係機関とも密接な連絡の上、応急復旧及び迂回路の指示等、臨機応変の措置をとるものとする。

(観測)

第7条 表一3の観測通報要領に定める観測は、第3条の勤務体制にかかわらず、一般業務に優先してそれぞれ実施するものとする。

(記録の整備)

第8条 各班長は、災害時の活動及び連絡状況（特に部外の連絡事項については内容、日時、相手方の名前、担当者名）を記録すると同時に重要な事項については支部長に報告し、その指示に従うものとする。

(業務の引継)

第9条 支部の体制が解除になったとき、各班は、勤務中の業務をすみやかに整理し、その担当業務をそれぞれ主管課に引継ぐものとする。

(組織計画)

第10条 各課長及び出張所長は、それぞれ班の業務内容、要員の配置を決定し、毎年度始めに事務所長に報告しなければならない。

- 2 各班長は、それぞれ班の業務内容及び要員の配置を、各係長及び係員に周知徹底させるものとする。
- 3 各班長は、業務に必要な用具及び書類を指示し、整備状況を確認し、緊急時の処置により管内の出張所等に支部を移設するものとする。

[付則]

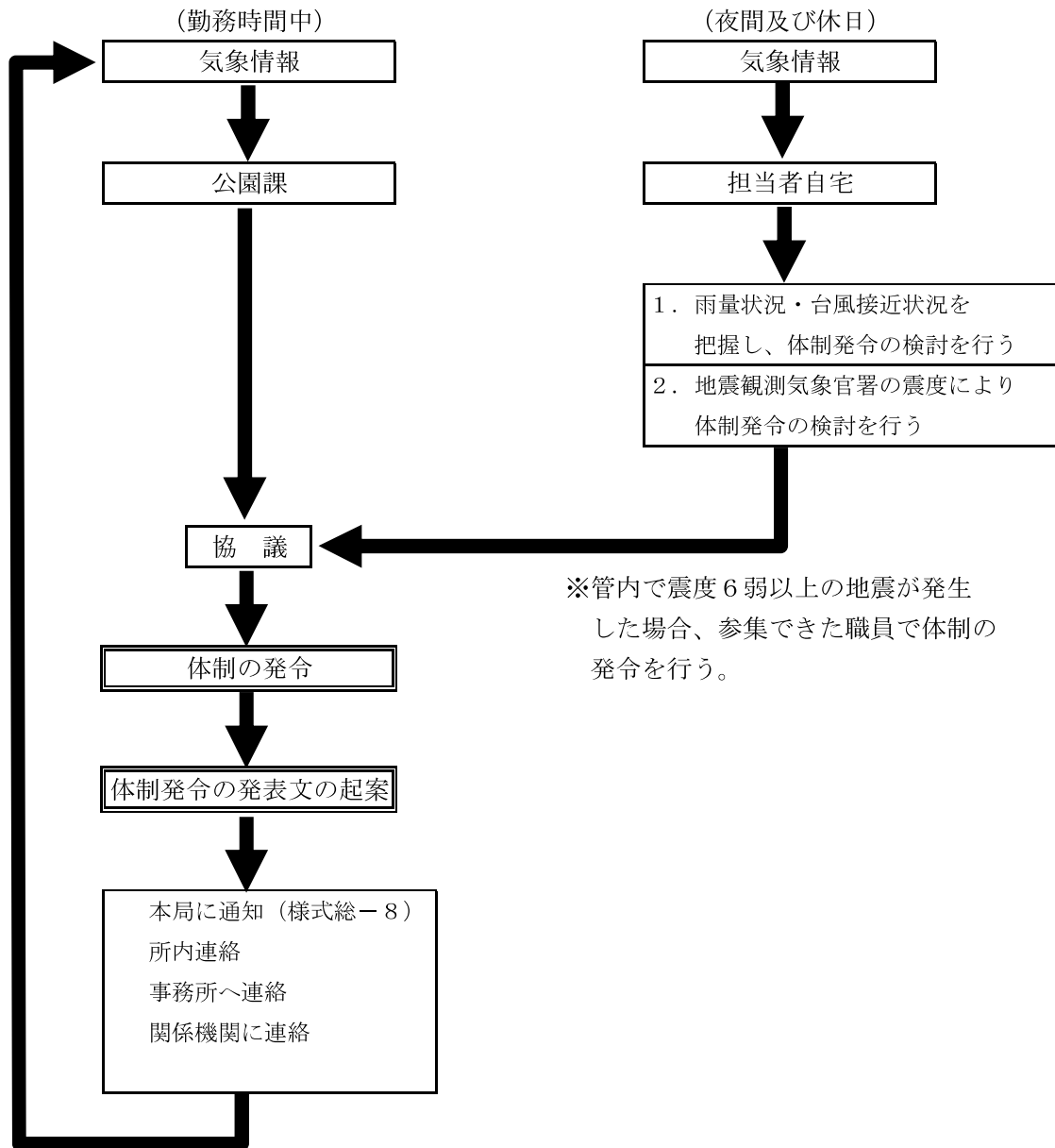
1. この運営要領は平成16年4月1日より適用する。
2. この運営要領は平成21年4月1日より適用する。
3. この運営要領は平成22年4月1日より適用する。
4. この運営要領は平成23年4月1日より適用する。
5. この運営要領は平成24年4月6日より適用する。
6. この運営要領は平成25年5月16日より適用する。
7. この運営要領は平成30年5月22日より適用する。

平成 30 年 5 月 22 日 改正

三次河川国道事務所長

表-2 発令体制までの手続き

4) 公園 ※詳細は公園編を参照。



注) 情報が入れば、表-1発令基準により体制発令の検討、協議を行う。
 なお、発令基準は発令する要因であり、その要因を備北丘陵公園に当てはめ内容等を検討して発令を決定する。
 従って、要因があっても必ず体制を発令するものではない。
 詳細は、「11.公園編」を参照

表－3 観測通報要領

1. 雨量観測通報条件（河川・道路・公園共通）

通報を行う時期	通報時刻	通報内容
大雨注意報が発令され前3時間雨量20mmを超え、なお、降雨のある場合	3時間おき 正 時	3時間雨量と降り始めからの累加雨量 (降り始めの時間)
時間雨量30mmを超え、なお降雨の激しい場合	毎正時	時間雨量と降り始めからの累加雨量 (降り始めからの時間雨量)
日雨量が80mmを超え、なお降雨のある場合	〃	〃
通報指示のあった場合は、やめの指示があるまで通報する。		

注) 統一河川情報をもって、通報に替える。

2. 水位観測通報条件

通報を行う時期	通報時刻
雨量通報を行うと同時に進行	3時間おき
水防団待機水位に達した場合	やめの指示があるまで毎正時
はん濫注意水位に達した場合	原則として毎正時、指示のあった場合30分毎
計画高水位を超えた場合	30分毎
最高水位	起生時後速やかに
通報指示のあった場合	その都度
水位の上昇が急で必要と思われるとき	その都度

注) 統一河川情報をもって、通報に替える。

表－3 観測通報要領

1. 雨量観測通報条件（灰塚ダム）

通報を行う時期	通報時刻	通報内容
洪水警戒体制時	10分毎	10分毎の雨量と降り始めからの累加雨量

注) ダムコン情報をもって、通報に替える。

2. 貯水位、流入量、放流量、水位、流量観測条件

通報を行う時期	通報時刻
洪水警戒体制時	10分毎（放流量は不要）
ゲート操作時	その都度（放流量のみ）

注) ダムコン情報をもって、通報に替える。

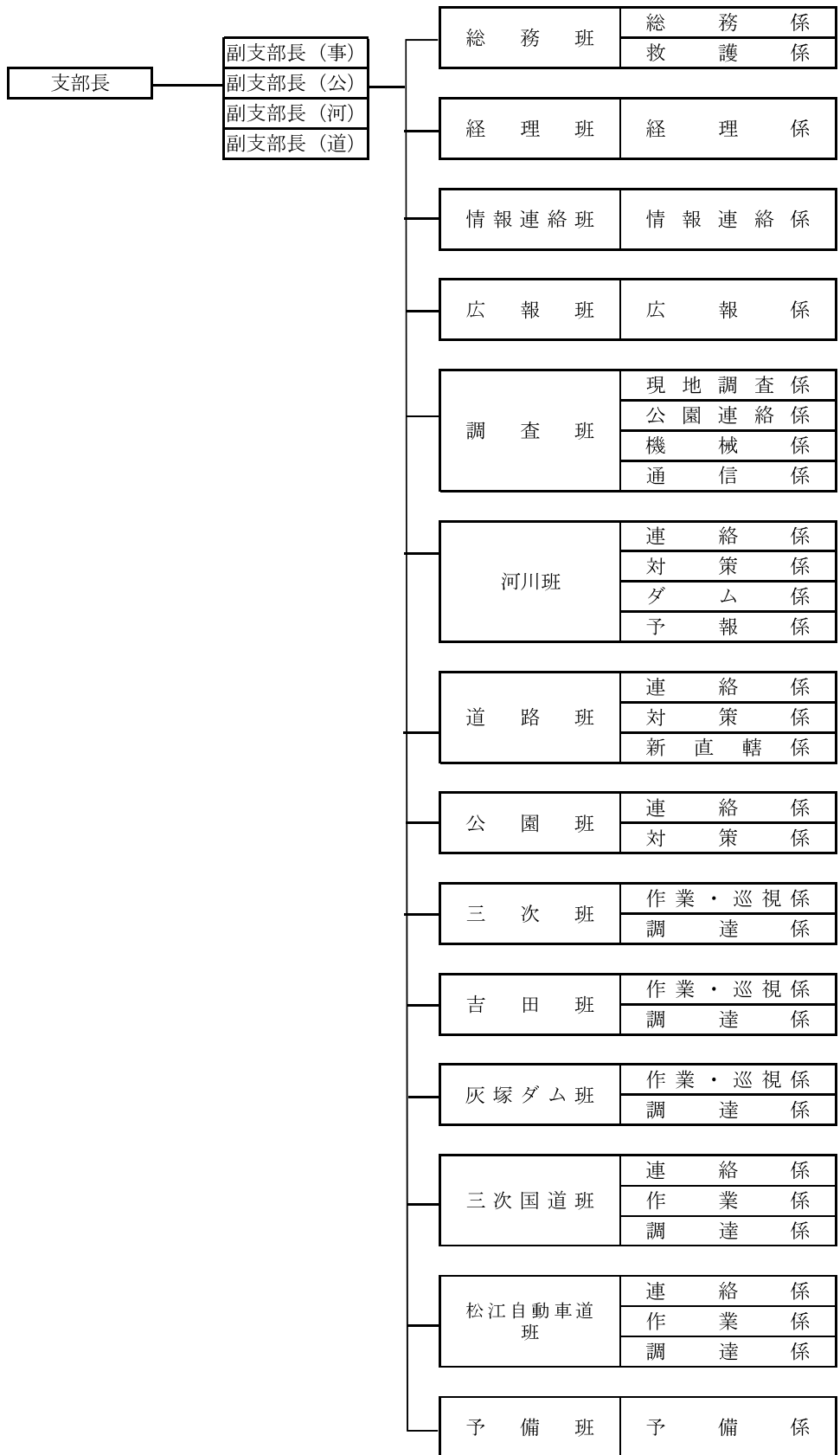
3. 水質観測通報条件

通報を行う時期	通報時刻
洪水の前後	10分毎

注) ダムコン情報をもって、通報に替える。

※上記以外の観測については「灰塚ダム調査測定要領（案）」を参照すること。

表－4 三次支部組織表



警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

平成24年2月28日現在

発表官署		広島地方気象台				
府県予報区		広島県				
一次細分区域		南部		北部		
市町村等をまとめた地域		広島・呉	福山・尾三	東広島・竹原	備北	基北
大雨		区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
洪水		区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
警	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s			20m/s	
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う			20m/s 雪を伴う	
報	大雪	平地 24時間降雪の深さ30cm, 山地 24時間降雪の深さ60cm	平地 24時間降雪の深さ30cm, 山地 24時間降雪の深さ50cm		平地 24時間降雪の深さ30cm, 山地 24時間降雪の深さ60cm	
	波浪(有義波高)	2.5m				
高潮		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
大雨		区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
洪水		区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
強風(平均風速)		陸上 12m/s, 海上 15m/s			12m/s	
風雪(平均風速)		陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う			12m/s 雪を伴う	
大雪		平地 24時間降雪の深さ10cm, 山地 24時間降雪の深さ25cm			平地 24時間降雪の深さ20cm, 山地 24時間降雪の深さ35cm	
波浪(有義波高)		1.5m				
高潮		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合				
雷		落雷等により被害が予想される場合				
融雪						
濃霧(視程)		陸上 100m, 海上 500m			100m	
乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%				
なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*1				
低温		夏期: 最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期: 最低気温-4℃以下*2				
霜		4月以降の晩霜 最低気温4℃以下*1				
着水						
着雪		24時間降雪の深さ: 平地10cm以上 山地30cm以上 気温: 0℃~3℃				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm				

*1 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*2 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

(大阪管区気象台管内)

平成25年6月11日現在

発表官署		松江地方気象台					
府県予報区		島根県					
一次細分区域		東部		西部			
市町村等をまとめた地域		松江地区	出雲地区	雲南地区	浜田地区	益田地区	隠岐
大雨		区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
洪水		区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
暴風(平均風速)		陸上 20m/s, 海上 25m/s	20m/s	陸上 20m/s, 海上 25m/s	陸上 20m/s, 海上 25m/s	24時間降雪の深さ50cm	
暴風雪(平均風速)		陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う		
大雪		平地 24時間降雪の深さ40cm, 山地 24時間降雪の深さ70cm		平地 24時間降雪の深さ40cm, 山地 24時間降雪の深さ70cm	6.0m		
波浪(有義波高)					6.0m		
高潮		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
大雨		区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
洪水		区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					
強風(平均風速)		陸上 12m/s, 海上 15m/s	12m/s	陸上 12m/s, 海上 15m/s	陸上 12m/s, 海上 15m/s		
風雪(平均風速)		陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う		
大雪		平地 24時間降雪の深さ15cm, 山地 24時間降雪の深さ30cm		平地 24時間降雪の深さ15cm, 山地 24時間降雪の深さ30cm	3.0m	24時間降雪の深さ20cm	
波浪(有義波高)					3.0m		
高潮		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
雷		落雷等により被害が予想される場合					
融雪							
濃霧(視程)		陸上 100m, 海上 500m	100m	陸上 100m, 海上 500m	陸上 100m, 海上 500m		
乾燥		最小湿度40%で実効湿度65%					
なだれ		①積雪の深さ100cm以上の場合 ②積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ30cm以上 2 最高気温が8℃以上*1 3 かなりの降雪	①積雪の深さ100cm以上の場合 ②積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ30cm以上 2 最高気温が8℃以上*2 3 かなりの降雪	①積雪の深さ100cm以上の場合 ②積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ30cm以上 2 最高気温が8℃以上*2 3 かなりの降雪	①積雪の深さ100cm以上の場合 ②積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ30cm以上 2 最高気温が8℃以上*3 3 かなりの降雪	最小湿度40%で実効湿度65%	
低温		平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下		平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下		最低気温-4℃以下	
霜		4月上旬～5月中旬の晩霜 最低気温3℃以下					
着水							
着雪		24時間降雪の深さ:平地15cm以上 山地30cm以上 気温:-1℃～2℃					24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-1℃～2℃
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm					

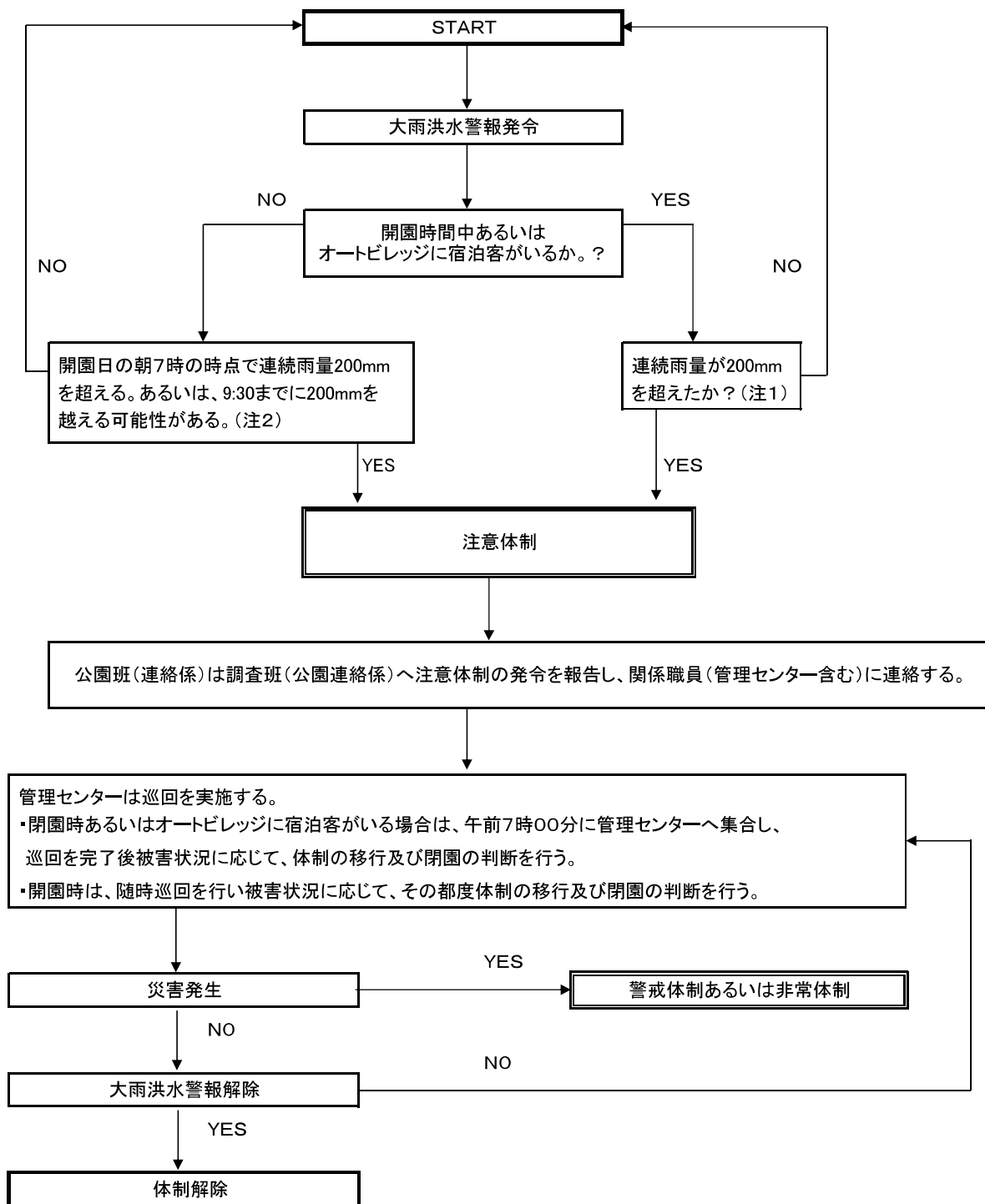
*1 気温は松江地方気象台の値。
*2 気温は浜田特別地域気象観測所の値。
*3 気温は西郷特別地域気象観測所の値。

11. 公 園 編

目 次

降雨・台風による災害対策フロー（国営備北丘陵公園）	11- 1
国営備北丘陵公園体制発令基準の目安	11- 3
国営備北丘陵公園の異常気象等による開・閉園判断目安	11- 4
国営備北丘陵公園開園の判断についての指示系統図	11- 8
風水害及び地震時の連絡体制（国営備北丘陵公園）	11- 9
事故発生時の連絡体制（国営備北丘陵公園）	11-12
情報伝達フロー（国営備北丘陵公園）	11-14
通信関係（国営備北丘陵公園）	11-16
地震に関する事項（国営備北丘陵公園）	11-17
災害対策に関する事項（国営備北丘陵公園）	11-19
体制時初期点検ルート（国営備北丘陵公園）	11-28

降雨による災害対策フロー(国営備北丘陵公園)

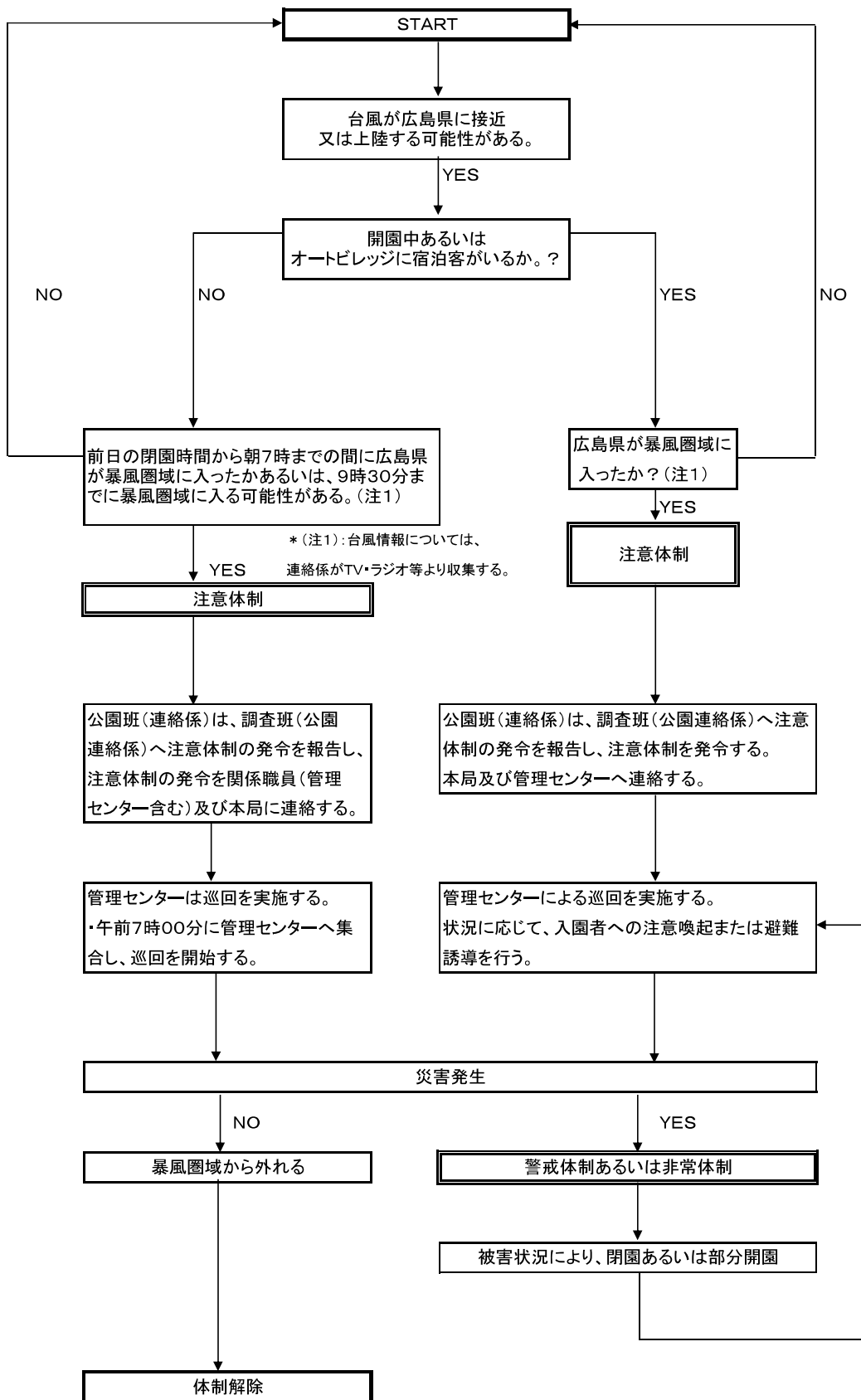


* (注1): 雨量計は管理センターに設置されている。

(注2): 公園課職員及び管理センター職員とも自宅にいるため、管理センターの雨量計の数値は確認できないので、三次河川国道事務所の自動応答(TEL0824-62-3944)の西城あるいは、(財)河川情報センターの携帯端末HP(i.river.go.jp)の庄原の連続雨量(12時間)を確認し、200mmを超えていれば管理センター職員が出動し公園の雨量を確認する。

※大雨警報発令等、気象庁発表の気象情報については連絡係が情報収集を行う。

台風による災害対策フロー(国営備北丘陵公園)



国営備北丘陵公園体制発令基準の目安

【1】発令基準の目安

【注意体制2】

- ④大雨洪水警報が発令され、公園内において災害発生の恐れがある場合
- ⑤台風が広島県に接近又は上陸し、公園内において災害発生の恐れがある場合

【注意体制3】

- ③開園区域内において、開園に支障とならない程度の小規模な災害が発生した場合

注意体制2の**災害発生の恐れがある場合**の目安としては、以下を参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ判断するものとする。

【注意体制2】④の目安

1) 大雨洪水警報が発令され、連続雨量が200mmを超えることが想定される場合

※広島県が測定している直近の雨量計（備北地域一庄原市）の雨量データを基本
※連続雨量200mmについては、三次管内の道路の事前通行規制の基準を準用
道路の法面よりも公園の緩やかな地形からすると安全性は高いと思われるが、1
つの目安とする。（3時間以内で時間雨量が2mm以下の場合リセット）

国営備北丘陵公園の異常気象等による閉・開園判断目安

【1】閉園の判断について

公園の閉園の判断については、公園利用者の安全並びに財産の確保のため閉園が必要とされる場合、公園管理者の決定に基づき公園の全部又は一部の区域を閉園するものとする。

具体的には、以下を目安として判断するものとする。

(1) 昼間の開園時間の場合

①風水害

- ・開園時間中に台風経路図〔気象庁〕の暴風警戒域に含まれることが予報され、かつ開園時間中に台風の暴風域に入る確率〔気象庁〕が50%以上となった場合
- ・庄原市に大雨洪水警報が発令され、連続雨量が200mmを超過した場合
- ・園路への土砂流出や施設の損壊等により、開園に支障となる災害が発生した場合。

(開園に支障が出る災害の事例)

- ・自動車園路への土砂流出や法面崩落等
- ・建物への法面崩落等による損壊等

②地震

- ・当該地域で震度4以上の地震が発生し、園路への土砂流出や施設の損壊等開園に支障となる災害が発生した場合
- ・当該地域で震度4以上の地震が発生し、点検により地震によるクラック等の被災が園内各所で確認され、広範囲に災害発生のおそれがある場合

③大雪

- ・庄原市に「大雪警報」が発令され、公園内の積雪が30cmを超えるとき、又は今後も降雪が継続し積雪30cmを超える可能性が高い場合

④その他災害

【火災】

- ・非常体制の場合（開園時、園内で大規模な火災が発生した場合）

【事故】

- ・公園内で大規模な交通事故等が発生し、開園に支障となる場合
- ・公園内で危険物に関する事故又は重大な環境汚染等の可能性がある事故等が発生した場合

【テロ・事件】

- ・公園内でテロリスト等による爆破、危険物持込等の予告があった場合
- ・公園内で重大な殺傷事件や施設破壊事件が発生し、救護や捜査活動が継続して行われる場合

(2) 夜間でキャンプ場に宿泊者がいる場合

①風水害

原則(1)と同様であるが、上記事象によりキャンプ場宿泊者の安全が脅かされる恐れがある場合

②地震

原則(1)と同様であるが、上記事象によりキャンプ場宿泊者の安全が脅かされる恐れがある場合

③その他災害

【火災】

- ・非常体制の場合(開園時、園内で大規模な火災が発生した場合)
但し、この場合の開園とは、夜間オートキャンプ場での宿泊者がいる場合を含む)

【事故】

- ・公園内で大規模な交通事故等が発生し、開園に支障となる場合

【テロ】

- ・公園内でテロリスト等による爆破予告が発生した場合

【危険物】

- ・公園内で、危険物に関する事故又は重大な環境汚染等の可能性がある事故等が発生した場合

【2】閉園の指示系統

- 閉園の流れについては、別紙系統図を基本とし、事務所長が整備局長に上申するとともに、事務所長(総括調査職員)の判断により閉園するものとする。
- 但し、公園利用者の安全及び財産の確保が困難となる場合で臨機の措置が必要となる場合は、公園管理センター長の判断により閉園することができるものとする。
この場合、速やかに報告するものとする。

【3】閉園の具体的措置方法

(1) 昼間の開園時間

- ① 閉園と判断した場合、速やかに中入口、北入口、熊野口の各ゲート入口部をバリケード又はチェーンで閉鎖するとともに、閉園の理由を入口部に掲示するものとする。(出口はそのままとする)
- ② 園内放送において閉園する旨をアナウンスするとともに、合わせて巡視員の巡視により、公園利用者に個別に声をかけ、周知するものとする。

- ③ 駐車場の車の有無や巡視員による巡視により、公園利用者全員が園外へ出たことが確認できた後、出口部をバリケード又はチェーン等で閉鎖する。

※ 入園料の払い戻し

原則、払い戻しを実施するものとするが、退園者が多数（数百人単位以上）となり、払い戻しに時間を要することで、利用者の安全及び財産の確保が脅かされるような場合は、払い戻しは行なわないものとする。

(2) 夜間でキャンプ場に宿泊者がいる場合

- ① キャンプ場職員は、宿泊者に対し閉園する旨を告知し、退去を促す。
- ② その際、なるべく安全に宿泊できる施設等の斡旋も合わせて行うが、他の宿泊施設への移動が困難な場合、園内で安全と判断される施設（オートビレッジ管理棟等）へ誘導し保護する。
- ③ 翌朝、天候の状況等をもって退去させる。

※夜間のキャンプ場ゲートは閉鎖済み。

【4】部分閉園について

- 公園の開園に支障となるような災害等が発生した場合、災害箇所が限定的であっても他のエリアも被災する可能性が否定できないことから、原則全面閉園とする。

（但し、夜間でオートキャン場宿泊者がいる場合は、既に部分開園となっているため、部分閉園となる。）

【5】開園の判断について

公園利用者の安全並びに財産の確保に支障が無いと判断された場合、公園管理者の決定に基づき公園の全部又は一部を開園するものとする。

具体的には、以下を目安として判断するものとする。

- | |
|---|
| <p>○公園内の点検結果により、今後災害発生の恐れがある異常が確認されていない。</p> <p>○被災した箇所がある場合はその復旧が完了し、被災の拡大の恐れがない。</p> <p>○気象条件が回復し、今後災害発生の恐れが予想されない。</p> |
|---|

※被災した箇所がある場合、その箇所の安全確保を行い、かつ利用者動線の状況等を踏まえ、部分開園とする。（エリアの一部閉鎖、園路の部分的閉鎖、施設の一部閉鎖等被災状況を踏まえ判断する）

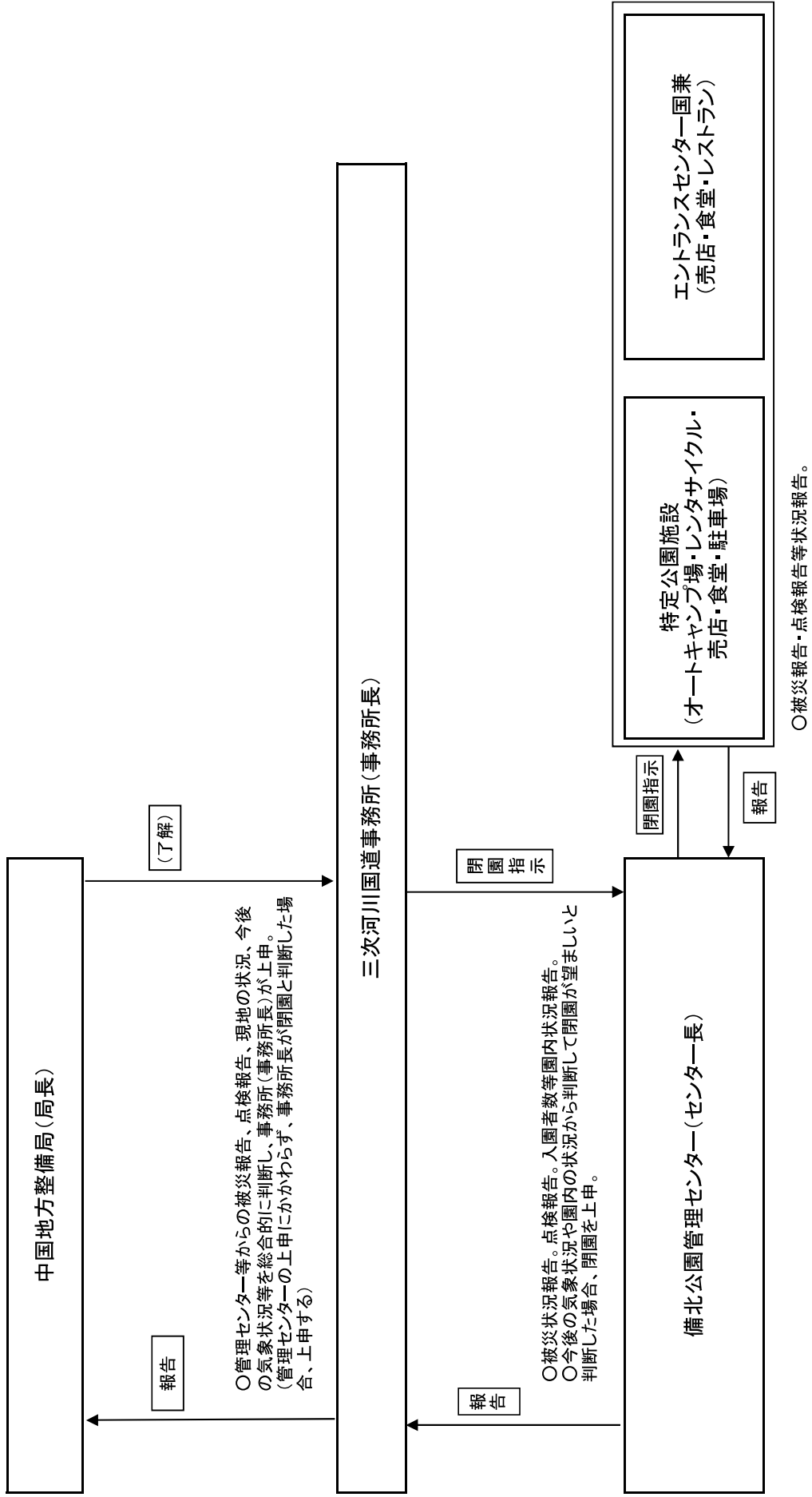
人が埋まっている可能性がある場合の対応

備北丘陵公園の場合、長大法面は存在しないため土砂崩落による人の生き埋めは想定しがたいが、地震による建物の損壊による可能性が存在する。

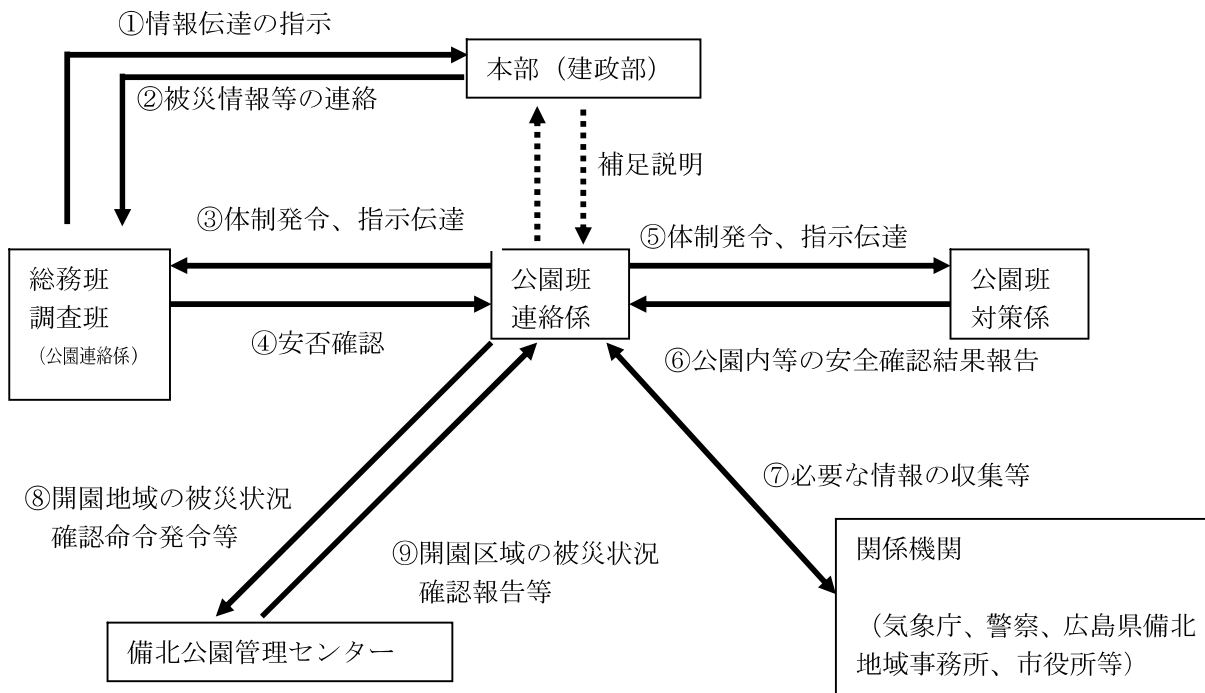
この場合、以下の対応により行動する。

- ① 緊急連絡体制表により、警察署、消防署に連絡
- ② 災害協定業者への対応要請（夜間作業で照明車が必要な場合出動要請）

国営備北丘陵公園 閉園の判断についての指示系統図



■ 情報伝達フロー（国営備北丘陵公園）



① 本部（建政部） → 調査班（公園連絡係）、公園班（連絡係）

- ・ 事務所の体制発令、被災状況等報告書指示
- ・ 公園内施設点検発令
- ・ その他災害対策本部連絡事項の連絡

② 調査班（公園連絡係）、公園班（連絡係） → 本部（建政部）

- ・ 体制発令の報告
- ・ 被災状況報告
- ・ 施設点検結果報告
- ・ （災害発生の場合）災害箇所応急復旧措置の検討内容報告
- ・ 公園利用者の安否情報報告
- ・ 体制解除の報告

③ 公園班連絡係 → 総務班

- ・ 体制発令
- ・ 本部からの指示伝達
- ・ 体制解除

④ 総務班 ↔ 公園班連絡係

- ・ 安否確認

- ⑤ 公園班連絡係 → 公園班対策係
 - ・ 体制発令
 - ・ 本部からの指示伝達
 - ・ 庁舎内外の安全確認・点検結果報告依頼
 - ・ 公園予定地被災状況等確認結果報告依頼
 - ・ (災害発生の場合) 災害箇所応急復旧措置の検討内容報告依頼
 - ・ 体制解除
- ⑥ 公園班対策係 → 公園班連絡係
 - ・ 庁舎内外の安全確認・点検結果報告
 - ・ 公園予定地被災状況等確認結果報告
 - ・ 災害箇所応急復旧措置の検討内容報告
- ⑦ 公園班連絡係 ↔ 関係機関
 - (ア) 気象情報の収集 (気象庁)
 - (イ) 周辺道路等の被災状況、規制状況、迂回路等の情報収集 (広島県備北地域事務所、市役所)
 - (ウ) 周辺河川等の被災状況等の情報収集 (広島県備北地域事務所、市役所)
- ⑧ 公園班連絡係 → 管理センター
 - (ア) 事務所の体制発令連絡
 - (イ) 開園区域の被災状況確認命令発令
 - (ウ) 開園区域の公園施設点検命令発令
 - (エ) (開園時間内の場合) 利用者の安否確認指示
 - (オ) (開園時間内で、被災の可能性が高い、あるいは災害発生の場合) 公園の開園指示
 - (カ) (開園時間外の場合) オートキャンプ場利用者の安否確認指示
 - (キ) (開園時間外で、被災の可能性が高い、あるいは災害発生の場合) 翌日の公園の開園指示
- ⑨ 管理センター → 公園班連絡係
 - (ア) 管理センターの体制連絡
 - (イ) 開園区域の被災状況報告
 - (ウ) 開園区域の公園施設点検結果報告
 - (エ) (開園時間内の場合) 利用者の安否確認結果報告
 - (オ) (開園時間外の場合) オートキャンプ場利用者の安否確認結果報告

通信関係（国営備北丘陵公園）

無線呼出し名一覧表

種 別	呼出し名称	摘 要
事務所	建設備北	
車 載	建設備北 1	エクストレイル
携 帯	建設備北 5 1	
携 帯	建設備北 5 2	
携 帯	建設備北 5 3	備北管理センター
携 帯	建設備北 5 4	備北オートビレッジ

地震に関する事項（国営備北丘陵公園）

1. 地震時の初動体制

地震時の初動体制については、中国地方整備局制定「地震時初動マニュアル」によるものとする。

1) 勤務時間内

勤務時間内においては、発令基準に基づいてすみやかに支部体制に入る。

2) 勤務時間外

勤務時間外の地震発生に際しては、テレビ・ラジオ等で発表される気象庁の示す震度により、下表のとおり参集し、支部体制に入る。

ケース	気象庁発表の震度	参集者	備考
1	3	翌日時間内等に対応	
2	4以上	公園課内参集可能者全員	

2. 避難等

地震時における職員等の避難は、別紙「避難等要領」に基づき行動する。

3. 諸施設の点検

地震時の庁舎等の諸施設の点検は、中国地方整備局の定める「地震時における諸施設等点検要領（案）」に基づき実施する。

避 難 等 要 領

(目的)

第1条 本要領は、地震発生時における迅速かつ安全な避難及び避難後の速やかな安全確認を目的とする。

(安全確保)

第2条 地震が発生した場合、職員及び業務委託従事者（以下「職員等」という。）は机の下に身を隠すなどの身の安全確保を図る。

(火災防御)

第3条 職員等及び火気責任者は直ちに身辺、湯沸場等の火気の始末を行い、火災発生の防止に努める。

(避難)

第4条 職員等は、地震発生状況を見て避難を開始する。

- 2、避難の際は、誘導責任者の指示に従い避難するものとする。
- 3、誘導責任者は、次に掲げる者とする。

公園課 施設保全係長

(避難場所)

第5条 避難場所は、公園課駐車場とする。

(安全確認)

第6条 避難後は、所属長は直ちに職員等の安全確認を行い、避難状況（別紙様式）を安全確認責任者に報告する。なお、所属長不在の場合は建制順位による。

- 2、指定された場所に避難できなかった職員等は、何らかの方法で所在を速やかに所属長に報告するように努めなければならない。
- 3、業務時間外においては、職員は避難後何らかの方法を講じて、近くの職員間で連絡を取り合い、所在を所属長へ報告するように努めなければならない。なお、その場合には家族の安否も併せて報告するものとする。
- 4、安全確認責任者は各課の避難状況を集約し、災害対策本部へ報告するものとする。

(安全確認責任者)

第7条 安全確認責任者は、事務所長とする。

なお、安全確認責任者不在の場合は建制順位による。

災害対策に関する事項（国営備北丘陵公園）

（目的）

対策係は風水害、地震時等における開園区域の巡視を随時行い被災箇所の調査、対策を行う。

（体制）

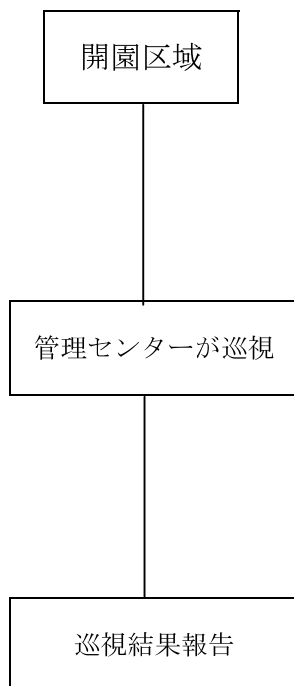
体制については別紙－Aによるが、状況に応じ臨機に対応するものとする。

（報告）

巡視結果は適宜、公園課（公園班長）へ報告する。

■ 風水害時における巡視

対策係



①巡視範囲

別紙-Aにより巡視する。

②巡視内容

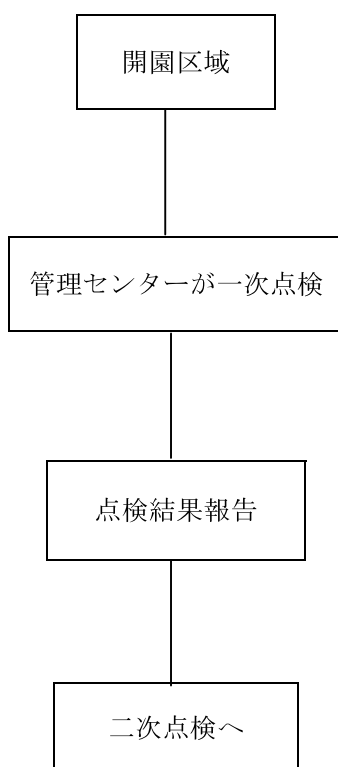
管理センターは、別紙A-1, A-2, A-3及び別紙-Bにより点検を実施する。

③報告

管理センターは、適宜、公園課（公園班長）へ報告する。

■ 地震時における巡視

対策係



①巡視範囲

別紙-Aにより巡視する。

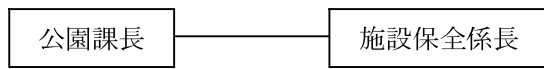
②巡視内容

管理センターは、別紙A-1、A-2、A-3及び別紙D、別紙E-1、E-2により点検を実施する。

③報告

管理センターは、適宜、公園課（公園班長）へ報告する。

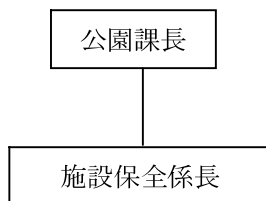
対策班 召集連絡体制



*連絡がつかない場合は下位へ行うこと

*地震時（震度4以上）は連絡がとれない場合が想定されるので中国地方整備局制定「地震時初動マニュアル」による。

対策班 巡視連絡体制



*各班の班長は適宜連絡を入れること。（時間、場所、状況等）

風水害点検項目表

項目	点検項目	内容
路面	路面、構造物付近	クラック、陥没、段差の状況
路肩	路肩	クラック、陥没、段差、ガードレール等の状況
法面	切土部、盛土部	クラック、崩壊、落石等の状況
橋梁	(イ) 床板、橋面舗装、高欄 (ロ) 伸縮継手、支承部 (ハ) 下部工、護岸	亀裂、破損 破損、沓座のずれ、アンカー等の状況 下部工の傾斜、沈下等の状況
擁壁工、護岸	擁壁、護岸	亀裂、はらみ出し、滑動、沈下等の状況
横断施設	BOX、地下道	階段と本体との付根等の状況、沈下、ずれ、傾斜等の状況
建物	建物本体、外構等	別紙C参照
その他	遊具	破損等の状況
	照明、標識、外周柵	倒壊、落下、沈下等の状況
	マンホール	沈下、蓋の落込み、変形等の状況
	樹木	倒木等の状況
	通信施設	回線状態（通話確認）の状況
	調整池、ため池	漏水、クラック、陥没、段差の状況
	占用物件	通行に支障の状況
	その他	

国営備北丘陵公園分室 支部状況報告用紙（営繕）

支 部 長	副 支 部 長	班 長	担 当 者	整 理 済
題 目	支部状況報告第 号			
施 設 名		構造・規模		
所 在 地		方 法	FAX ・ マイクロ	
発 信	平成 年 月 日 時 分	受 信	平成 年 月 日 時 分	
人的被害の有無	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有（死者 人、負傷者 人）		
建築等の沈下	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有（建物 cm、地盤 cm）		
建物全体の傾斜	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 傾斜小 <input type="radio"/> 傾斜大		
建内への浸水	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有（床上 cm、地下室・ピットの床上 cm）		
部 位 等	被 害 状 況			
外 構	門、塀	<input type="radio"/> ひび割れ	<input type="radio"/> 開閉が不自由	<input type="radio"/> 破損、転倒
	構内舗装	<input type="radio"/> 亀裂小	<input type="radio"/> 亀裂大	<input type="radio"/> 陥没 <input type="radio"/> 冠水
	排水桝	<input type="radio"/> 排水不良	<input type="radio"/> 沈下（約 cm）	
	電柱、外灯、樹木	<input type="radio"/> ランプの破損 <input type="radio"/> 傾斜小	<input type="radio"/> 不点灯 <input type="radio"/> 傾斜大	<input type="radio"/> 破損、転倒 <input type="radio"/> 転倒
構 造 体	柱	<input type="radio"/> ひび割れ	<input type="radio"/> 表面剥離	<input type="radio"/> 鉄筋が露出 <input type="radio"/> 鉄筋が屈曲
	梁	<input type="radio"/> ひび割れ	<input type="radio"/> 表面剥離	<input type="radio"/> 鉄筋が露出 <input type="radio"/> 鉄筋が屈曲
	外壁	<input type="radio"/> ひび割れ	<input type="radio"/> 表面剥離	<input type="radio"/> 鉄筋が露出
	内壁	<input type="radio"/> ひび割れ	<input type="radio"/> 表面剥離	<input type="radio"/> 鉄筋が露出
	庇	<input type="radio"/> ひび割れ	<input type="radio"/> 表面剥離	<input type="radio"/> 鉄筋が露出
屋 根	屋根	<input type="radio"/> 亀裂小	<input type="radio"/> 亀裂大	<input type="radio"/> 破損
建 具 等	天井	<input type="radio"/> 垂下り <input type="radio"/> 破損 <input type="radio"/> 落下		
	窓	<input type="radio"/> ガラスの破損 <input type="radio"/> 開閉が不自由 <input type="radio"/> 破損		
	扉	<input type="radio"/> ガラスの破損 <input type="radio"/> 開閉が不自由 <input type="radio"/> 破損		
設 備	照明器具	<input type="radio"/> ランプの破損	<input type="radio"/> 不点灯	<input type="radio"/> 器具の破損、落下
	電気室内機器	<input type="radio"/> 警報が鳴る	<input type="radio"/> 配線等の破損	<input type="radio"/> 機器の破損、転倒
	機械室内機器	<input type="radio"/> 警報が鳴る	<input type="radio"/> 配線等の破損	<input type="radio"/> 機器の破損、転倒
	屋上機器	<input type="radio"/> 警報が鳴る	<input type="radio"/> 配線等の破損	<input type="radio"/> 機器の破損、転倒
	エレベーター	<input type="radio"/> 一時停止（20分以内）		<input type="radio"/> 動作不良、停止 <input type="radio"/> 機器の破損
使用状況等	停電の状況	<input type="radio"/> 一時停止（20分以内）		<input type="radio"/> 長時間停電 <input type="radio"/> 通電不可能
	冷暖房の状況	<input type="radio"/> 一時停止（20分以内）	<input type="radio"/> 長時間停止	<input type="radio"/> 冷暖房不可能 <input type="radio"/> 漏水
	給水の状況	<input type="radio"/> 一時停止（20分以内）	<input type="radio"/> 長時間断水	<input type="radio"/> 給水不可能 <input type="radio"/> 漏水
	排水の状況	<input type="radio"/> オーバーフロー（20分以内）		<input type="radio"/> 長時間オーバーフロー <input type="radio"/> 排水不可能
	ガスの状況	<input type="radio"/> 一時停止（20分以内）		<input type="radio"/> 長時間供給停止 <input type="radio"/> 供給不可能 <input type="radio"/> もれ
その他：（屋根や窓廻りからの室内への漏水や、家具の転倒などがありましたら記入願います）				
※この票で建物の点検を行い、被害がない場合は様式総-8のみを営繕班へ送付。				

<公園施設>

別紙D

地震時一次点検項目表

項目	点検項目	内容
路面	路面、構造物付近	クラック、陥没、段差の状況
路肩	路肩	クラック、陥没、段差、ガードレール等の状況
法面	切土部、盛土部	クラック、崩壊、落石等の状況
橋梁	(イ) 床板、橋面舗装、高欄 (ロ) 伸縮継手、支承部 (ハ) 下部工、護岸	亀裂、破損 破損、杓座のずれ、アンカー等の状況 下部工の傾斜、沈下等の状況
擁壁工、護岸	擁壁、護岸	亀裂、はらみ出し、滑動、沈下等の状況
横断施設	BOX、地下道	階段と本体との付根等の状況、沈下、ずれ、傾斜等の状況
建物	本体、外構等	別紙-C参照
その他	遊具 照明、標識、外周柵 マンホール 樹木 通信施設 調整池、ため池 占用物件 その他	破損等の状況 倒壊、落下、沈下等の状況 沈下、蓋の落込み、変形等の状況 倒木等の状況 回線状態（通話確認）の状況 漏水、クラック、陥没、段差の状況 通行に支障の状況

地震時二次点検項目表

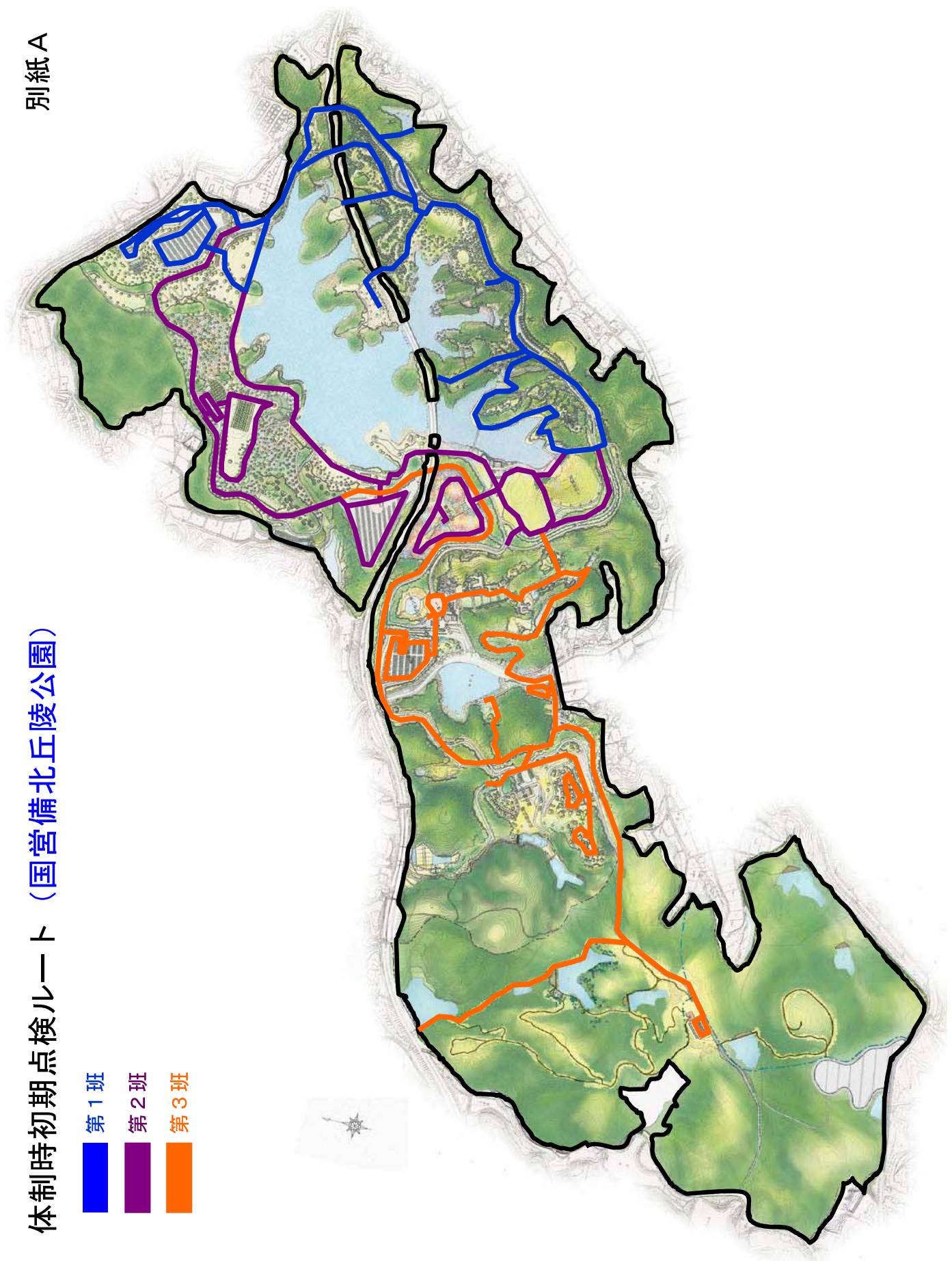
項目	点検項目	内容
路面	路面、構造物付近の路面、性状	クラックの状況、変形、陥没状況、局部的な盛り上り、目地縁部の破損の状況段差等
路肩	路肩	クラックの状況、変形、陥没状況、段差等
法面	切土部、盛土部	クラック、崩壊等異常の有無、法面における落石の状況、浮石等の状況、法面の保護工、排水工、落石防止工等、法面に設けられた施設の状況
橋梁	(イ) 床版、橋面舗装	床版コンクリートの亀裂、橋面舗装の盛り上がり状況
	(ロ) 地覆、高欄	亀裂、高欄の状況、破損変形の有無
	(ハ) 伸縮継手	溶接箇所破損の有無、変形亀裂の有無
	(ニ) 支承部	支承の状況、アンカーの状態、変形の有無、支承下コンクリートの亀裂の有無
	(ホ) 主構部	主構の状況、曲りの有無、めじれの有無、切損、亀裂、コンクリート桁のクラック等の有無
	(ヘ) 下部工	下部工の状況、沈下傾斜の有無
	(ト) その他	護岸の状況 添加物（占用物件等）の状況

地震時二次点検項目表

項目	点検項目	内容
擁壁工、護岸 横断施設 建物 その他	(イ) 擁壁 (ロ) 護岸 BOX、地下道 本体、外構等 遊具 照明、標識等、外周柵 マンホール 樹木 通信施設 調整池、ため池 占用物件 (占用者に対する指導) その他	クラック、目地切れ、はらみ出し、滑動等異常の有無 背面土砂のクラック、空隙の有無、沈下移動の有無 クラック、沈下等構造物の異常の有無 官庁施設応急危険度判定表による 変形、破損等の有無 ポール、支柱の湾曲、灯具板取り付け部の状況及び破損の有無 マンホールの異常の有無 倒木、破損等の有無 回線異常の有無 亀裂、沈下、すべり崩壊、ゲート、構造物等の異常の有無 占用者による点検結果の確認 緊急時の機動体制の確認

体制時初期点検ルート（国営備北丘陵公園）

- 第1班
- 第2班
- 第3班



災害時点検箇所リスト(国営備北丘陵公園)

管理センター 第1班 点検リスト(案)

北入口 → きゅうの森 → 林間アスレチック → つどいの里(高速沿い樹木倒木等の重点点検)

番号	対象		エリア	場 所	点検施設	点検項目	備 考
	風水害	地震					
1		○	北入口センターエリア	北入口料金所等	建物	破損、設備故障等	
2		○	北入口センターエリア	第5駐車場	駐車場	クラック等	
3		○	北入口センターエリア	エントランスセンター国兼	建物	破損、設備故障等	
4	○	○	北入口センターエリア	湖畔広場	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
5		○	北入口センターエリア	北入口サイクリングセンター	建物	破損、設備故障等	
6	○	○	北入口センターエリア	遊びの原っぱ	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
7		○	北入口センターエリア	浄水場	建物	破損、設備故障等	
8		○	つどいの里	新宮山橋	橋梁	クラック、段差等	
9		○	つどいの里	宮山橋	橋梁	クラック、段差等	
10	○	○	つどいの里	導寸池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
11		○	つどいの里	第4駐車場	駐車場	クラック等	
12		○	つどいの里	クラブハウス	建物	破損、設備故障等	
13	○	○	つどいの里	グラウンドゴルフコース	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
14	○	○	つどいの里	スポーツ広場	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
15		○	つどいの里	大平橋	橋梁	クラック、段差等	
16		○	つどいの里	小田ノ口橋	橋梁	クラック、段差等	
17		○	つどいの里	友愛橋	橋梁	クラック、段差等	
18		○	つどいの里	さくら展望台	木製施設	破損等	
19		○	つどいの里	第3駐車場	駐車場	クラック等	
20		○	つどいの里	きゅうの森休憩所	建物	破損、設備故障等	
21		○	つどいの里	きゅうの森	遊具	破損等	
22		○	つどいの里	林間休憩所入口通路	カルバート	クラック、段差等	
23		○	つどいの里	林間休憩所	建物	破損、設備故障等	
24		○	つどいの里	林間アスレチックコース	遊具	破損等	
25	○	○	つどいの里	つどい橋	橋面、下部工等	クラック、段差等	
26	○	○	つどいの里	林間アスレチック	ウッドデッキ	クラック、崩落等	

※点検途中の樹木及び路面(陥没、クラック)の状況は適宜確認すること

管理センター 第2班 点検リスト(案)

花の広場 → 大芝生広場 → 第2駐車場 → みのりの里

番号	対象		エリア	場 所	点検施設	点検項目	備 考
	風水害	地震					
1		○	花の広場	花の広場入口園路	カルバート	クラック、段差等	
2		○	花の広場	花の広場入口上サイクリングコース	カルバート	クラック、段差等	
3	○	○	花の広場	花の広場	草花等	陥没、倒木等	
4		○	花の広場	2、3駐分岐前車道カルバート	カルバート	クラック、段差等	
5		○	花の広場	花の広場入口地下道	カルバート	クラック、段差等	
6		○	大芝生広場	ちびっこゲレンデ	遊具	破損等	
7	○	○	大芝生広場	芝生広場	樹木、芝生等	陥没、倒木等	
8		○	大芝生広場	湖畔レストハウス	建物	破損、設備故障等	
9		○	大芝生広場	きゅうの丘	大型複合遊具	破損等	
10		○	大芝生広場	芝生広場入口園路上サイクリングコース	カルバート	クラック、段差等	
11		○	大芝生広場	ひばの里入口園路	カルバート	クラック、段差等	
12		○	みのりの里	第6駐車場	駐車場	クラック等	
13	○	○	みのりの里	なし園	果樹等	倒木等	
14	○	○	みのりの里	スイセンガーデン	法面、石積等	崩落等	
15	○	○	みのりの里	国兼池堰堤	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
16		○	みのりの里	第2駐横車道	橋梁	クラック、段差等	
17		○	みのりの里	第2駐バス停	カルバート	クラック、段差等	
18		○	みのりの里	第2駐車場	駐車場	クラック等	
19		○	みのりの里	第2駐前車道	カルバート	クラック、段差等	
20		○	みのりの里	中国自動車道カルバート	カルバート	クラック、段差等	
21		○	みのりの里	ログハウス	建物	破損、設備故障等	
22		○	みのりの里	国兼跨道橋	橋梁	クラック、段差等	

管理センター 第3班 点検リスト(案)

中の広場 → ひばの里 → いこいの森 → オートキャンプ場(星の里)

番号	対象		エリア	場 所	点検施設	点検項目	備 考
	風水害	地震					
1		○	中入口センターエリア	第1分岐付近車道擁壁	石積擁壁	崩落等	
2		○	中入口センターエリア	第1駐車場歩道橋	橋梁	クラック、段差等	
3		○	中入口センターエリア	第1駐車場	駐車場	クラック等	
4		○	中入口センターエリア	中の広場入口歩道橋	カルバート	クラック、段差等	
5	○	○	中入口センターエリア	中の広場、棚田	樹木等	陥没、倒木等	
6		○	中入口センターエリア	ビジターセンター	建物	破損、設備故障等	
7		○	中入口センターエリア	中入口サイクリングセンター	建物	破損、設備故障等	
8		○	中入口センターエリア	中入口料金所	建物	破損、設備故障等	
9		○	中入口センターエリア	中入口歩道脇擁壁	石積擁壁	崩落等	
10		○	中入口センターエリア	林正橋	橋梁	クラック、段差等	
11		○	中入口センターエリア	大型駐車場	駐車場	クラック等	
12		○	ひばの里	古代たたら工房	建物	破損、設備故障等	
13		○	ひばの里	木の工房	建物	破損、設備故障等	
14		○	ひばの里	神楽殿・参集殿	建物	破損、設備故障等	
15		○	ひばの里	さとやま展示館	建物	破損、設備故障等	
16		○	ひばの里	やきもの工房	建物	破損、設備故障等	
17		○	ひばの里	上の農家	建物	破損、設備故障等	
18		○	ひばの里	下の農家	建物	破損、設備故障等	
19		○	ひばの里	さとやま屋敷	建物	破損、設備故障等	
20	○	○	ひばの里	田んぼ	擁壁	クラック等	
21	○	○	ひばの里	Bゲート通路等	擁壁	クラック等	
22	○	○	いこいの森	日の本池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
23	○	○	いこいの森	H20被災箇所	法面等	擁壁変異・クラック、濁水等	
24	○	○	いこいの森	又池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
25	○	○	いこいの森	おちょうさん池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
26	○	○	いこいの森	おちょうさん池下流側(左)	管理道法面	崩落、落石	
27	○	○	いこいの森	おちょうさん池下流側(左)	ブロック積擁壁		
28	○	○	いこいの森	伝代池	堤体・洪水吐け等	水位、堤体クラック、陥没等	
29		○	星の里(キャンプ場)	キャンプ場車道カルバート	カルバート	クラック、段差等	
30		○	星の里(キャンプ場)	管理棟	建物	破損、設備故障等	
31		○	星の里(キャンプ場)	コテージ	建物	破損、設備故障等	
32	○	○	星の里(キャンプ場)	熊野池	堰堤	水位、堤体クラック、陥没等	
33	○	○	星の里(キャンプ場)	友国新池	堰堤、法面	水位、堤体クラック、陥没等	
34	○	○	星の里(キャンプ場)	友国古池	堰堤、法面	水位、堤体クラック、陥没等	

提供施設一覧表(建築物)

エリア名	公園施設名	構造	規格
中の広場センターエリア	トイレ棟(花の広場)	RC造	1F_111.98m2
	展望台	S造	2F367.1m2
	ログハウス	木造	2F_115.87m2
	トイレ棟(第2駐車場)	RC造	1F_96.25m2
	ビジターセンター	RC造	2F_1321.00m2
	中入口サイクリングセンター	S造	1F_192.00m2
	中入口料金所	S造	1F_8.10m2
	トイレ棟(第1駐車場)	RC造	1F_96.25m2
	調整池浄化施設	S造	1F_67.45m2
	シルバーカー置き場	S造	1F_68.93m2
	中入口食堂「中の茶屋」	木造	2F_227.42m2
	上水施設	S造	1F_65.91m2
	汚水処理施設	RC造	1F_105.44m2
	大型駐車場休憩所	木造	1F_52m2
ひばの里	神楽殿・参集殿	木造	1F_272.44m2
	工房2(木工房)_作業場	木造	1F_124.53m2
	工房2(木工房)_小屋	木造	1F_48.56m2
	電気室	RC造	1F_33.00m2
	工房1(やきもの工房)	木造	2F_182.45m2
	工房3(たたら工房)_炭焼き小屋1	木造	1F_33.27m2
	工房3(たたら工房)_炭焼き小屋2	木造	1F_22.81m2
	工房3(たたら工房)_鉄工房1	木造	1F_153.99m2
	農家1(下の農家)	木造	1F_166.52m2
	農家2(上の農家)	木造	1F_142.88m2
	農家1(下の農家)_蔵	木造	2F_43.72m2
	水車小屋	木造	1F_24.84m2
	農家2(上の農家)_納屋	木造	1F_38.02m2
	さとやま屋敷_土蔵	木造	2F_46.58m2
	さとやま屋敷_長屋門	木造	2F_131.95m2
	さとやま屋敷_母屋	木造	2F_533.41m2
	さとやま屋敷_米蔵	木造	1F_46.57m2
	さとやま屋敷_納屋1	木造	2F_93.14m2
	さとやま屋敷_納屋2	木造	1F_34.93m2
	さとやま屋敷_お堂	木造	1F_15.52m2
	さとやま展示館	RC造	2F_258.25m2
	倉庫	LS造	1F_197.16m2
	ゴミ集積所	S造	1F_100.00m2
	工房2(木工房)_シャワー棟	木造	1F_19.31m2
	農家2(上の農家)_漬物倉庫	木造	1F_11.41m2
	工房3(たたら工房)_鉄工房2	木造	1F_74.15m2
	倉庫	LS造	1F_197.16m2
星の里	共同利用施設A-1	木造	1F_131.0m2
	共同利用施設A-4	木造	1F_131.70m2
	共同利用施設A-2	木造	1F_131.70m2
	共同利用施設A-3	木造	1F_131.70m2
	コテージA(1)	木造	2F_81.23m2
	コテージA(2)	木造	2F_81.23m2

エリア名	公園施設名	構造	規格
星の里	備北オートビレッジ管理センター	木造	2F_834.02m2
	コテージD(4)	木造	2F_49.12m2
	コテージB	木造	2F_51.58m2
	コテージC(1)	木造	1F_38.29m2
	コテージC(2)	木造	1F_38.29m2
	コテージC(3)	木造	1F_38.29m2
	コテージ身障者用A	木造	2F_64.08m2
	コテージD(1)	木造	2F_64.08m2
	コテージ身障者用B	木造	2F_49.12m2
	シャワー棟	木造	1F_60.67m2
	コテージD(2)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(3)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(5)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(6)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(7)	木造	2F_49.12m2
	コテージD(8)	木造	2F_49.12m2
	プロパン庫	CB造	1F_8.23m2
	木もれびの里トイレ	木造	1F_33.78m2
	コテージC(4)	木造	2F_49.12m2
	コテージC(5)	木造	2F_49.12m2
	備北オートビレッジトイレ	木造	1F_26.30m2
	共同利用施設B	木造	1F_100.00m2
	コテージE	木造	2F_73.95m2
つどいの里	芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」	S造	2F_674.46m2
	大芝生広場便所2	PC造	1F_13.29m2
	プロパン庫	S造	1F_63.05m2
	大芝生広場便所1	PC造	1F_8.86m2
	林間休憩所	S造	1F_157.06m2
	林間休憩所便所	RC造	1F_121.77m2
	林間アスレチック便所	RC造	1F_15.75m2
	クラブハウス_事務所棟	S造	1F_372.00m2
	きゅうの森休憩所	S造	1F_243.00m2
	つどいの里便所1	RC造	1F_110.37m2
	つどいの里便所2	RC造	1F_110.37m2
	つどいの里便所3	RC造	1F_110.37m2
	さくら展望台	木造	1F_72.50m2
	クラブハウス_多目的棟	S造	1F_123.50m2
	堆肥化施設	S造	1F_221.90m2
	北入口センターエリア	総合管理事務所	RC造
バス車庫		S造	1F_48.95m2
北入口サイクリングセンター		RC造	1F_517.00m2
上水施設		S造	1F_56.00m2
エントランスセンター国兼		RC造	2F(B1F)_3551.74m2
休憩室		RC造	1F_18.00m2
北入口料金所		S造	1F_12.00m2
みのりの里	トイレ(みのりの里)	RC造	1F_10.00m2
いこいの森	トイレ(いこいの森)	RC造	1F_9.19m2
	カブトムシドーム	—	W13.5m*H9m*L24m

※面積は、延べ床面積を示す。

機械器具等（提供物品）

平成30年3月31日現在

No.	品名	規格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備考
1	小型貨物自動車	トヨタ ハイエースバン KR-KD H205V-SRPEY	台	1	平成18年3月20日	管理センター車庫	
2	小型貨物自動車	日産セレナ DBA-NC26	台	1	平成23年3月3日	管理センター車庫	
3	小型貨物自動車	三菱シ キャンター U-FE537E(3)	台	1	平成7年3月28日	事務所構車庫	
4	小型貨物自動車	日産セレナV VX47 2FD AT GA-VAJC23 平成11年式	台	1	平成11年4月28日	管理センター車庫	
5	電気自動車	クラブカー(バッテリー式)リポトリッパXL 11年式	台	1	平成11年3月31日	シルバーカー車庫	
6	消防ポンプ	ラビット消防ポンプ C-1級 P381M(セル無+15馬力)	台	1	平成10年10月23日	ビジターセンター車庫	
7	硬貨選別計算機	ローレルバンクマシン UMS-10型	個	1	平成22年2月25日	管理センター集計室	
8	不整地運搬車	XG1200LDE	台	1	平成26年9月10日	いこいの森	
9	発電器	デンヨー GA-2206A 2.2KVA	台	1	平成7年3月31日	B駐倉庫	
10	発電器	ホンダEV 16i	台	1	平成19年4月1日	B駐倉庫	
11	AED	AED-9231	台	2	平成19年6月28日	中警備室、クラブハウス	
12	まきわり機	油圧式まきわり機 WE350	台	1	平成13年3月7日	キャンプ場炭焼き舎	
13	原動機付自転車	ホンダDio(型式)A-AF27	台	1	平成8年3月22日	管理センター車庫	
14	自転車	SL563リキリア付	台	2	平成8年3月28日	ビジターセンター車庫	
15	リヤカー	普及型A 総板張	台	3	平成11年6月24日	キャンプ場車庫	
16	リヤカー	アルミ製 折りたたみ式	台	6	平成18年3月17日	シルバーカー車庫	
17	イス	エンジェル7WG-R1 AC-02R-P	脚	4	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
18	イス	エンジェルHBCR-R1 AS01BR-P	脚	2	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
19	インキュベーター	FMU-O52I(低温)	台	1	平成18年2月3日	管理センター小会議室	
20	応接セット	RM-49型・チェア3点セット 387-4903サンドブラウン	組	1	平成10年3月27日	湖畔レストハウス授乳室	
21	会議用テーブル	ウチダサイトスタックテーブルSF-1845Mダークオーク	台	15	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
22	会議用テーブル	講演台 100型	台	1	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
23	テーブル	センターテーブル46型 387-8460	台	1	平成10年3月27日	湖畔レストハウス授乳室	
24	脇机	コーナーテーブル46型 387-8465	台	1	平成10年3月27日	湖畔レストハウス授乳室	
25	キャビネット	TV/VTRキャビネット S-1020型	台	1	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
26	バーティション	ホームパーティション字連結HD-MS15 M4	個	2	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
27	花台	107型	台	1	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
28	テレビオンスタンド	L-400型	台	1	平成11年4月23日	キャンプ場研修室	
29	中量棚	BL300型 1-349-1889 1889S-5	台	1	平成12年3月10日	キャンプ場物品倉庫	
30	中量棚	和研ハイパー 500kg/段 1800×1800×570×4 単体	台	1	平成12年9月21日	キャンプ場物品倉庫	
31	スピーカー	モニタースピーカー YAMAHA SM12IV	個	1	平成12年6月28日	キャンプ場直室	
32	スピーカー	YAMAHA S115IV	個	1	平成12年6月28日	キャンプ場直室	
33	MDレコーダー	TASCAM MD-301Mk II	台	1	平成12年6月28日	キャンプ場直室	
34	テレビ	パナソニックTH-50PX70	台	1	平成19年12月18日	管理センター事務室	
35	受信機	ワイヤレス パナソニックWX-4040 チューナーユニット付	台	1	平成12年6月28日	キャンプ場直室	
36	ピンスポットライト	ハロゲンNQ31133Z	個	2	平成12年8月7日	キャンプ場カルチャールーム	
37	カメラ	カメラ フジ GA645W	個	1	平成13年3月21日	管理センター事務室	
38	ホワイトボード	ウチダホワイトボード OB1000LW-36.HWA/HWヘルグレイ	個	3	平成11年3月30日	キャンプ場研修室	
39	卓球台	クワイ卓球台 KC-820B	台	3	平成11年3月25日	キャンプ場研修室	
40	雑教養娯楽用具	グラッドハウス 7503 Y-60400	台	1	平成13年3月15日	湖畔レストハウス1階	
41	雑教養娯楽用具	キルデブドック Aセット	組	1	平成13年3月15日	湖畔レストハウス1階	
42	カヌー	カヌーキャンパー16F	艘	2	平成11年4月16日	湖畔レストハウス横カヌー乗場	
43	テイクゴルフ	固定式ホール	個	5	平成11年6月3日	キャンプ場園内	
44	椅子箱	エンジェルダストボックスAD-01	個	1	平成13年3月7日	湖畔レストハウス授乳室	
45	水屋	内田ビジネスキッチン333-3298 TYPE-90	台	1	平成11年6月22日	キャンプ場給湯室	
46	消火ホース	屋外消火用ノズル 3段切替噴霧器40A	本	3	平成7年3月31日	ビジターセンター車庫	
47	テント	2K×3Kテント	個	1	平成11年6月23日	キャンプ場サニタリー5倉庫	
48	テント	1.5K×2Kテント	個	1	平成11年6月23日	キャンプ場サニタリー5倉庫	
49	テント	10人用中津テント(株) #2000 TM830 NO122700	個	14	平成12年5月18日×10 平成12年7月25日×4	キャンプ場物品倉庫	
50	宮太鼓	1尺5寸	台	1	平成12年4月13日	ひばの里参集殿	
51	イス	コクヨ CK-256KW	脚	2	平成10年2月17日	ビジターセンター企画室	
52	応接セット	ウチダ RM49N 387-4903	組	1	平成10年2月17日	キャンプ場ロビー	
53	投光器	ルミエアーハロゲン仕様 850mm×1000w	台	2	平成20年2月8日	B駐倉庫	
54	プロジェクター	パナソニック TH-AX200	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
55	DVD/VHSプレーヤー	パナソニック DMR-XP22V	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
56	ワイヤレスマイク	WIH/O-WIR	台	2	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
57	CD/MDコンピネーションデッキ	CM6001P	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
58	テレビ台	パナソニック TY-S50PZ700S	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
59	スピーカー	ヤマハS115V	個	2	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
60	ミキサー	ヤマハEMX312SC	個	1	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
61	モニター	パナソニックTH-50PZ700SK	台	1	平成20年3月28日	エントランスセンター2階倉庫	
62	発電機	YAMAHA EF900is	台	1	平成20年3月31日	B駐倉庫	
63	投光器	ヤマハ YL-II 発電機セット	台	1	平成20年3月31日	B駐倉庫	
64	雑医療器具(AED)	AED-9231本体	台	3	平成20年3月31日	事務所2、北家内所1	
65	シュレッダー	MS-V431CF	台	1	平成20年3月31日	管理センター事務室	
66	イス	ロビーチェア オカムラ2人用チェア L8NS2AP	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
67	イス	オカムラ 授乳チェア L89LJA-PA02	個	2	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
68	雑表示用具	ポスタースタンド オカムラL065E2P-B721	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター	
69	雑表示用具	ショーケース オカムラB2A1EA-Z637	個	6	平成20年3月31日	エントランスセンター	
70	カタログスタンド	パンフレットスタンド オカムラL954SA-S01	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター	
71	幼児用遊具	オカムラL8KFYZ-P745	セット	1	平成20年3月31日	エントランスセンター1階	
72	机	オカムラ テーブルL893RS-MB35	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
73	ベッド	オカムラ フラットベッド L860YCP-B711	台	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
74	ベビーベッド	オリバー 施設用ベビーベッド SBX-330	台	2	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
75	おむつ替台	オリバー SBK-300	台	2	平成20年3月31日	エントランスセンター授乳室	
76	ホワイトボード	オカムラ 4W82AR-H21	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター2階倉庫	
77	会議用テーブル	コクヨ KI-S901	個	40	平成20年3月31日	エントランスセンター2階倉庫	
78	演台	コクヨ WA-121NN	個	1	平成20年3月31日	エントランスセンター2階倉庫	
79	棚	コクヨ オープン棚YXZ-DW466B	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター2階倉庫	
80	棚	コクヨ オープン棚YXZ-DW456B	個	5	平成20年3月31日	エントランスセンター2階倉庫	
81	電動セニアカー	スズキET-4D	台	4	平成20年3月31日	Eセンター1階倉庫、中案内所	
82	車椅子	カフムサイクルKA22-40DX	台	15	平成20年3月31日	エントランスセンター1階倉庫	
83	薬品庫	コクヨ EY-600	台	1	平成20年3月31日	エントランスセンター救護室	
84	ピクニックテーブル	中村製作所 GFPT-112	台	10	平成20年7月29日	エントランスセンター建物周囲外	
85	ピクニックテーブル	中村製作所 PFPT-112	台	31	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲外	
86	ブランター	セラランガ SL-999	個	16	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲	
87	ブランター	セラランガ SL-994	個	3	平成21年3月5日	エントランスセンター建物周囲	

平成30年3月31日現在

No.	品名	規格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備考
88	電動セニアカー	スズキET-4D	台	4	平成21年3月13日	Eセンター1階倉庫、中案内所	
89	ワンタッチイベントテント	小川テント 3030	個	1	平成21年4月1日	B駐倉庫	
90	ワンタッチイベントテント	小川テント 3060	個	1	平成21年4月1日	B駐倉庫	
91	37型液晶テレビ	Panasonic TH-L37D22	台	1	平成23年2月4日	キャンプ場管理棟休憩スペース	
92	消防設備	HR-MAX70D	台	3	平成23年3月8日	いこいの森管理室内	
93	会議用テーブル	コクヨ MT-86N	台	1	平成23年6月30日	いこいの森管理室内	
94	パーティション	コクヨ SN-T 1831494	台	1	平成24年4月17日	いこいの森管理室内	
95	保管庫	ウチダ SV2WS-10D	台	1	平成24年4月17日	いこいの森管理室内	
96	原動機付自転車	ホンダスーパーカブ JBH-AA04	台	3	平成25年3月6日	ビジターセンター車庫、北案内所倉庫	
97	携帯型デジタル簡易無線局	IC-D60	台	28	平成25年3月15日	管理センター事務室	
98	無線基地局	PS-230A	台	1	平成25年3月15日	管理センター事務室	
99	原動付自転車	ホンダタクト	台	1	平成29年4月28日	ビジターセンター車庫	

機械器具等(運営維持管理業務委託料で取得した備品)

平成30年3月31日現在

No.	品名	規格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備考
1	椅子	SC-2222	台	1	平成7年1月10日	管理センター事務室	
3	パンフレットケース	NB43455	個	1	平成7年1月10日	管理センター事務室	
4	両袖机	CD-168	台	2	平成7年1月10日	管理センター事務室	
5	両袖机	プレゼンメント	台	1	平成7年1月10日	管理センター事務室	
6	ロッカー	PG-186LT	台	1	平成7年1月10日	管理センター男子更衣室	
7	キルビメーター	ウチダD型	個	1	平成7年2月17日	管理センター事務室	
8	プラニメーター	ウチダKP-90	個	1	平成7年2月17日	管理センター事務室	
9	シュレッダー	ライオン2270SW	台	1	平成7年2月28日	管理センター事務室	
10	耐火金庫	ウチダNE-105	個	1	平成7年2月28日	管理センター事務室	
11	両袖机	ナイキJD147-IV	台	6	平成7年3月29日	管理センター事務室	
12	椅子	ウチダLX-141S	台	6	平成7年3月29日	管理センター事務室	
13	応接長椅子	ウチダRS-161 387-1612	台	1	平成7年3月29日	ビジターセンター2F企画室	
14	応接両肘	ウチダRS-162 387-1622	個	2	平成7年3月29日	管理センターロビー	
15	応接センターテーブル	I6型387-8160	台	1	平成7年3月29日	管理センターセンター長室	
16	クリアトレーキャビネット	B4-3列I16段264-1236	台	1	平成7年3月29日	ビジターセンター2F	
18	テレビデオ	TH-25V10	台	1	平成7年3月31日	エントランスセンター2F倉庫	
19	テレビ台	TY-6256V10	台	1	平成7年3月31日	エントランスセンター2F倉庫	
20	ハトローレコーダー	PR-600S	台	1	平成7年4月7日	中入口案内所警備員室	
21	会議用テーブル	KM12754-7	台	1	平成7年4月10日	管理センター事務室	
22	会議用テーブル	ST1812-4-7	台	1	平成7年4月10日	クラブハウスB棟	
23	会議用長机	ST18904-7	台	1	平成7年4月10日	管理センター作業室	
24	回転椅子	I41Sフレイ	台	6	平成7年4月10日	中入口案内所2、料金所4	
25	耐火金庫	NE-460 ENE	個	1	平成7年4月10日	管理センター集計室	
27	診察台	L1050	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
29	テレビ	TH-32W	台	1	平成7年4月11日	管理センター会議室	
30	テレビ	TH-28W	台	1	平成7年4月11日	管理センターセンター長室	
31	電子レンジ	NE-G1	台	1	平成7年4月11日	管理センター給湯室	
32	ベット	L-010	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
33	マットレス	LA14	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
34	薬品戸棚	TS44	台	1	平成7年4月11日	中入口救護室	
35	ロッカー	3連2号	台	6	平成7年4月11日	管理センター更衣室(男3、女3)	
36	アコーデオンスクリーン	L-34	台	1	平成7年4月12日	中入口案内所	
37	OAデスク	C-CH168W	台	1	平成7年4月12日	管理センター事務室	
38	硬質計算書	TSAE	個	1	平成7年4月12日	管理センター集計室	
39	ソートキャビネット	W型6段	個	3	平成7年4月12日	管理センター事務室2、警備室1	
40	テーブル	ST-1875 アイボリー	台	3	平成7年4月12日	管理センター集計室	
42	イス収納台車	313-9030	台	2	平成7年4月14日	ビジターセンター2F	
43	サイドスタックテーブル	D1860型	台	10	平成7年4月14日	管理センター会議室	
44	テーブル運搬台車	LS-15	台	1	平成7年4月14日	管理センター資機材庫	
45	長椅子	LC-2113	台	2	平成7年4月14日	管理センター、Bセンター1F	
46	パンフレットラック	30型	個	1	平成7年4月14日	ビジターセンター1F	
47	会議用椅子	MX-30A	台	30	平成7年4月15日	管理センター会議室	
48	交換レンズ	75~300mm	個	1	平成7年4月18日	管理センター事務室	
49	スピードライト	SB26	個	1	平成7年4月18日	管理センター事務室	
50	双眼鏡	シュエルテ8×23	個	2	平成7年4月18日	管理センター事務室	
51	フィールドスコープ	ニコンED2	個	2	平成7年4月18日	管理センター事務室	
54	AVテーブル	PM W-1100	台	1	平成7年4月20日	管理センター小会議室	
56	キッチンケース	OK-36HN	台	1	平成7年4月20日	管理センター給湯室	
57	クリンロッカー	D型	台	3	平成7年4月20日	管理センター1、Bセンター2	
58	サイドボード	PG-156ST	個	1	平成7年4月20日	管理センターセンター長室	
59	シューズロッカー	3列3段302-4133	台	2	平成7年4月20日	管理センター車庫	
60	プレゼンメント用書庫	PG-172BT	台	1	平成7年4月20日	管理センターセンター長室	
61	回転椅子	I41Sフライン	台	3	平成7年4月21日	管理センター事務室	
62	台車	356-3211 PYS型	台	1	平成7年4月21日	中入口案内所	
63	鯉糞セット	タフタ5m6点	個	1	平成7年4月24日	さとやま豊敷外蔵	
64	傘立て	USR-1500	個	1	平成7年4月26日	中入口案内所	
65	スモーキングスタンド	SD-25SL	台	2	平成7年4月26日	中入口	
66	鯉糞セット	スタートゴールド7m6点	個	1	平成7年4月28日	ひばの里下の農家蔵2F	
67	平型図面庫	412-31A05N	台	1	平成7年4月28日	ビジターセンター2F書庫	
68	アコーデオンスクリーン	ライオン588-70 L-34	台	2	平成7年5月31日	中案内所、北案内所	
69	糸ノコ盤	SJ500	台	1	平成7年6月14日	ひばの里木工房	
70	草刈機	両手ハンドル型	台	1	平成7年6月14日	B駐倉庫	
71	お掃除ボックス	I600	個	4	平成7年6月27日	ひばの里参集殿1、各工房3	
72	システムカウンター	SH-M18A	台	2	平成7年7月8日	ビジターセンター2F	
73	デリカウォール	VGB-11H	台	1	平成7年7月8日	管理センター事務室	
75	糸ノコ盤	SJ500	台	2	平成7年8月3日	ひばの里木工房	
76	移動アングル棚一式	ウチダ226-9991	個	1	平成7年9月13日	ビジターセンター書庫	
77	サイドスタックテーブル	D-1860ローズ	台	2	平成7年9月13日	管理センター会議室	
78	アンプ	ヤマハA250	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
79	カセットデッキ	パナソニックRS-TR4750	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
80	チューナー	パナソニックWXD4000	個	2	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
81	ハードケース	AR MOR3U	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
82	ハードケース	AR MOR4U	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
83	ハードケース	AR MOR MX-200-12	個	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
84	ミキサー	ヤマハMX-200-12	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
85	レシーバー	パナソニックWX-4040	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
86	ワイヤレスマイク	WX-4300	個	4	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
87	スピーカー	ローランドFRDS-170	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
88	スピーカー	ローランドFRDS-170	台	1	平成7年9月19日	ひばの里参集殿	
89	移動アングル棚一式	ウチダ226-9991	個	1	平成7年9月21日	ビジターセンター書庫	
90	応接イス	ウチダ387-1612ブラウン	台	1	平成7年9月19日	管理センターロビー	
91	応接スツール	F450SCライトブラウン	台	2	平成7年9月26日	管理センターセンター長室	
92	サイドスタックテーブル	D-1860ローズ	台	2	平成7年9月26日	管理センター小会議室	
94	漬物樽	木製54	個	2	平成7年12月15日	ひばの里上の農家漬物小屋	
95	漬物樽	木製54	個	1	平成7年12月20日	ひばの里上の農家漬物小屋	
96	漬物樽	木製54	個	1	平成7年12月20日	ひばの里上の農家漬物小屋	
97	ガレージャッキ	3t用	個	1	平成7年12月22日	B駐倉庫	
98	電動チェーンソー	D5014	台	1	平成8年2月7日	ひばの里木工房	
99	両開書庫	ウチダ3×6型	台	1	平成8年2月15日	管理センター事務室	

No.	品名	規格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備考
100	冷蔵庫	NR-A5T	台	1	平成8年2月21日	中入口料金所	
101	掃除機	MC-S91VF	台	1	平成8年2月23日	ビクターセンター2F職員休憩室	
102	マガジンラック	ウチダ314-7003	台	1	平成8年3月7日	管理センターロビー	
103	高圧洗浄機	RE640W	台	1	平成8年3月9日	B駐倉庫	
104	冷蔵庫	NR-E92FR	台	1	平成8年3月13日	中入口救護所	
105	両開書庫	18型300-3000	台	1	平成8年3月16日	管理センター事務室	
106	パンフレットケース	内田357-8041	個	1	平成8年4月27日	管理センターロビー	
107	エアコンプレッサー	AC4521	台	1	平成8年4月27日	シルバーカー庫	
108	レバー式コールカッター	504-G	個	1	平成8年4月27日	B駐倉庫	
109	百葉箱大型2号		台	1	平成8年7月2日	ひばの里横林の中	
110	気圧計トーマン	TX-12	個	1	平成8年7月2日	管理センター事務室	
111	デジタル雨量計	B-8020	個	1	平成8年7月2日	ビクターセンター	
112	温度湿度計	E-141	個	1	平成8年7月2日	ひばの里横林の中(百葉箱の中)	
113	雨量計感部	B-Q11-00	個	1	平成8年7月2日	ビクターセンター屋根	
114	アングル棚	H2100×W1500×D450×6F	台	1	平成8年12月10日	管理センター作業室	
115	アングル棚	H2100×W1200×D450×6F	台	2	平成8年12月17日	ビクターセンター倉庫	
116	書庫	465-38VGB-311R	台	1	平成9年3月13日	管理センターロビー	
117	ライオンデリカウォール両開書庫	466-27VGB-21H	台	2	平成9年3月13日	ビクターセンター2F	
118	パトロールレコーダー	PR-600	台	1	平成9年3月25日	中入口案内所警備室	
119	パンフレットラック	357-8031	個	2	平成9年4月19日	ビクターセンター1F	
120	デリカウォール	VGB-21H	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
121	〃	VGB-11RM	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
122	〃	VGB-11H	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
123	〃	VGB-105B	台	2	平成9年10月9日	中案内所、ビクターセンター	
124	スライドボード	NSB-1030	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
125	〃	NSB-1031	台	1	平成9年10月9日	管理センター事務室	
126	デリカウォール	VGR-10H	台	1	平成9年11月20日	管理センター事務室	
127	〃	VGB-11S	台	1	平成9年11月20日	管理センター事務室	
128	物品棚150kgタイプ	H2100×W8600×D450	台	2	平成9年11月29日	ビクターセンター倉庫	
129	〃	H2100×W11600×D450	台	2	平成9年11月29日	ビクターセンター倉庫	
130	除雪機	ホンダHS-760JS	台	1	平成9年11月14日	クラブハウスB棟	
131	キーケース	UT240型	個	1	平成10年2月24日	管理センター事務室	
132	パキュームクリーナー	CVCI20	台	1	平成10年2月24日	湖畔レストハウス1F	
133	傘立て	TR24	個	1	平成10年3月4日	湖畔レストハウス1F	
135	両面黒板	スタンドタイプ1800×900	台	1	平成10年3月4日	ひばの里木工房	
136	作業台	H1-W型	台	3	平成10年3月4日	ひばの里木工房	
137	サイドタックテーブル	SF1860型	台	8	平成10年3月4日	ビクターセンター2F企画室	
138	〃	SF1845型	台	12	平成10年3月4日	湖畔レストハウス2F	
139	三脚	FT-3000	台	2	平成10年3月13日	管理センター倉庫	
140	ボート	シックスSW-16CFP	台	1	平成10年3月31日	国兼池	
141	船外機	シープロ10HP	台	1	平成10年3月31日	国兼池	
142	ベルトサンダー	9031	台	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
143	ポータブルバンドリリー	2106	個	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
144	卓上ボール盤	TB130	個	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
145	スクリュードライバ	67700N	個	1	平成10年3月31日	ひばの里木工房	
146	パワーアンブ	P-3200	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
148	リバーヴ	ヤマハREV500	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
149	グラフィックイコライザー	ヤマハQ2031B	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
150	コンプレッサーリミッター	ヤマハGC2020C	台	1	平成10年3月31日	ひばの里参集殿	
151	パーテーションパネル	ポール1本付	台	7	平成10年3月31日	B駐倉庫	
153	ビデオ内蔵ワイドテレビ	TH-24GV1	台	1	平成10年7月1日	管理センター事務室	
154	台車	ライオンN9	台	2	平成10年7月3日	キャンプ場倉庫	
157	椅子	ウチダLX141S	台	2	平成11年2月12日	管理センター事務室	
158	両袖机	ライオンLXD	台	1	平成11年2月12日	管理センター事務室	
159	デジタル照度計	P1	個	1	平成11年2月23日	管理センター事務室	
160	フィールドスコープ	ニコンED2	台	1	平成11年2月24日	管理センター事務室	
162	ローカウンター	63GM12	台	2	平成11年3月11日	管理センター事務室	
163	発電機	デンター	台	1	平成11年5月18日	管理センター資機材庫	
164	エンジンチェンソー	マキタUE	台	1	平成11年5月18日	キャンプ場	
165	ファイルキャビネット	SF-12M	台	1	平成11年5月27日	北入口案内所	
167	両袖机	コクヨSD-BSE	台	1	平成11年6月22日	管理センター事務室	
168	散水ホースリール	50m	台	1	平成11年7月19日	花の広場ガゼボ	
169	ブルーヒーター	GH-B170F	台	2	平成11年11月19日	キャンプ場倉庫	
172	MDラジカセ	ビクターRC-MD77	台	1	平成12年3月14日	キャンプ場	
173	カメラ	EOS Kiss	台	1	平成12年3月16日	キャンプ場	
174	デリカウォール	VGB-11H	台	3	平成12年3月30日	管理センター事務室	
175	デリカウォール	VGB-09PS	台	1	平成12年3月30日	ビクターセンター	
176	デリカウォール	VG-095	台	1	平成12年3月30日	ビクターセンター	
177	スライドボード	無地	台	1	平成12年3月30日	ビクターセンター	
178	スライドボード	月予定	台	1	平成12年3月30日	ビクターセンター	
179	デリカウォール	ライオンVGB-11RH	台	2	平成12年5月16日	管理センター事務室	
180	パンチ	ウチダ110-1030KN35型	個	1	平成13年2月23日	管理センター電算室	
181	三脚	GRAND MASTER SERIES	台	2	平成13年2月25日	管理センター事務室	
182	デリカウォール	VGB-21H	台	1	平成13年3月1日	管理センター事務室	
183	ユニットラック	LR-1200KN	台	1	平成13年3月15日	管理センター事務室	
184	シュレッダー	S-270SP	台	1	平成13年3月15日	管理センター事務室	
185	マスコットキャラクター着ぐるみ	きゅうろはな	体	2	平成13年3月30日	管理センター資機材庫	
186	エンジンチェンソー	E-393型	台	1	平成13年11月16日	ビクターセンター裏倉庫	
187	システムロッカー	ウチダ3×6型	台	1	平成14年1月25日	キャンプ場倉庫	
189	中量ラック	ボルトレス型	台	2	平成14年2月21日	キャンプ場倉庫	
190	キーボックス	K-240	個	1	平成14年2月26日	ビクターセンター放送室	
191	パウチラミネーター	J-GLM4500	個	1	平成14年3月6日	管理センター電算室	
192	デリカウォール	VGR-10H446-20	台	1	平成14年3月9日	管理センター事務室	
193	デリカウォール	VGR-11S446-76	台	1	平成14年3月9日	管理センター事務室	
194	掃除機	マキタ集塵機	台	1	平成14年9月3日	ひばの里木工房	
195	ゼロアフロア	EB4300	台	2	平成15年3月18日	B駐倉庫	
196	パトロールレコーダー	PR600S	台	1	平成15年3月20日	中入口案内所警備室	
197	レジスター	TCM MA-1455	台	1	平成15年3月20日	中入口料金所	
198	プロジェクター	EPSON ELP-730	台	1	平成15年3月26日	管理センター事務室	
199	両袖机	ライオンED-E147DABHH	台	1	平成15年3月28日	管理センター事務室	

No.	品名	規格	単位	数量	借用年月日	保管場所	備考
200	椅子	内田1-326-141LX-1415	台	1	平成15年3月28日	管理センター事務室	
203	会議テーブル	オカムラ8189JE-M651	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
204	デリカカウール	ライオンVGB-21H	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
205	システムロッカー2連2号	内田1-302-3422	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
206	ハンフレットラック	チヨダ マイティ3 111020-236KA	個	1	平成15年4月8日	クラブハウスホール	
207	かさたて	内田US12型6-400-1012	個	2	平成15年4月8日	クラブハウスホール	
208	ベット	オカムラL860SCP-8711	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
209	マットレス	オカムラL864BZP-Y542	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
210	回診車	ライオンSP-2GH-M 645-50	台	1	平成15年4月8日	クラブハウス事務室	
211	パネルスクリーン	ライオンME153 588-79	台	1	平成15年4月11日	クラブハウス事務室	
212	茶棚	オカムラL864AT-Z40	台	1	平成15年4月11日	クラブハウス事務室	
214	MSパウチ	L-100	個	3	平成16年3月13日	管理センター事務室	
215	手動式超小型水底掃除機	スイートルミニSP-64	台	1	平成17年6月5日	キャンプ場倉庫	
216	レジスター	FR-55	台	2	平成17年12月6日	中入口料金所	
217	スノーブラウ	軽トラック用 手動アングルタイプ	台	1	平成20年1月31日	ビジターセンター車庫	
218	会議テーブル	オカムラ4L31BA-MB05	台	1	平成20年2月14日	管理センターセンター長室	
219	椅子	オカムラCS45ZS-FM16	台	8	平成20年2月14日	管理センターセンター長室	
220	クロスパネル	オカムラNS335Z-FR26	台	2	平成20年2月28日	管理センター事務室	
221	クロスパネル	オカムラNS336Z-FR26	台	1	平成20年2月28日	管理センター事務室	
222	クロスパネル	オカムラNS337Z-FR26	台	2	平成20年2月28日	管理センター事務室	
223	レジスター	TCM FR-55	台	3	平成20年4月25日	北入口料金所	
224	紙幣計算機	LAUREL J710AJ	台	1	平成20年11月7日	管理センター集計室	
225	スノーブラウ	軽トラック用 手動アングルタイプ	台	1	平成21年3月1日	ビジターセンター車庫	
226	背負い式ブロワー	スチール社 BR500	台	1	平成22年10月5日	いこいの森	
227	ワークテーブル	カク TWF-189T1	台	1	平成24年4月5日	いこいの森管理棟	
228	LED投光器	エコチェンジ RGRY36ncs*3W	台	9	平成24年10月24日	B駐車場	
229	レジスター	東芝テックMA1550	台	1	平成25年4月12日	エントランスセンター1F倉庫	
230	薪割機	ツグウ薪割機 PS42NKL	台	1	平成25年7月3日	鉄工房	
231	デザインカッター	LION STIKA SV-15	台	1	平成26年5月30日	管理センター事務室	
232	紙折機	LION LF-821N	台	1	平成26年8月31日	管理センター事務室	
233	レジスター	TCM MA-770	台	1	平成29年5月30日	中入口料金所	

国営備北丘陵公園運営維持管理業務実施に要する提供施設等の取扱いについて
業務委託契約書第15条に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者(以下「乙」という。)は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第1条の受託業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等の維持管理は提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
なお、借受日、品名、使用場所、写真等を記載した台帳等を作成し適正な管理を行うこと。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為(維持のための修繕等で軽微なもの(1件あたり10万円未満の修繕等)を除く。)をしようとするときは、委託者(以下「甲」という。)の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 提供物品の取扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書(別紙様式第1)を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書(別紙様式第2)により、直ちに甲に返納しなければならない。
- (3) 乙は、物品が故障したときは、故障報告書(別紙様式第3)により、直ちに甲に報告しなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、毎月、提供された機械器具のうち、小型貨物自動車及び原動機付自転車について提供施設等使用実績報告書(別紙様式第4)を翌月末日迄に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

4. 提供施設の処分

- (1) 提供施設が、その使用年数、能力等から勘案して引き続き使用することが困難な場合、乙の責に帰さない事由等により、老朽化、損傷等により利用価値が無くなったと認められる場合は、廃棄することができる。
廃棄する場合は、その都度書面により甲に協議しなければならない。
廃棄に要する費用は、乙の負担とする。

(別紙様式第1)

借 受 書

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

上記物品を正に借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

借受人 住所

氏名

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第2)

返 納 書

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

下記物品を返納しました。

借 受 物 品				
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
借 受 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日間)			
返 納 場 所				

受 領 書

平成 年 月 日

上記物品を受領しました。

殿

物品管理官等

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 正副2部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

(別紙様式第3)

故 障 報 告 書

報告年月日 平成 年 月 日

監督職員

殿

氏名

印

下記物品について、下記のとおり報告します。

記

借受物品

:

(品名)
(規格)

故障年月日

:

故障箇所及び状態

:

故障理由・原因等

:

修理の可不可

:

修理できる ・ 修理できない ・ 確認中

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第4)

提 供 施 設 等 使 用 実 績 報 告 書

年 月 分 (自 日) (至 日)

借 受 人 印
作成者氏名 印

提供物件名	提供物件番号	主 な 作業内容	主な作業の作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費	主な修理箇所 及び取替部品名	燃料使用実績 単位:ℓ	摘 要
				運転日数	運転時間				

- (備考) 1. 用紙の大きさは日本工業規格A列4横とする。
 2. 主な作業の内容の欄は、提供物件を二種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
 3. 主な作業の作業量の欄は、主な作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
 4. 運転時間の欄は、運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

国営備北丘陵公園運営維持管理業務委託料で取得した備品の取扱いについて
国営備北丘陵公園運営維持管理業務委託料で取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 運営維持管理業務受託者(以下「乙」という。)は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、取得価格、取得年月日、品名、管理場所、写真等を記載した台帳等を作成し管理しなければならない。
- (3) 乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第7条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書(様式第1)により、委託者(以下「甲」という。)に引き渡さなければならない。ただし、翌年度において、当該委託契約が引き続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書(様式第2)により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ② 備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなると認められる場合。
 - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。

(2) 処分の方法

乙は、前号に該当する備品を売り払う場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により協議し承諾を得た後、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。

また、売り払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売り払うことができないものは、廃棄することができる。また、廃棄する場合は、その都度その旨を書面により甲に協議しなければならない。

廃棄に要する費用は、乙の負担とする。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 引 渡 書

平成〇〇年 度国営備北丘陵公園の運営維持管理業務委託にかかる別紙を引渡します。

(備考)1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住所

氏名

印

備品継続使用承認申請書

平成 年度 国営備北丘陵公園の運営維持管理業務委託にかかる別紙について、
平成 年 月 日 まで継続して使用したく申請いたします。

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙

備品一覧表

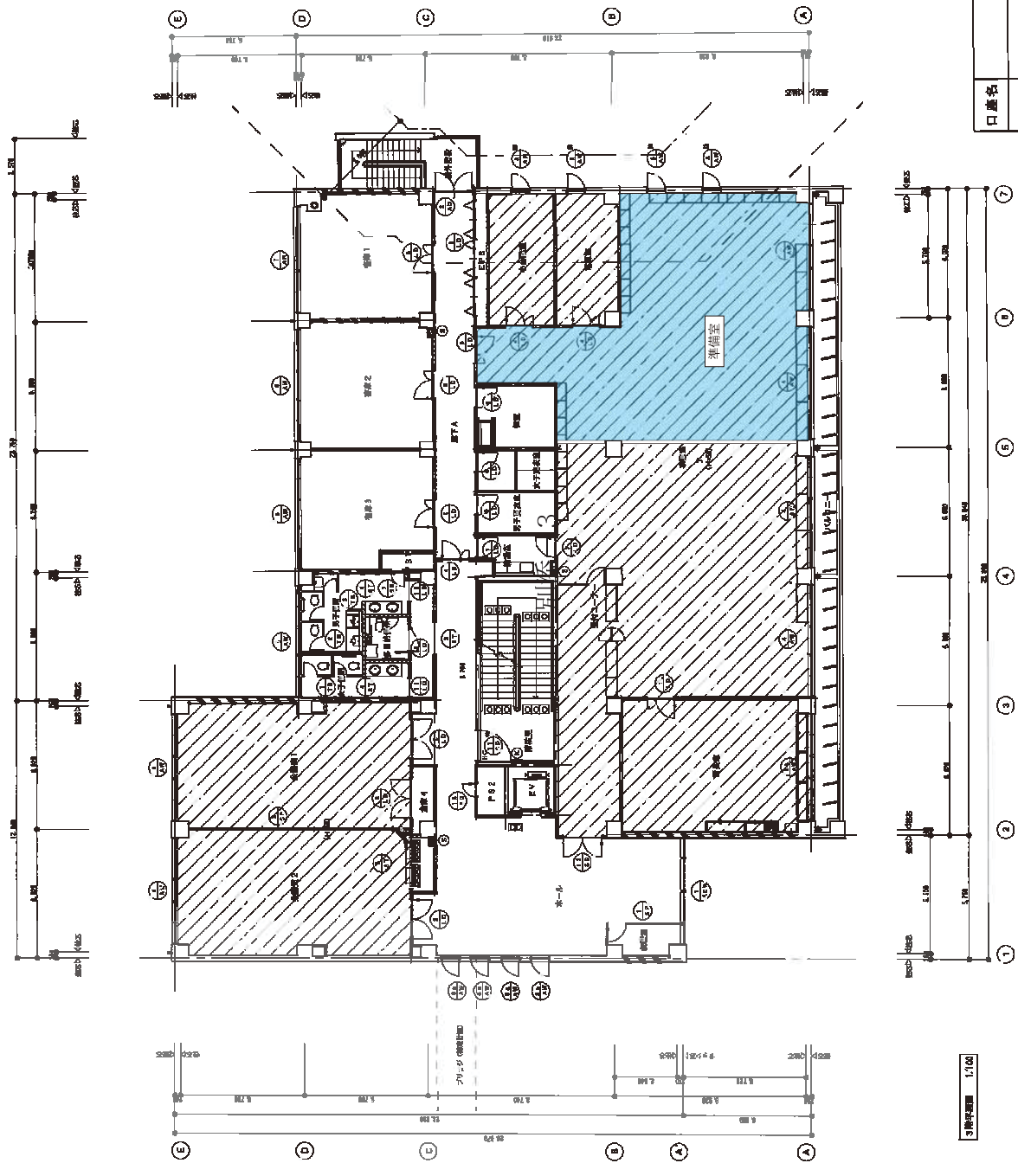
取得年月日	品名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘要

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

別添-11

3F

凡例
 準備室提供予定区域



3階平面図 1/100

口産名	大阪府庄原市上原町場内		索引番号	88	図面番号	7	
所在地	庄原市上原町場内		図面の名称	3階平面図	縮尺	1/200	
業種	9-3	(雑務)	調査年月日	平成19年3月14日	調査又は 調査資格	国土交通技習	
建番	004.09	坪	面積	2,815.97	氏名	大園 安次	
用途	鉄筋コンクリート造3階					役次	大園 安次

<p>1 鉄筋コンクリート</p> <p>2 断熱材</p> <p>3 浮き床</p> <p>4 浮き床</p> <p>5 浮き床</p> <p>6 浮き床</p> <p>7 浮き床</p> <p>8 浮き床</p> <p>9 浮き床</p> <p>10 浮き床</p> <p>11 浮き床</p> <p>12 浮き床</p> <p>13 浮き床</p> <p>14 浮き床</p> <p>15 浮き床</p> <p>16 浮き床</p> <p>17 浮き床</p> <p>18 浮き床</p> <p>19 浮き床</p> <p>20 浮き床</p> <p>21 浮き床</p> <p>22 浮き床</p> <p>23 浮き床</p> <p>24 浮き床</p> <p>25 浮き床</p> <p>26 浮き床</p> <p>27 浮き床</p> <p>28 浮き床</p> <p>29 浮き床</p> <p>30 浮き床</p> <p>31 浮き床</p> <p>32 浮き床</p> <p>33 浮き床</p> <p>34 浮き床</p> <p>35 浮き床</p> <p>36 浮き床</p> <p>37 浮き床</p> <p>38 浮き床</p> <p>39 浮き床</p> <p>40 浮き床</p> <p>41 浮き床</p> <p>42 浮き床</p> <p>43 浮き床</p> <p>44 浮き床</p> <p>45 浮き床</p> <p>46 浮き床</p> <p>47 浮き床</p> <p>48 浮き床</p> <p>49 浮き床</p> <p>50 浮き床</p> <p>51 浮き床</p> <p>52 浮き床</p> <p>53 浮き床</p> <p>54 浮き床</p> <p>55 浮き床</p> <p>56 浮き床</p> <p>57 浮き床</p> <p>58 浮き床</p> <p>59 浮き床</p> <p>60 浮き床</p> <p>61 浮き床</p> <p>62 浮き床</p> <p>63 浮き床</p> <p>64 浮き床</p> <p>65 浮き床</p> <p>66 浮き床</p> <p>67 浮き床</p> <p>68 浮き床</p> <p>69 浮き床</p> <p>70 浮き床</p> <p>71 浮き床</p> <p>72 浮き床</p> <p>73 浮き床</p> <p>74 浮き床</p> <p>75 浮き床</p> <p>76 浮き床</p> <p>77 浮き床</p> <p>78 浮き床</p> <p>79 浮き床</p> <p>80 浮き床</p> <p>81 浮き床</p> <p>82 浮き床</p> <p>83 浮き床</p> <p>84 浮き床</p> <p>85 浮き床</p> <p>86 浮き床</p> <p>87 浮き床</p> <p>88 浮き床</p> <p>89 浮き床</p> <p>90 浮き床</p> <p>91 浮き床</p> <p>92 浮き床</p> <p>93 浮き床</p> <p>94 浮き床</p> <p>95 浮き床</p> <p>96 浮き床</p> <p>97 浮き床</p> <p>98 浮き床</p> <p>99 浮き床</p> <p>100 浮き床</p>	<p>① 鉄筋コンクリート</p> <p>② 断熱材</p> <p>③ 浮き床</p> <p>④ 浮き床</p> <p>⑤ 浮き床</p> <p>⑥ 浮き床</p> <p>⑦ 浮き床</p> <p>⑧ 浮き床</p> <p>⑨ 浮き床</p> <p>⑩ 浮き床</p> <p>⑪ 浮き床</p> <p>⑫ 浮き床</p> <p>⑬ 浮き床</p> <p>⑭ 浮き床</p> <p>⑮ 浮き床</p> <p>⑯ 浮き床</p> <p>⑰ 浮き床</p> <p>⑱ 浮き床</p> <p>⑲ 浮き床</p> <p>⑳ 浮き床</p> <p>㉑ 浮き床</p> <p>㉒ 浮き床</p> <p>㉓ 浮き床</p> <p>㉔ 浮き床</p> <p>㉕ 浮き床</p> <p>㉖ 浮き床</p> <p>㉗ 浮き床</p> <p>㉘ 浮き床</p> <p>㉙ 浮き床</p> <p>㉚ 浮き床</p> <p>㉛ 浮き床</p> <p>㉜ 浮き床</p> <p>㉝ 浮き床</p> <p>㉞ 浮き床</p> <p>㉟ 浮き床</p> <p>㊱ 浮き床</p> <p>㊲ 浮き床</p> <p>㊳ 浮き床</p> <p>㊴ 浮き床</p> <p>㊵ 浮き床</p> <p>㊶ 浮き床</p> <p>㊷ 浮き床</p> <p>㊸ 浮き床</p> <p>㊹ 浮き床</p> <p>㊺ 浮き床</p> <p>㊻ 浮き床</p> <p>㊼ 浮き床</p> <p>㊽ 浮き床</p> <p>㊾ 浮き床</p> <p>㊿ 浮き床</p>	<p>① 鉄筋コンクリート</p> <p>② 断熱材</p> <p>③ 浮き床</p> <p>④ 浮き床</p> <p>⑤ 浮き床</p> <p>⑥ 浮き床</p> <p>⑦ 浮き床</p> <p>⑧ 浮き床</p> <p>⑨ 浮き床</p> <p>⑩ 浮き床</p> <p>⑪ 浮き床</p> <p>⑫ 浮き床</p> <p>⑬ 浮き床</p> <p>⑭ 浮き床</p> <p>⑮ 浮き床</p> <p>⑯ 浮き床</p> <p>⑰ 浮き床</p> <p>⑱ 浮き床</p> <p>⑲ 浮き床</p> <p>⑳ 浮き床</p> <p>㉑ 浮き床</p> <p>㉒ 浮き床</p> <p>㉓ 浮き床</p> <p>㉔ 浮き床</p> <p>㉕ 浮き床</p> <p>㉖ 浮き床</p> <p>㉗ 浮き床</p> <p>㉘ 浮き床</p> <p>㉙ 浮き床</p> <p>㉚ 浮き床</p> <p>㉛ 浮き床</p> <p>㉜ 浮き床</p> <p>㉝ 浮き床</p> <p>㉞ 浮き床</p> <p>㉟ 浮き床</p> <p>㊱ 浮き床</p> <p>㊲ 浮き床</p> <p>㊳ 浮き床</p> <p>㊴ 浮き床</p> <p>㊵ 浮き床</p> <p>㊶ 浮き床</p> <p>㊷ 浮き床</p> <p>㊸ 浮き床</p> <p>㊹ 浮き床</p> <p>㊺ 浮き床</p> <p>㊻ 浮き床</p> <p>㊼ 浮き床</p> <p>㊽ 浮き床</p> <p>㊾ 浮き床</p> <p>㊿ 浮き床</p>
--	--	--

国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領

平成27年4月1日改正

1. 主旨

国営備北丘陵公園の入園について、一般入園者（正当に購入された入園券を所持して入園する者）と業務等入園者を区別するため、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領（以下、取扱要領という）を定めることとする。

2. 入園の原則

（1）一般入園者及び車両

正当に購入された入園券を所持する者、及び車両は入園できる。

なお、車両については指定の場所に駐車することとする。

（参照：都市公園法第18条、同施行令第20条第2項、同施行規則第12条…

国の設置に係る都市公園を利用する者から、国土交通省令で定めるところにより、入園料その他の使用料を徴収することができる）

3. 入園の例外規定

以下の（1）～（4）に該当する場合は、2によらず入園を認めるものとする。

（1）緊急入園者及び車両

警察、消防、医療等の緊急を要する業務執行に従事する者、及び車両については入園を認める。

（開園時間内外、及び休園日を問わず、上記目的のため入園できる）

（2）業務入園者及び車両 <公園職員入園>

① 国土交通省中国地方整備局に勤務し、国営備北丘陵公園に係る業務執行に従事する者、及び車両については入園を認める。

② 国土交通省中国地方整備局が、当該公園の運営維持管理を委託した事業者（備北公園管理センター（以下「管理センター」という））に従事する者、及び車両については入園を認める。

③ 国土交通省中国地方整備局が、都市公園法第5条の設置管理許可を与えた事業者に従事する者、及び車両については入園を認める。

（開園時間内外、及び休園日を問わず、上記目的のため入園できる）

②③の職員について許可を得ようとする場合、国土交通省三次河川国道事務所長宛に入園許可を申請し、許可を得ること。（様式-1）

なお、申請に当たっては顔写真を添付すること。

（入園証：様式1-1〔紫〕、車両入園証：様式1-1〔白〕の許可証）

(3) 工事等許可入園者及び車両 <公園工事業務入園>

国土交通省中国地方整備局及び管理センターの発注、委託により実施される公園開園区域での請負工事、保守業務等に継続して従事する者、及び車両については入園を許可する。

(公園開園区域において開園時間内に上記目的で入園する場合には、監督職員等と現場代理人等との事前協議・指示等に従うこととし、一般入園者に対して特段の配慮を図ること)

申請書の様式は 様式-2 により国発注工事等は事務所へ、管理センター発注工事等は管理センターへ申請を行うこと。

(入園証：様式 2-2〔黄〕、車両入園証：様式 2-2〔黄〕)

ただし、資材の搬入等短期間のものについては、(4) 業務等許可入園者及び車両<臨時入園>に準ずるものとする。

期間は、原則として当日限りの貸し出しのみとする。

(4) 業務等許可入園者及び車両 <臨時入園>

上記以外に、取材、行催事の準備、ボランティア、材料の納入、資材の搬入、行政機関の視察等通常の公園利用と異なる業務等の必要があって入園するものについては、入園日時、入園者数、入園目的等その他必要な事項を記入し、国土交通省三次河川国道事務所長宛に申請し許可を得るものとする。

申請様式は様式-3 とする。

(入園証：様式 3-3〔青〕、車両入園証：様式 3-3〔白〕を携帯)

但し、取材対応、材料や資材の搬入、行催事の準備等、管理センターの運営維持管理に係る業務及び都市公園第5条に係る設置管理施設等の運営維持管理に係る業務での臨時入園については各組織で許可するものとし、入園目的が明確な場合は貸出簿での記入・受付にかえることができる。

貸出簿の様式は様式-4 とする。

なお、国土交通省三次河川国道事務所長が許可した入園申請書はその結果を合わせ管理センターに通知する。

(5) 入園料

3-(1) ~ (4) については入園料を免除する。

4. その他注意事項

(1) 入園に当たっては、一般入園者の障害とならないよう努めること。

(2) 車両の運行に当たっては園内車両入園規則に従うこと。

(3) 資材の搬入等については、なるべく開園時間以外での搬入とし、開園時間内に入園する場合は、一般入園者の障害とならないよう努めること。

(4) 繁忙期にやむを得ず大型重機等を搬入する場合、管理センター等とよく調整すること。

様式1

平成 年 月 日

国土交通省 中国地方整備局
三次河川国道事務所
所長 殿

所 属
所属長 氏名

公園職員入園許可証について

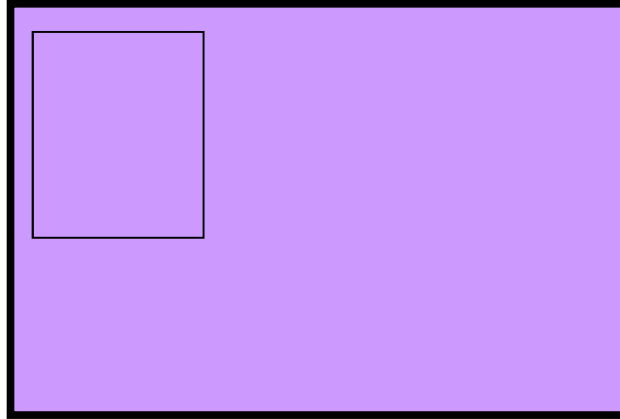
標記について、新規に国営備北丘陵公園内で業務に従事する者の入園許可証を下記の通り申請いたします。

記

許可番号
氏 名
所 属
申請理由

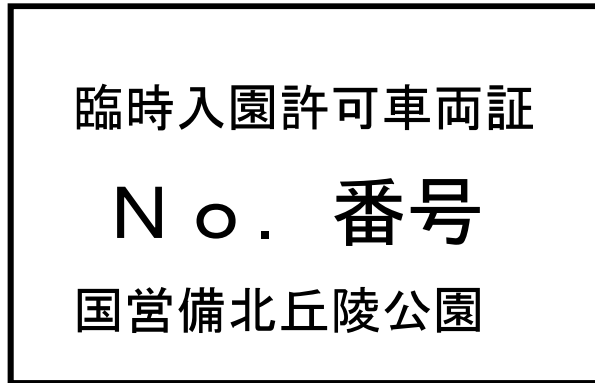
以 上

様式1-1〔紫〕



台紙：紫

様式1-1〔白〕



台紙：白

様式2

平成 年 月 日

国土交通省
中国地方整備局
三次河川国道事務所長 殿

(請負業者)
住所
氏名

公園工事業務入園許可証の交付について(申請)

標記について、平成 年 月 日に 三次河川国道事務所 と締結した
備北公園管理センター
工事
業務 で、国営備北丘陵公園内に入園したいので、

下記の者に入園許可証を交付していただきたく申請します。

尚、交付していただいた入園許可証については、当社にて責任をもって管理を行い、

工事又は業務の完了後は速やかに返却いたします。

記

発注機関	
請負業者名	
工事・業務名	
工期	

入園者氏名	年齢	会社名	車両番号(車両の場合に記載)	*許可番号

*太枠は記入しないこと

*入園許可証は写真付きのため、現場代理人、主任(監理)技術者の方の顔写真を添付すること(3×2.4cm 各2枚)

*入園者氏名は、当初予定者について記入すること。尚日々の入園者、車両については、現場代理人が随時名簿等で把握しておくこと。

※備北管理センター等の発注の場合は、発注者経由で申請してください。

様式2-2〔黄〕

公園工事業務入園許可証
番号
三次河川国道事務所長

顔 写 真	件名	_____
	工期	_____
	業者名	_____
	氏名	_____

台紙：黄色

様式2-2〔黄〕

公園工事業務許可車両証
番号
国営備北丘陵公園

件名 業者名	工期:
-----------	-----

台紙：黄色

業務等入園申請書

平成 年 月 日

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長 殿

申請者

住所
所属
職名
氏名 印
(連絡先:TEL)
(FAX)

入園希望日	平成 年 月 日() 時 分 ~ 時 分	備考
入園者氏名等	所属 職名 氏名 計	
入園目的		
参考事項	車両の有無	

業務等入園許可書

平成 年 月 日

備北公園管理センター所長 殿

三次河川国道事務所長

標記の申請について、入園を許可したので通知する。

公園臨時入園許可証

番号

当日限り有効

三次河川国道事務所長

台紙：水色

様式3-3〔青〕

臨時入園許可車両証

No. 番号

国営備北丘陵公園

台紙：白

様式3-3〔白〕

臨時入園許可証貸出簿

貸出日付	許可書番号	会社名等	氏名	返却日	備考

国営備北丘陵公園 園内車両入園規則

平成27年4月1日改正

(目的)

第1条 国営備北丘陵公園（以下「公園内」という。）における車両（二輪車、原付自転車を含む。）入園を制限等することにより、一般入園者の安全を確保し快適な公園利用を図るとともに公園内の施設や動植物等自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(通行許可)

第2条 一般入園以外で、入園に際し公園内を車両で通行する場合には、事前に国土交通省三次河川国道事務所（以下「事務所」という。）又は運営維持管理を委託した事業者及び都市公園法第5条の設置管理許可を与えた事業者（以下「管理センター等」という。）の通行許可を受けるものとする。

2 通行許可は、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領に定める許可申請手続きによる。

3 第1項に定める許可を受け園内を通行する者（以下「許可を受けた者」という。）は、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領に定める入園証を入園時に携帯するとともに、通行を許可された入園車両に対して同じく発行される車両入園証をその車両に表示すること。

(遵守事項)

第3条 通行許可を受けた者は次の事項について遵守しなければならない。

- 一 業務における入退園の時間は、なるべく開園時間以外で行ない、一般入園者の妨げとならないよう努めること。
- 二 公園内へ車両入園する場合は、目的地に近い出入口を利用し、公園内での車両移動距離を極力少なくするよう配慮する。また、門扉の開閉及び施錠が必要な場合は、必ず実施すること。
- 三 入園する車両には、車両入園証をフロントガラス部に掲示して入園すること。
- 四 公園内での走行にあたっては、時速20km以下の走行速度を遵守すること。なお、走行中は一般入園者に十分注意し公園内の混雑状況等によっては徐行運転又は一時停止を心掛けること。
- 五 園内は、歩行者優先でありクラクションは原則として使用してはならない。また、歩行者が近くにいるところを通行する場合には、間隔等十分注意を払うとともに、一般入園者に道を譲ってもらった場合等は必ずお詫びと感謝の気持ちを込めて窓を開けて挨拶を行い一般入園者に不快感を与えないよう配慮すること。
- 六 開園区域内の園路は、原則として駐車を禁ずる。ただし、許可を受けて駐車する場合は、車輪に車止めを噛ませ車両の前後にセーフティーコーンを設置し、斜路にお

いてはハンドルを山側にきるものとする。また、駐停車の際には一般入園者の妨げにならぬよう十分配慮するとともに野草等の動植物に細心の注意を配らなければならない。

- 七 園内において第三者に被害を与えた場合、または公園施設や動植物に損害を与えた場合、事務所に通行許可を受けた者については事務所担当職員、管理センター等に通行許可を受けた者については管理センター等担当職員に速やかに報告するとともに応急処置等必要な措置を行うこと。また、管理センター等担当職員が当該報告を受けた場合、速やかに事務所担当職員に報告すること。
- 八 園内における目的が達成した場合は、速やかに園外に退出しなければならない。
- 九 許可期限が到来した場合においては、速やかに車両入園許可証を事務所に返還しなければならない。
- 一〇事務所又は管理センター等から指示又は指導が行われた場合はそれを遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第4条 事務所又は管理センター等は、通行許可を受けた者が次に該当する場合には許可を取り消すことができる。

- 一 車両入園証を携行していない場合
- 二 通行速度を遵守しない場合
- 三 事務所又は管理センター等の担当職員から二度以上注意を受けた場合
- 四 園内で重大な事故を起こした場合
- 五 許可された道路以外の道路を通行した場合
- 六 その他重大な違反等があった場合

(通行の制限)

第5条 事務所又は管理センター等は、特定イベント開催日や日曜、祝祭日等において園内が混雑することが予想される場合には、許可された車両であっても通行を一時制限することができる。

(損害賠償請求等)

第6条 許可を受けた者が、公園利用者等第三者が負傷する事故を起こした場合又は公園施設を損傷させた場合等において、損害賠償請求等が発生した場合は全て損害賠償の責を負うこと。

(その他)

第7条 この規則に定めのない事項については、国営備北丘陵公園業務等入園取扱要領によるものとする。

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営備北丘陵公園運営維持管理業務各仕様書及び運営維持管理基本方針に即していること
- 2) 公園・緑地に関する意識の高揚や知識の普及に関するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。なお、具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配布する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費
ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

1) 大型主催イベント

国営備北丘陵公園の行催事のうち、以下の5つを「大型主催イベント」という。

あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿および予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書を作成し、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

項目	概要	開催期間
春まつり	みのりの里にあるスイセン畑を主体に、早春の公園風景を楽しんで頂けるように開催する大型イベント チューリップ、ビオラ、パンジー等春の花修景と新緑の公園風景を主体に、公園利用者に広く楽しんで頂くよう開催するイベント 花修景と合わせ、多様な利用プログラムを提供する。	3月中旬～5月中旬頃
夏まつり	学校の夏休みに合わせ、子供たちが自然の植物や昆虫等に触れあい、自然の中で遊ぶことが満喫できるよう開催する大型イベント	7月下旬～8月下旬頃
秋まつり	コスモスを主体とする秋の花修景を主体に、公園利用者に広く楽しんで頂けるよう開催する大型イベント 花修景と合わせ多様な利用プログラムを提供する。	9月中旬～10月中旬頃
ウインター イルミネーション	園内をイルミネーションで装飾し、冬の風物詩として広く楽しんで頂けるよう開催する大型イベント	11月下旬～12月下旬頃

2) 主催イベント

国営備北丘陵公園主催の行催事のうち、大型主催イベント以外のものを「主催イベント」をいう。なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書（支出項目内訳）により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

3) 地域連携イベント

国営備北丘陵公園の行催事のうち、地元自治体、青年会議所、体育協会、観光協会等と連携して共同で開催するイベント（次表）。

項目	概要	開催期間
マラソン大会	本公園を会場に、庄原市、庄原市体育協会、庄原市陸上競技連盟等と共同で開催しているマラソン大会。2 km、5 km、10 km、20 kmの距離設定と細やかな年齢区分により子供から大人で多くの方に参加して頂いている。	4月頃
古代たたら鉄づくり	中国地方で産出される良質な砂鉄と木炭を用い、日本古来の製鉄である「たたら」鉄づくりを再現し、中国地方の特徴であるさとやま環境で育まれた豊かな歴史や伝統・文化を保存・継承するイベント。 玉鋼づくりの国選定保存技術者など、多数の方との連携と協力を図り開園以来継続実施しているイベント。	5月上旬頃
光のまちしょうばら	庄原市、庄原商工会議所、庄原市観光協会等と共同で開催している冬のイベント。本公園で開催するウインターイルミネーションと合わせ、庄原市内と公園が連携しイルミネーションでライトアップするとともに、本公園内でイルミネーションコンテストを開催している。	11月～12月頃

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、中国地方整備局長の許可（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可）を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算におこなう事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベント実施に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令290号）第20条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催によりおこなう場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 行催事の継続性

事業者は、上記に記載する行催事のうち、大型主催イベント及び地域連携イベントについては、原則として継続して実施していくものとする。

但し、地域連携イベントのうち、共同で開催する関係機関との事情等によりやむを得ず継続が困難となった場合、調査職員等と協議すること。

なお、大型主催イベントについては、その主旨や目的等を踏まえ、それに替わる新たなイベントの開催を妨げるものではない。

平成 29 年度 国営備北丘陵公園
備北花ピクニック 2017
～Bihoku 2017 Hana Picnic～
実施計画書

グリーンウインズ共同体
備北公園管理センター

平成 29 年 3 月 24 日（金）

1. 実施方針

国営備北丘陵公園は、春にふさわしいレクリエーションの提供による公園利用促進を目的として、平成29年4月8日（土）～平成29年5月14日（日）の期間で「備北花ピクニック」を開催する。

年間を通じて利用できる様々なフィールドをご案内すると共に、スイセン、サクラ、チューリップ、パンジー、ネモフィラ、ポピー等4月から5月にかけて咲く春の花を紹介する。

また、フラワー（FLOWER）、アクティビティ（ACTIVITY）、カルチャー（CULTURE）という形で遊びをデザインすることで、本来の公園の魅力である「国兼池を中心とした湖畔景観や、丘陵景観等の自然」、「中国地方の歴史や文化とのふれあい」を満喫してもらい、年代を問わず子供から大人まで多くのお客様に非日常的な空間を楽しんでもらうと共に、地域との連携を更に充実させ、地域全域の魅力を広域に情報発信する。

2. 概要

花修景は、スイセン（スイセンガーデン）、サクラ（つどいの里・ひばの里・スイセンガーデン）、チューリップ（花の広場）、パンジー（花の広場）、ネモフィラ（ピクニック広場）、ポピー（花の広場）等4月から5月にかけて咲く春の花を紹介すると共に、新たに花の広場へモザイクカルチャー（里山の動物「たぬき」）の新設を行う。写真スポットの場所を利用者様が分かり易いように掲示物の中へ明示する。

イベントは、フラワー（FLOWER）、アクティビティ（ACTIVITY）、カルチャー（CULTURE）という形で遊びをデザインし、遊び、食、体験、歴史文化・伝統芸能に関する各種イベントを展開する。

また、地域イベント「庄原さくらフェスティバル」との連携、庄原市内の参加店毎に設定した基準以上の利用で公園の駐車料無料券を配布する「無料駐車券配布企画」を実施し、庄原市内の他施設との地域連携を図る。

開催期間	平成29年4月8日（土）～平成29年5月14日（日） ※計37日間（期間中無休）
開園時間	9：30～17：00 ※入園は閉園の1時間前までとする
無料入園日	4月30日（日）・5月4日（木・祝）・5月5日（金・祝） ※5月5日は、小学生若しくは中学生又はこれらに相当する方に限り入園料免除。
駐車料	無料入園日及び年間パスポート加入者は駐車料無料 ※無料入園日は、4月30日・5月4日を対象とする
入園料	一般 大人410円／小人（小・中学生）80円／幼児 無料 シルバー（65歳以上）210円 ※年齢の確認できるものを持参 団体 大人290円／小人（小・中学生）50円／幼児 無料 シルバー（65歳以上）210円 ※年齢の確認できるものを持参

[年間パスポート]

大人4,100円／シルバー（65歳以上）2,100円／小人（小・中学生）800円

3. 主催

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所、グリーンウインズ共同体 備北公園管理

センター

4. キャッチコピー

うららかな季節。花と笑顔が咲く、春の備北。

5. 期間中の入園者数目標

入園者目標 100,000 人

※実績 平成 28 年度 100,888 人 平成 27 年度 105,504 人

【期間中の入園者数実績】

	年度	期間中入園者数	順位	開催日数	入園者数/日	備考
1	平成 7 年度 (1995)	98,577 人		24 日間	4,107 人	
2	平成 8 年度 (1996)	111,004 人	1 位	51 日間	2,176 人	
3	平成 9 年度 (1997)	66,820 人		24 日間	2,784 人	
4	平成 10 年度 (1998)	67,194 人		51 日間	1,317 人	
5	平成 11 年度 (1999)	59,861 人		40 日間	1,496 人	
6	平成 12 年度 (2000)	74,572 人		30 日間	2,485 人	
7	平成 13 年度 (2001)	85,354 人		30 日間	2,845 人	
8	平成 14 年度 (2002)	85,607 人		24 日間	3,566 人	
9	平成 15 年度 (2003)	82,788 人		24 日間	3,449 人	
10	平成 16 年度 (2004)	97,081 人		26 日間	3,733 人	
11	平成 17 年度 (2005)	98,047 人		27 日間	3,631 人	
12	平成 18 年度 (2006)	94,782 人		30 日間	3,159 人	
13	平成 19 年度 (2007)	96,882 人		30 日間	3,229 人	
14	平成 20 年度 (2008)	103,779 人		32 日間	3,243 人	
15	平成 21 年度 (2009)	105,752 人	2 位	33 日間	3,204 人	
16	平成 22 年度 (2010)	99,722 人		32 日間	3,116 人	
17	平成 23 年度 (2011)	104,667 人	5 位	37 日間	2,676 人	
18	平成 24 年度 (2012)	91,258 人		37 日間	2,466 人	
19	平成 25 年度 (2013)	104,860 人	4 位	37 日間	2,834 人	
20	平成 26 年度 (2014)	96,039 人		37 日間	2,595 人	
21	平成 27 年度 (2015)	105,504 人	3 位	37 日間	2,837 人	
22	平成 28 年度 (2016)	100,888 人		37 日間	2,727 人	
23	平成 29 年度 (2017)	目標 100,000 人		37 日間	2,703 人	

6. 花畑(花修景)

(1) 花畑 (花修景) の特徴

1) 「花の広場」

花の広場 (約 1.5ha) は、「うららかな春」というテーマの下、チューリップ、パンジー、ムスカリ、クリサンセマム、アイスランドポピー、キンセンカ、ワスレナグサ等を使い、直線と曲線の彩りが鮮やかな風景を創出。直線の彩りは、低い位置 (人の目線) からでも直線の連続した色の模様がしっかりと見ることができ、

空が晴れて、日が柔らかくのどかに照っているさまを表現する。曲線の彩りは、様々な角度から違う景色を楽しむことができ、中心に青いラインのエリアをつくることで、春の小川がさらさらと流れるさまを表現する。また、新たに花の広場へモザイクカルチャー（里山の動物「たぬき」）の新設を行う。

「備北緑風庭」は、春の草花へ植え替えを行い中国地方の春のさとやまの風景を表現する。花の展望台は、春の花のハンギングバスケットで装飾する。

2) 「ピクニック広場」

ピクニック広場（約 3,422 m²）は、緩やかな傾斜を活かし、ネモフィラの開花時期には青い絨毯が丘を越えて果てしなく続く光景を表現する。

(2) 主な花畑（花修景）

花一覧	数量	開花時期	備考
スイセン 700 品種	1,400,000 本	3 月中旬～4 月上旬	スイセンガーデン
サクラ	1,000 本	4 月上旬	スポーツ広場、ひばの里、スイセンガーデン
チューリップ 30 品種	110,000 本	4 月上旬～4 月下旬	花の広場
パンジー	860,000 本	4 月上旬～5 月下旬	花の広場
ムスカリ NEW!	120,000 本	4 月上旬～4 月下旬	花の広場
ネモフィラ	1,000,000 本	4 月中旬～5 月中旬	ピクニック広場
アイスランドポピー	130,000 本	4 月下旬～5 月下旬	花の広場
シャーレーポピー	120,000 本	5 月下旬～6 月中旬	花の広場
クリサンセマム NEW!	880,000 本	4 月上旬～6 月中旬	花の広場
ワスレナグサ	160,000 本	4 月中旬～5 月中旬	花の広場
キンセンカ NEW!	100,000 本	4 月上旬～6 月中旬	花の広場

7. 新規イベント **NEW!**

(1) 「Facebook フォトコンテスト」

開催期間 3月18日（土）～5月14日（日）

開催内容 Facebook が元々持っている「アルバム」や「コメント」「画像のアップ」といったデフォルト機能を使用してのフォトコンテストを実施。

募集内容 国営備北丘陵公園内で撮影した花の写真・花と一緒にの写真など、公園内の花が写った写真

応募方法 ●注意事項（次ページに記載）をお読みになり、内容を了承の上でご応募してください。

※詳細は別添注意事項を参照

※応募された時点で、了承いただいたものとみなします

●コンテストの期間中に公園の公式 Facebook ページにアクセスいただき

①まずは、国営備北丘陵公園 Facebook ページに「いいね！」をしてください。

※公園 Facebook ページに、すでに「いいね！」を頂いているお客様は、そのまま投稿をしていただければ OK。

②「フォトコンテスト」のコメント欄を使用し、応募したい撮影画像を投稿し、作品のタイトルや思いを記載してください。

【注意：住所や連絡先など、個人情報絶対に書かないでください！】

作品審査 投稿いただいた画像の中から、プロのカメラマンや公園の関係者の厳正な審査によって、入賞作品を選定し、その作品の投稿者に賞品を進呈します。

※審査・入賞に関するお問い合わせは一切お受け致しませんので、ご了承ください

※審査員について

- ・ 金山一宏 氏（公益社団法人日本写真家協会 会員）
- ・ 松尾大加志 氏（株式会社フェイス 代表取締役・タイムラプスフォトグラファー・ディレクター）

入賞発表 5月下旬に入賞された方の画像とともにFacebook ページ及び、ホームページにて発表します。賞品の進呈は、Facebook のメッセージ機能を通して入賞者の方へ連絡の上で、発送先をお聞きして発送することとします。

※賞品について

グランプリ	1点	比婆牛3万円
準グランプリ	1点	比婆牛2万円
大賞	1点	特産品1万円
準大賞	2点	特産品5千円
推薦	5点	特産品千円
入選	5点	特産品千円

[協賛]

- 株式会社グリーンウインズさとやま・広島緑地建設株式会社
- 株式会社サンヒルズ庄原

参加費 無料

(2)「森の感謝祭」

開催日 4月15日（土）

時間：10：00～15：00

場 所 いこいの森

内 容 蜜ろうロウソクづくり、竹とんぼづくりなどのワークショップ、森の中でのんびり楽しみましょう。

参加費 観覧無料、有料（体験）

8. FLOWER

(1) みどりの日・こどもの日プレミアムホリデー「はこにわ gardening」

By 暮らしのアトリエ・木のしごと・にわのしごと

開催日 5月4日（木・祝）・5日（金・祝）

時間：10：00～16：00

場 所 花の広場

内 容 ていねいに一点一点作ったオリジナル制作のウッドボックスにハーブ・ベジ・果樹やお花たちを植えて小さなシーンを造る毎回大人気のワークショップ。小さなガーデニングの中に大きなしあわせがある。まさにプレミアムな時間はいかがですか。

参加費 2,000円～／組

定 員 30組／日

※限定数に達し材料がなくなり次第、終了

※早々に品切れの場合、バスソルトのワークショップを開催

(2)「春のボタニカルアロマキャンドルづくり」

開催日 4月29日（土・祝）・30日（日）、5月6日（土）・7日（日）

時間：10：00～16：00

場 所 花の広場
 内 容 春ならではのミモザやスイートピー等の花々をたっぷり使用したアロマキャンドルを製作。香りは数種類から選択可能。
 講 師 vif candle 菅利奈、Candle atelier bougie 西崎歌織
 参加費 2,500 円／組
 定 員 30 組／日

(3) 「植物の小枝等を使った春の草木染め体験」

開催日 4月29日(土・祝)・30日(日)
 時間：10：00～16：00
 場 所 花の広場
 内 容 梅の小枝などを使ってバンダナ等を染める体験。
 講 師 apricot 大友亜希子
 参加費 1,000 円／組
 定 員 20 組／日

(4) 「アロマ虫よけスプレーづくり」

開催日 5月3日(水・祝)
 時間：10：00～16：00
 場 所 花の広場
 内 容 自然の香りのアロマを使って子どもにも安心して使える身体にやさしい虫よけスプレーづくり。
 講 師 apricot 大友亜希子
 参加費 1,000 円／組
 定 員 20 組／日

(5) 「春のインテリアワークショップ」

開催日 5月3日(水・祝)・6日(土)・7日(日)
 時間：10：00～16：00
 場 所 花の広場
 内 容 春のインテリアワークショップ。
 講 師 竹内早奈恵
 参加費 500 円～／組
 定 員 10 組／日

(6) 「FLOWER コンサート」

日程	出演者	時間
4月16日(日)	庄原実業高校吹奏楽部	①13：00②14：00
4月23日(日)	庄原格致高校吹奏楽部	①13：00②14：00

場 所 花の広場
 内 容 地元の高校の吹奏楽部によるコンサート。
 参加費 観覧無料

9. ACTIVITY

(1) 「さくらドッグフェス」

開催日 4月8日(土)・9日(日)
 時間：9：30～16：00
 場 所 つどいの里 スポーツ広場

内 容 さくらが咲く時期に合わせてNDA主催のディスクドッグ競技会やアトラクションを開催。4月8日にはしつけ教室やワンちゃんのおやつ・ご飯なども販売。
※当日一般のお客様もアトラクションに参加可能。
参加費 観覧無料・有料（体験・販売）

(2)「カナディアンカヌー」

開催日 4月16日（日）～5月7日（日）日祝のみ
時間：①10：30②11：30③13：30④14：30⑤15：30（約60分）
※無料入園日は9：30の回を追加。
場 所 国兼池 湖畔レストハウス横
内 容 カナディアンカヌーの体験イベント。
参加費 2,000円／艇（2～3人乗り）
定 員 5艇／回
※4月29日（土・祝）・30日（日）、5月3日（水・祝）～5日（金・祝）
は10艇／回

(3)「ふわふわキッズスペース」

開催日 4月29日（土・祝）～5月7日（日）土日祝のみ
時間：10：00～16：00
場 所 大芝生広場
内 容 ふわふわ遊具2台を設置（スライダーとバウンドジャンプゾーンが一体となった「ドラゴントワースライダーコンボ」、登ったり、滑ったり、跳ねたり！
子供に人気のアスレチックタイプ「シャークコンボ」）
※遊具は破損等の理由により変更する可能性あり
参加費 1回券500円／回（15分）・3回券1,200円／3回（各15分）
定 員 10名～15名／回

(4)「もりもりしょくあるき」

開催日 4月29日（土・祝）
時間：10：00～14：30
場 所 いこいの森
内 容 ボランティア・グリーンレンジャーと一緒に森を散策しながら植物や木などを観察。食べられる植物を採取し天ぷらにして試食。
参加費 300円／名
定 員 20名／回

(5)「ツリークライミング」 ※事前予約可能

開催日 4月30日（日）、5月5日（金・祝）
時間：①11：00②13：00③15：00（約90分）
場 所 いこいの森 ○○○○
内 容 ツリークライミングの体験イベント。
※長袖・長ズボン、手袋を持参
※未成年者は保護者同伴・同意書記入
参加費 大人2,500円／小人1,500円／親子ペア（大人1名・小人1名）3,500円
定 員 14名／回

(6)「自然観察会」

開催日 5月7日（日）
時間：13：30（約90分）
場 所 いこいの森
内 容 ガイドボランティア「グリーンレンジャー」と一緒に森を散策しながら植物

や木などを楽しく観察。

参加費 無料
定員 20名/回

(7)「森のクラフトコーナー」

開催日 開園時毎日
時間：開園時間（入場は閉園の1時間前まで）
場所 いこいの森 休憩所
内容 いこいの森で集めた木の実や小枝でつくるセルフクラフトコーナー。
参加費 無料

(8)「自然散策」～いこいの森でさんぽしよう！～

開催日 開園時毎日
時間：開園時間（入場は閉園の1時間前まで）
場所 いこいの森 自然散策路
内容 散策路を歩きながら森に住む小鳥などの生き物や植物などの自然を観察していただく。
※双眼鏡の無料貸し出しあり
参加費 無料

(9)「森のCafé体験」

開催日 4月15日（土）～5月14日（日）土日祝のみ
時間：9：30～17：00（入場は16：00まで）
場所 いこいの森
内容 豆挽きからするコーヒー体験。
参加費 100円/杯
定員 50名/日

(10)「ハンモック体験」

開催日 4月15日（土）～5月14日（日）土日祝のみ
時間：9：30～17：00（入場は16：00まで）
場所 いこいの森
内容 ハンモックでのんびりとした時間を過ごし、都会の雑踏から抜け出した癒しの時間を提供。
参加費 100円/回（30分）
定員 3名/回

(11)「ダンボール遊園地」

開催日 開園時毎日
時間：開園時間（夜間開園時は除く）
場所 北入口 エントランスセンター国兼2F 多目的ホール
内容 「ダンボール迷路」、「電車のすべり台」、「すべり台」、「木馬」、「シーソー」などのダンボールの室内遊具で遊べる。
参加費 無料

10. CULTURE

(1)「古代たたら鉄づくり」 ※事前予約

指導：国選定保存技術保持者 日刀保たたら村下 木原 明 氏
開催日 5月13日（土）・14日（日）1泊2日

場 所 ひばの里 古代たたら工房
内 容 日本古来の歴史と伝統が受け継がれた本物の手仕事「たたら製鉄」、古えから続く「ものづくり」の技術と心構えが凝縮されています。そのため、次の世代にこの歴史と技術と「ものづくり」の精神を伝えるべく、奥出雲町日刀保たたら村下 木原明 氏の指導の下、真砂鉄の採れる中国山地の北側で主に稼働した方法（鋸（ケラ）押し法）で、古代たたら製鉄の下灰作業から操業、鋼のもとになる塊を取り出す鋸出しまでの作業工程を2日間に渡り体験するプログラムを開催する。

参加費 3,000円（4食付）

※観覧無料、5月14日「足踏み吹子」体験無料

定 員 20名（1泊2日）

(2)「中国山地のたたら製鉄資料展」

開催日 4月8日（土）～5月14日（日）

時間：9：30～17：00

場 所 ひばの里 さとやま展示館 2F

内 容 かつて中国地方で行われていた製鉄技法「たたら製鉄」。実際に使用していた道具や写真パネルの展示。

参加費 観覧無料

(3)「美術刀剣展」

開催日 5月3日（水・祝）～5日（金・祝）

時間：9：30～17：00

場 所 ひばの里 さとやま屋敷 内蔵

内 容 荘厳な輝きを放つ、刀匠 久保井重太郎 氏（刀匠名 輝政）をはじめ、広島県下刀匠の美術刀剣の数々を展示。

参加費 観覧無料

(4)「居合演武」

開催日 5月14日（日）

時間：①11：00②14：00

場 所 ひばの里 神楽殿

内 容 緊張感あふれる居合の演武公演。

[出演]

山中念流真正館、広島柳生新影流柳新会、夢想神伝流居合、無雙神伝流居合

参加費 観覧無料

(5)「ペーパーナイフづくり」

開催日 4月29日（土・祝）・30日（日）

時間：9：30～15：00（最終受付 14：00）

場 所 ひばの里 古代たたら工房

内 容 刀匠 久保井重太郎 氏（刀匠名 輝政）の指導の下、オリジナルペーパーナイフづくり。

参加費 1,500円/名

定 員 15名/日

(6)「小刀づくり」 ※事前予約

開催日 4月9日（日）・16日（日）

時間：10：00～15：00

場 所 ひばの里 古代たたら工房

内 容 日本古来の歴史と伝統が受け継がれた本物の手仕事、刀匠 久保井重太郎 氏

(刀匠名 輝政)の指導の下、鋼(はがね)を鍛えるところから小刀に仕上げるまで、本格的な鍛冶工程の体験、オリジナルの小刀づくり。

※対象：中学生以上(中学生は大人同伴が必要)

参加費 4,000円/名

定員 6名/日

(7)「備北和太鼓フェスティバル」

開催日	地域	出演
4月29日(土・祝)	広島県三次市	琉球國祭り太鼓
4月30日(日)	島根県仁多郡奥出雲町	仁多乃炎太鼓
5月3日(水・祝)	広島県尾道市	尾道ベッチャー太鼓
5月4日(木・祝)	広島県三次市	三次童心太鼓
5月5日(金・祝)	島根県益田市	今福座
5月7日(日)	広島県庄原市	永江太鼓保存会

時間：①11:00②14:00(約30分/回)

場 所 ひばの里 神楽殿

内 容 島根県、広島県の団体による公演。迫力のある太鼓の鼓動を体感してもらう。

参加費 観覧無料

(8)「昔なつかし大道芸」

開催日	項目	出演
4月30日(日)	南京玉すだれ	(NPO)ひろしま講演芸
5月3日(水・祝)	三良坂ひよっこ踊り	ひよっこ踊り保存会
5月5日(金・祝)	街頭紙芝居	紙芝居の里

時間：10:00～15:30(時間内随時)

場 所 ひばの里 さとやま屋敷

内 容 ひばの里で、なつかしい街角の大道芸を再現する。

参加費 観覧無料

(9)「郷土料理づくり」

1) 桜押し寿司

開催日 4月8日(土)・9日(日)

時間：9:30～16:30(最終受付15:30)

場 所 ひばの里 上の農家

内 容 彩りがとてもきれいで春を感じさせてくれる押し寿司づくり。

参加費 500円/組(6個入り)

定員 20組

2) 山菜おこわ

開催日 4月15日(土)・16日(日)

時間：9:30～16:30(最終受付15:30)

場 所 ひばの里 上の農家

内 容 春の味覚たくさん、山菜入りのおこわづくり。

参加費 500円/組

定員 20組

(10)「お菓子づくり」

1) 柏餅

開催日 5月3日(水・祝)・5月4日(木・祝)

時間：9:30～16:30(最終受付15:30)

場 所 ひばの里 上の農家
内 容 春のお菓子づくり、柏餅づくり。
参加費 500円／組（5個）
定 員 20組

2) ちまき

開催日 5月5日（金・祝）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 上の農家
内 容 春のお菓子づくり、ちまきづくり。
参加費 250円／組（5本）
定 員 20組

(11) 「餅つき」

開催日 5月14日（日）・5月21日（日）
時間：13：00～
場 所 ひばの里 さとやま屋敷
内 容 ひばの里で収穫したもち米で作る餅つきを体験してもらう。つきたてのお餅を無料でふるまう。
参加費 無料
定 員 100名／日

(12) 「茶席」

開催日 4月9日（日）～5月14日（日）日祝のみ
時間：9：30～16：30（最終受付 15：00）
場 所 ひばの里 さとやま屋敷 離れ
内 容 抹茶とお茶うけのお菓子で、屋敷の中でお寛ぎいただける。
参加費 300円（お菓子付き）
定 員 150名／日

(13) 「昔遊び体験」

開催日 5月5日（金・祝）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 やきもの工房
内 容 昔懐かしい遊び道具（以下3項目）を作る。併せて、遊び方も指導してもらう
（但しセパタクローは大芝生広場で遊ぶ）
①お手玉作り体験：2個組のお手玉を作り遊ぶ。1個は完成品を準備
②紙のこま作り体験：紙でこまを作り遊ぶ。簡単なため2個作る
③紙のボール（セパタクロー）作り体験：紙で作った蹴鞠で遊ぶ
参加費 100～200円程度
①200円
②100円
③200円
定 員 50名／日

(14) 「陶芸教室（志和地窯）」

開催日 4月15日（土）・16日（日）、5月13日（土）・14日（日）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：00）
場 所 ひばの里 やきもの工房
内 容 粘土をこねてカップや皿などの形に仕上げる。作品は後日焼き上げて郵送にてお届けする。

参加費 1,000 円／作品（送料は別途必要）
定員 20 名／日

(15)「春の花寄せ植え教室」

開催日 4月29日（土・祝）・30日（日）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 やきもの工房
内 容 春の花をつかった寄せ植え教室。
参加費 500 円～／作品
定員 20 名／日

(16)「草木染め」

開催日 4月8日（土）・9日（日）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 やきもの工房
内 容 地元染色家の指導の下、春の草木などの植物を使った染物づくり。
参加費 500 円～／作品
定員 30 名／日

(17)「型染め」

開催日 4月22日（土）・23日（日）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 やきもの工房
内 容 台紙（葉書など）へ、模様の切り抜かれた型紙を置いてその上から好きな色をつけて仕上げる。
参加料 500 円／作品
定員 50 名／日

(18)「東城土鈴絵付け」

開催日 5月3日（水・祝）・4日（木・祝）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 やきもの工房
内 容 庄原市東城町の伝統工芸品。素焼きの土鈴に絵付けをする。
参加費 500 円／作品
定員 50 名／日

(19)「革の小物づくり」

開催日 5月6日（土）・7日（日）
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 やきもの工房
内 容 平林陽子 氏の指導の下、動物、バッチ、髪飾り、スマホポシェット、楕円ポシェットなど革を使った小物づくり。
参加費 500 円～／作品
定員 20 名／日

(20)「木工雑貨づくり」

開催日 4月8日（土）～5月14日（日）土日祝のみ
時間：9：30～16：30（最終受付 15：30）
場 所 ひばの里 木の工房
内 容 ペンダント・木箱・写真立て・ペン立て・イス・パズルなど、親子で木の小物づくりを楽しんでもらう。

参加費 200円～／作品
定員 30名／日

(21)「わら細工」

開催日 4月8日(土)～5月14日(日)
時間：9：30～16：30(最終受付15：30)
場 所 ひばの里 下の農家
内 容 小さなお子様でも作れる簡単なわらの「ミニほうき」や「テルテル人形」、
ゆっくり時間をかけて「わら草履」づくり。
参加費 無料
定員 30名／日(定員に達した場合でも自由に観覧は可能)

(22)「手打ちそばづくり」

開催日 4月22日(土)・23日(日)・29日(土・祝)・30日(日)、
5月6日(土)・7日(日)
時間：9：30～16：30(最終受付15：30)
※平日は3営業日前までに事前予約にて受付可能
場 所 ひばの里 上の農家
内 容 地元庄原市一木町のそばの粉を使って作り、その場で試食できる。
※持帰り不可
参加費 5人前1,800円・7人前2,500円
定員 20組／日

(23)「こんにゃくづくり」

開催日 5月13日(土)・14日(日)
時間：9：30～16：30(最終受付15：30)
場 所 ひばの里 上の農家
内 容 庄原市総領町のこんにゃく芋の粉を使い、手で丸めてゆで上げる。市販のもの
とは違った素朴な食感が特徴。
参加費 全部1,000円／組 部分200円／組
定員 全部3組／日 部分30組／日

(24)「機織り・綿繰り」

開催日 5月4日(木・祝)・5月5日(金・祝)
時間：9：30～16：30(最終受付15：30)
場 所 ひばの里 下の農家
内 容 かつて使用されていた木製の機械を使い、機織りを行う。
参加費 機織り1,000円／名 綿繰り無料
定員 機織り20名／日 綿繰り定員なし

(25)「のんきさん自然オブジェ作品展」

開催日 4月8日(土)～5月31日(水)
時間：9：30～17：00
場 所 ひばの里 さとやま屋敷2F
内 容 地元庄原市に工房を構えるクラフト作家「のんきさん」清水宣輝さんの作品、
自然木を使った動物のオブジェなどを展示。
参加費 観覧無料

(26)「寿山五郎 水彩画展」

開催日 4月8日(土)～5月14日(日)
時間：9：30～17：00

場 所 ひばの里 さとやま展示館 1F
内 容 地元庄原市の画家（故 寿山五郎 氏）の水彩画を展示。
参加費 観覧無料

(27)「五月人形の展示」

開催日 4月8日（土）～5月31日（水）
時間：9：30～17：00

場 所 ひばの里 さとやま屋敷（仏間・床の間・離れ）
内 容 「端午の節句」は、「尚武（しょうぶ）」の節句として、武家の間で盛んに祝われるようになった。この節句は、家の後継ぎとして生れた男の子が、無事成長していくことを祈り、一族の繁栄を願う重要な行事となった。また、五月人形の展示は、鎧兜が“身体を守る”ものという意味が重視され、交通事故や病気から大切な子どもを守ってくれるようにという願いも込めて飾る。

参加費 観覧無料

(28)「鯉のぼり上げ」

開催日 4月8日（土）～5月31日（水）
時間：9：30～17：00

場 所 ひばの里 田んぼ、下の農家
内 容 節句にちなんで、田んぼと下の農家に鯉のぼりを上げる。江戸時代に町人階層から生まれた節句飾り。鯉は、清流はもちろん、池や沼でも生息することができる、非常に生命力の強い魚。その鯉が急流をさかのぼり、竜門という滝を登ると竜になって天に登るという中国の伝説。

参加費 観覧無料

(29)「季節のおもてなし」

開催日 開園期間中毎日
時間：開園時間

場 所 ひばの里 さとやま屋敷
内 容 田んぼでとれた野菜を使ったお漬物等、はぶそう茶のおもてなし。
参加費 無料

(30)「昔なつかし遊び」

開催日 開園時毎日
時間：開園時間

場 所 ひばの里 さとやま屋敷
内 容 昔懐かしい遊具を使った遊びを自由に体験してもらう。
参加費 無料

11. 施設間連携

(1)「山陰・山陽花めぐり街道 スタンプラリー」

4月1日（土）～11月30日（月）期間中毎日

山陰の6施設、山陽9施設の受付にスタンプラリー参加用紙と応募箱を設置し、2施設目入園から花の種プレゼントなど、めぐった施設の数に応じて特典が付く、花の施設をめぐるスタンプラリーを開催する。

※山陰6施設

松江イングリッシュガーデン・松江フォーゲルパーク・由志園・とっとり花回廊
・しまね花の郷・湖山池ナチュラルガーデン

※山陽9施設

国営備北丘陵公園・世羅高原農場・花夢の里ロクタン・香山ラベンダーの丘
・フラワーパークせらふじ園・世羅甲山ふれあいの里・世羅ゆり園
・ラ・スカイファーム・千光寺公園

12. 自主事業

(1) 「駐車券配布企画」

期間中開催

庄原市観光協会庄原支部と連携し、庄原の各加盟店で一定額以上ご利用の方に、国営備北丘陵公園でご利用いただける駐車券を進呈。

※ご利用金額は、各店舗においてそれぞれ設定

13. 園内会場間アクセス

(1) 「ロードトレイン」

運行日 開園時毎日

場 所 園内（乗車場／中の広場、降車場／各8カ所）

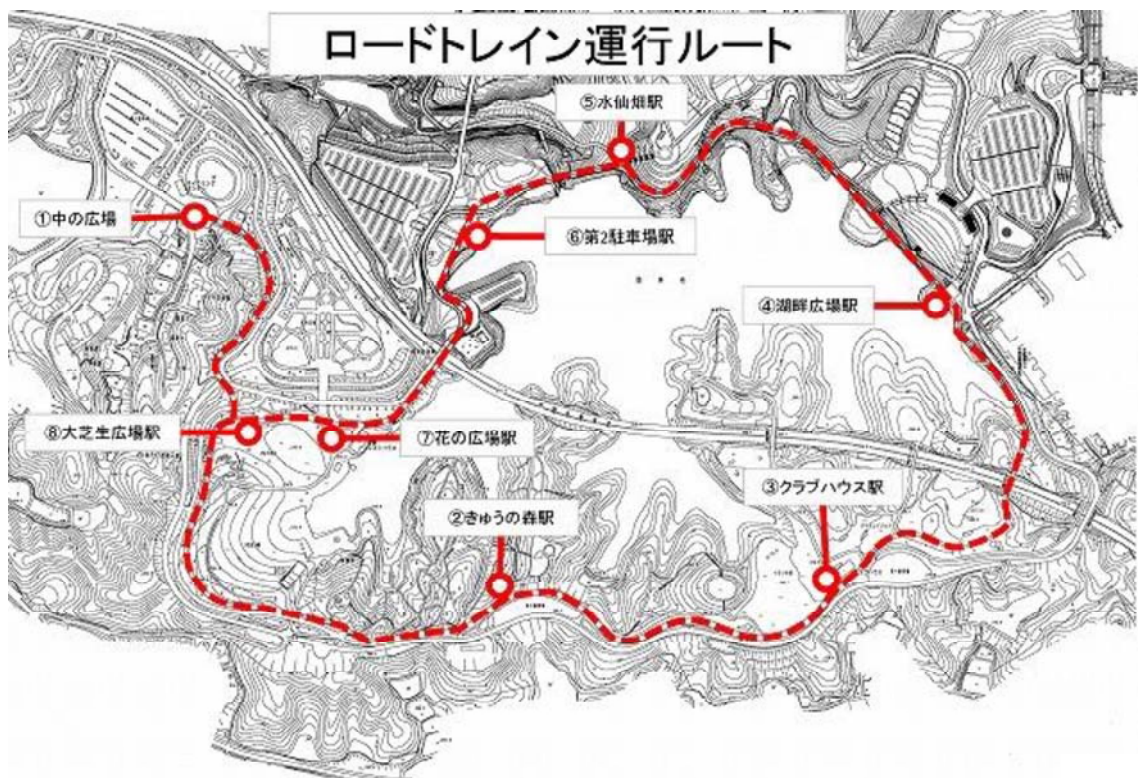
内 容 花・湖畔景観・丘陵景観等を眺めながら園内を周遊出来る手段としてロードトレインの運行を行う。

※運行時間：①10：00②11：00③13：00④14：00⑤15：00⑥16：00

※運行路の混雑時又は積雪や路面の状況により運休する場合あり

参加費 310円／回（3歳未満は無料）

定 員 約50名／回



(2)「無料シャトルバス」

運行日 4月22日(土)～5月7日(日) 土日祝のみ
場 所 園内
内 容 園内を循環する無料シャトルバスを運行する。
参加費 無料
定 員 20名/回

(3)「思いやり号」

運行日 3月1日(水)～11月30日(木)
場 所 中入口 中の広場～大芝生広場 湖畔レストハウス間
内 容 中の広場から湖畔レストハウスにかけてシルバーカーの運行を行う。
※シルバー、歩行困難な方を優先
※荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合
参加費 無料
定 員 7名/回

14. 広報

「備北花ピクニック 2017」の周知を目的として本行事を告知するポスター・チラシ作成配布のほか、WEBの活用、有料広告掲載等と組み合わせて広報を展開する。中国やまなみ街道開通による島根県、岡山県方面からの来園者増を図ると共に、本公園の主要来園者である広島県からの来園者増も図るよう広域的かつ戦略的に広報を展開する。

(1) 報道関係記者発表

開催記者発表により新聞報道各社の取材報道を促進する。

1) 記者発表スケジュール

4月6日(木)

[記者発表先]

広島合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、
山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、三次記者クラブ

(2) ポスター掲示・チラシ設置/配布

広島県を中心に、中国やまなみ街道沿線並びにそれに絡む主要幹線道路を踏まえ、島根県、岡山県方面への広報を強化する。主に中国地方の道の駅、観光施設、広島県情報コーナー等へのポスター掲示・チラシ設置/配布を行う。

また、広島県内及び県外(島根県・岡山県・山口県・鳥取県の一部都市)の小・中学校の児童・生徒、保育所の園児へチラシ配布を行う。

1) 印刷枚数予定

A4 チラシ 11,000部 ※広島県情報コーナー配架用
A3 チラシ 625,000部予定
B2 ポスター 500部

(3) 新聞折り込み

庄原市及び三次市への周知を強化するため、新聞折り込みを行う。折り込みは、中国新聞・朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・日経新聞・山陽新聞の新聞各社を対象として行う。

1) 折り込み範囲
広島県（庄原市・三次市）

2) チラシ新聞折り込み日
4月6日（木） 約3万部予定

(4) 有料広告

1) 広島バスセンター 集中貼りポスター掲示
掲出期間 4月10日（月）～16日（日）
掲出枚数 16枚
掲出場所 中央エスカレーター・降車ホーム下りエスカレーター

2) Facebook 広告
広告期間 4月、5月予定
広告内容 投稿記事のエンゲージメント広告
広告範囲 金額、期間、エリア、年齢・性別、趣味・関心、誘引先から設定可能

(5) 情報誌等掲載

広島県内、近隣都市のタウン情報誌（Tjhiroshima、ウイंक）、旅行情報誌（じゃらん、マッフルマガジン）など県内で有力な媒体に情報提供を行う。また、地域密着型のフリーペーパー等への情報提供を行う。広域誘客のため、中国地方の情報誌に記事掲載協力を働きかける。

(6) WEB サイト

公園 HP（PC・携帯サイト、YouTube）・SNS（facebook・twitter）などを活用して、イベント案内を中心にタイムリーな情報を掲出する。

(7) 公園外施設の活用（PR キャンペーン）

公園の周知、「備北花ピクニック 2017」の紹介をポスター掲出とチラシ配布にて図るため、PR キャンペーンを行う。

1) PR キャンペーン地域
広島県（庄原市）

2) PR キャンペーン実施数
PR キャンペーン数： 全2回予定

No	日付	場所	時間	チラシ配布数
1	4月2日（日）	三次さくら祭 PR	11：00～18：00	1,000
2	4月9日（日）	庄原さくらフェスティバル PR	10：00～16：00	500
	合 計			

都市公園占用等申請書

都市公園法 第6条 都市公園占用許可申請書

都市公園法 第12条 許可申請書

都市公園占用許可申請書

平成 年 月 日

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 ○○ ○○殿

申請者 住所 _____
_____ 丁目
氏名 _____
連絡先 TEL () _____
FAX () _____

都市公園法第6条により下記の通り許可を申請します。

記

都市公園名	
占用場所	
占用期間	
占用目的	
占用物件の名称 規模・構造及び数量	
工事实施方法及び 工事着手及び 完了の期間	
占用物件の管理方法	
都市公園の復旧方法	
その他参考と なるべき事項	

平成 年 月 日

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 ○○ ○○殿

申請者 住所 _____
〒 _____
氏名 _____ (印)
連絡先 TEL () _____
FAX () _____

都市公園法第6条の規定に基づいて、別紙の申請がありましたので提出いたします。

名 称 _____

財 団 所 見

審査した結果、管理に支障はないと思われます。

受理年月日 平成 年 月 日

申 請 者 _____

許可申請書

様式3

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 殿

〒
申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 TEL () _____

FAX () _____

都市公園法第12条の第1項の許可を受けたいので、下記により申請いたします。

記

行為の種別	
日時又は期間	
場所	
目的	
内容	
その他参考となるべき事項	

備考

- 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 「その他参考となるべき事項」の欄には、次の事項の他、許可申請にあたって、特記すべき事項を記入する。
 - 工作物の設置を行うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間、その他必要事
 - 変更の許可申請の場合には、すでに受けた許可の年・月・日
- 提出部数 1部
- 工作物を設置する場合は、その規格を明記すること。

平成 年 月 日

国営備北丘陵公園管理者
中国地方整備局長 ○○ ○○殿

〒
申請者 住所 _____
氏名 _____
連絡先 TEL () _____
FAX () _____

都市公園法第 12 条第 1 項に基づいて、別紙の申請がありましたので提出いたします。

名 称 _____

備北管理センター所見

別紙チェックリストにより検討した結果、実施して良いと思われま

す。

受理年月日 平成 年 月 日

申 請 者 _____

国営備北丘陵公園 持込イベントチェックリスト（案）

No. 420

No.	項目	摘要		適 or 否
1	件名			○適 ○否
2	申請者	団体名		○適 ○否
		申請者名		
3	許可基準	国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領		○適 ○否
4	開催日			○適 ○否
5	雨天			○適 ○否
6	開催時間	集合時間		○適 ○否
7	開催場所	集合場所		○適 ○否
8	入園口	利用駐車場		○適 ○否
9	入園方法	入園料支払方法		○適 ○否
10	仮入園券	大人 枚	小人 枚	○適 ○否
11	参加規模	人	参加料 ¥	○適 ○否
12	名義使用申請	使用名義		○適 ○否
13	占用許可申請			○適 ○否
14	園内禁止行為	都市公園法、国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領		○適 ○否
15	物品の販売、配布	機構、管理センター等による利用促進を目的とした公益的事業のみ許可		○適 ○否
16	会場設営	実施日		○適 ○否
		時間	場所	
		実施者	内容	
		貸与物品		
		車両入園	台数 台 入園口	
		許可条件		
17	園内施設の使用	□無 □電気 □水道 □植栽 □その他（ ）		○適 ○否
18	スタッフ入園	入園人数	人 集合時間	○適 ○否
		入園口	スタッフ車両台数 台	
		許可条件		
19	安全管理			○適 ○否
20	ゴミの処分			○適 ○否
21	広報			○適 ○否
		広報内容		
22	同日他利用との調整	開催行事名称		○適 ○否
		開催時間		
		開催場所		
23	その他特記事項			
	事前打合せ			印



1:13,853

0 125 250 500 m



凡例

入口・ゲート付近



自動車園路



ボランティア活動規約・活動内容

ボランティア活動について

- ・ 本公園におけるボランティア活動は以下の通り
- ・ 一般公募型「公園が公募し活動を開始した団体」
- ・ 特定団体連携型「公園が既存団体と連携し活動を開始した団体」

区分	名称	活動概要	登録者数	活動日	実施イベント
一般公募型	ひばの里友の会 遊びの学校運営 ボランティア	手作り体験教室イベント『遊びの学校』の活動の補助を行う。 遊び(手作り体験)内容の検討、必要な材料の準備、体験者への遊び紹介などを行っている。	13名	4月から12月までの毎月第2または3土曜日	藍染め、ピザづくり、草木染め、寄せ植えづくり、お花炭づくり、ミニ門松づくりなど
	キャンプリーダー	・国営備北丘陵公園及び備北オートビレッジにおいて、野外活動やキャンプ場運営で、必要な知識、技術、指導力を持って、来場者のアウトドア活動をサポートする。 ・備北オートビレッジで行う小学生や親子を対象としたキャンプのリーダーとして、また、利用者(学校団体・子ども会)へのキャンプ指導などキャンプ場の運営管理業務の補助を行っている。 ・毎週末、ゴールデンウィーク、お盆期間に利用者サービスを行なうイベントやキャンプファイヤーの実施(年50回程度) ・小学生、親子などに行なう体験キャンプの補助(年3回程度)	25名	毎月5回程度	キャンプファイヤー
	グリーンレンジャー	公園内の動植物保護、知識の向上、自然環境保護に係わる人材の育成	20名	毎月1回程度	各種自然観察イベント
	森の楽校	いこいの森での森の手入れと活動を通した森の担い手の育成	4名	毎月1回程度	森の楽校
	炭焼きクラブ	オートビレッジ入口付近の竹藪環境整備と竹炭、竹酢液づくりと活用	3名	月4回程度	
連携型 特定団体	しょうばら花会議	庄原市内の花愛好家による市内の緑化活動の一環として、公園内の花修景作業を行う。	40名	毎月1回(予定)	ログハウス周辺の修景

備北オートビレッジキャンプリーダー 規約

(目的)

第1条 備北オートビレッジキャンプリーダー（以下「備北キャンプリーダー」と言う）研修は、野外活動の技術やレクリエーション等の指導ができる備北キャンプリーダーを養成し、備北オートビレッジの運営を通じ、利用者へのサービス及び野外活動の指導と普及、振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条

- (1) この研修の受講対象者は、18歳以上の者とする。(高校生は不可)
- (2) この研修の受講対象者数は、備北公園管理センター所長(以下「管理センター長」と言う)が、決定する。

(期間)

第3条 この研修の受講期間は、年間2回(1泊2日)とする。

(申込方法)

第4条 この研修の受講を希望する者は、所定の手続きを管理センター長に行うものとする。

(受講者の決定)

第5条

- (1) 受講者の決定は、前条の規定のとおり行われた手続きにより管理センター長が決定する。
- (2) 前項の規定により決定された受講者は、備北オートビレッジ研修生(以下「研修生」と言う)として登録される。

(習得内容)

第6条 研修生は、この研修において次の各項において揚げる内容を習得しなければならない。

- (1) 野外活動に関わっての基礎的な知識と技術
- (2) キャンプ、レクリエーション等の基礎的な知識と技術
- (3) 備北オートビレッジの運営要領及び周辺フィールドの知識

(習得方法)

第7条

- (1) 前条に規定する習得内容に基づき、次の各号に揚げる研修を実施する。
 - ① 基礎知識及び技術習得のための野外活動の体験に関わる宿泊研修。
 - ② 実践技術習得のための研修。
- (2) 前項に規定する研修の内容については、管理センター長が決定する。

(受講料)

第8条

- (1) この研修に係る受講料は、研修生が負担する。
- (2) 研修に係る受講料の料金設定は、管理センター長が決定する。

(活動範囲)

第9条

- (1) 研修生は、備北オートビレッジから要請があった場合は、次の各号に掲げる事業に積極的に協力するよう努める。
 - ① 備北オートビレッジイベント事業
 - ② 備北オートビレッジ利用者及び団体等が行う活動
- (2) 前項の事業に協力する場合は、支配人、又はマネージャーの指示のもとに活動する。

(保険)

第10条

- (1) 研修生は、管理センター長が定めた傷害保険に加入しなければならない。
- (2) 傷害保険に係る保険料は、研修生が負担する。

(実費支給)

第11条

- (1) 管理センター長は、第9条第1項の事業に協力した研修生に対し、交通費等の実費の相当額を支給する。
- (2) 前項の規定により支給する実費の相当額は管理センター長が決定する。

(修了)

第12条 この研修の修了は、第7条の研修方法に基づいて実施された研修を受講し、かつ当該研修において、修了認定に必要な知識及び技術を習得したと認められた者に対し、管理センター長が決定する。

(登録の取り消し)

第13条

- (1) 管理センター長は、研修生が次の各号の一つに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - ① 研修生としての信用を傷つけ、又は研修生全体の不名誉となる行為をしたと認められるとき。
 - ② 研修生として野外活動に著しく不活発と認められたとき。

(脱退)

第14条 研修生は、自己都合により、備北キャンプリーダー研修を脱退する場合は、管理センター長に届け出をしなければならない。

(変更事項の届け出)

第15条 研修生は、住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、すみやかに備北オートビレッジに届け出なければならない。

附則 この実施要項は、平成11年9月10日から施行する。

国営備北丘陵公園 『遊びの学校』運営ボランティアの会 活動規約(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 本ボランティアは、国営備北丘陵公園(以下「本公園」という。)において、市民主体による活動を通し、本公園の魅力創造するとともに、それらを多くの人々に伝えていくことにより、魅力的な公園利用の実現と活性化を図るため、本公園主催イベント『遊びの学校』の活動運営補助を行うことを目的とする。
本規約は、当該活動を円滑に推進することを目的とし、財団法人公園緑地管理財団備北公園管理センター(以下「管理センター」という。)が定めるものである。

(名称)

第2条 本活動に参加するボランティアは、「国営備北丘陵公園『遊びの学校』運営ボランティアの会(以下「本会」という。)」と称する。

(構成及び資格)

第3条 本会は、会員(以下「ボランティア」という。)をもって構成する。
2 ボランティアは、管理センターが認定し、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所(以下「事務所」という。)が承諾した者とする。

第2章 活動内容

(活動内容)

第4条 本会の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
一 公園主催イベント『遊びの学校』の実施準備、運営補助
二 上記に関わる企画、立案
三 本会の活動の紹介や、『遊びの学校』への参加の呼びかけなど、活動の輪を広げるための情報発信
四 その他、本会や本公園に関係する活動
2 本会の活動に当たっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとしてふさわしい服装、言動、行動に充分配慮する。

(活動エリア)

第5条 本会の活動エリアは、本公園供用区域内とする。
2 『遊びの学校』活動エリアについてはあらかじめ定められた箇所とするが、当該箇所の利用にあたっては清潔な利用に充分配慮する。

(活動日)

第6条 本会の活動は、あらかじめ定めた活動計画に基づき実施することとする。

- 2 実施準備、研修等自主的な活動を実施する場合は、事務局の管理センター担当者に連絡した上で、本規約第1条及び第4条に沿った活動を行う場合のみ認められる。ただし原則として休園日を除く。

(活動時間)

第7条 本会の活動日における活動時間は原則として午前10時～午後5時まで(冬期は～午後4時30分)とし、昼食時には休憩時間を1時間設けることとする。

第3章 事務局及び役員等

(事務局)

第8条 本会の事務局を備北公園管理センターに置き、業務課企画係が担当する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

代表世話人 『遊びの学校』運営ボランティアの会 会長

- 2 代表世話人は本会を代表し、事務局との連絡調整をおこない、ボランティア活動全体の円滑な運営を図る

(任期)

第10条 役員の任期は1年間とし、再任は妨げないものとする。

(総会)

第11条 総会はボランティアの活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の承認・決議を行う場として、代表世話人と事務局担当者との協議により必要に応じて開催する。

- 2 総会は会員の3分の2の出席をもって成立し、委任状を提出した会員は出席とみなす。

第4章 ボランティア証

(ボランティア証)

第12条 公園事務所より認定が承諾されたボランティアには、国営備北丘陵公園『遊びの学校』運営ボランティア証を交付する。

- 2 活動中はボランティア証の正しい着用を義務付ける。
- 3 ボランティア証の有効期間は1年度内とし必要に応じて更新を行う。

第5章 入園料及び活動費の取扱い

(入園料の取扱い)

第13条 本会の活動を目的とするボランティア本人の来園については、管理センターの発行するボランティア証を提示することにより、活動日および準備等で管理センターが必要と判断した場合に限って入園料金、駐車料金ともに無料とする。

(活動費)

第14条 『遊びの学校』活動の開催において必要と認められる材料費等の活動費については、管理センターが実費を負担する。

- 2 活動費のうち、会員個人に帰属するものの購入にあたっては会員より実費相当を徴収する。

(報酬)

第15条 ボランティアへの人件費等及び交通費の報酬は支給しないこととする。

第6章 ボランティア保険

(ボランティア保険)

第16条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを義務づける。また、加入にかかる費用(500円/年度)はボランティアの負担とする。

- 2 ボランティア保険の有効期限は1年度内とする。
- 3 ボランティア保険加入の手続きについては、事務局の管理センター担当者が行うものとする。
- 4 活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内での対応とする。

第7章 退会

(退会)

第17条 年度の途中で本会を退会するボランティアは、事前に事務局に報告した上で、書面にてその旨を提出する。
(書式問わず)

- 2 年度末時の活動退会については、事務局より送付される活動更新の意思確認書類をもってその旨を報告する。

(退会勧告)

第18条 ボランティア活動全体の円滑な運営に支障をきたす行為や、公園に損害を与える行為を行ったボランティアに対しては、管理センターおよび代表世話人の判断により、活動の退会を勧告することができる。

(貸与物品の返却)

第19条 ボランティアが本会を退会する際は、ボランティア証を事務局に返却しなければならない。

第8章 安全衛生管理

(安全衛生管理)

第20条 活動にあたっては、活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意するとともに、公園利用者の安全に留意するものとする。

第9章 その他

(個人情報の取扱い)

第21条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)第6条第2項の規定に基づき適切に管理する。個人情報は、ボランティアの認定及びボランティア証の発行許可にかかる事務所への協議、ボランティア保険加入手続き、活動に関する連絡のためだけに用い、その他の用途には使用しない。

- 2 ボランティア活動により取得した公園利用者の個人情報については、管理センターにおいて適切に管理する。個人情報を取得したボランティアは、速やかに事務局の管理センター担当者に届け出るものとする。

付 則

この規約は、平成19年7月1日から施行する。

国営備北丘陵公園「グリーンレンジャー」 ボランティア規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本ボランティアは、国営備北丘陵公園(以下「公園」という)の豊かな自然を背景に、個人の知識向上を図り公園内の動植物の保護、そして公園を訪れる人々に様々な自然に触れる催しや活動を通じて、自然の大切さや素晴らしさを伝え、また自然や環境にかかわる活動をする人を育てる事を目的としたボランティア団体である。

(名称)

第2条 本ボランティアを「国営備北丘陵公園グリーンレンジャー」(以下、「本会」と言う)と称する。

(構成及び資格)

第3条 本会は監修を行っていただく専門家の先生と自然の動植物に対する理解と知識向上意欲を持っている方で構成され、定期的開催されるボランティア活動・研修・講習に積極的に参加でき、グループの和を尊重できる方であれば知識・年齢・学歴は問わない。

第2章 登録・退会

(登録申請)

第4条 本会に登録しようとする者は、登録申請書(様式第一号)によりグリーンウインズ共同体備北公園管理センター(以下「管理センター」という。)に申請する。

2 管理センターは、申請内容が適当と認めるときは、ボランティア入園許可証・車輦入園許可書を発行し申請者に通知する。

3 公園内外で本会のボランティアを行うときは許可証を携行・表示しなければならない。

(登録期間)

第5条 本会の登録期間は、毎年3月31日をもって終了する。ただし、再登録は妨げない。

2 再登録は、本規約第6条の活動中止届け(様式第二号)の提出がない限り継続登録とする。

(活動の中止・退会)

第6条 本会登録者は、活動を中止し退会しようとするときは、活動中止届け(様式第二号)を管理センターに提出し、ボランティア入園許可証・車輦入園許可書を返却する。

(登録の取り消し)

第7条 管理センターは本会員が次の各号のいずれかに該当したときは、本人に退会勧告を行いその登録を取り消すものとする。

- 1 本規約第1条の目的に反する行為を行うなど、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- 2 来園者の安全・快適な公園利用を妨げる行為を行った場合。
- 3 都市公園法などの法令に違反している行為を行った場合。
- 4 本会及び国営備北丘陵公園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合。
- 5 その他、本規約のいずれかに違反した場合。

第3章 活動内容

(本会員に必要な研修)

第8条 本会活動に当たっては、活動内容に応じた服装・安全具の装着のほか、活動日の健康状態・天候などふまえ、自身の健康管理に十分留意すると共に、公園利用者・本会会員の安全にも十分留意して活動していただくために次の各号の研修を行う物とする。

- 1 本公園についての知識と基本情報。
- 2 本会活動時における安全管理。
- 3 来園者に対する対応のあり方。
- 4 別途管理センターが指定する研修。

(活動内容)

第9条 本会は第1条に掲げる目的で次の各号に掲げる内容について活動する。

- 1 自然の動植物に対する知識の習得。
- 2 本公園に自生する希少植物の保護育成と、地元団体と連携した環境保全事業への取り組み。
- 3 山野草・野鳥・昆虫などの自然観察会など公園が主催するイベントの運営サポート及びガイド。
- 4 野鳥が飛来・生息しやすい環境作り、希少昆虫の保護育成等。
- 5 第1条に掲げた目的に沿った活動。

第4章 ボランティア保険

(ボランティア保険)

第10条 本会員は全員「ボランティア活動保険」に加入し、加入にかかる保険料の費用等は管理センターが負担する。
2 本会員は自らの責任で活動を行う事とするが、ボランティア活動中に生じた事故やケガについては、ボランティア保険の適用範囲内で対応する。

第5章 その他

(個人情報の取扱)

第11条 各登録手続きによって提出された個人情報は認定にかかる管理センターでの協議と活動に関する連絡のため意外は使用しない。

(著作権の取扱)

第12条 本会活動において製作・撮影された作品・写真等の著作権は、管理センターに帰属する。

付則

この規約は、平成25年8月23日から施行する。

国営備北丘陵公園「森の楽校」

ボランティア規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本ボランティアは、国営備北丘陵公園（以下「公園」という）の豊かな自然を背景に、手つかずの自然がある「いこいの森」の手入れをしながら、自然にふれて人と森の係わり方を考え、次の世代に里山を残し伝え、また森の手入れ道具の使い方を身につけ、森に感謝しながら整備を行う事を目的としたボランティア団体である。

(名称)

第2条 本ボランティアを国営備北丘陵公園「森の楽校」（以下、「本会」と言う）と称する。

(構成及び資格)

第3条 本会は会員（以下「ボランティア」という。）をもって構成する。

- 2 ボランティアは、グリーンウインズ共同体備北公園管理センター（以下、「管理センター」という。）が認定し、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所（以下「公園課」という。）が承認した者とする。

第2章 登録・退会

(登録申請)

第4条 本会に登録しようとする者は、登録申請書（様式第一号）により管理センターに申請する。

- 2 管理センターは、申請内容が適当と認めるときは、ボランティア入園許可証・車輛入園許可書を発行し申請者に通知する。
- 3 公園内外で本会のボランティアを行うときは許可証を携行・表示しなければならない。

(登録期間)

第5条 本会の登録期間は、毎年3月31日をもって終了する。ただし、再登録は妨げない。

- 2 再登録は、本規約第6条の活動中止届け（様式第二号）の提出がない限り継続登録とする。

(活動の中止・退会)

第6条 本会登録者は、活動を中止し退会しようとするときは、活動中止届け（様式第二号）を管理センターに提出し、ボランティア入園許可証・車輛入園許可書を返却する。

(登録の取り消し)

第7条 管理センターは本会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当人に退会勧告を行いその登録を取り消すものとする。

- 1 本規約第1条の目的に反する行為を行うなど、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- 2 来園者の安全・快適な公園利用を妨げる行為を行った場合。
- 3 都市公園法などの法令に違反している行為を行った場合。
- 4 本会及び国営備北丘陵公園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合。
- 5 その他、本規約のいずれかに違反した場合。

第3章 活動内容

(本会員に必要な研修)

第8条 本会活動に当たっては、活動内容に応じた服装・安全具の装着のほか、活動日の健康状態・天候などふまえ、自身の健康管理に十分留意すると共に、公園利用者・本会会員の安全にも十分留意して活動していただくために次の各号の研修を行う物とする。

- 1 本公園についての知識と基本情報。
- 2 本会活動時における安全管理。
- 3 来園者に対する対応のあり方。
- 4 別途管理センターが指定する研修。

(活動内容)

第9条 本会は第1条に掲げる目的で次の各号に掲げる内容について活動する。

- 1 自然の動植物に対する知識の習得。
- 2 本公園に自生する希少植物の保護育成と、地元団体と連携した環境保全事業への取組み。
- 3 森林管理の実施及び指導。
- 4 本公園主催のイベントの実施準備、運営補助。
- 5 第1条に掲げた目的に沿った活動。

第4章 ボランティア保険

(ボランティア保険)

第10条 本会員は全員「ボランティア活動保険」に加入し、加入にかかる保険料の費用等は管理センターが負担する。

- 2 本会員は自らの責任で活動を行う事とするが、ボランティア活動中に生じた事故やケガについては、ボランティア保険の適用範囲内で対応する。

第5章 その他

(個人情報の取扱)

第11条 各登録手続きによって提出された個人情報は認定にかかる管理センターでの協議と活動に関する連絡のため意外は使用しない。

(著作権の取扱)

第12条 本会活動において製作・撮影された作品・写真等の著作権は、管理センターに帰属する。

付則

この規約は、平成25年4月27日から施行する。

国営備北丘陵公園「炭焼きクラブ」 ボランティア規約

第1章 総則

(目的)

第13条 本ボランティアは、国営備北丘陵公園（以下「公園」という）の豊かな自然を背景に備北オートビレッジ入口付近の竹藪の伐採等により環境を整備し、その竹を活用した竹炭づくり及び竹酢液づくりを行い、出来た炭は備北オートビレッジのイベント等で使用し、竹酢は有害鳥獣駆除等に使用する。また、炭焼き小屋付近の草刈り等の環境整備を行う事を目的としたボランティア団体である。

(名称)

第14条 本ボランティアを「国営備北丘陵公園炭焼きクラブ」（以下、「本会」と言う）と称する。

(構成及び資格)

第15条 本会は炭焼きの技術を習得した者、また習得を希望している者で構成し、定期的で開催されるボランティア活動に積極的に参加することができ、グループの和を尊重して活動できる者であれば知識・年齢・学歴は問わない。

第2章 登録・退会

(登録申請)

第16条 本会に登録しようとする者は、登録申請書（様式第一号）によりグリーンウインズ共同体備北公園管理センター（以下「管理センター」という。）に申請する。

- 2 管理センターは、申請内容が適当と認めるときは、ボランティア入園許可証・車輛入園許可書を発行し申請者に通知する。
- 3 公園内外で本会のボランティアを行うときは許可証を携行・表示しなければならない。

(登録期間)

第17条 本会の登録期間は、毎年3月31日をもって終了する。ただし、再登録は妨げない。

- 2 再登録は、本規約第6条の活動中止届け（様式第二号）の提出がない限り継続登録とし、ボランティア入園許可証・車輛入園許可書を再発行する。

(活動の中止・退会)

第18条 本会登録者は、活動を中止、または退会しようとするときは、活動中止届け（様式第二号）を管理センターに提出し、ボランティア入園許可証・車輛入園許可書を返却する。

(登録の取り消し)

第19条 管理センターは本会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当人に退会勧告を行いその登録を取り消すことができる。

- 1 本規約第1条の目的に反する行為を行うなど、ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- 2 来園者の安全・快適な公園利用を妨げる行為を行った場合。
- 3 都市公園法などの法令に違反している行為を行った場合。
- 4 本会及び国営備北丘陵公園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合。
- 5 その他、本規約のいずれかに違反した場合。

第3章 活動内容

(本会員に必要な研修)

第20条 本会活動に当たっては、活動内容に応じた服装・安全具の装着のほか、活動日の健康状態・天候などふまえ、自身の健康管理に十分留意すると共に、公園利用者及び本会会員の安全にも十分留意して活動していただくために次の各号の研修を行うものとする。

- 1 本公園についての知識と基本情報。
- 2 本会活動時における安全管理。
- 3 来園者に対する対応のあり方。
- 4 別途管理センターが指定する研修。

(活動内容)

第21条 本会は第1条に掲げる目的で次の各号に掲げる内容について活動する。

- 1 備北オートビレッジ入口付近(第1ゲート)竹藪の竹伐採と環境整備。
- 2 伐採の竹を使用した竹炭づくり、竹酢液づくり。
- 3 炭焼き小屋付近(第2ゲート)の草刈り等の環境整備。
- 4 第1条に掲げた目的に沿った活動。

第4章 ボランティア保険

(ボランティア保険)

第22条 本会員は全員ボランティア活動が対象となる保険に加入し、加入にかかる保険料の費用等は会員個人が負担する。

- 2 本会員は自らの責任で活動を行う事とするが、ボランティア活動中に生じた事故やケガについては、ボランティア活動が対象となる保険の適用範囲内で対応する。

第5章 その他

(個人情報の取扱)

第23条 各登録手続きによって提出された個人情報は、認定にかかる管理センターでの協議と活動に関する連絡のため意外は使用しない。

(著作権の取扱)

第24条 本会活動において製作・撮影された作品・写真等の著作権は、管理センターに帰属する。

付則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

国営備北丘陵公園

グラフィックマニュアル

国兼池を中心にした湖畔景観や丘陵景観など、緑豊かな自然を生かして設計された国営備北丘陵公園は、四季にわたる様々なレクリエーションが楽しめ、中国地方の歴史や文化とのふれ合いを通じて、文化の継承や新しい文化をはぐくむことを目的とした、地域との深いつながりを持った公園です。中でも、このような公園全体の理念をうけて整備された〈ひばの里〉ゾーンは、今やほとんど失われてしまった「ふるさと」を創出し、来園者自らが「遊び」に参加し、ふるさとの生活も再現されるという、新しいタイプの体験スペースです。

このVI (Visual Identity) マニュアルは、こうした公園のイメージを視覚的に確立すること、関連事業者や広く一般に対して円滑なコミュニケーションを計ることを目的に制作されました。ここにはVIの核となる、シンボルマーク、ロゴタイプ、シンボルカラー、キャラクターと、その使い方が規定されています。さまざまな品目の制作時に、このマニュアルを有効に利用され、公園のイメージ向上に役立てて下さるようお願いいたします。

なお、本編に紹介されているシンボルマーク、ロゴタイプ、キャラクターを国公園事務所以外の組織が使用される際は、下記に許可をとっていただくことをお願いいたします。

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所 公園課（国営備北丘陵公園分室）
〒727-0021 広島県庄原市三日市町4-10
TEL 0824-72-5000 FAX 0824-72-7532

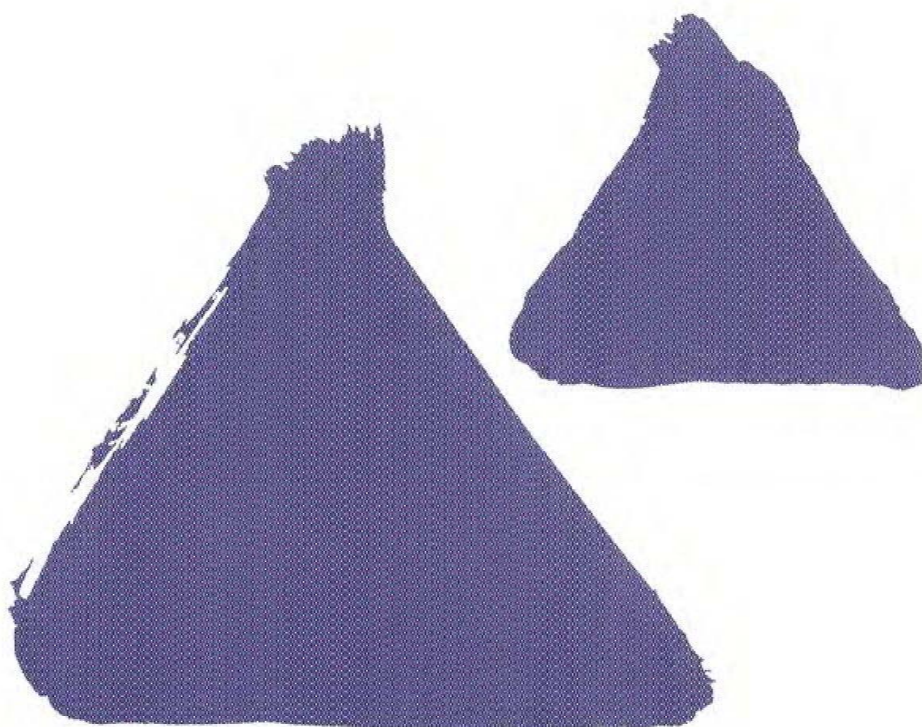
シンボルマーク

「ふるさと・遊び」を形に反映させた、国営備北丘陵公園の象徴です。

ふるさとをイメージさせる「茅葺き屋根」や「山」と、遊びをイメージさせる「三角おにぎり」をモチーフとし、日ごろ都会人が忘れかけている、のんびりやゆったりといった感覚をフリーハンドによる自然な風合いで表現しました。

シンボルマークは、国営備北丘陵公園ロゴタイプと組み合わせて、使用します。ただし、公園旗、公園章などの象徴性の高い品目には、マーク単独で使用するできません。

シンボルマークはシンボルカラーで再現します。ただし、場合によっては白ヌキや黒での再現が可能です。詳しくはVI要素表示規定を参照して下さい。



国営備北丘陵公園ロゴタイプ

公園の名称を正式に表記するオリジナル書体です。

ロゴタイプは、文字の角を丸め、国営備北丘陵公園にふさわしいやさしい印象をあたえるようデザインしました。さらに可読性を高め、恒久的使用に耐えるよう配慮しました。

国営備北丘陵公園ロゴタイプは、必ずシンボルマークと組み合わせて使用します。ロゴ単独で使用することはできません。英文ロゴタイプは、外国人向けの品目に使用して下さい。

ロゴは黒で再現します。ただし、場合によっては白ヌキが可能です。詳しくはVI要素表示規定を参照して下さい。

国営備北丘陵公園

Bihoku Hillside Park

シンボルカラー

「ふるさと・遊び」のイメージを反映したシンボルカラーを設定しています。

古来から日本では高貴な色とされてきた紫は、非日常の「ハレ」をイメージさせる色です。都会から帰る人を迎えるふるさとの歓待の気持ちと、ふるさとの持つ伝統的なイメージをこの色に求めました。

シンボルカラーは、主としてシンボルマークに使用します。また、デザイン要素としても使用できます。

色の指定は下記に準じておこなってください。可能な場合には、特色（DIC 456）を使用してください。















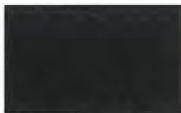

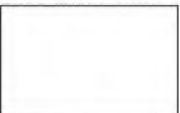
印刷	特色	DIC 456（15版） （大日本インキ化学）
	四色分解	C60% + M70% + BL10%
塗装		S40-858 （94年 日本塗料工業会標準色）
タックシート		V-0252 （94年 住友スリーエム社 スコチカルシート コントロールタック・プラスフィルム）

可能な場合には、特色（DIC 456）を使用してください。

サブカラー

公園のカラーイメージを統一するうえで、品目のデザイン要素として使用することが望ましいカラーの例を下記に示します。

有彩色4系統と無彩色1系統をサブカラーとして設定しました。

有彩色	緑系			
		DIC 2352 Part2 2版	DIC 391 15版	DIC 441 15版
	青系			
		DIC 426 15版	DIC 431 15版	DIC 427 15版
有彩色	赤系			
		DIC 2257 Part2 1版	DIC 2247 Part2 2版	DIC 2471 Part2 2版
有彩色	茶系			
		DIC 525 14版	DIC 523 14版	DIC C-144 1版 (中国の伝統色)
無彩色				
		BL 100	BL 50	BL 0

キャラクター

利用者に公園に対する親近感をもってもらい、「ふるさと・遊び」を補強する要素です。

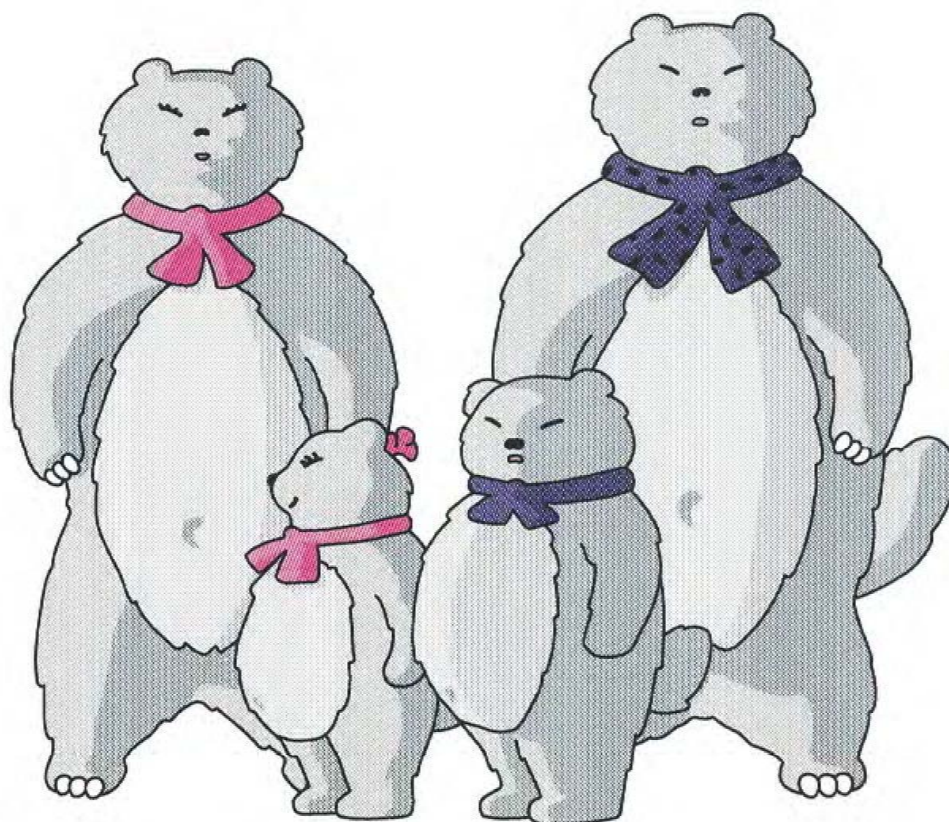
昔話にもあるように、「タヌキ」は、最も人々に親しみをもって語られる生き物です。タヌキをモチーフにしたキャラクターは数多く存在しますが、のんびりとして、おおらかなところを強調して、国営備北丘陵公園独自のものにしました。

キャラクターは、来園者や広く一般に向けた品目に、使用することができます。

他のVI要素と、組み合わせて使用することはできません。

キャラクター自身のデザイン展開は自由です。

再現色は「キャラクターの表現」を参照して下さい。



VI 要素の表示基本形

それぞれのVI要素のもつ役割や意味を考慮し、下記のように表示基本形として規定します。

これら以外の形で使用することはできません。

●シンボルマーク



公園旗、公園章に使用します。

●シンボルマーク+ロゴ（タテ組）



国営備北丘陵公園

基本的にあらゆる品目に使用します。

タテ組とヨコ組は、デザインや表示スペースに応じて使い分けてください。

シンボルマークとロゴタイプの組み合わせのバランスは変えることができません。

英文は、外国人向けのパンフレットなどに使用してください。

●シンボルマーク+ロゴ（ヨコ組）



国営備北丘陵公園

●シンボルマーク+ロゴタイプ（英文タテ組／英文ヨコ組）

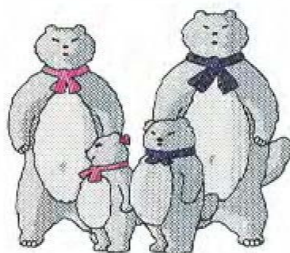


Bihoku Hillside Park



Bihoku Hillside Park

●キャラクター



来園者や広く一般に向けた品目に、使用することができます。

他のVI要素と組み合わせて使用することはできません。

キャラクター自身のデザイン展開は自由です。

シンボルマーク+ロゴタイプのまちがえやすい表現

間違えやすい使用例を下記に示します。

ここに示されている規定は、シンボルマーク+ロゴタイプのタテ組/ヨコ組、和文ロゴ/英文ロゴとも共通です。



きめられたマークとロゴの大きさとバランスを変えることはできません。



きめられたマークとロゴを変形して使用することはできません。



きめられたロゴの代わりに他の書体を使用することはできません。



きめられたマークとロゴの組み合わせ方以外は使用できません。



きめられたマークとロゴの組み合わせ方以外は使用できません。



きめられたマークとロゴの近くにキャラクターや他の要素を組み合わせ、一体化して使用することはできません。



きめられたマークとロゴの間隔を変えることはできません。



マークの代わりにキャラクターや他の要素と組み合わせて使用することはできません。



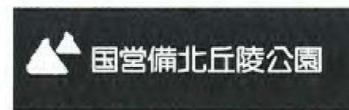
マークやロゴはどのような場合でもふちどることはできません。



背景色が濃くマークやロゴが目立たない場合は白ヌキにします。



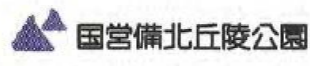
背景色が黒の場合でも、マークにシンボルカラーを使うことはできません。



マークとロゴは白ヌキにします。



きめられたマークとロゴの色を変えることは出来ません。

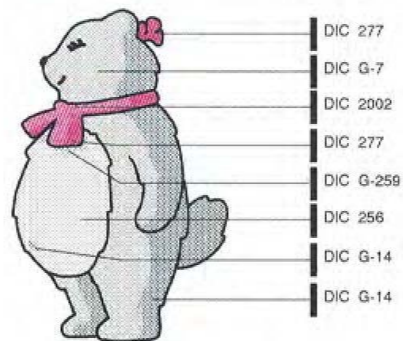
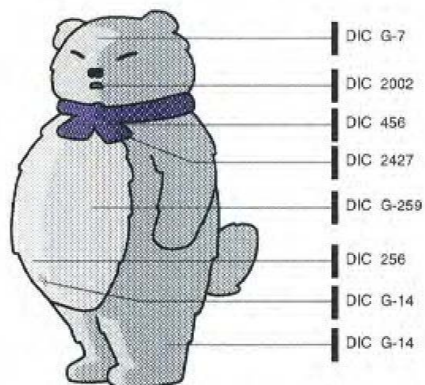
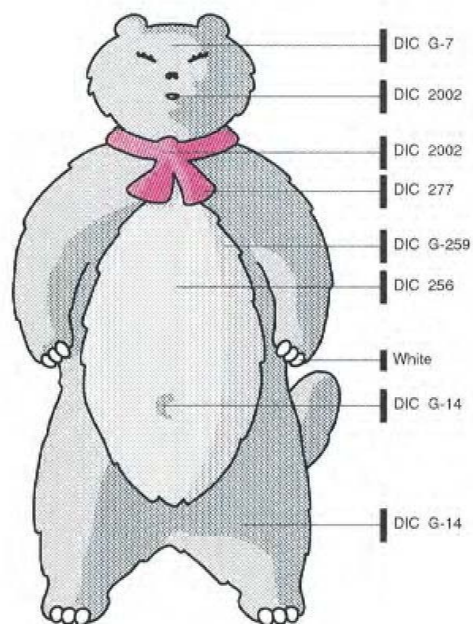
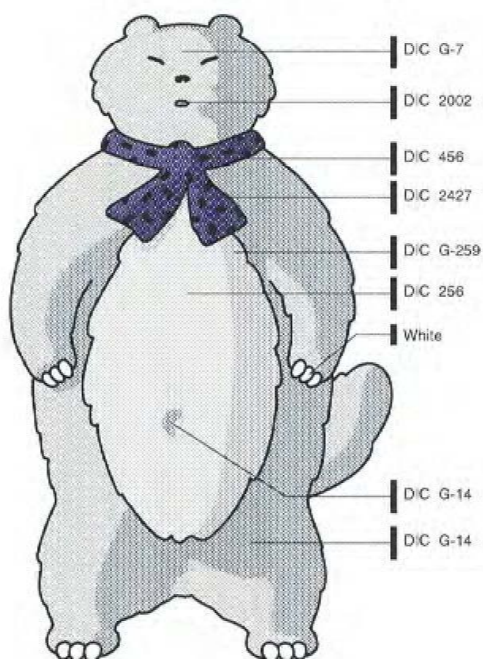


きめられたマークとロゴの色を使用して下さい。

キャラクターの表現1 (カラー・特色)

特色でカラー表現を行う場合、キャラクターの色指定は下記に準じておこなって下さい。

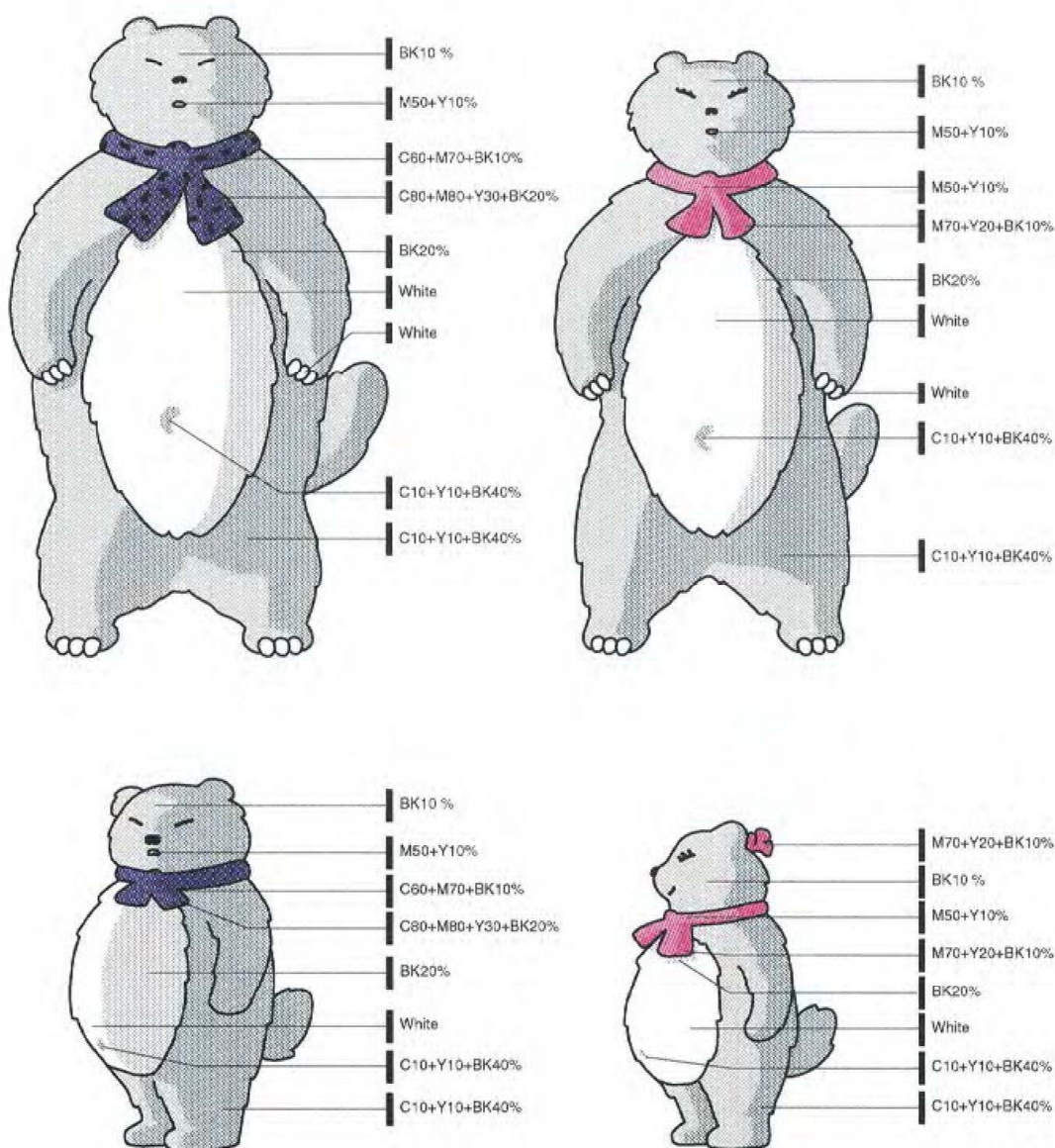
このほかに、四色分解、アミふせ・モノクロ、線画の表現が可能です。



キャラクターの表現2（四色分解）

四色分解でカラー表現を行う場合、キャラクターの色指定は下記に準じておこなって下さい。

このほかに特色・カラー、アミふせ・モノクロ、線画の表現が可能です。

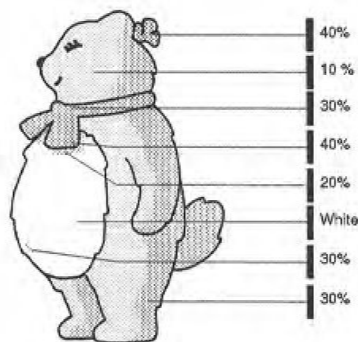
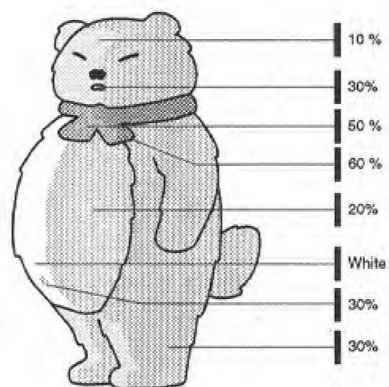
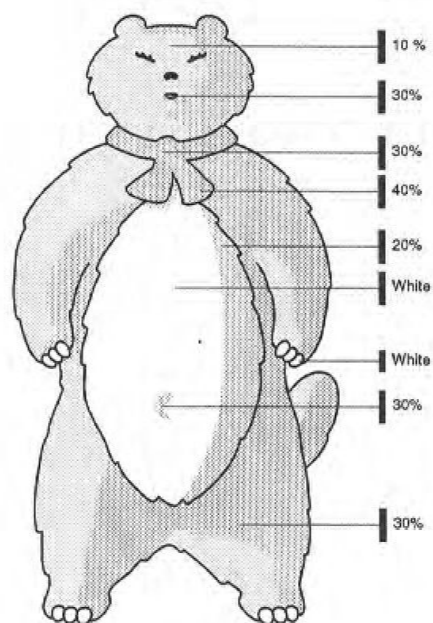
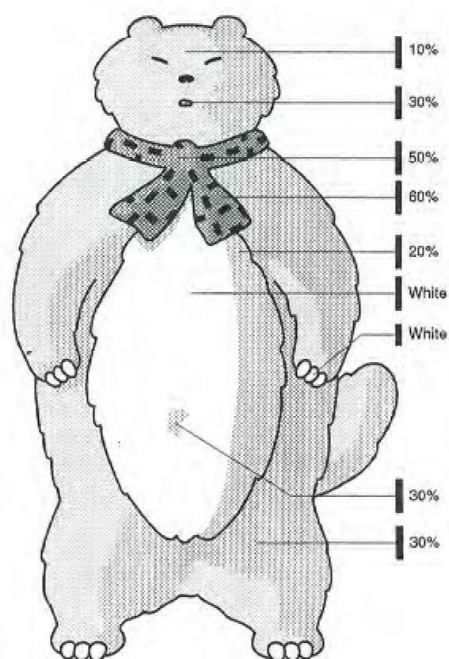


キャラクターの表現2 (モノクロ・アミふせ)

VI 要素表示規定

モノクロ・アミふせの場合、キャラクターのアミふせ指定は下記に準じておこなって下さい。

このほかに特色・カラー、四色分解、線画の表現が可能です。

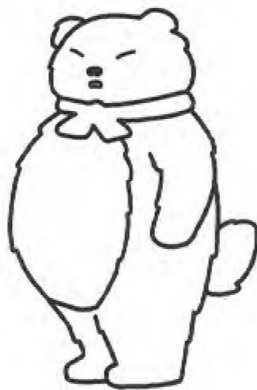
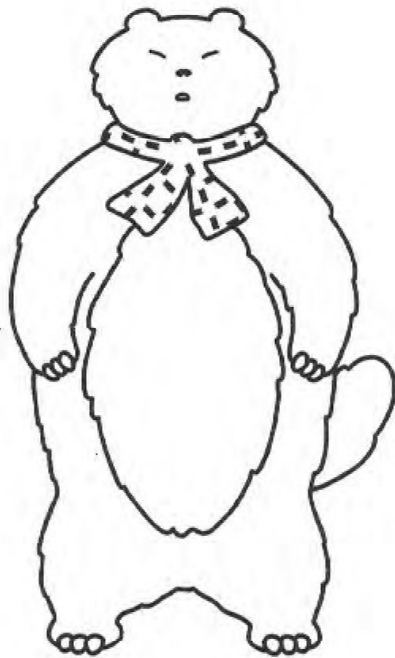


キャラクターの表現3（線画）

VI 要素表示規定

線画の場合、下記のものを使用して下さい。

このほかに特色・カラー、四色分解、モノクロ・アミふせ、の表現が可能です。



キャラクターのデザイン展開

キャラクターのデザイン展開は自由です。

下記に、事例として四季の展開を示します。その他、必要に応じ自由に展開して下さい。

春



夏



秋






冬



表示基本形・品目への展開

どの表示基本形を、どの品目に使用するかを下記に示します。




品目は、それぞれの特性ごとに4つに分類しました。

表示基本形●	シンボルマーク	シンボルマーク+ロゴタイプ	キャラクター
			
公園管理者が使用する代表品目			
公園旗●	●		
公園章●	●		
封筒（公務用）●		●	
便せん●		●	
名刺●		●	
管理車両●		●	○
サイン等公園利用情報システム●		●	
制服●		●	○
ボール●		●	○
バナー●		●	○
テント●		●	○
公園内事業者(営業・サービス)が使用する品目 備北丘陵公園オリジナル物品			
タイタック●		○	○
ネクタイピン●		○	○
時計●		○	○
ボールペン●		○	○
キーホルダー●		○	○
手ぬぐい●		○	○
マグカップ●		○	○
バンドナ●		○	○
テレフォンカード●		○	○
絵葉書●		○	○

●：使用する ○：使用自由 無印：使用できない

表示基本形・品目への展開

VI 要素表示規定

表示基本形●	シンボルマーク	シンボルマーク+ロゴタイプ	キャラクター
			
ぬいぐるみ●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
提灯●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
タオル●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
トレーナー●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Tシャツ●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エプロン●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ポプリ●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
傘●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カッパ●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
備北公園ブランドの地場産品			
惣焼物●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
茶碗●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
食料品●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
花卉園芸品●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
公園公益施設のカラゲデザイン化する品目			
公衆電話●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
電話ボックス●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
郵便ポスト●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自動販売機●		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ゴミ箱●		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
広報宣伝に使用する品目			
チケット●		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
パンフレット●		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
リーフレット●		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
ポスター●		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

●：使用する ○：使用自由 無印：使用できない

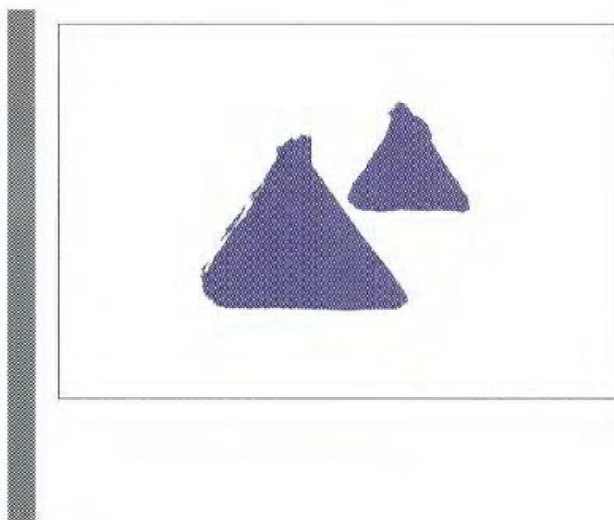
品目デザイン事例1

ここでは様々な品目のデザイン事例を示します。

●公園章



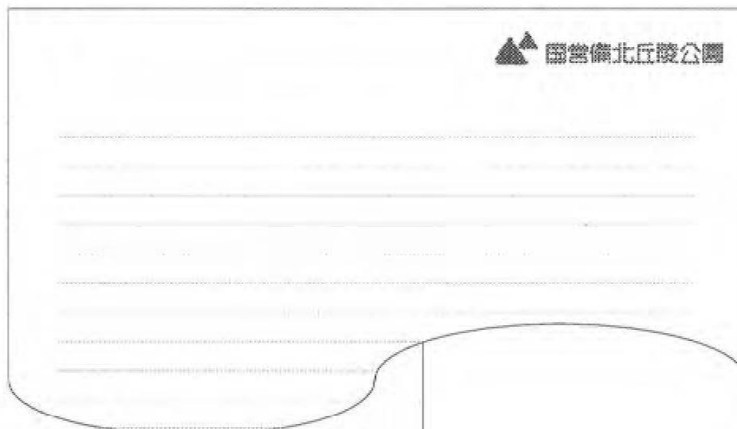
●公園旗



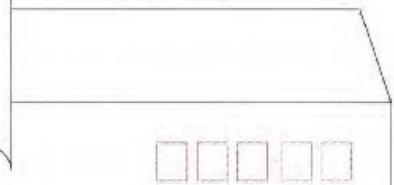
●名刺



●便箋



●封筒大

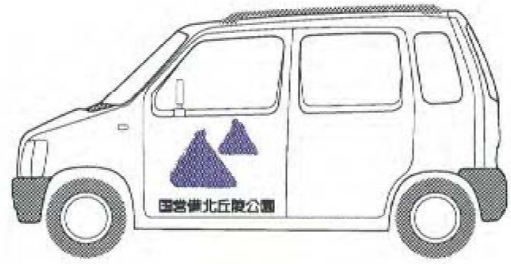
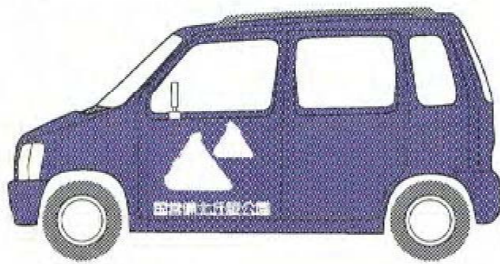


●封筒小



品目デザイン事例3

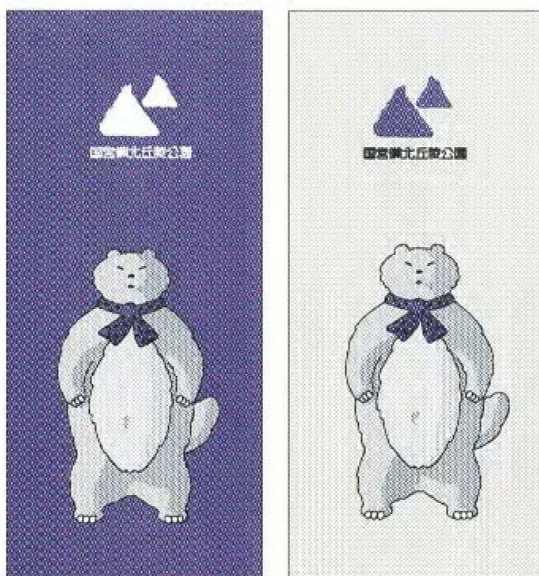
●車両



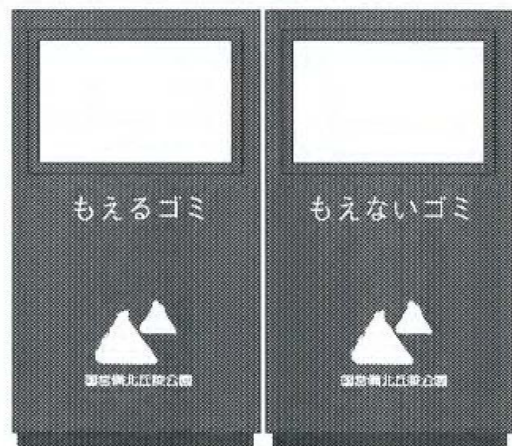
●ユニフォーム



●バナー



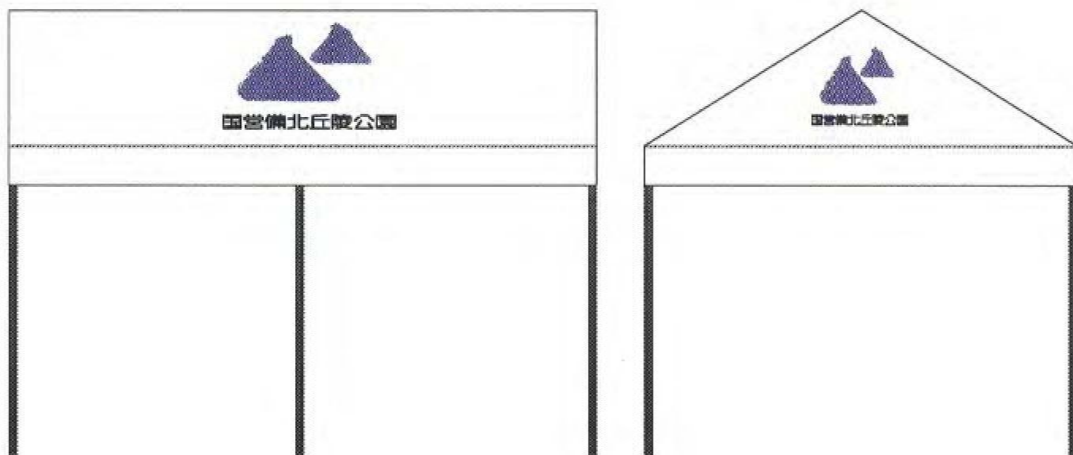
●ごみ箱



●サイン



●仮設テント



●園内印刷物（チケット）



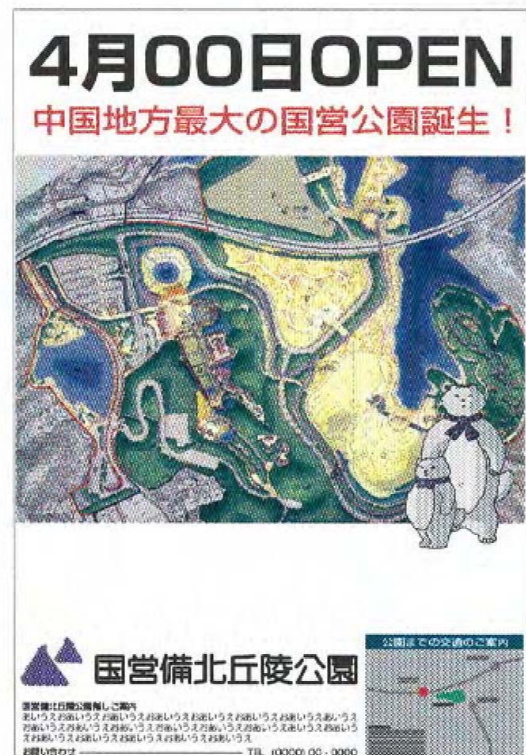
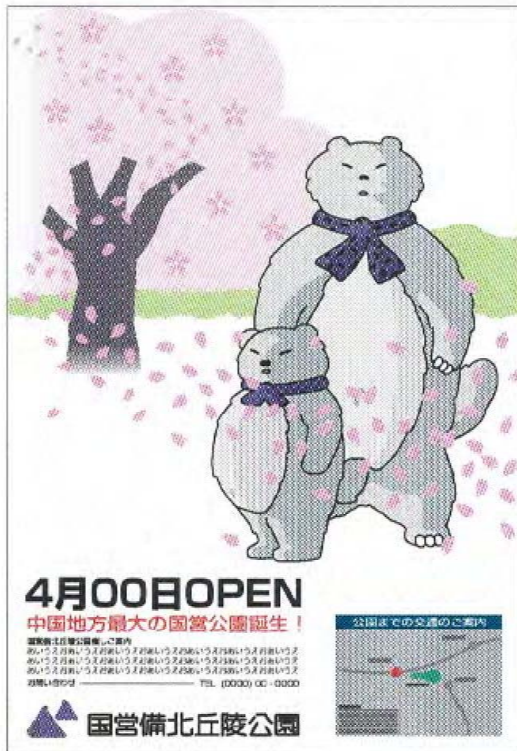
●園内印刷物（パンフレット）



●媒体広告物（TVCF）



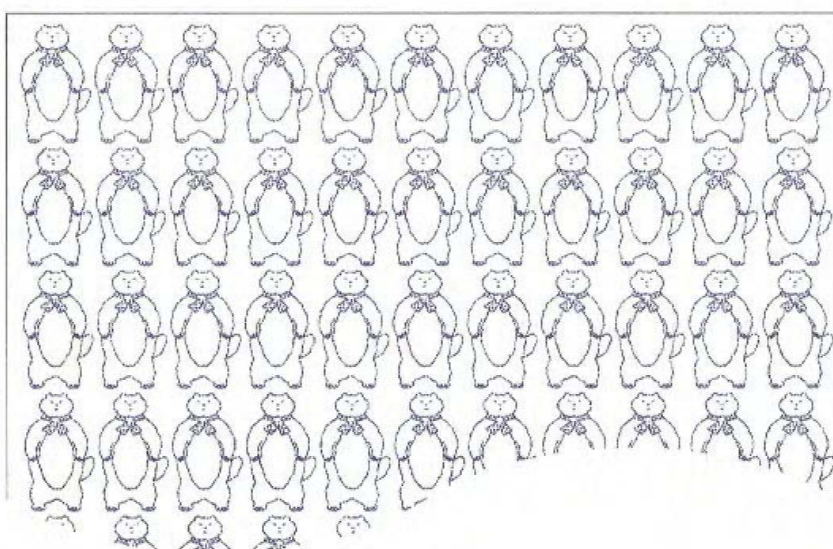
●媒体広告物（ポスター）



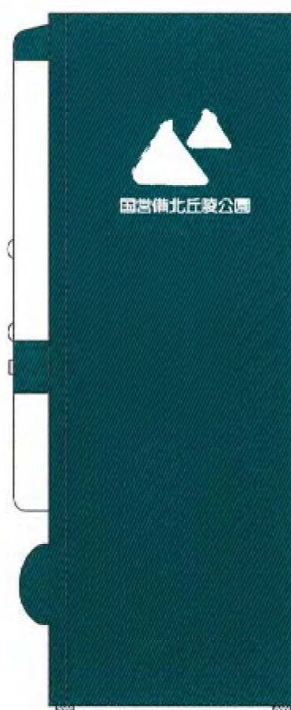
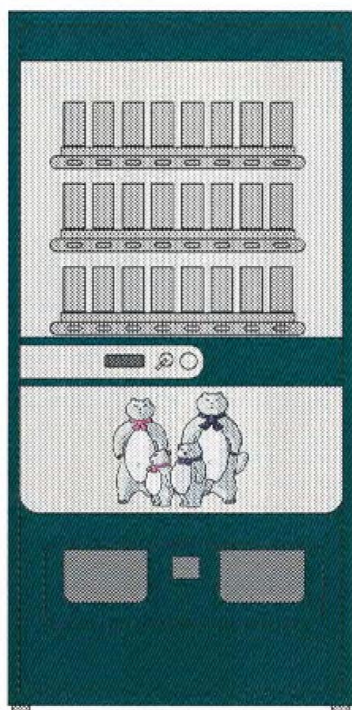
●手提げ袋



●包装紙



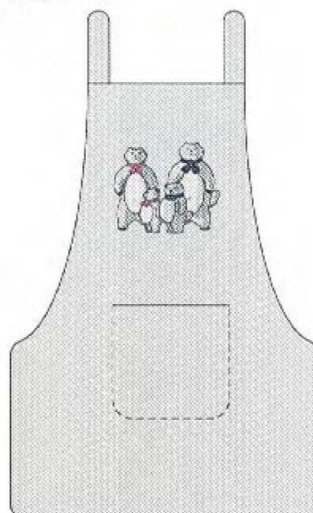
●自動販売機

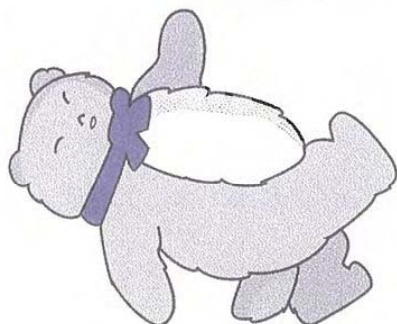
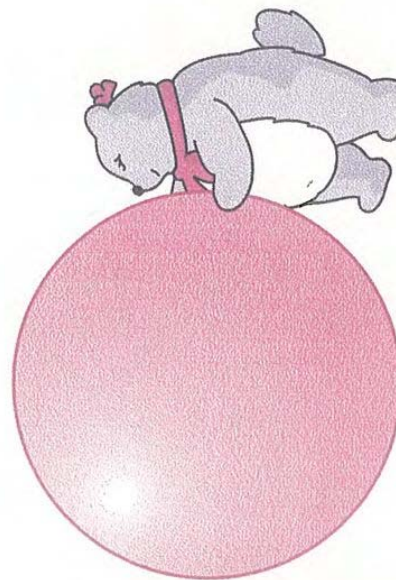


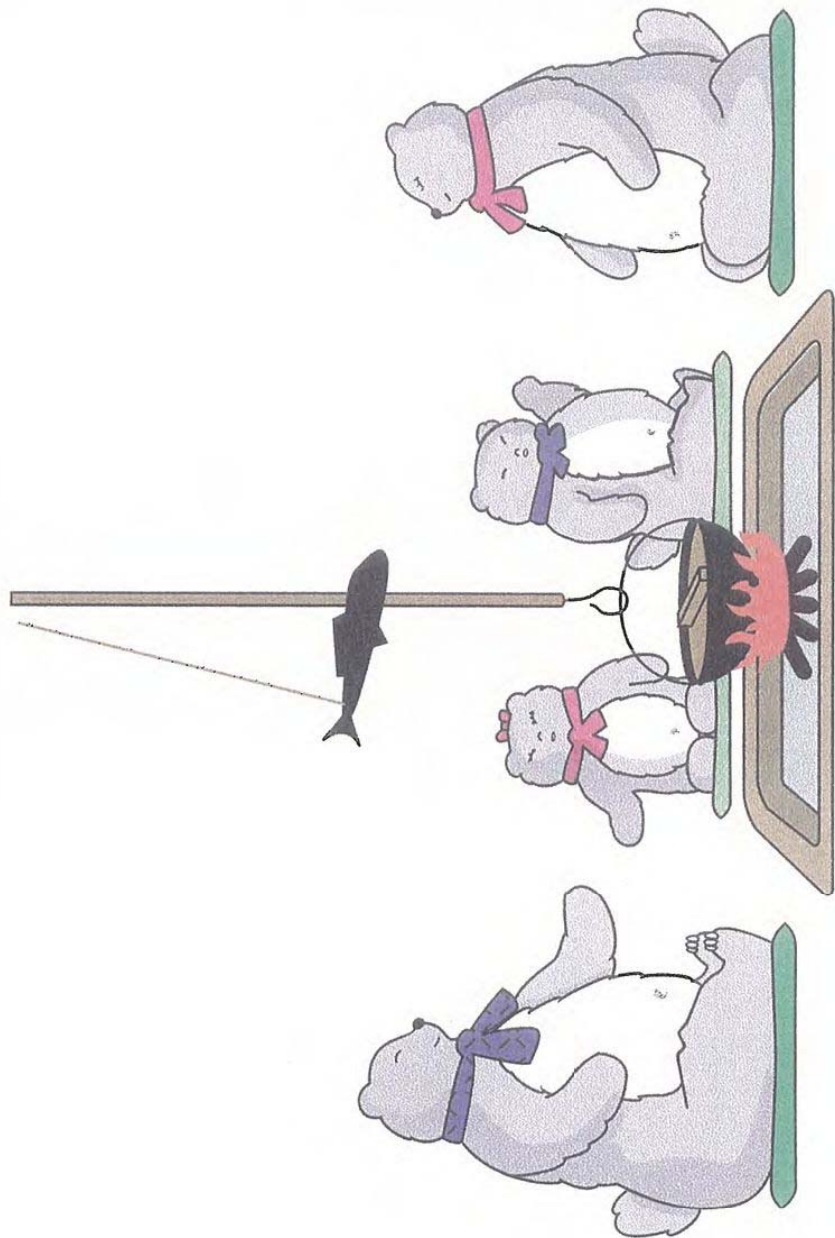
●テレホンカード

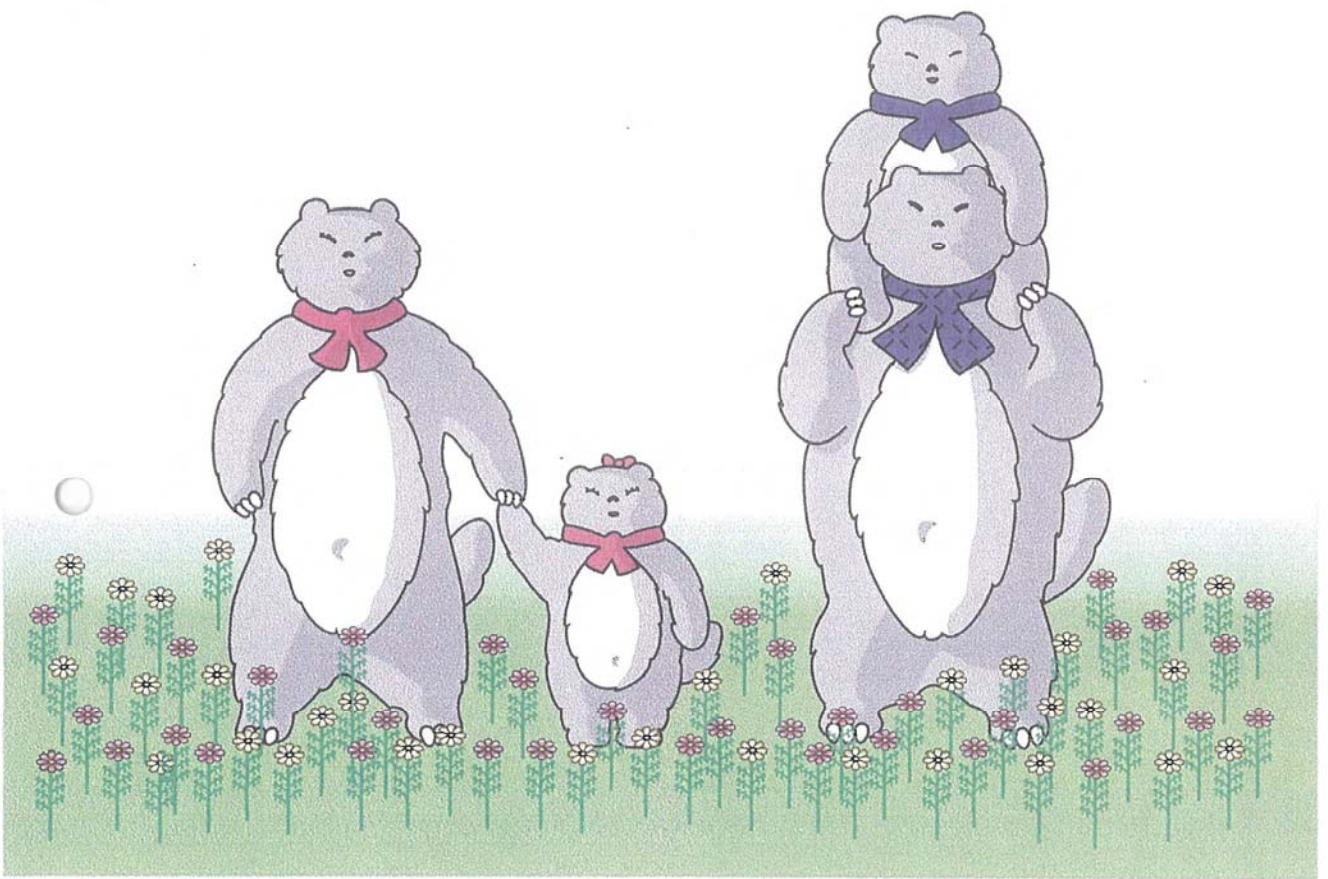


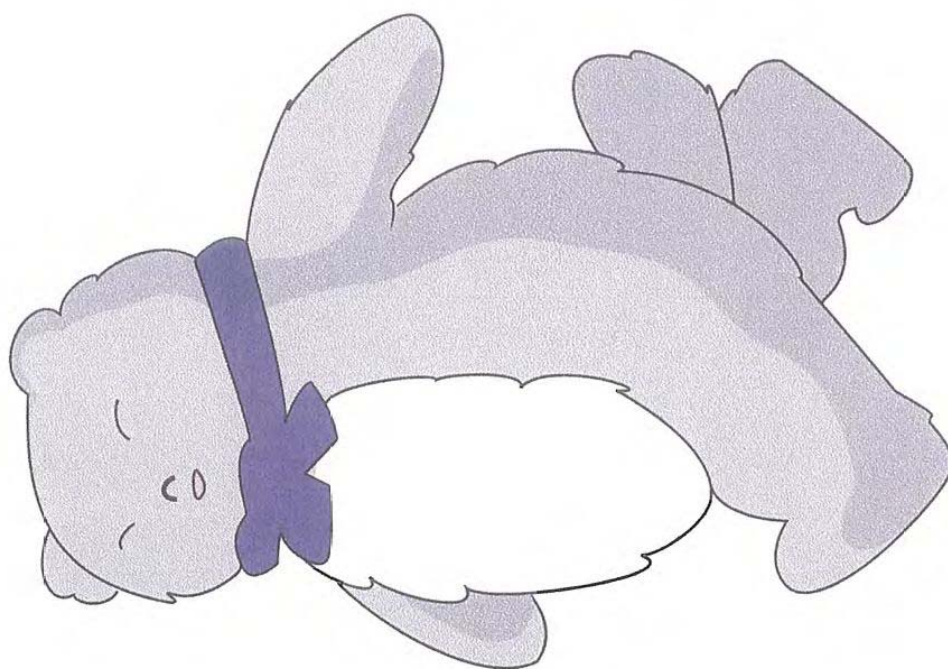
●エプロン



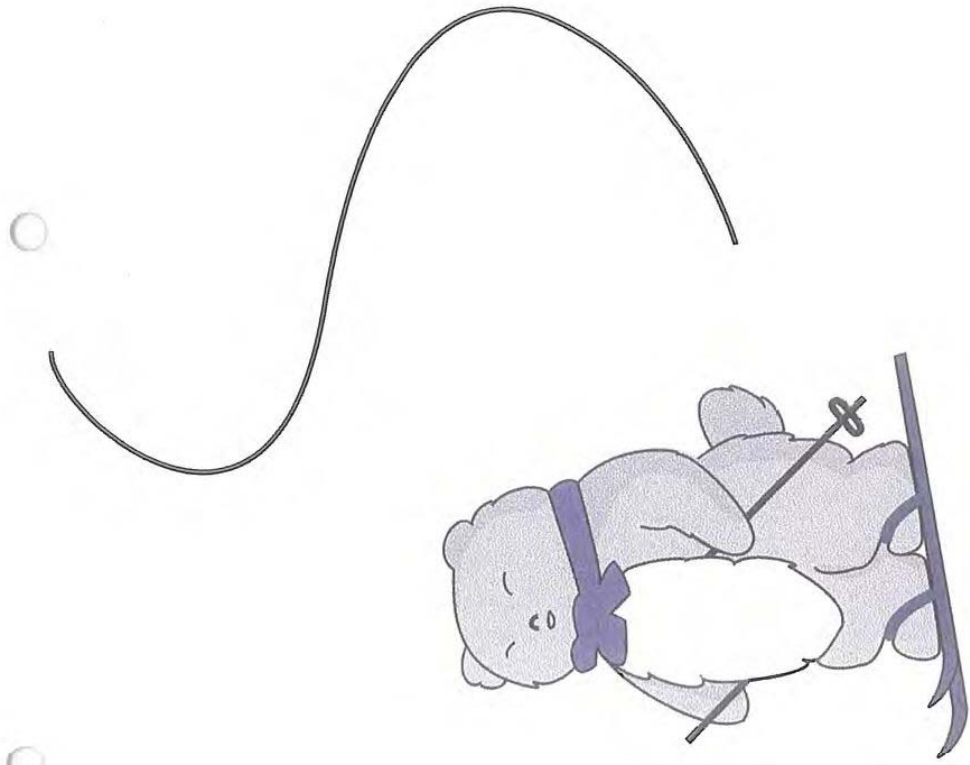


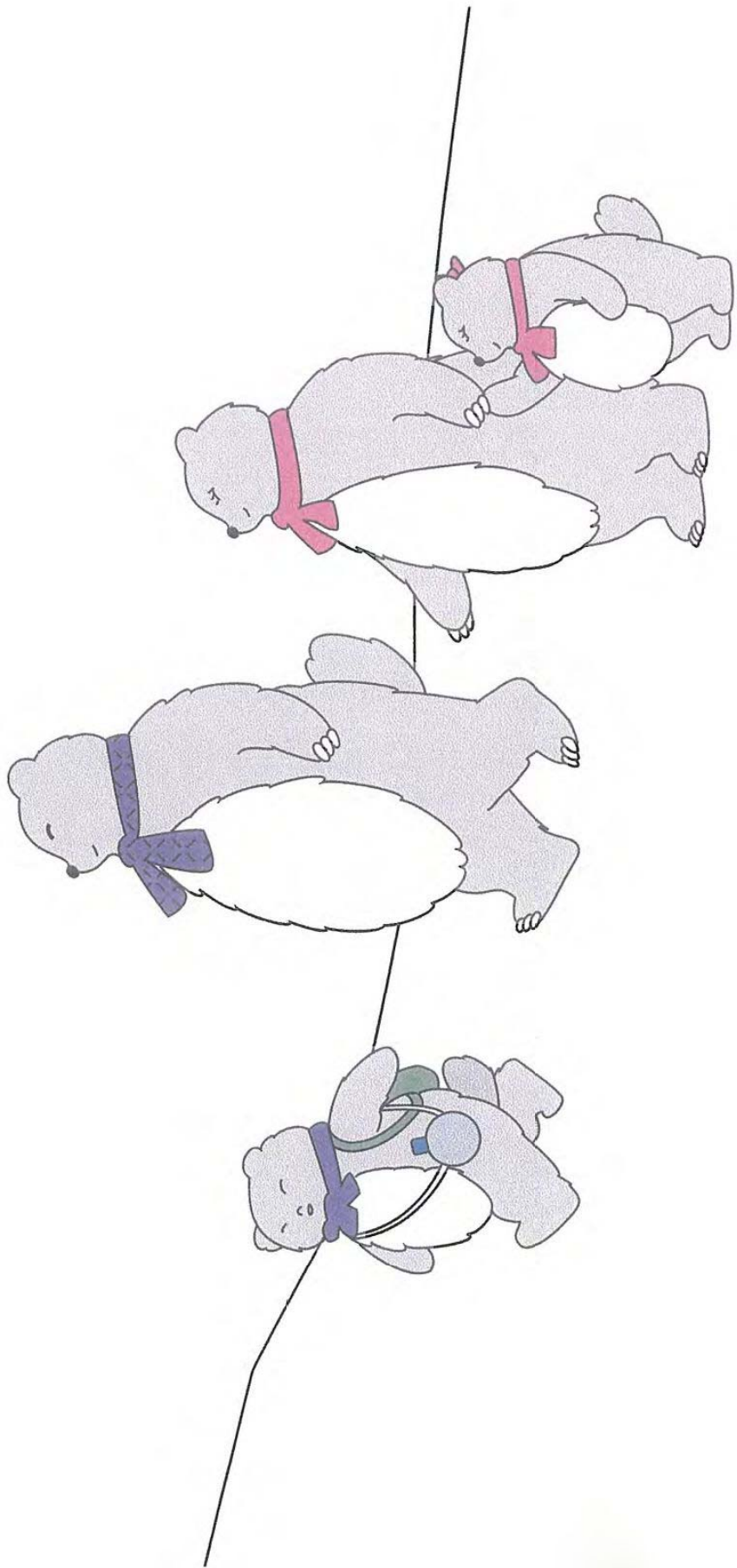


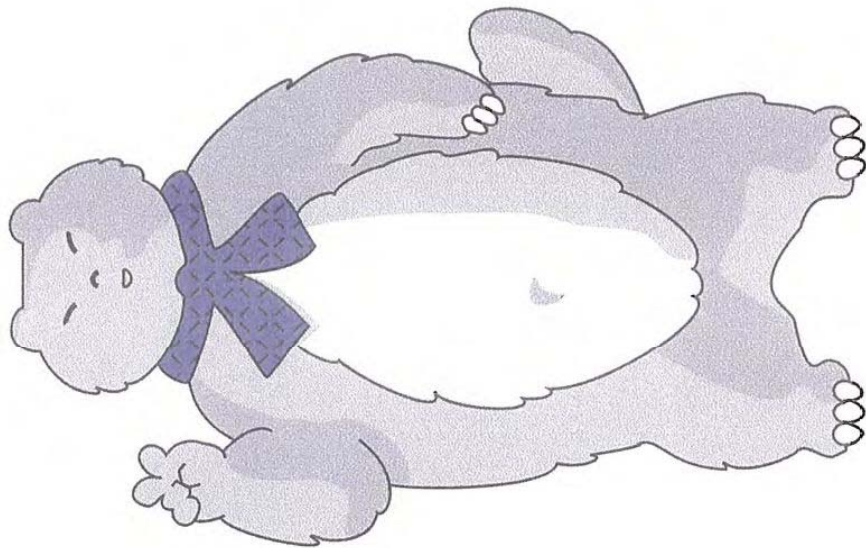
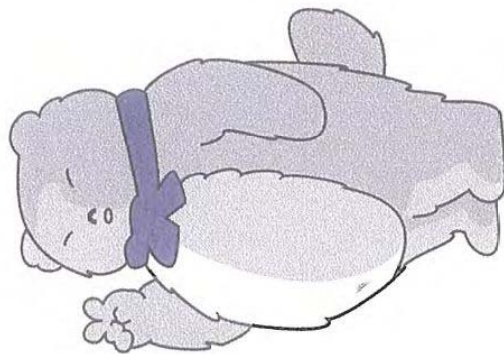


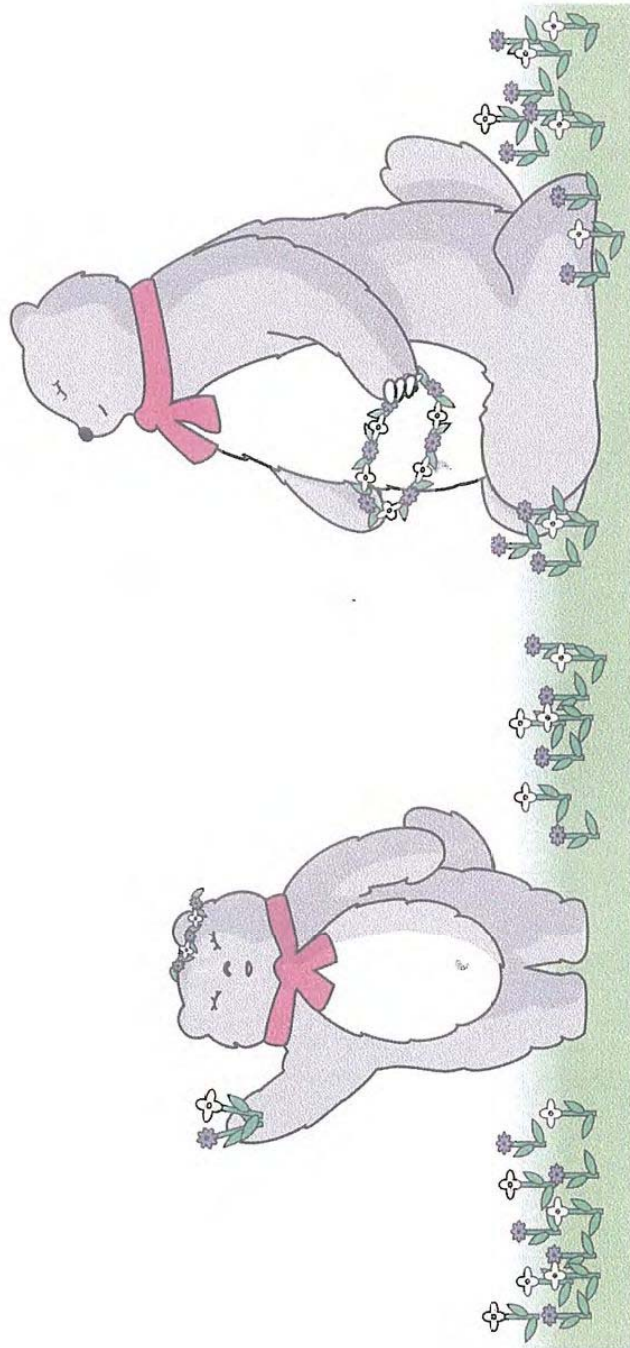


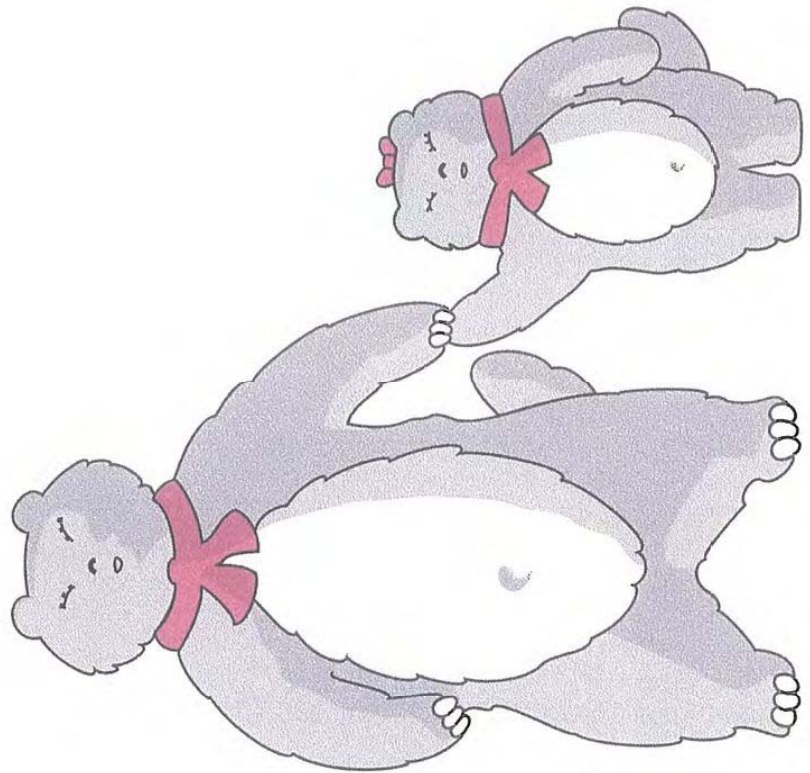
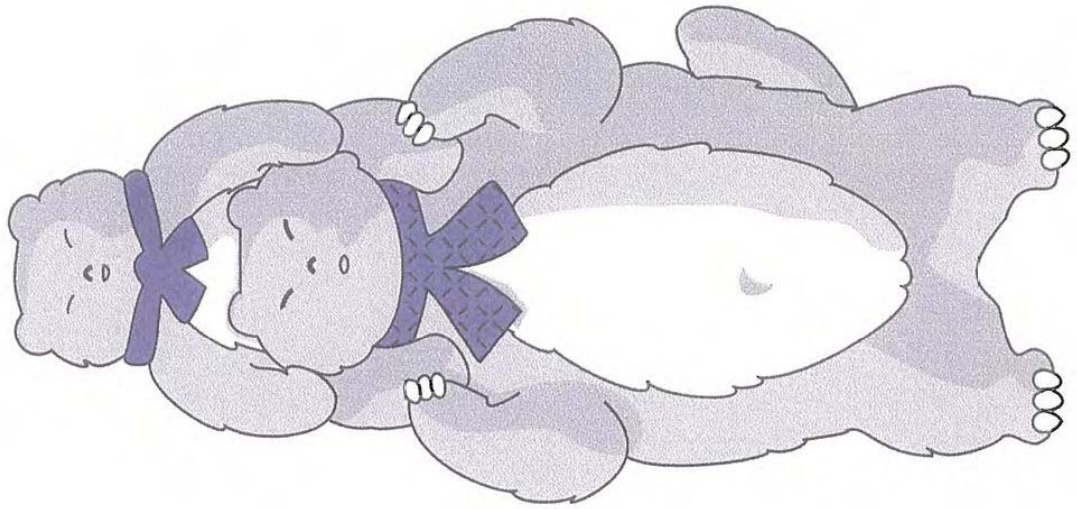


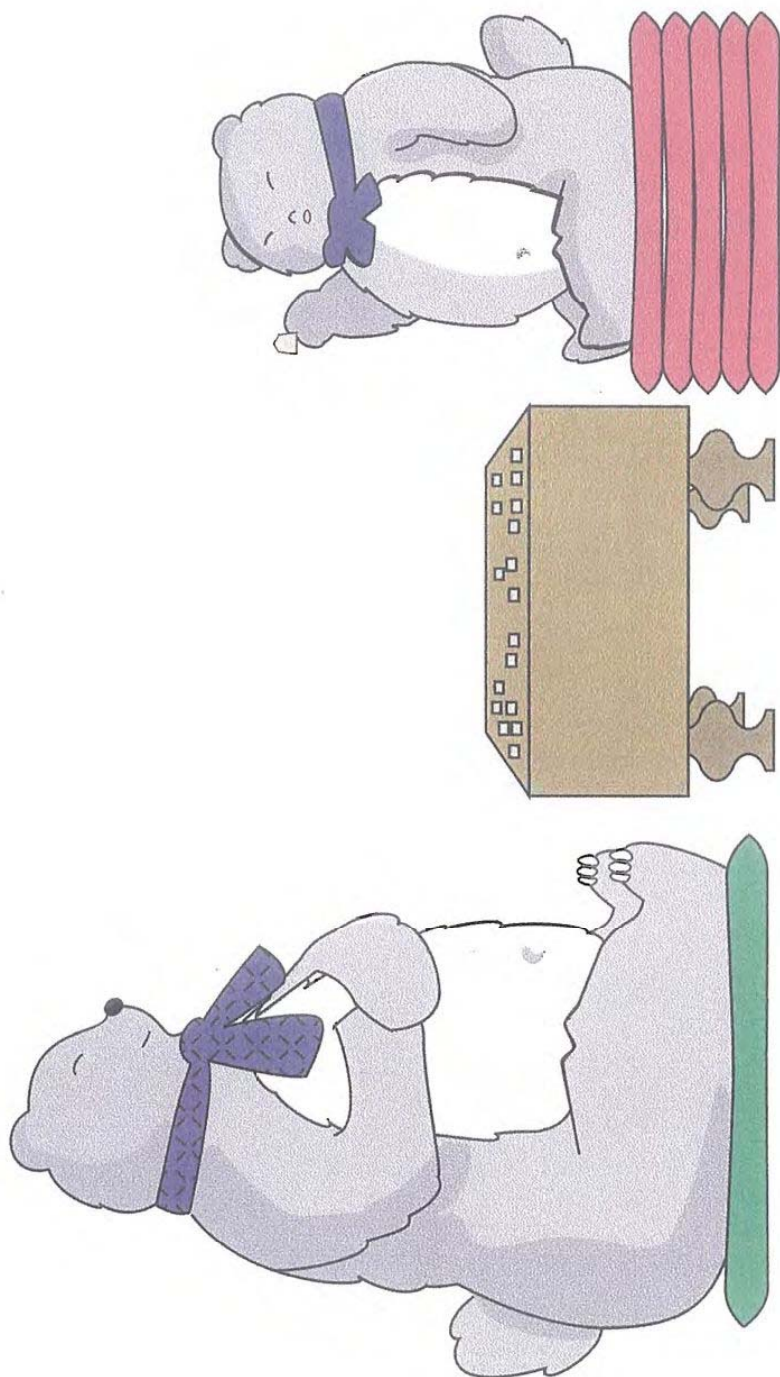


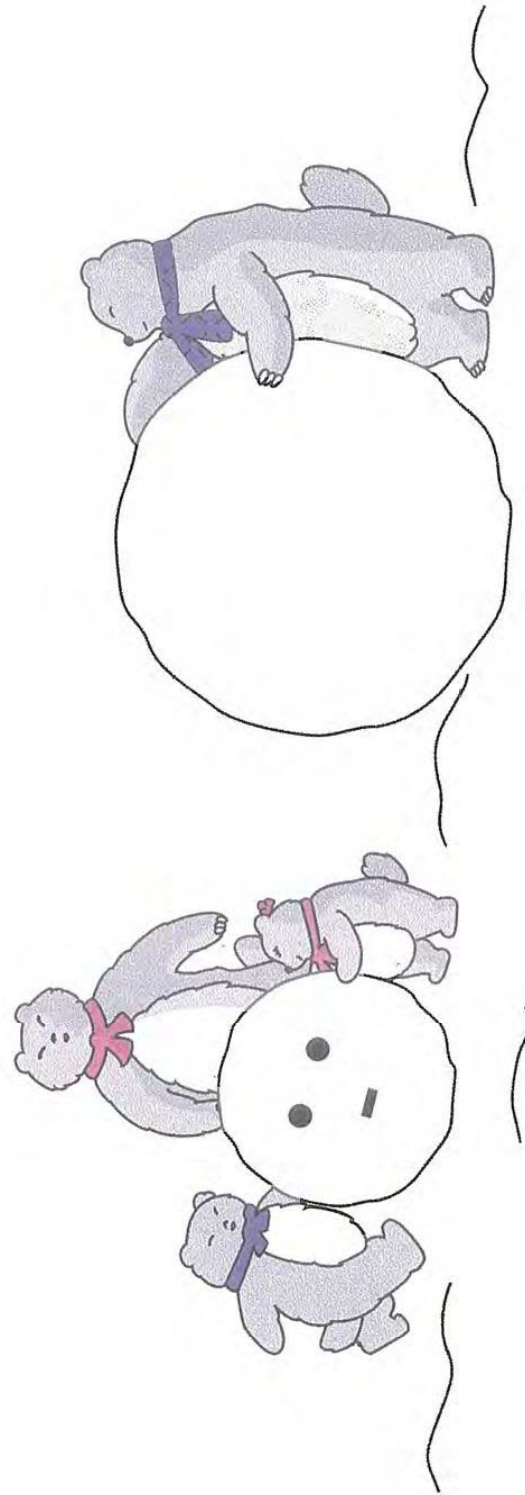


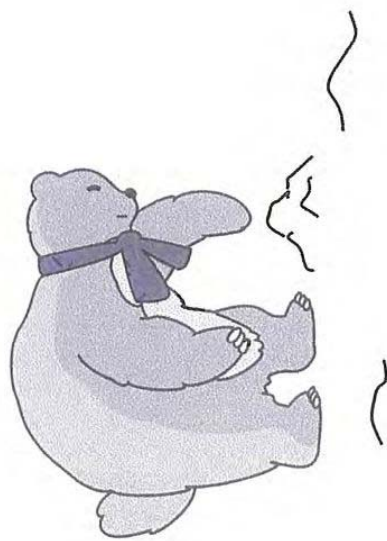
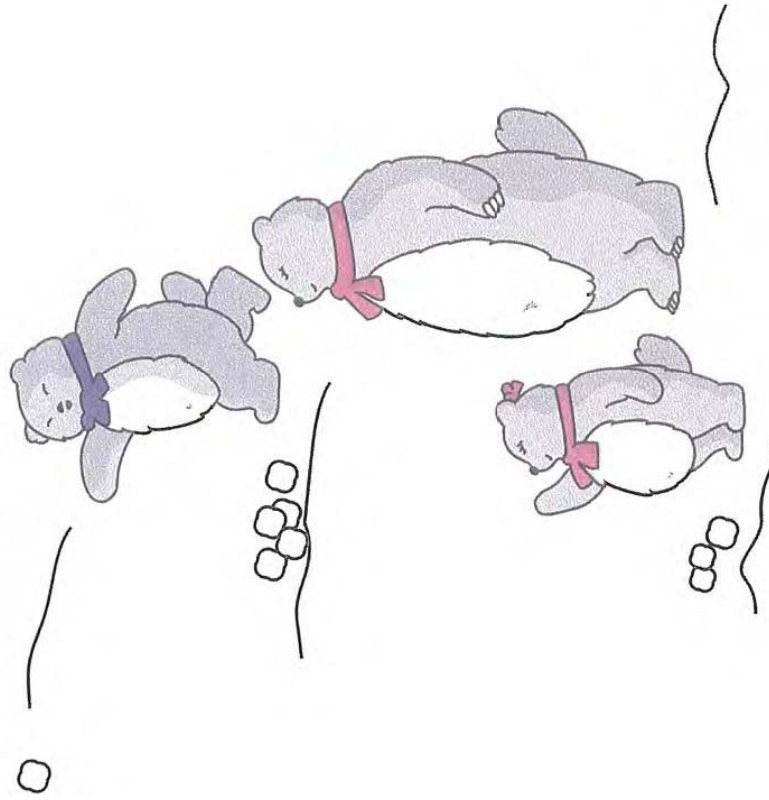


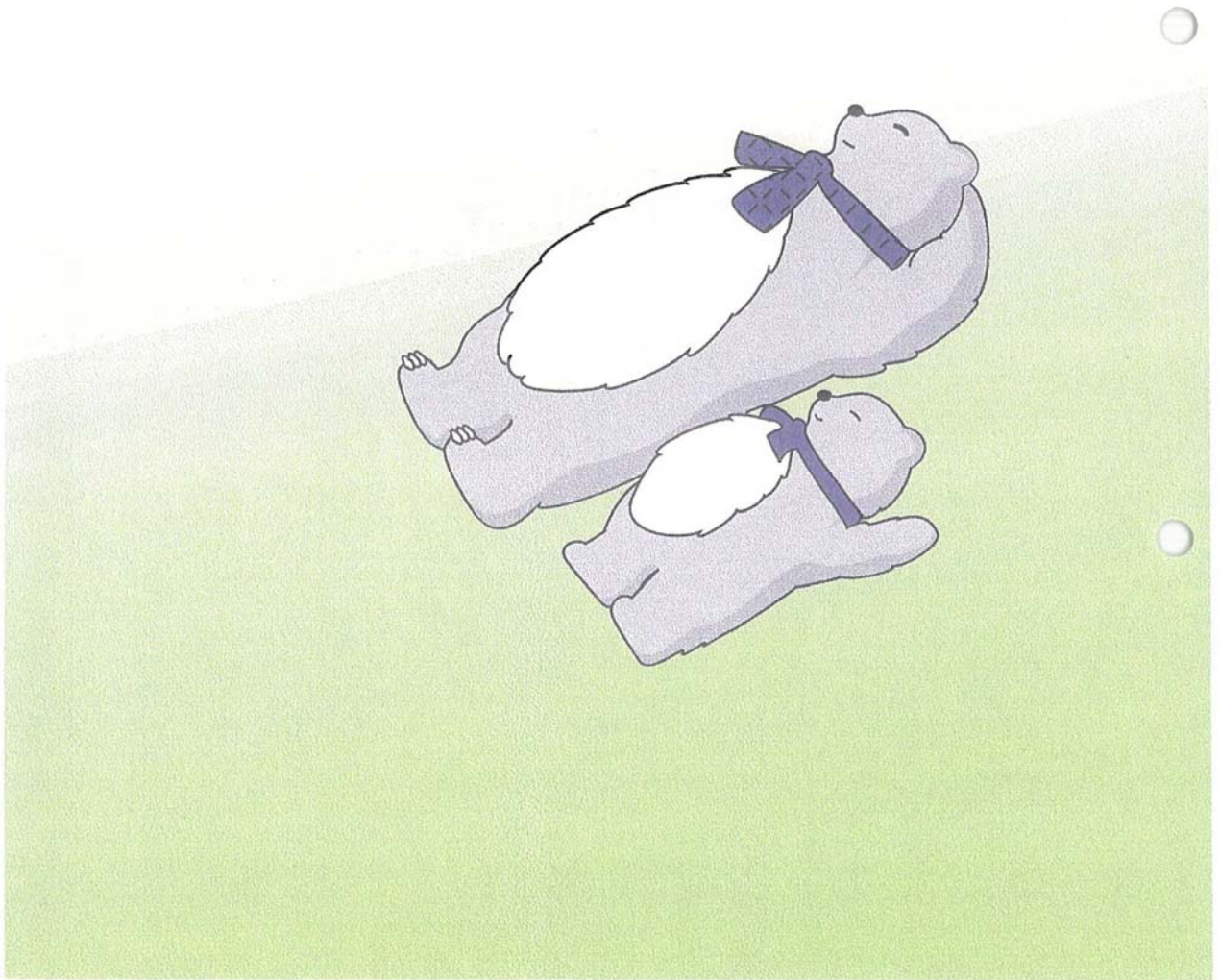


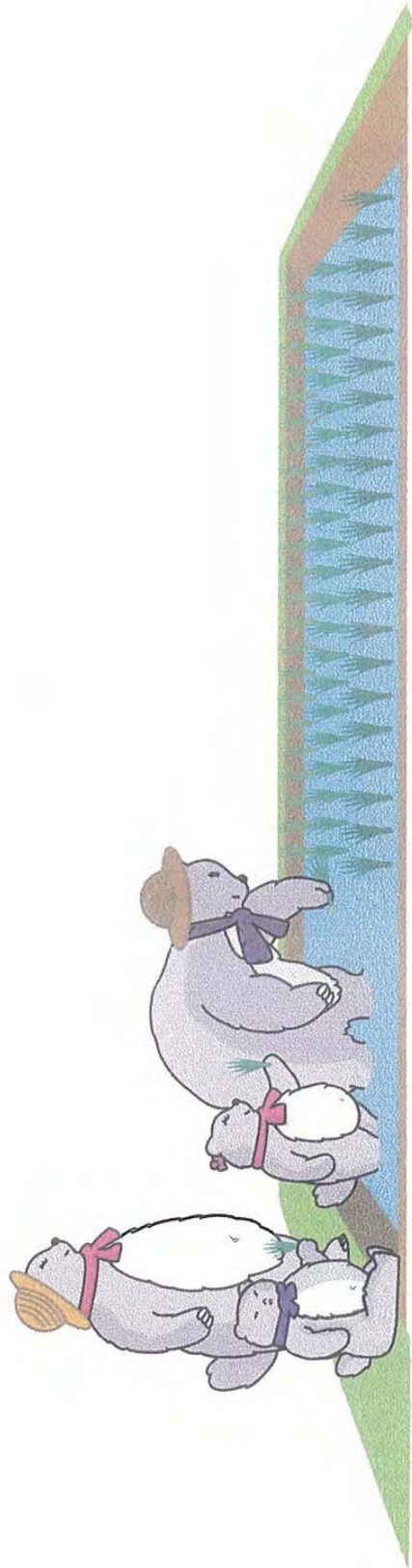


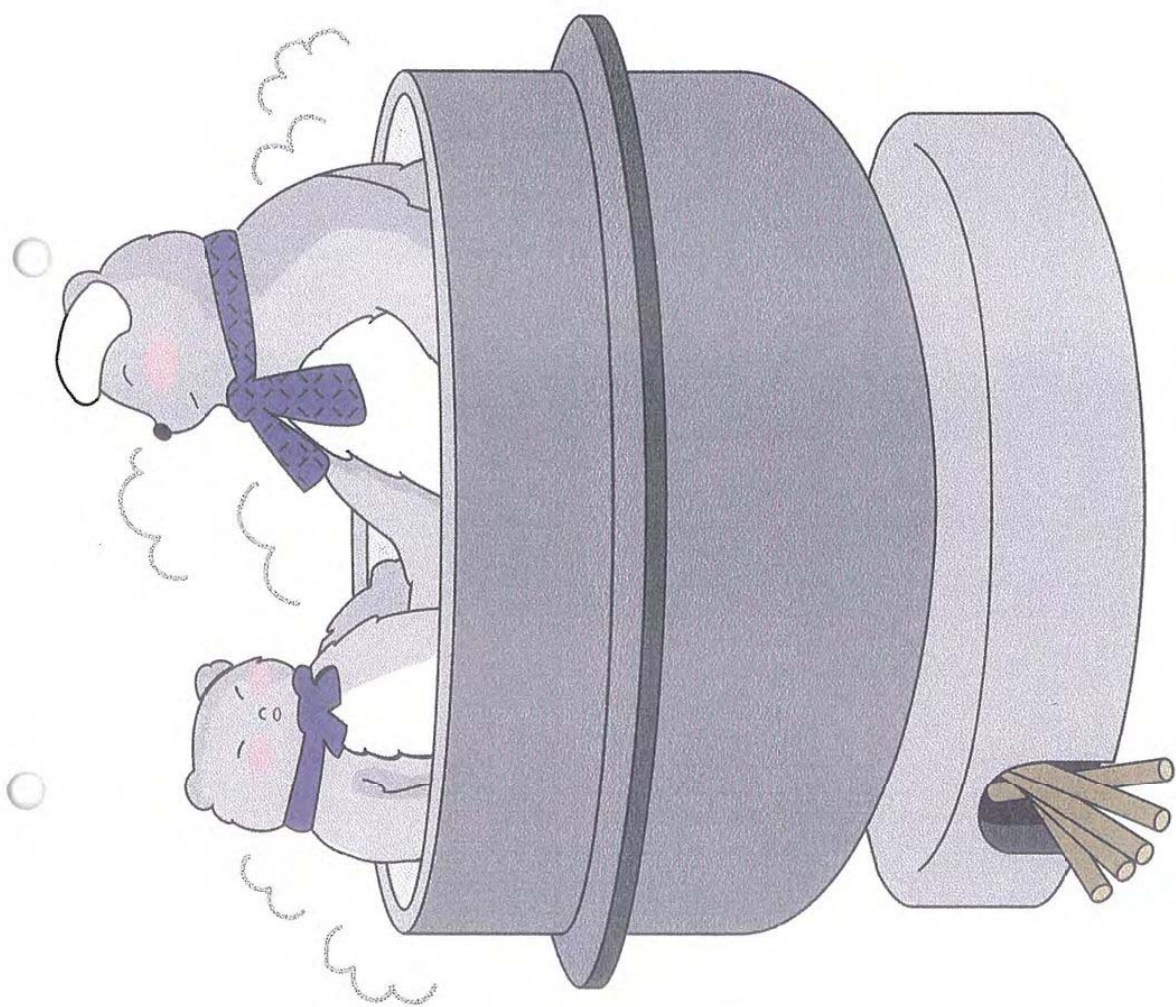


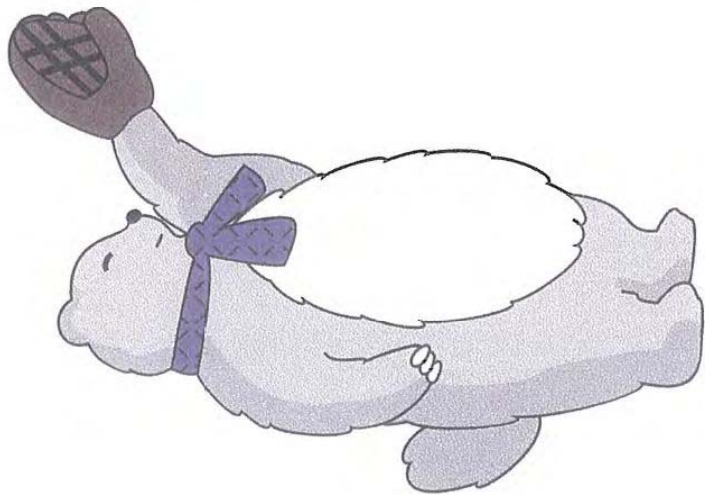












国営備北丘陵公園利用指導・利用サービスマニュアル(案)

目次

1 資料編	： 国営備北丘陵公園の概要	1
1-1	位置および面積	1
1-2	沿革	1
1-3	施設概要	1
2 本編	： 利用指導・利用サービスマニュアル	4
2-1	接客・接遇	4
2-1-1	国営公園での接客態度	4
2-1-2	基本接客マニュアル	5
2-1-3	身だしなみ、制服	8
2-1-4	接客基本用語	8
2-2	管理・運営	9
2-2-1	入園料金徴収	9
2-2-2	貸出業務	10
2-2-3	公園内禁止行為及び持込み禁止物品	11
2-2-4	迷子対応	14
2-2-5	拾得物・遺失物対応	15
2-2-6	園内放送	16
2-2-7	団体利用の手続き	18
2-2-8	苦情、要望等対応	19
2-2-10	重度な事故発生時の初期対応	22
2-2-11	1日の業務の流れ	23
2-2-12	想定問答	28

別紙1 国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領

別紙2 ペット同伴入園の皆様へ（お願い）

はじめに

このマニュアルは、国営備北丘陵公園運営維持管理業務受託者(以下、「備北公園管理センター」という。)に所属する職員が公園利用者の利用指導・利用サービスを適切に行い、公園利用者が本公園で安全で快適に過ごして頂けるよう作成したものである。

1 資料編 : 国営備北丘陵公園の概要

1-1 位置および面積

国営備北丘陵公園(以下「備北公園」という。)は、中国地方全域からご利用頂けるよう、中国地方のほぼ中心に位置する広島県庄原市(広島市から約 90kmの位置)にあり、森と湖(国兼池)に囲まれた緑豊かな自然の中で「ふるさと・遊び」をテーマとした公園です。

全体計画面積は約 340ha(東西約 3.5km、南北約 1km)

H24年4月のいこいの森 109.3ha の開園により 338.8ha

敷地は標高 180m~200mの高低差のある丘陵地

1-2 沿革

備北公園は、自然と人間のふれあいの場として県境を越えた広域的な見地から設置された全国で 11 番目、中国地方では初めての国営公園です。国民の余暇の増大、レクリエーション活動の多様化等から中国地方にも国営公園設置の要望が高まり、昭和57年4月 1 日に事業化され、平成3年10月22日の起工式を経て、平成7年4月14日に中入口・ひばの里等の 80 ha が開園しました。その後、平成11年6月26日に星の里(キャンプ場)46.5 ha、平成14年7月1日に第二駐車場 3.2 ha、平成15年4月12日につどいの里(グラウンド・ゴルフコース等)49.1 ha、平成20年4月26日にみのりの里(北入口エリア等)43.3ha、平成22年4月1日にみのりの里 7.4ha、平成24年4月21日にいこいの森 109.3ha が開園しています。

1-3 施設概要

(1)基本理念

- ①緑豊かな自然へのいざない
- ②中国地方の歴史や文化とのふれあい
- ③多様なレクリエーションへのしたしみ
- ④周辺環境とのつながり

(2)基本方針

- ①国兼池を中心とした湖畔景観や、丘陵景観等の自然を生かした公園
- ②中国地方の古い文化の継承や、新しい文化をはぐくむことのできる公園
- ③四季にわたる多様なレクリエーションに対応できる公園
- ④中国地方の全域から利用できる公園
- ⑤地域とのふれあいのできる公園

(3)ゾーニング(8エリア)

①中入口センターエリア

ビジターセンター、中の茶屋、花の広場、サイクリングセンター、駐車場、飲食施設等

②ひばの里

さとやま屋敷、農家群、神楽殿、工房群、再現田畑等

③つどいの里

大芝生広場、きゅうの丘、きゅうの森、林間アスレチックコース、グラウンドゴルフコース等

④水辺の里国兼池(一部未供用)

湖畔散策路等

⑤星の里

オートキャンプ場(備北オートビレッジ)等

⑥北入口センターエリア

(※1エントランスセンター、湖畔広場、飲食施設、駐車場等)、サイクリングセンター、ゲート等

⑦みのりの里

スイセンガーデン、(臨時駐車場)みのりの里臨時駐車場等

⑧いこいの森

第7駐車場、いこいの森トイレ、(臨時駐車場)南臨時駐車場、散策路、又池、日の本池等

※1は社会実験の対象施設を示す。

(4)利用案内

①公開日時

エリア	開園期間	開園時間
供用区域	3月1日～6月30日	9:30～17:00
	7月1日～8月31日	9:30～18:00
	9月1日～10月31日	9:30～17:00
	11月1日～11月22日及び12月26日～2月末日	9:30～16:30
	11月23日～12月25日	14:00～21:00

※ 休園日は毎週月曜日(但し月曜日が休日の場合は直後の平日)、12月31日及び1月1日。但し、4月9日～5月5日、7月21日～8月31日及び9月16日～10月16日の月曜日並びにその翌日が休日に当たる月曜日は公開日とする。

※ 繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が中国地方整備局長に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※ 開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が中国地方整備局長に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

②入園料金

区分	大人(15歳以上65歳未満の者) (注)	シルバー (65歳以上の者)
個人(1回)	450円	210円
団体(1回)	290円	210円
年間パスポート(1年間)	4,500円	2,100円
2日間通し券	500円	250円
2日間通し券 団体	350円	250円

※中学生又はこれに相当する者は除く。

※入園料は変更する場合がある。変更する場合は通知する。

※身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方1名は無料。

※団体は、小学生以上の有料入園者20名以上(上記手帳及び年間パスポートを提示した方及びシルバー(65歳以上)も人数に含む)を対象とします。

※年間パスポートは、購入日から1年間有効。

※年間パスポートを園内で購入した場合の当日の入園料は返金。

※年間パスポート発行場所: 中入口案内所、つどいの里クラブハウス(閉園1時間前まで)

③ペットの同伴

ペットの入園は可能(リードをつなぎ、糞等の後始末等ペットの管理を条件として)

但し、飲食コーナー等の一部エリアは不可(2-2-3公園内持込禁止物品(2)ペットの取扱について参照)

④交通案内

○お車の場合

中入口:「中国自動車道」庄原ICより約4km、三次東ICより約11km

北入口:「中国自動車道」庄原ICより約1.5km、三次東ICより約12km

○JRの場合

「JR芸備線」七塚駅より徒歩約20分

○バスの場合

「備北交通バス」庄原バスセンターより三次・吉田行き、三次バスバスセンターより庄原・西城行き、「熊野口」バス停下車徒歩約20分

2 本編：利用指導・利用サービスマニュアル

2-1 接客・接遇

2-1-1 国営公園での接客態度

(1) 現 状

お客様は、常に「国」が運営している公園の職員という目でみています。ファミリーレストラン・ファーストフード店をはじめガソリンスタンド等、お金を払って利用するいわゆるサービス業の接客マナーが良くなり、お客様はこれらの接客マナーに慣れているので同等もしくはそれ以上の接客マナーが必要になってきています。

(2) 苦情の原因

お客様は、この国営公園に遊びに、楽しさ・安らぎなどを求めて来園します。

お客様は、自分のやりたいことができれば、満足感があり、苦情など言わないでしょう。しかし、ここでは国営公園としてのルールがあり、お客様に守ってもらわないといけないこともありますのでこれを説明しなければなりません。

お客様は、自分で考えていたこと、思っていたことができなかつたとき、満足感が得られないため、あるいは目的を失うため何らかの文句・苦情を言いたくなるでしょう。

お客様は、その時の断られ方、説明しているときの動作、顔の表情を見て判断し、最後には「接客態度が悪い」という結論を出してきます。

(3) 苦情を言われないうちのお断り方のテクニック

「だめ」「だめです」「できません」「やれません」「知りません」等 これらの言葉を使った時点でお客様は、感情的になり敵対心を抱くようになります。と同時に「なぜ、だめなんだ」「なぜ、できないんだ」と必ず言ってきます。

たとえば、車イスを他の場所に返却できない事を説明する場合

「申し訳ございません」と軽くゆっくりと頭をさげて最初に謝ってしまいます。

それから

「公園内には車イスをお貸しする場所は〇〇ヶ所ありますが、それぞれの場所ごとに保有台数を決めております。このバランスが崩れますと他のお客様にもご迷惑がかかりますので、ご遠慮願っているのですが」と説明し、お客様の次の言葉を待つ。

混雑している場合には、早く告げのお客様の対応をしなくてはと気持ちがあせりがちになりますが、「ぶあいそう」にならず、「つっけんど」にならずに、必ず納得していただいてから次のお客様の接客をしてください。

2-1-2 基本接客マニュアル

(1) 接客する各ポジション共通の基本的なこと

- ①挨拶
- ②適切な言葉遣い
- ③身だしなみを整える
- ④環境美化、パンフレットなどの用意

(2) 基本的接客態度

- ①常にあたたかく、やわらかい笑顔で
- ②機転をはたらかせ、敏速に処理
- ③相手を尊重し、すべてに平等に対応する
- ④質問には正確な応答を
- ⑤健康維持は自らの手で

(3) クレーム・トラブル時

①発生原因

- a) 見たいものが見られるか（花、イベント、展示物など）
- b) 行きたいところへ行けるか（園内動線、スロープ、階段など）
- c) 休みたい時に休めるか（休憩施設、自動販売機、売店、食事場所、ベンチなど）
- d) 危険な状況はないか（危険箇所、遊具など）
- e) 接客がゆきとどいているか

②対応

- a) まず何をおいてもお客様の立場に立って、言葉遣いには充分気をつけましょう
- b) 感謝の気持ちで。（最初の対応が大切）
- c) お客様の言い分をよく聞く。（何を怒っているか）
- d) 話の途中での弁解、議論は禁物。
- e) お客様の主張が間違っているときでも説明は急がない。
- f) 苦情によっては、場所、人、時間を変える。
- g) おだやかな話し方、やさしい表情で
- h) 解決したら、注意、指摘に対してお礼を述べる
- i) できるだけ記録を残す

(4) クレームを防ぐ話し方のテクニック

前置き「あいにくですが」「おそれいりますが」

命令形を依頼形に「〇〇は、やらないでください。」⇒「〇〇は、△△をお願いします。」

否定形は避けて、肯定形に「〇〇は、持って入れないの」

⇒「はい、こちらでお預かりいたします。」

(5) 駐車場係員対応例

○お客様が見えた時

・「おはようございます」、「こんにちは」

※「いらっしゃいませ」では、お客様からの返事はありません。会話を交わすため「おはようございます」、「こんにちは」で対応するのがベターです。

○料金をいただく時

「●●円です」

⇒「はい、●●円お預かりいたします」

⇒「●●円のお返しです、お確かめください」

○見送りの時

・「行ってらっしゃいませ」、「ありがとうございました」

(6) 料金所、案内所、クラブハウス係員対応例

○お客様が見えた時

・「おはようございます」、「こんにちは」

※「いらっしゃいませ」では、お客様からの返事はありません。会話を交わすため「おはようございます」、「こんにちは」で対応するのがベターです。

○料金をいただく時

「●●円です」

⇒「はい、●●円お預かりいたします」

⇒「●●円のお返しです、お確かめください」

○見送りの時

・「行ってらっしゃいませ」、「ありがとうございました」

○各質問について

・すぐにお答える。そのためイベント、花の場所、状況、園内の状況、園内の配置等細かく知っておく必要がある。

・わからない部分は、仲間のスタッフや職員に相談し、クリアーにしておく。

・地図などで丁寧に説明する。

○複数のお客様が一度にいらした時

・お待ちいただく方にはその旨を告げ、あわてずに順番に対応していく。

・他の係員に対応してもらおう。係員同士の連携が必要。

○見送りの時

・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」、「またのご来園をおまちしております」

(7) サイクリングセンター係員対応例

○お客様が見えた時

・「おはようございます」、「こんにちは」

○注意事項の説明

- ・「こちらのレシートは、お戻りの際、必要になりますので無くさずにお持ち下さい」
- ・「サイクリングコースには歩行者が横断する場所がありますので、歩行者の方に十分ご注意ください」
- ・「自転車は、この場所にお返しいただきますのでご了承ください」

○見送りの時

- ・「いってらっしゃいませ」、「お気をつけて」

○戻って来られた時

- ・「お疲れ様でした、お忘れ物のないようご注意ください」、「ありがとうございました」

(8)シルバーカー係員対応例

○お客様が見えた時「おはようございます」「こんにちは」

行き先をご案内「湖畔レストハウス行きです」「中の広場行きです」

○園内のことを質問された時

- ・わかる範囲でお答えする
- ・わからない時は「申し訳ございません、只今確認しますのでお待ち下さい」「くわしくは案内所でご案内しております」
- ・乗車中の注意事項を説明する。「走行中はお立ちにならないでください」「飲食・喫煙はご遠慮下さい。」

○園内のご案内、特に走行範囲について

・「花の広場は湖畔レストハウス手前にございます。」「ひばの里へは中の広場より右手、坂を上ったところにございます。」

○見送りの時

- ・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」

(9)巡視員対応例

○お客様が見えた時 「おはようございます」、「こんにちは」

○園内のことを質問された時

- ・わかる範囲でお答えする
- ・わからない時は「申し訳ございません、只今確認しますのでお待ち下さい」「くわしくは案内所でご案内しております」

○見送りの時

- ・「ありがとうございました」、「またお越し下さい」

2-1-3 身だしなみ、制服

職場は仕事をするところです。仕事に取り組む姿勢をただす意味からも、身だしなみのよさは大切です。特に公園はお客様と身近に接する職場ですので、服装の善し悪しは直接公園全体の印象につながります。よい印象を持っていただくためには、服装に十分気を使い、自分好みのファッションは休日や就業時間外に楽しんでください。

ジャケット、ジャンパー、ポロシャツのボタン・チャックは必ずしめ、あけっぱなしはしないでください。お客様には様々な年代の方がいらっしゃいますので流行りに流されること等、だらしない印象や不快感を与えるような服装は慎みましょう。

お客様と接するときには、必ず名札及び公園のマークの入っている制服を着用し、お客様から見てすぐに公園関係者とわかるようにしてください。

次の点に注意してください。

①髪

月に1度は散髪。こざっぱりとした、清潔で自然なヘアスタイルを心がけましょう。長すぎないか、フケはないか、寝癖はついてないか、くさい匂いがしないか、整髪料の匂いがきつすぎないか気をつけましょう。

②顔

洗顔したか、無精ヒゲが生えていないか、ヒゲの剃り残しはないか、目やにはついていないか、耳掃除はしてあるか、歯磨きをしたか、充血した目をしていないか、鼻毛は伸びていないか気をつけましょう。

化粧は、フレッシュで自然な化粧とし、つけすぎに気をつけましょう。どうしてもマニキュアをつけた場合は、無色またはできるだけ肌の色に近いものを選択しましょう。

メガネは派手でないものとし、サングラスはお客様に不快感を与える場合がありますので、接客時の使用は慎みましょう。

③装飾品

ネックレス・ブレスレット・イヤリング等装飾品は慎みましょう。なお、指輪は、両指に1つまでとし、小さめで上品なものにしましょう。

④靴

踵は踏んだままにしない。汚れに気をつけましょう。

⑤靴下

汚れていないか、ずり落ちていないか、破けていないか、穴はあいていないか、接客に相応しくない色・デザインでないか気をつけましょう。

2-1-4 接客基本用語

- | | | |
|-------------|--------------|-------------------|
| ①いらっしゃいませ | ②はい、かしこまりました | ③少々おまちくださいませ |
| ④お待たせいたしました | ⑤ありがとうございます | ⑥申し訳ございません |
| ⑦おそれいたします | ⑧失礼いたします | ⑨またのお越しをお待ちしております |

2-2 管理・運営

2-2-1 入園料金徴収

(1)種類

- ①自動券売機：中案内所(2台)
- ②手売券：団体や状況(自動券売機混雑時等)に応じ、窓口にて手売販売
- ③入園券の種類：一般券(シルバー 大人)
団体券(シルバー 大人) ※領収書 1団体に1枚を代表者へ発行

(2)販売方法

①個人の場合(自動券売機・手売販売)

- ・自動券売機を原則とするが、お客様が窓口に来られたときや自動券売機が混雑してきたら、手売販売を行う。
- ・団体(20名以上)に満たない団体の場合には手売券にて販売する。

②団体の場合(手売販売のみ)

- ・窓口で代表者の方に団体申込用紙を記入していただく。(別紙)
- ・申請人数と実人数の確認カウントをする。
- ・確認の結果、誤差があれば代表者に報告し、確認してもらう。
- ・確認がとれれば料金を徴収し、領収書を発行する。

③払い戻し

- ・間違って購入した場合は、券を返却してもらい同額をお客様に払い戻す。

④その他

- ・無料については、数取器でカウントし、報告書に記入する。

(3)再入園

- ・原則として、退園後の再入園はできません。

(4)無料入園

無料対象者となるのは、以下の利用者です。

- ・中学生以下
- ・障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている方。
- ・団体利用下見(事務所で下見の受付をされた方)
- ・業務入園
国土交通省職員、管理センター職員・臨時職員及びアルバイト、
テナントスタッフ、納品業者、工事業者等
- ・国土交通省三次河川国道事務所が受付を行った視察等(事前に許可を受けたもの)

2-2-2 貸出業務

(1)ベビーカー・車椅子・電動スクーター、カート

ア)貸出方法

貸出簿に必要事項を記入していただき、閉園時間までに、原則同じ所に返却してもらうよう伝える。

イ)注意事項

ベビーカー：乳幼児を乗せる道具であるため、その他の利用目的(例：荷物運搬、ペットを乗せる等)以外の使用はご遠慮いただくこと。

車椅子：身体障害者、高齢者及び傷病者が使用する道具であるため、その他の利用目的(例：荷物運搬、ペットを乗せる等)以外の使用はご遠慮いただくこと。

電動スクーター：身体障害者、高齢者及び傷病者が使用する道具であるため、その他の利用目的(例：荷物運搬、ペットを乗せる等)以外の使用はご遠慮いただくこと。また、貸出の際には必ず、使用方法を説明し、試乗したのちに貸し出すこと。

カート：バーベキュー用具等の荷物運搬用であるため、その他の利用目的(例：幼児、ペットを乗せる等)以外の使用はご遠慮いただくこと。

(2)グラウンド・ゴルフ

ア)貸出場所

・つどいの里クラブハウス

イ)貸出方法

・貸出簿に必要事項を記入していただき貸出する。その際、利用場所(グラウンド・ゴルフコース)を限定していることを必ず伝えること。

(3)ピックボール

ア)貸出場所

大芝生広場(約20個)

イ)案内方法

- ・自由使用としているが、危険な行為等をしている又は予測される場合には、その都度注意すること。また、使用後は必ず元の保管場所に返却することを伝えること。
- ・利用場所(大芝生広場)を限定していることを伝えること。
- ・強風、雷雨時等により使用を中止している場合があることを伝えること。

(4)ちびっ子ゲレンデ

ア)ソリの貸出

大芝生広場(約20台)

イ)案内方法

2-2-3 公園内禁止行為及び持込み禁止物品

(1) 禁止行為及び持込み禁止物品

当公園では、都市公園法に基づく通達並びに国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領により禁止行為及び持込み禁止物品が定められています。

(詳細は別紙1 国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領 参照)

禁止行為を行っている利用者を見かけた場合は、当公園では禁止行為となっていることを説明し中止させる必要があります。

また、以下の物品並びに別紙1で定める物品を持ち込む場合には、ゲート係員により預かることとしています。

補助付自転車を持ち込みのお客様は、歩行者園路のみ利用可能です。但し、付き添いを必要とし、スタッフが危険と判断した場合はご利用を差し控えていただきます。

なお、混雑状況等により下記物品以外にも利用を制限する場合があります。

(預かる際には)

- ・「誠に申し訳ございません。当公園ではお客様の〇〇〇は持ち込み禁止物品になっておりますので、こちらのゲートで預からせていただきます。」と伝え
- ・預かり物品に番号札を付け
- ・半券を「こちらが〇〇〇の預り証になっております。お帰りの際、引き換えとなります。」と恐縮した気持ちで渡します。

持ち込み禁止物品一覧

持ち込み禁止物品	適用
銃・刀剣類	モデルガン・木刀・竹刀等を含む
火気類、多量の工業用アルコール類	花火・火薬・ガス類(ライターは除く)
野球用具(木製バット、金属バット、硬球及び軟球)	ビニール製バットを除く
ゴルフ用具	パークゴルフは除く
ローラースケート・スケートボード類	ローラーシューズ、ローラーブレード、キックボードを含む
動力付き模型(モーター・エンジン付模型)	飛行可能な模型・エンジン、モーター駆動のラジコン等
ブーメラン・弓矢・パチンコ	凧、スポーツカイト等も含む
球技用ネット	
テント・ビーチパラソル	
補鳥網・補虫道具・植物採集道具	
カラオケ等の音響道具	
ホッピング	
変形自転車、一輪車	
ソリ・釣り具	
ボート・カヌー	

大型テント	家庭用自立型テント《多客時のバーベキューコーナーでの設置はご遠慮ください》は除く
その他	他のお客様の迷惑となるもの

(2) ペットの取扱について

ペットは、以下の条件を守れるという前提のもとに入園を許可します。

(詳細は 別紙2 ペット同伴入園者へのお願い事項 参照)

- ・リード(ひも・鎖・ロープ等)でつなげること
- ・ペットのふんの始末ができること
- ・他のお客様とのトラブルに自分たちで対処できること

入園の際に、別紙2を示し、下記のことを伝えること。

- ・他のお客様からペット同伴のマナーについて、苦情を頂いております。マナー向上にご協力ください。
- ・お客様の中には、ペットの嫌いな方もおります。必ずリードに繋いで、周囲の安全にご配慮下さい。
- ・レストラン・売店等の施設は同伴できないため、施設によっては同伴できない場所もあることを、御了承下さい。

(3) 都市公園法及び関係法令

① 都市公園法 第11条 (国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

国の設置に係る都市公園においては、何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

政令＝本法施行令 第18条

法第11条第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること
- 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること
- 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること
- 四 公園管理者が指定した立入禁止区域に立ち入ること
- 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車輛を乗り入れること
- 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること

② 都市公園法 第12条

国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは国土交通省令で定めるところにより公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

政令＝本法施行令 第19条

法第10条の三第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする

- 一 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- 二 ロケーションをすること

2-2-4 迷子対応

迷子の対応は、子供と同じ目線の高さを保ち、にこやかに対応します。決して自分の感情を出したり、いらだったりしないよう心がけましょう。

①迷子発生（自分で来る又は第三者、スタッフに連れてきてもらう）

（迷子を発見した場合は、周囲に保護者がいないか確認を行う）

↓

②保 護

- ・近く案内所に連れてきて保護する。
- ・第三者に連れてきてもらった場合には、ていねいに「ありがとうございました。」と挨拶すること。

↓

③-1 本人が話せる場合

- ・名前、住所（〇〇市〇〇町）、年齢、誰と来たかを聞いてメモする。

③-2 本人が話せない場合

- ・性別、服装（色・形・帽子など）、大体の年齢、その他特徴のあること（持ち物等）を確認してメモする。

↓

④園内放送の依頼

- ・③-1 又は③-2を確実に報告し、管理センターに放送依頼をする。（つどいの里クラブハウス周辺の場合は、クラブハウスで放送を行う。）
- ・10分経過しても保護者が現れない場合には、再度園内放送の依頼をする。

↓

⑤引渡し

- ・保護者が来たら確認し、引渡しを行う。

↓

⑥報告

- ・迷子件数を日誌に記録する。

2-2-5 拾得物・遺失物対応

①公園従事者が「落し物」を発見した場合

- ・公園従事者は、所有権を放棄し、管理センターへ届出ること。

②お客様が「落し物」を発見した場合

- ・「所有権を放棄するか」、「しないか」を、お客様に確認すること。

※特に、財布・時計などの貴重品については必ず確認すること。

A. 所有権を放棄する場合

現物は、お客様から預かり夕方管理センターへ届けること。

B. 所有権を放棄しない場合

拾得者本人に、「拾得物預書」を書いていただく。

現物と「拾得物預書」を預かり、夕方管理センターへ届けること。

③お客様から忘れ物・落し物をしたという連絡があった場合

A. お客様が直接きた場合

遺失日、遺失物を確認

→当日であれば、各施設(管理センター、案内所、クラブハウス等)に有無を確認。

あった場合 : 保管場所へ案内する。

なかった場合 : その旨をお伝えし、翌日以降に見つかった場合にはこちらから連絡を差し上げることを伝える。その際、「遺失物届書」に必要事項を記入していただく。

B. 電話でお問い合わせの場合

電話を受けた者が、「遺失物届書」に必要事項を確認、記入し、警備係へ渡す。

④確認作業

遺失物届書に基づき遺失物の確認作業を行う。

A. 遺失物の所有者が確認できた場合

- ・遺失物が本人であるかどうか確認の後、所有者に連絡をとり、受領方法について確認する。

1) 来園して受領する場合

来園日時の確認 → 来園 → 「受領書」の受け取り

2) 郵送を希望の場合

- ・郵送の場合には、着払いにする。(電話連絡の際、必ず「着払い」であることを申し伝える。)

- ・遺失物を郵送するときには、受領書を必ず同封する。

- ・チェックリストにより処理状況を把握し、宅配便の伝票の控え、受領書の返納の確認を行う。

B. 遺失物の所有者が確認できない場合

- ・所轄の警察署に届け出る。

2-2-6 園内放送

定時の案内放送以外の臨時園内放送の対象は、「迷子」「車輛の移動」「災害や病気等の緊急時」「注意事項」を原則とします。

(1) 迷子に関する園内放送文例

区 分	放送文例
預かっていて名前等がわかっている場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 ただいま、〇〇〇において、〇〇〇からお越しになった、〇〇〇君(ちゃん)、〇歳をお預かりしております。保護者の方は、至急〇〇〇までお越し下さい。」(くりかえし)
預かっていて名前等がわからない場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 ただいま、〇〇〇において、〇〇〇を着た(〇〇をかぶった)、〇歳ぐらいの男の子(女の子)をお預かりしております。保護者の方は、至急〇〇〇までお越し下さい。」(くりかえし)
探している場合	「ご来園のお客様に迷子のお知らせをいたします。 〇〇色の〇〇を着た(〇〇をかぶった)、〇歳の〇〇〇君(ちゃん)を只今探しております。お気づきの方は、お近くの係員までご連絡ください。」(くりかえし)
迷子が多く園内放送が多い場合	「ご来園のお客様にお知らせいたします。 ただいま、迷子が大変多くなっています。保護者の方は、小さいお子様から目をはなさぬよう十分お気をつけください。」(くりかえし)

(2) お客様から呼び出し等の放送依頼があった場合

お客様からの依頼による園内放送は、緊急時の場合及び迷子放送以外はお断りしている旨を丁寧に伝えること。

区 分	放送文例
緊急時等の場合	「お客様のお呼び出しをいたします。 〇〇からお越しの〇〇様、お伝えしたいことがありますので、至急〇〇(お近くのスタッフ)までお越し(ご連絡)ください。」 (くりかえし)
呼び出し放送	団体呼び出し(こどもの谷のみ) 「〇〇市(町・区)〇〇小学校(〇〇幼稚園)のみなさん、集合時間になりましたので、〇〇広場にお集まりください。」

(3)その他

車に関する場合	「お客様にお車のお呼び出しを申し上げます。 〇〇駐車場にお止めの「広島〇〇-〇-〇〇〇〇」、〇〇色の 〇〇〇〇(車種名)のお客様、ライトがついたまま(交通の妨 げ)となっておりますので、至急お車までお戻りください。」(至急 お車を移動ください。)(くりかえし)
催し物(イベント)	「ご来園のお客さまへ催し物のご案内をいたします。 本日(ただいま)〇〇時より、〇〇〇におきまして〇〇〇〇を開 催いたします。ご観覧ください。(又は皆様のご参加をお待ちし ております。)」
注意事項等	・雷雲注意の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今、広島県備北地域に 雷雨注意報が発令されております。今後、公園に接近する恐れ がありますので、ご注意ください。」 「また雷が発生した場合はお近くの建物内に避難されますよ うお願いいたします。」 ・雷雨注意法解除の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今、雷雨注意報が解除さ れましたが、大気の状態が不安定ですので、今後の放送に十 分ご注意くださいようお願いいたします。」 ・天候注意報の場合 「お客様にお知らせいたします。 只今(大雨・洪水・雷雨)注 意報が発令されました。 今後の天候の変化には充分ご注意 いただきますようお願いいたします。」

2-2-7 団体利用の手続き

(1) 団体利用について

学校行事や職場、団体等のレクリエーションなど、20名以上の団体で公園をご利用いただく場合は、事前に「団体来園申込書」へのご記入・提出をお願いすること。

また、下見や利用に関するご相談は、管理センターにて対応することを伝えること。

(2) 許可申請が必要な事例

団体利用において、主催者が参加者を一般募集するなど大会形式で利用する場合、臨時の施設を設置する場合、100名以上でマラソン大会等を行う場合などは、事前に許可申請が必要となることを伝え、手続きの方法を伝えること。

〈許可申請が必要な事例〉

- ・物品を販売、又は頒布する場合
- ・競技会、集会、展示会などの催しのために、公園の一部を独占して使用する場合
- ・100名以上でマラソン大会(学校団体は除く)やオリエンテーリング大会等を行う場合
- ・通常の公園利用には不必要とされる物品を園内に持込み、設置する場合(机・椅子・音響・ステージ・テント等)
- ・公園内に標識や横断幕等を設置する場合
- ・アンケート調査、または植生調査等の調査を行う場合
- ・ロケーションをする場合(取材等は除く)
- ・大会等で器材の運搬や救護のための車輛を園内に乗り入れる場合(原則として乗用車不可)
- ・その他、公園管理者が、許可申請が必要であると判断した行為をする場合

(3) 利用調整

団体での広場使用や体験プログラムの利用等は、一般の入園者等利用者と使用場所を別にしたり、講師を複数準備するなど、団体と一般の入園者等利用者の双方がスムーズに公園利用を行えるように配慮すること。

また、雨天時等には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行うこと。

2-2-8 苦情、要望等対応

(1) 苦情対応について

お客様からの苦情は、お客様がその公園に抱いている期待や願望です。

苦情を避けるのではなく、逆に尊重して、誠実に対応することにより、公園への信頼が高まり、公園の再利用が期待できます。

(2) 苦情の種類

①モノ・サービスに関する苦情

製品の品質やサービスそのものに対するもの

②接客に関する苦情

対応が悪い、不親切など、感情に関するもの

③情報に関する苦情

情報の内容、職員の知識に関するもの

④金銭に関する苦情

情報や接客とも関連するもの

⑤システムに関する苦情

受け取り、連絡などのシステムに関するもの

私たちはつい、苦情を言ってくるお客様を「わがまま」「自分勝手」と考えがちです。しかし何も言わない人が我慢していて、はっきり言う人が正直だという考え方もできます。

(3) 苦情になりやすい状況(説明の仕方の大切さ)

①お客様に選択権が無い

「(喫煙者の方に)ここでは吸えません」⇒ 相手は有無を言わず我慢させられる。

⇒⇒⇒「ここでは吸えませんが園内には喫煙所がございますのでそちらをご利用頂けますか」【相手に選択権を与える状況をつくる。】

②お客様の期待を無視する

「切手を下さい」というお客様に対して・・・

「切手はありません」⇒ 相手に期待を無視する。

⇒⇒⇒あいいく切手は置いておりませんが、近くに郵便局がありますのでそちらでお求めください。

【相手の期待に応えようとしている】

(4) 苦情対応のポイント

〈3Kの原則〉

苦情を未然に防ごうと努力していても、苦情に発展してしまった場合には、誠実に対応しましょう。苦情対応時には相手が「聴いてくれている」と感じるような反応を示すことが重要です。

3Kの原則・・・1. 共感する、2. 傾聴する、3. 確認する

1. 共感する……同情ではなく、相手と同じところに立つということ。
2. 傾聴する……相手の話を評価・判断したりしないで白紙の状態で話を聴くことが大切。※
3. 確認する……お客様の言い分のポイントを整理する。※
※特に2、3は電話対応で重要

〈三変の原則〉

誠意ある対応を検討する前に、まず腹を立てているお客様に冷静になってもらうことも大切です。相手が冷静になるのを助ける効果的な方法として一般的に言われているのが、この「三変の原則」です。

三変の原則・・・1. 人を変える、2. 時を変える、3. 場所を変える

1. 人を変える……お客様の言い分を十分に聴いてから対応する人を(上司・責任者)に変える
2. 時を変える……特に電話での対応は、時を変える方が効果的。
3. 場所を変える……応接室・別室等へ案内し、気持ちを落ち着けてもらう。

(5) 苦情対応時の注意事項

・議論しない

「お客様の言われるようなことはないと思います」という言い方は避けるべきです。自分が嘘をついていると思われている…と感じたら怒りはさらに難しい段階に入ってしまいます。

・その場を早く収めようとしな

面倒くさがっている、早く終わらせたいと思っているとお客様が感じたら、新たな怒りを呼んでしまい、かえって早期解決が困難になってしまいます。

・よくあること、と逃げない

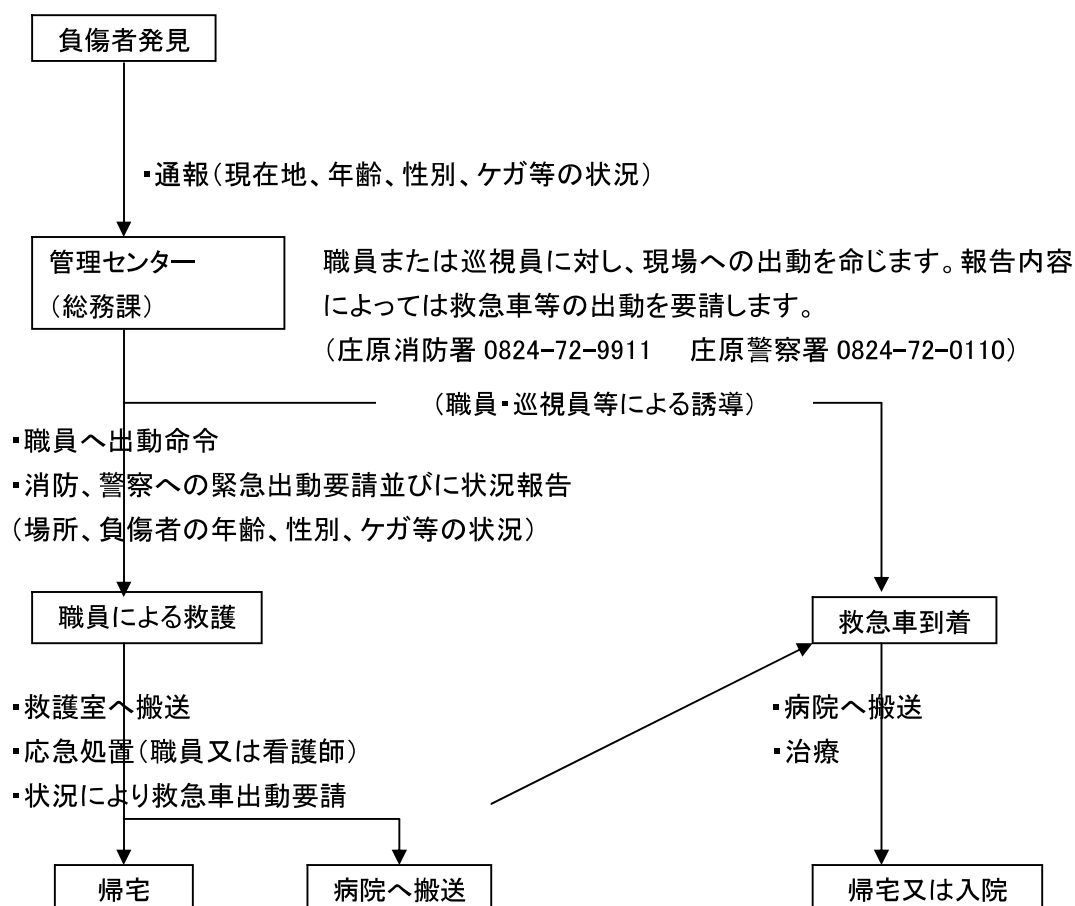
お客様の怒りが公園スタッフにとってあまりめずらしいことではない場合、つい、「それはよくあることで」と言ってしまうがちです。

・話の途中でさえぎらない

お客様の言い分が間違っていると感じても、途中で遮ってはいけません。全て聴いてからでも遅くありません。お客様は全て言ってしまうものなのです。

2-2-9 救急対応

(1)フロー



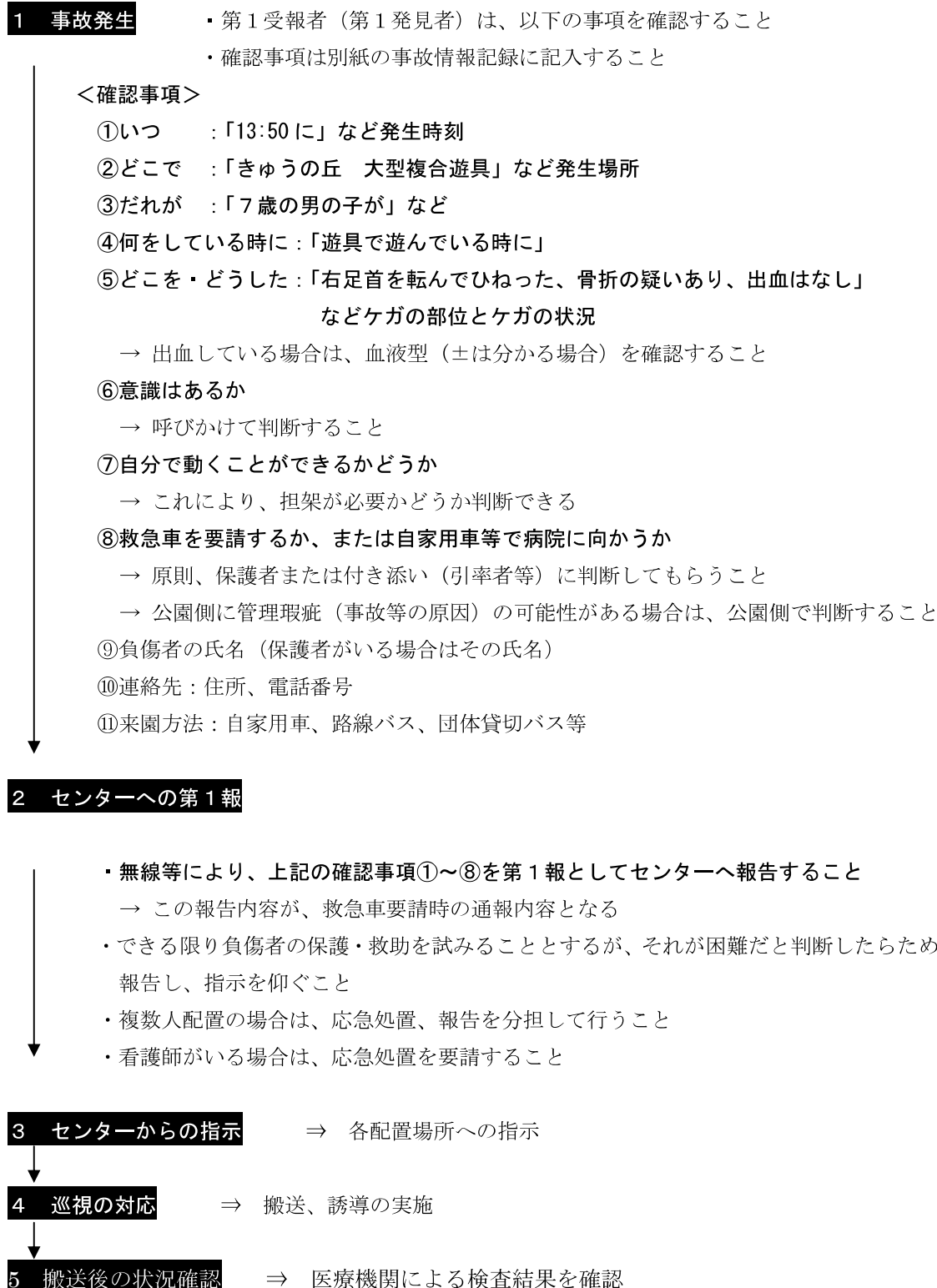
(2)救急の場合に確認すること

- ①氏 名
- ②年 齢
- ③性 別
- ④負傷の程度
 - ・()から出血している
 - ・()を打撲している
 - ・()が()している 等
- ⑤負傷した場所
- ⑥負傷した時間と原因

時 分頃()をしていて負傷した。
- ⑦住 所
- ⑧連絡先
- ⑨公園にきた交通手段は、・自動車 ・観光バス ・路線バス ・その他()
- ⑩誰ときたか

2-2-10 重度な事故発生時の初期対応

※重度な事故とは、「骨折の疑い」「意識薄弱・不明」「発作」など、救急車の要請等が必要と判断される場合



2-2-11 1日の業務の流れ

(1)案内所

期 間			業務内容
3~6月、 9・10月	7・8月	11~2月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:30	8:30	8:30	○朝礼(全体連絡事項、挨拶練習)
8:35~	8:35~	8:35~	○釣銭・手売券、配置場所の鍵等準備 ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ・券売機のセット(電源・釣銭・用紙) ・手売券のセット(残枚数・釣銭) ○貸出物品(ベビーカー等)の点検・貸出準備 ○配置場所の内外の清掃 ・床の掃き掃除 ・ガラス、カウンター、券売機とその周辺の雑巾がけ ○改札、窓口、ゲートの準備(ゲート開閉、パンフレット準備等) ○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、下見の有無等)
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・発券業務 ・改札業務、案内業務、物品貸出業務、迷子対応、遺失物対応、救急対応、下見案内等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前 ・閉園に向けての準備 ・自動券売機の発売中止 ※発売中止後、入園したいお客様がいる場合には、閉園時間を告げ、それでも入園を希望する場合には手売券にて対応。 ・貸出物品(乳母車、車イス等)の片付け ・入園料金等報告書の作成 ・業務日誌の作成 ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等)、清掃等
16:00~	17:00~	15:30~	○集計作業・管理センターへ 報告書・入園券を回収。 ※管理センター集計室にて確認を行う。
16:50	17:50	16:20	○閉園準備 ・残入園者や未返却貸出物品等の情報収集
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・戸締り後、管理センターへ移動。 (業務日誌、遺失物等持参)
17:30	18:30	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(2)ブース・料金所

期 間			業務内容
3～6月、 9・10月	7・8月	11～2月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:30	8:30	8:30	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:35	8:35	8:35	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、下見の有無等) ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ・レジのセット(電源・釣銭・用紙) ○配置場所の内外の清掃 ・ガラス、床等の掃き掃除 ・料金所周辺の清掃
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・料金徴収業務、案内業務等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前 ・閉園に向けての準備 ・入園中止(発券中止) ※発券中止後、入園したいお客様がいる場合には、閉園時間を告げ、それでも入園を希望する場合には警備員の誘導により案内所にて対応。
16:00～	17:00～	15:30～	○集計作業 ・すべての現金・報告書・入園券を回収。 ・入園料金等報告書の作成 ※管理センター集計室にて確認を行う。
16:50	17:50	16:20	○閉園準備 ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等)、清掃等 ・業務日誌の作成
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・管理センターへ移動。 (業務日誌、遺失物等持参)
17:30	18:30	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(3)つどいの里クラブハウス

期 間			業務内容
3～6月、 9・10月	7・8月	11～2月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:30	8:30	8:30	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:35	8:35	8:35	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、下見の有無、イベント等) ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ○貸出物品の点検・貸出準備 ○配置場所の内外の清掃 ・床の掃き掃除 ・ガラス、カウンターとその周辺の雑巾がけ
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・案内業務、貸出物品貸出業務、迷子対応、遺失物対応、救急対応、下見案内、年間パスポート販売等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:50	17:50	16:20	○閉園準備 ・閉園に向けての準備 ・貸出物品(グラウンド・ゴルフ用具等)の返却確認等
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・貸出物品(グラウンド・ゴルフ用具等)の片付け ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等) ・清掃等 ・戸締り後、管理センターへ移動。 (遺失物等持参)
17:10	18:10	16:40	○集計作業 ・すべての現金回収 ・業務日誌の作成
17:30	18:30	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(4)サイクリングセンター

期 間			業務内容
3～6月、 9・10月	7・8月	11～2月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:30	8:30	8:30	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:35	8:35	8:35	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、イベント等) ○釣銭・配置場所の鍵の受取 ○配置場所へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(停電・断水・積雪・建物等の倒壊など)の有無を確認 ○貸自転車の点検・貸出準備 ○配置場所の内外の清掃 ・床の掃き掃除 ・ガラス、カウンターとその周辺の雑巾がけ
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・自転車貸出業務、案内業務、迷子対応、遺失物対応、救急対応等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前 ・閉園に向けての準備 ・貸自転車の貸出終了案内 ・簡易点検(停電・断水・建物のき損・破損等) ・清掃等
16:30	17:30	16:00	○閉園準備 ・貸自転車の返却確認、片付け ・業務日誌の作成
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・サイクリングセンター戸締り後、管理センターへ移動。 (業務日誌、遺失物等持参) ・すべての現金を回収。 ※管理センター集計室にて確認を行う。
17:30	18:30	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過勤務等命令簿に記録。

(5)シルバーカー

期 間			業務内容
3～6月、 9・10月	7・8月	11～2月	
			○出勤、配置場所の確認、身だしなみの確認 ・出勤簿に押印
8:30	8:30	8:30	○朝礼(全体連絡事項、手話・挨拶練習)
8:35	8:35	8:35	○簡易打合せ(昨日の引継、当日の団体、イベント等) ○鍵の受取 ○シルバーカー車庫へ移動 ○到着後、開園までの準備 ・異常事態(作動不良、パンクなど)の有無を確認
9:30	9:30	9:30	○開 園 ・シルバーカー運行業務、案内業務、迷子対応、救急 対応等
12:00	12:00	12:00	○昼 食 ※入園者の動向により、必ずしもこの時間に休憩が取れ ないので、1日の勤務時間内で、交替して昼食・休憩 をとるようにする。
16:00	17:00	15:30	○閉園1時間前
16:30	17:30	16:00	○閉園準備
17:00	18:00	16:30	○閉園 ・シルバーカーを車庫に入庫後、管理センターへ移動。
17:30	18:30	17:00	○終礼・業務終了 ・超過勤務がある場合には、終了後、その時間を超過 勤務等命令簿に記録。

2-2-12 想定問答

①案内所及び料金所

質問・苦情等	模範解答または対応
国営なのに何故、入園料があるの。	国営公園は特定の場所に設置されていることから利用者の方が限定される状況にあるため、受益者負担としており、これは都市公園法により定められております。
なぜ、〇〇は持込禁止なの。	お客様ご自身または他の利用者に危険を及ぼすおそれのあるものとして禁止しております。
なぜ、植物を採ってはいけないの。	多くの皆様に観賞していただくため、禁止としております。

②駐車場関係

質問・苦情等	模範解答または対応
どこに、止めればいいのか。	「ただいま、満車ですので係員の指示に従ってお進みください。」
忘れ物をして取りに来たのですが。	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので少々お待ちください。」 警備員の誘導により車をロータリー等に駐車していただき、案内所等で受渡し手続きをしていただく。
なぜ国営なのに駐車料金を取るの。	「申し訳ございません。この料金で駐車場の運営をしておりますのでご了承ください。」
午後から入っても午前から入っても同じ料金なのはなぜ。	「申し訳ございません。この駐車場は1日単位の料金設定となっておりますのでご了承ください。」
車内にキーを閉じ込めてしまったのですが。	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので車の前でお待ちください。」 公園スタッフによる開錠作業は行えませんので、専門業者（JAF等）へお客様（当時者）から連絡していただく対応となります。
一旦駐車場外に出て、再度、駐車場に停めたいんだけど。	「本日発券いたしました駐車券（レシート）を料金所で呈示いただければ本日の再入場ができるようになっております。」
料金を払わずに通過してしまった時、あるいは料金不足なのに通過してしまったり。	すぐに追いかけて料金を徴収します。 料金所に1人しかいないとき、または追いつかないときは、巡視員等に連絡を取り、料金所で支払いをしてもらおう。 故意か過失かいずれの場合でも相手はお客様であることを忘れずに対応してください。

閉園時間間際に来られた時は	「あと、〇〇分で閉園時間となりますが、よろしいでしょうか。」と念を押してください。 また、閉園時間の約2時間前位から「あと、〇〇分で閉園時間となります。」と付け加えてください。
口や耳が不自由な障害者の方が障害者手帳を見せたら	メモ用紙に用件を書いてもらい、メモ用紙による筆談でお客様と対応してください。
〇〇テレビのようですが、〇〇の取材をしたいのですが	「いつもお世話になっております。ただいま企画の担当者に連絡いたしますので少々お待ち下さい。」 企画担当の指示に従って下さい。
駐車場に止めてある他のお客さんの車にぶつけてしまったんですが	「只今、担当者（警備係）に連絡いたしますので車の前でお待ちください。」 場所を確認し、相手がいない場合には車種、ナンバーを控え、呼び出しの放送をしてもらう。また、駐車場内でのお客様同士の車輛事故は原則、当事者同士で解決していただくので、最寄りの警察署への連絡についてもお客様にさせていただく。

③団体等に関すること

質問・苦情等	模範解答または対応
花の広場の前の車道から乗降したい	「申し訳ございません。車道での乗降は事故の原因となり危険ですので、ご遠慮いただいております。」
体の不自由な者がいるので車で園内に入りたい	「申し訳ございません。お車を歩道に乗り入れることはご遠慮いただいております。入口案内所で車椅子、電動スクーターを無料貸出しております。また、シルバーカーの運行もごございますので、これらをご利用していただいております。」
大型バスを第3駐車場（4駐車場）に停めたい	「申し訳ございません。第3駐車場は構造上の問題で大型車両の駐車は、ご遠慮いただいております。お客様の乗降以外の時間につきましては、大型駐車場にお停めいただきますようお願いいたします。」 混雑日には、乗降についても大型駐車場を案内する。

④貸自転車に関すること

質問・苦情等	模範解答または対応
自転車が貸し出し後にパンクや故障した場合	「申し訳ございません。」 代替の自転車がある場合 「こちらの自転車をお使いください。」 代替の自転車がない場合 「申し訳ございませんが只今、代替の自転車がございませんので。」と回答し返却の自転車を待つか、乗ることをやめるか確認してください。

自転車サイクリングコース以外になぜ入れないのか	「申し訳ございません。お客様が安全に公園を利用して頂くため、園内は歩道・自転車道・車道に区分されております。サイクリングコースの各所には駐輪場を設けておりますので、目的の広場等へお越しの際は、最寄の駐輪場をご利用ください。」
-------------------------	--

⑤その他

質問・苦情等	模範解答または対応
「〇〇にスズメバチの巣があるよ」と知らせがあった場合	「ありがとうございます。至急担当者に除去するよう連絡いたします。」と返答し、警備係に連絡してください。
〇〇に人が倒れているけど	「はい、承知しました。」と返事をした後、詳しい情報（倒れている場所等）を聞き、第1報を管理センター（総務課長）へ報告してください。
救急車を呼んでください	状況を聞き、速やかに総務課へ連絡をいれてください。
イベントのクレームがあったら	「申し訳ございません。担当者に連絡し改善するよう申し伝えます。」

平成27年4月1日

国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国営備北丘陵公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の指針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(適用)

第2条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関連法令に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(定義)

第3条 この要領において、「公園内」とは、法の定めるところにより国営備北丘陵公園として公告された次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 法第2条の2の公告がなされた区域
- 二 法第33条第2項により定められた都市公園を設置すべき区域のうち、国土交通省が土地の権限を取得している区域

2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 中国地方整備局三次河川国道事務所の担当職員
- 二 法第5条の許可を受けた事業者の担当職員
- 三 中国地方整備局から公園の運営維持管理に関する業務を受託した事業者（以下「管理センター等」という。）に属する職員
- 四 管理センター等との契約により、管理センター等の指揮監督を受けて公園の利用上の指導等の業務を行う者

3 この要領において、「公園利用者」とは、勤務中の職員を除く公園内に入る全ての者をいう。

4 この要領において、「事務所長」とは、三次河川国道事務所長をいう。

5 この要領において、「別に定める」とは、事務所長の責任において別に定める細目をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に掲げる行為に準ずる行為、かつ正当な権限や理由に基づかない行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一 別に定める場所以外で動植物を採取する行為
 - 二 別に定める場所以外でガスコンロ、石油コンロ、バーベキューコンロ並びに花火等の火気を使用する行為
 - 三 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で別に定めるもの
 - 四 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を行う行為
 - 五 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
 - 六 公園の利用に際し、許可なく次の各号に掲げる物件を持ち込み又は使用する行為
 - イ 銃、刀剣、弓矢、パチンコその他これらに類するもの
 - ロ 爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類
 - ハ 野球バット（ビニール製のものは除く）、野球用の硬球及び軟球
 - ニ ゴルフ用具類（グラウンドゴルフコースの利用に係る場合を除く）
 - ホ 動力付き模型
 - 七 別に定める場所以外で一輪車、ローラースケート、スケートボードその他これらに類するものを使用する行為
- 2 前項第一号から第七号の規定にかかわらず、職員等が公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼし、又は公園施設を毀損するおそれがあると認めたもの

（法第11条の規定に関する適用除外）

第5条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、正当な権限や理由に基づく行為とみなし、法第11条の規定を適用しない。

- 一 職員等又は職員等との契約者が管理（利用促進等にかかる行為も含む）のために行うもの
- 二 中国地方整備局または三次河川国道事務所が主催もしくは共催する行催事等
- 三 行催事等で、事務所長の許可を受けた行為

（場所の指定）

第6条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第3号から第5号までにより指定する場所は、別に定めるものとする。

（許可を要する行為）

第7条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第12条に準ずる行為とみなし、事務所長の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査
- 二 開催日等を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事等

- 三 営利を目的として、又は会費等を徴収して写真等の撮影を行うもの
- 四 公園内に標識又は横断幕を掲示して行うもの
- 五 その他事務所長が公共性の理由から必要と認めたもの

(法第12条の規定に関する適用除外)

第8条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものについては、公園管理者による管理行為の一環又は公園管理者の許可を受けた行為とみなし、法第12条の規定を適用しない。

- 一 職員等又は職員等との契約者が管理（利用促進等にかかる行為も含む）のために行うもの
- 二 中国地方整備局または三次河川国道事務所が主催もしくは共催する行催事等
- 三 行催事等で、事務所長の許可を受けた行為
- 四 別に定める施設における行為

(利用指導)

第9条 職員等は、その責務に応じ、法令等及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

(許可基準)

第10条 法第12条第1項の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売又は頒布
- 二 公共性に欠け、又は排他的な集会、展示会及び興業
- 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興業
- 四 公共性に欠ける募金又は署名運動
- 五 公園利用又は公園管理に係わりのない調査
- 六 休園日又は開園時間外の利用
- 七 次の各号に該当し著しく公園利用の快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷又は汚損
 - ロ 公園の風致又は美観の侵害
 - ハ 他の利用者に危害を加え又は不便を生じさせること
- 八 事故の発生又は公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
- 九 前各号に定められるもののほか、事務所長が公園の利用上又は管理（利用促進等にかかる行為も含む）上から不都合と認めるもの

2 前項第一号及び第六号の規定にかかわらず、職員等が、公園利用の促進又は利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とするものとする。

(許可条件)

第11条 公園内の行為について許可をする場合は、必要に応じて条件を付すものとする。

附則 この要領は平成11年10月1日から適用する。

附則 この要領は平成27年4月1日から適用する。

国営備北丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細目

(動植物の採取)

第1条 要領第4条第一号に定める行為は、次の各号とする。

- 一 職員等による看板等で指定された場所における必要最小限の動植物採取
 - 二 職員等による看板等で指定された場所における必要最小限の魚釣り
- 2 前各号の規定における行為であっても、職員等が必要最小限の範囲を超えると判断するものについては、その行為を禁止する。

(火気を使用する行為)

第2条 要領第4条第二号に定める場所は、次の各号とする。

- 一 オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
- 二 職員等による看板等で指定された場所

(自転車の利用)

第3条 要領第4条第三号に定める場所は、次の各号とする。

- 一 自転車園路以外に自転車を乗り入れること
- 二 駐輪場以外に自転車を駐輪すること
- 三 スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等、他の利用者の安全に支障が及ぶこと
- 四 オートキャンプ場管理運営要領により定められた行為

(一輪車等の使用)

第4条 要領第4条第七号に定める場所は、次の各号とする。

- 一 オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
- 二 職員等による看板等で指定された場所

(場所の指定)

第5条 要領第6条に定める場所は、次の各号とする。

- 一 令第18条第3号により指定する場所は、次の各号に掲げる場所とする。
 - イ オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
 - ロ 職員等による看板等で指定された場所
- 二 令第18条第4号により指定する立入禁止区域は、次の各号に掲げる区域とする。
 - イ オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所

- ロ 職員等による看板等で「立入禁止」等の標識で示された区域
- 三 令第18条第5号により指定する場所は、次の各号に掲げる区域とする。
 - イ 駐車場及びその進入路並びに自転車園路の区域
 - ロ オートキャンプ場管理運営要領により指定された場所
 - ハ 職員等による看板等で指定された場所

(適用除外の施設)

第6条 要領第8条に定める施設における行為は、次の各号とする。

- 一 神楽殿及び参集殿での神楽、太鼓、踊り等の伝統芸能の練習や発表会
 - 二 工房での各種の工作教室や作品の展示会
 - 三 センター等の長が事前に事務所長へ承諾を得た日時と場所における行為
- 2 前各号を行う場合は、施設利用申込書により事前にセンター等の長に申請し、承諾をうけた場合に限る。

附則 この細則は平成11年10月1日から適用する。

ペット同伴入園の皆様へ(お願い)

※必ずお読みください。

ペットの同伴入園については、下記のお約束をもとに、同伴入園を許可しております。
必ず、下記のルールを守って、他の入園者の迷惑にならないようお願いいたします。

記

(同伴入園の許可条件)

1. 園内では、必ずロープや紐(ひも)等でつなぎ、いつでも飼い主が制御(せいぎよ)できる状態にし、他の入園者に迷惑をかけないこと。
2. 排泄物(糞、尿等)の処理は、飼い主が責任を持って処理すること。
3. 他の入園者に吠えついたり、飛びかかるなどの迷惑をかけないこと。
4. 事故(怪我)等が発生した場合は、すべて飼い主の責任において処置していただきます。
5. 建物内(飲食棟・売店・屋敷・農家・工房等)へのペット同伴の入室はできません。また、自転車に乗せたり、サイクリングコースと一緒に走行することはできません。
6. 電動スクーター、シルバーカーにペットを乗せることはできません。
7. 園内では、係員や巡視(警備)員の指示に従ってください。

上記のルール違反があった場合には、直ちに、退園していただきます。
その場合は、入園料等はお返しいたしませんので、ご承知おきください。

国営備北丘陵公園

シルバーカー運行計画

1. シルバーカー

国が貸与するシルバーカー：3台、運転手を含め8人乗り



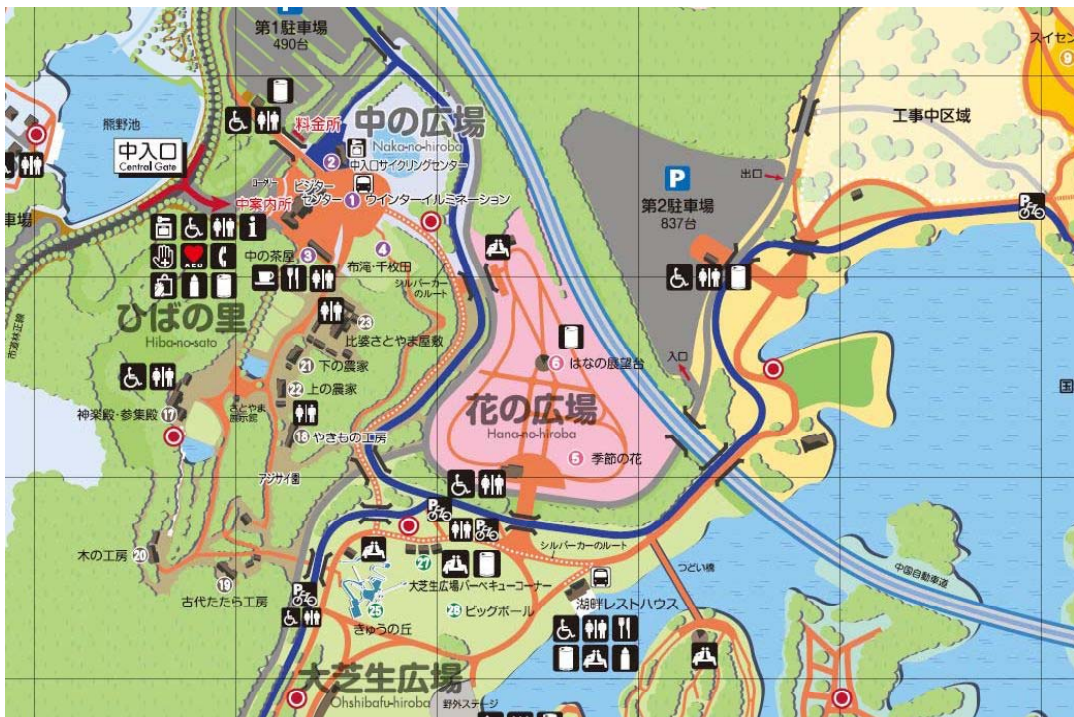
2. 運行期間

原則として12月～2月を除く開園期間中

3. 運行ルート・運行時間等

- ① 運行ルート：中の広場～湖畔レストハウス（下図参照）
- ② 運行時間：開園時間
- ③ 停留所：中の広場・湖畔レストハウス
- ④ 運休日：公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でない判断できる場合

●●●● シルバーカーのルート



国営備北丘陵公園 巡視計画（案）

国営備北丘陵公園の通常巡視については以下を標準とするが、詳細については事業者が巡視計画書を作成し、業務計画書に合わせて調査職員等に提出し、承諾を得るものとする。

（１） 主要巡視コース

Aコース（ひばの里 ～ 林間アスレチックコース）

本公園の中でも、経常的に利用者があり特に重点的に巡視を必要とするコース。

原則、１日２回（午前、午後１回）以上巡視を行う。

【巡回時主要施設】

- ① ビジターセンター ～ ②（棚田～農家裏～中の茶屋） ～ ③ さとやま屋敷 ～
 ④ やきもの工房 ～ ⑤ 神楽殿 ～ ⑥ 木の工房 ～ ⑦ B駐車場 ～
 ⑧ 古代たたら工房 ～ ⑨花の広場 ～ ⑩国兼跨道橋 ～ ⑪第２駐車場 ～
 ⑫国兼池堤体 ～ ⑬湖畔レストハウス ～
 ⑭チビッコゲレンデ ～ ⑮林間休憩所 ～ ⑯（林間アスレチック内遊具） ～
 ⑰大芝生広場上 ～ ⑱中入口サイクリングセンター ～

① ビジターセンター

※（ ）内は徒歩巡視

（２） 通常巡視コース

Bコース（星の里 ～ いこいの森管理道）

Cコース（みのりの里 ～ つどいの里）

本公園の中で主要巡視コースについて公園利用者があり、巡視を必要とするコース。

原則、１日１回以上巡視を行う。

Bコース【巡回時主要施設】

- ①ビジターセンター ～ ②第１駐車場 ～ ③ 熊野池下流部 ～ ④B駐車場 ～
 ⑤熊野口ゲート ～ ⑥上下水道施設 ～ ⑦いこいの森管理道 ～
 ⑧牧場ゲート ～ ⑨一般カーサイト付近 ～ ⑩友国上池 ～
 ⑪備北オートビレッジ管理センター付近 ～ ⑫八幡調整池 ～ ⑬浅谷山トイレ ～
 ⑭熊野池デッキ ～ ⑮林正橋 ～ ① ビジターセンター

Cコース【巡回時主要施設】

- ① エントランスセンター国兼 ～ ② 第5駐車場 ～ ③ 遊びの原っぱ ～
④ 第6駐車場 ～ ⑤ なし園前 ～ ⑥ スイセングーデン ～ ⑦ 湖畔広場 ～
⑧ ササユリ保全区前 ～ ⑨ 国兼池東護岸 ～ ⑩ 北入口サイクリングセンター ～
⑪ 宮山橋 ～ ⑫ クラブハウス ～ ⑬ (グラウンドゴルフコース) ～
⑭ 観察デッキ ～ ⑮ (散策路) ～ ① エントランスセンター国兼
※ () 内は徒歩巡視

(3) 散策路徒歩巡視コース

Dコース (熊の池コテージ付近散策路コース)

Eコース (浅谷山～八幡調整池周辺散策路コース)

利用頻度も余り多くなく、徒歩を主体とする散策路の巡視コース。

原則、2日1回以上巡視を行う。

但し、3月～11月末の期間とし、備北オートビレッジのクローズ期間の巡視は行わない。

Fコース (いこいの森内散策路コース)

徒歩を主体とする散策路の巡視コース。

原則、又池コースは利用前1回以上巡視を行う。他コースは1日1回以上巡視を行う。

但し、3月～10月末の期間とし、いこいの森のクローズ期間の巡視は行わない。

Dコース【巡回時主要施設】

- ① 熊の池デッキ ～ ② 周回散策路

Eコース【巡回時主要施設】

- ③ 浅谷山トイレ ～ ④ 八幡調整池周辺散策路

Fコース【巡回時主要施設】

F (又池コース)

- ① いこいの森広場 ～ ② カブトムシドーム前 ～ ③ 伝代池分岐 ～
④ 又池方面散策路 ～ ① いこいの森広場

F (他コース)

- ① いこいの森広場 ～ ② カブトムシドーム前 ～ ⑤ 日の本池 ～
⑥ 伝代池方面散策路 ～ ⑦ 伝代池 ～ ⑧ おちょうさん池 ～
⑨ 又池湖畔沿い ～ ① いこいの森広場

(4) 開園前点検

公園の開園前に施設の解錠及び点検を行う。施設点検でありルートは問わない。

施設は点検を実施。水道メーターは読み取りを行う。

開園前1回とする。

【巡回時主要施設】

- ① 北入口通用門 ② 中入口ブース ③ 中入口（市道前）
- ④ ビジターセンター（警備解除・解錠・トイレ等） ⑤ ひばの里水車（電源 ON）
- ⑥ 中入口サイクリングセンター前倉庫 ⑦ 第1駐車場トイレ
- ⑧ さとやま展示館（解錠・点検） ⑨ 神楽殿トイレ ⑩ B駐車場倉庫
- ⑪ 大芝生横円形トイレ（3箇所） ⑫ 花の広場トイレ ⑬ 林間休憩所・トイレ
- ⑭ 芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」・トイレ ⑮ 第2駐車場トイレ
- ⑯ 大型駐車場トイレ ⑰ 水道メーター ⑱ 北入口 ⑲ 北ブース（歩道部）
- ⑳ クラブハウス

（5） 開園前サイクリングコース点検

公園の開園前に、全サイクリングコースの点検を行い、自転車の走行に支障が無いか確認を行う。

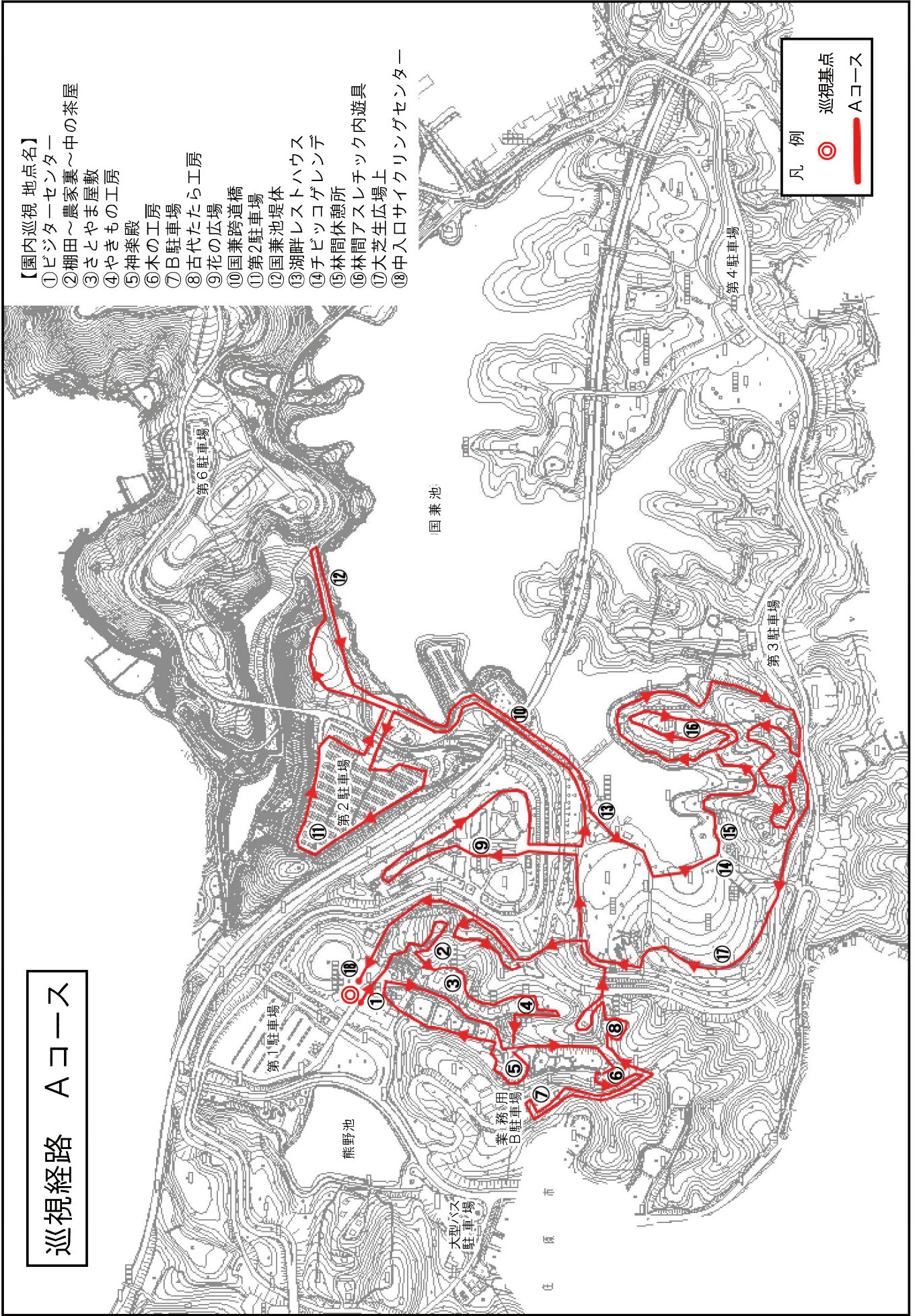
開園前1回とする。

点検ルート：サイクリングコース（自転車園路）

巡視経路 Aコース

【園内巡視 地点名】

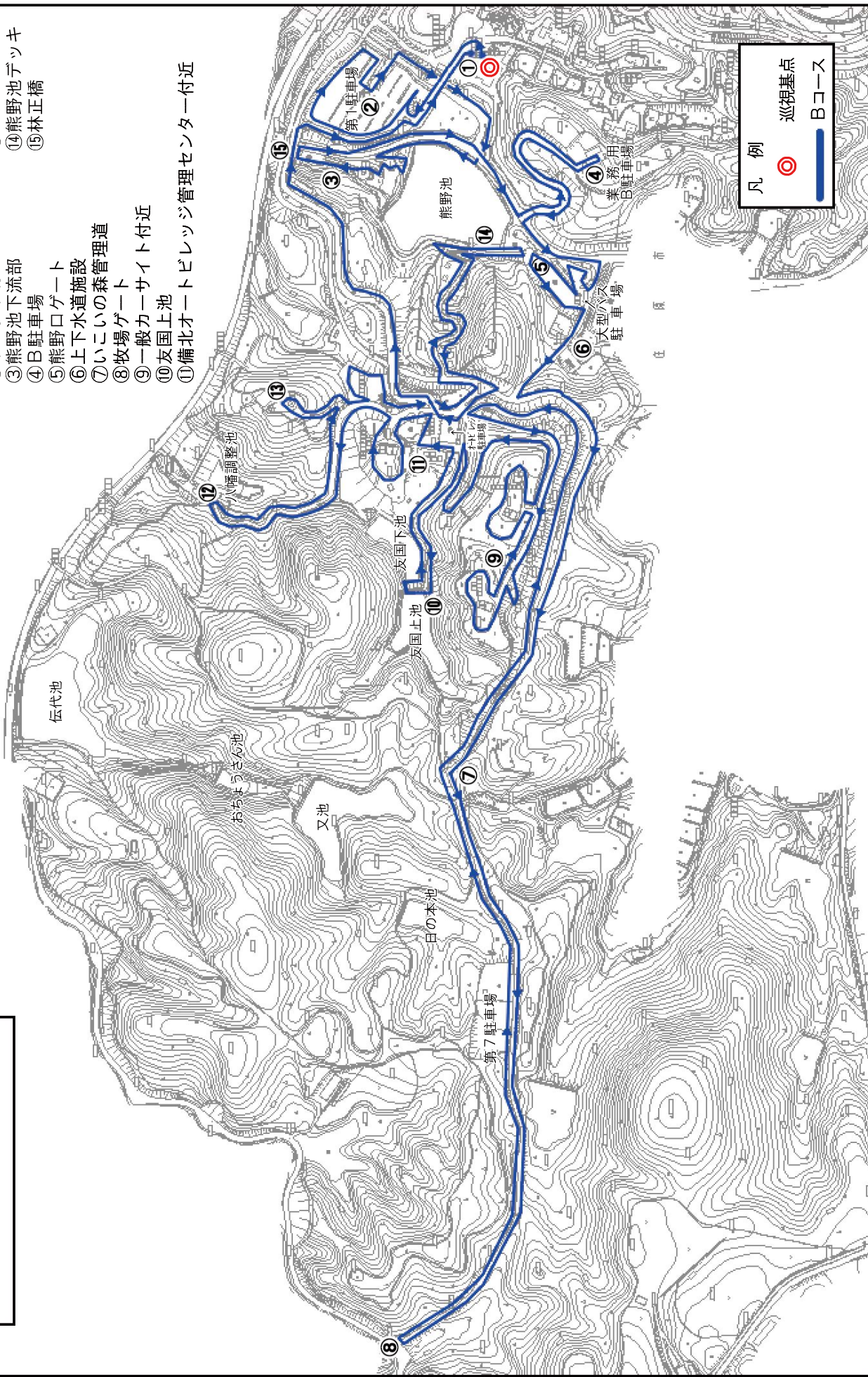
- ① ビジターセンター
- ② 棚田～農家裏～中の茶屋
- ③ さとやま屋敷
- ④ やきもの工房
- ⑤ 神楽殿
- ⑥ 木の工房
- ⑦ B駐車場
- ⑧ 古代たたら工房
- ⑨ 花の広場
- ⑩ 国兼跨道橋
- ⑪ 第2駐車場
- ⑫ 国兼池堤体
- ⑬ 湖畔レストハウス
- ⑭ チビッコゲレンデ
- ⑮ 林間休憩所
- ⑯ 林間アスレチック内遊具
- ⑰ 大芝生広場上
- ⑱ 中入口サイクリングセンター



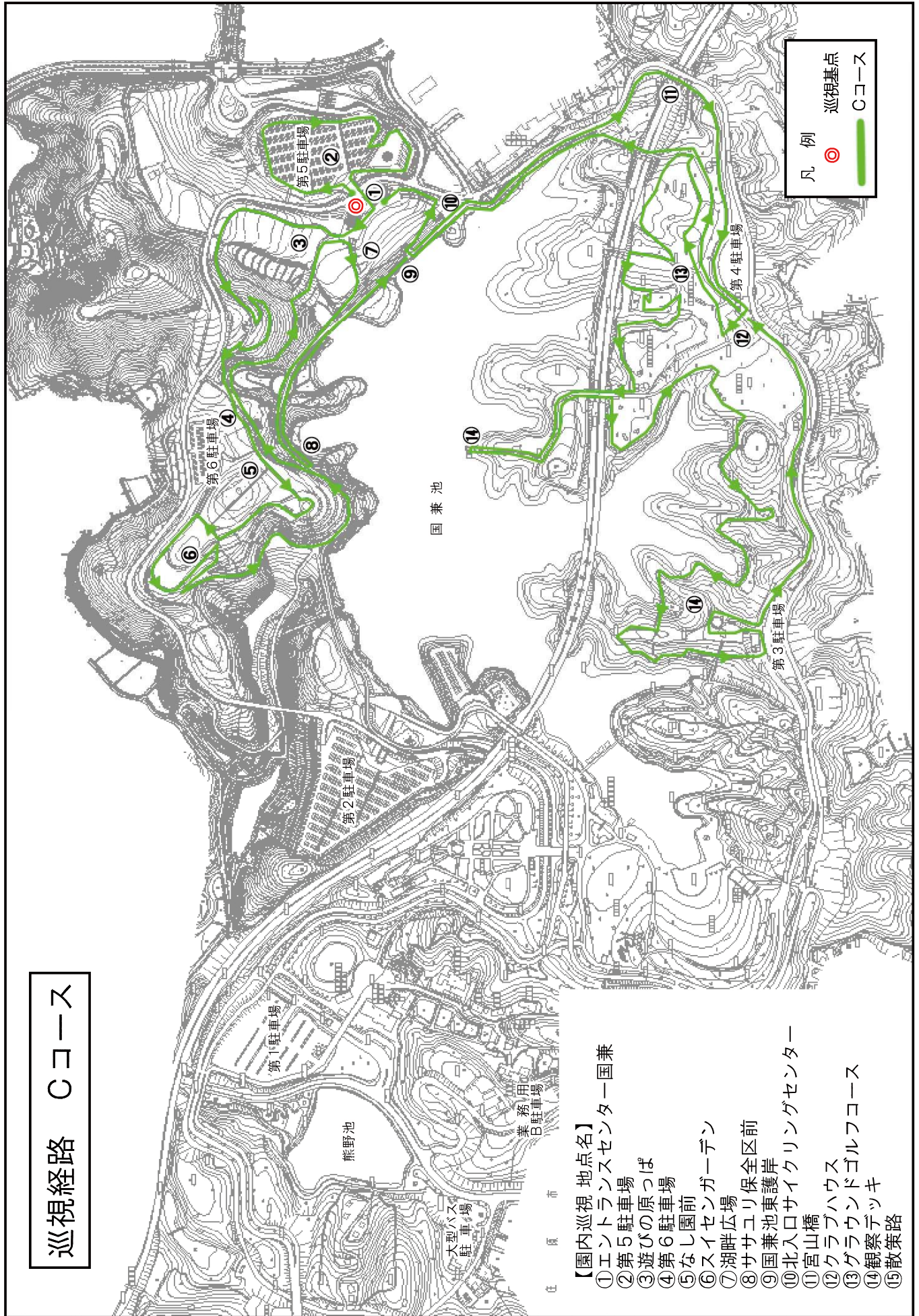
巡視経路 Bコース

【園内巡視 地点名】

- ① ビジターセンター
- ② 第1駐車場
- ③ 熊野池下流部
- ④ B駐車場
- ⑤ 熊野口ゲート
- ⑥ 上下水道施設
- ⑦ いこいの森管理道
- ⑧ 牧場ゲート
- ⑨ 一般カーサイト付近
- ⑩ 友国上池
- ⑪ 備北オートビレッジ管理センター付近
- ⑫ 八幡調整池
- ⑬ 浅谷山トイレ
- ⑭ 熊野池デッキ
- ⑮ 林正橋



巡視経路 Cコース



【園内巡視 地点名】

- ① エントランスセンター-国兼
- ② 第5駐車場
- ③ 遊びの原っぱ
- ④ 第6駐車場
- ⑤ なし園前
- ⑥ スイセンガーデン
- ⑦ 湖畔広場
- ⑧ ササユリ保全区前
- ⑨ 国兼池東護岸
- ⑩ 北入口サイクリングセンター
- ⑪ 宮山橋
- ⑫ クラブハウス
- ⑬ グラウンドゴルフコース
- ⑭ 観察デッキ
- ⑮ 散策路

巡視経路D・Eコース

【園内巡視 地点名】

- Dコース
 ①熊野池デッキ
 ②周回散策路

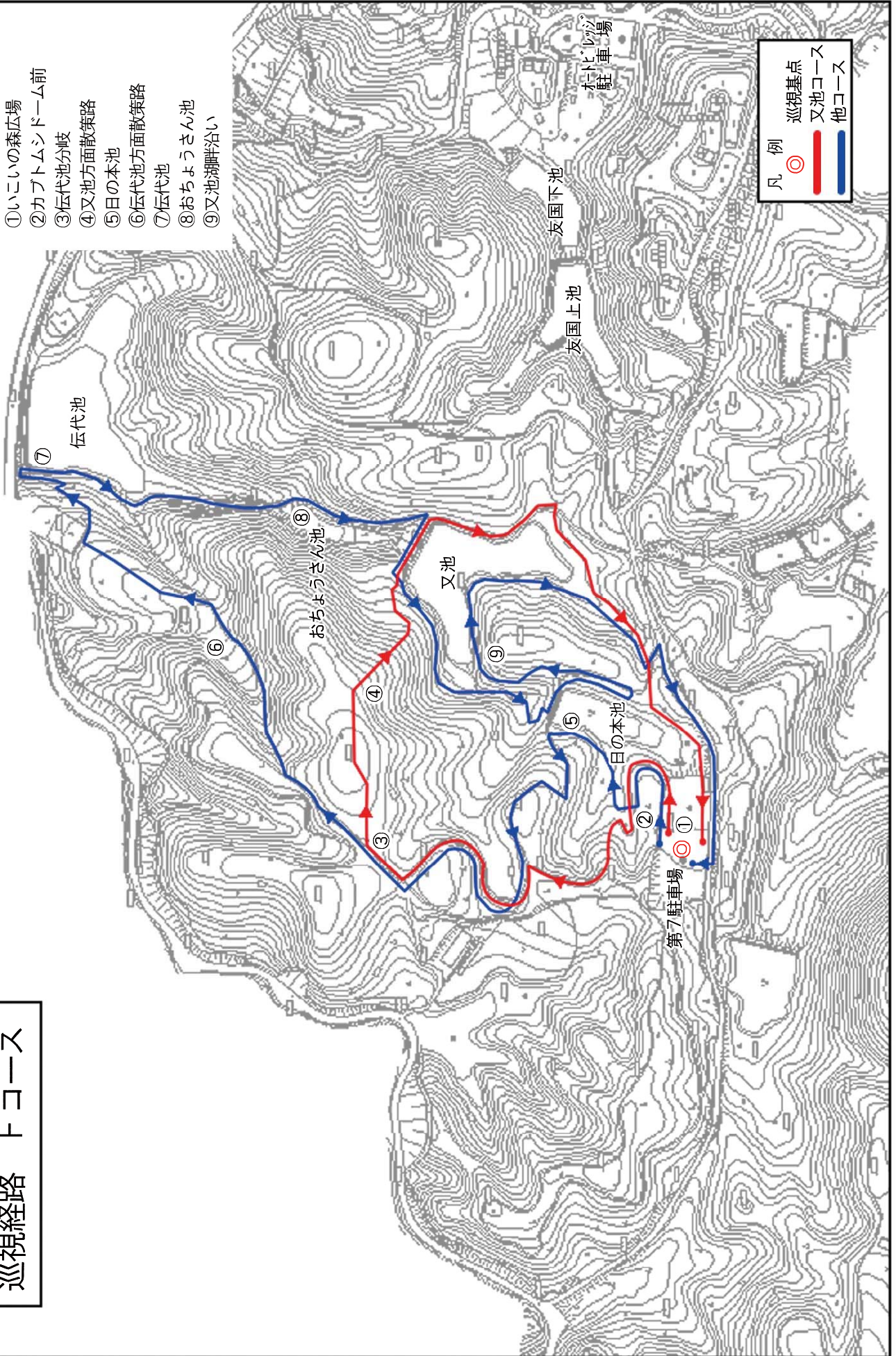
- Eコース
 ③浅谷山トイレ
 ④八幡調整池周辺散策路



巡視経路 Fコース

【園内巡視 地点名】

- ① いこいの森広場
- ② カブトムシドーム前
- ③ 伝代池分岐
- ④ 又池方面散策路
- ⑤ 日の本池
- ⑥ 伝代池方面散策路
- ⑦ 伝代池
- ⑧ おちようさん池
- ⑨ 又池湖畔沿い



凡 例

- ◎ 巡視基点
- 又池コース
- 他コース

エレベーター保守点検計画

施設名 (エレベーターの種類)	停止床 階数	積載 重量 (kg)	定員 (人)	点検回数 (年間)		備考
				定期点検 (簡易)	定期点検 (詳細)	
湖畔レストハウス (油圧式)	2	600	9	12	1	東芝エレベーター(株)
エントランスセンター国兼 1号機 (機械室なし)	3	1,000	15	12	1	東芝エレベーター(株)
エントランスセンター国兼 2号機 (機械室なし)	3	1,000	15	12	1	東芝エレベーター(株)
管理事務所 (機械室なし)	3	900	13	12	1	日本エレベーター製造(株)
北入口サイクリングセンター (機械室なし)	2	1,000	15	12	1	日本エレベーター製造(株)

電気通信設備保守点検計画

飛行場所	機器名	規格・形式名	製造年月	製造社名	数量	技術的 所見の とりま とめ	点検回数						準拠する基準				備考		
							総合		個別		電気通信施設点検基準 (案)		個別点検における 複数年間期点検		総合点検 個別点検	2年		3年	5年
							6	12	6	12	6	12	6	12					
通信設備 備北丘成公 園分室	簡易型交換機	E-230	H12.1	富士通	1台		1				16-2								
	対搬送トランク		H18.4	富士通	4回線	○													
	線路		H18	富士通	13回線														
	電話器	FAXI台含む	-	富士通	13台														
	移動無線基地局	FB	H2.1	日本無線	1台	○					5-1								
	空中線	八木3素子	H1.12	アンテナ技研	1基														
	移動無線移動局		H13.6	日本無線	5台						5-2								
	K-cosmos 車載型移動局		H9.3	日本電気	2台						6-4								
	警報監視器		H20.3	芝通	1面	○					19-10								
	簡易型交換機	RM10SL2	H19.12	秩森電通	1台	○					16-2								
ビジタセンタ オートビルディ	放送装置操作端末		H18.12	日本無線	1台	○				24-16						個別点検 No2除く			
	簡易型交換機	RM10SL2	H19.12	秩森電通	1台	○				16-2									
通信設備 備北丘成公園の室	簡易型交換機	CS-100	H16.4	富士通	1台	○				16-2									
	電源設備(家用用電気設備)		H19.3	東芝	1箇所	○				17-1									
	発動発電機		H19.3	東芝	1台						37-1								
	発電機	150kVA	H19.3	東芝	1台						37-2								
	直流電源装置		H19.3	東芝	1台						37-3								
	煙道・消音器		H19.3	東芝	1台						37-4								
	発電機盤		H19.3	東芝	1台						37-5								
	電源設備(家用用電気設備)		H6.3	東芝	1箇所	○					17-1						No3後電機、 No5除く		
	高圧設備(断路器)		H6.3	東芝	1式						32-1								
	高圧設備(真空遮断器)		H6.3	東芝	5台						32-3						1/3		
高圧設備(モータ変圧器)		H6.3	東芝	5台						32-5									
高圧設備(柱器用変成器)		H6.3	東芝	20台						32-6									
高圧設備(雑音器)		H6.3	東芝	3台						32-7						1/3			
高圧設備(閉鎖電器)		H6.3	東芝	6面						32-8									
高圧設備(電力用コンデンサ設備)		H6.3	東芝	1台						32-9									
高圧設備(電力ヒューズ)		H6.3	東芝	15台						32-10									
高圧設備(開閉器)		H6.3	東芝	5台						32-11									
高圧設備(母線)		H6.3	東芝	1式						32-12									
高圧設備(引込柱)		H6.3	東芝	1本						32-13									
高圧設備(区分閉閉器(ガス・真空・空中を介)		H6.3	東芝	1台						32-14									
高圧設備(電線・支持物)		H6.3	東芝	1個						32-15									
高圧設備(ケーブル)		H6.3	東芝	4系統						32-16									
動力・電打盤		H6.3	東芝	3面						33-1									
直流電源装置(真空遮断器投入用)(MISE非)		H6.3	東芝	1台						33-3									
家用用電気設備保守点検		H6.3	東芝	1箇所						30-1							No1,2除く		
変電設備(継電器共通事項(静止形))		H6.3	東芝	6台						30-3									

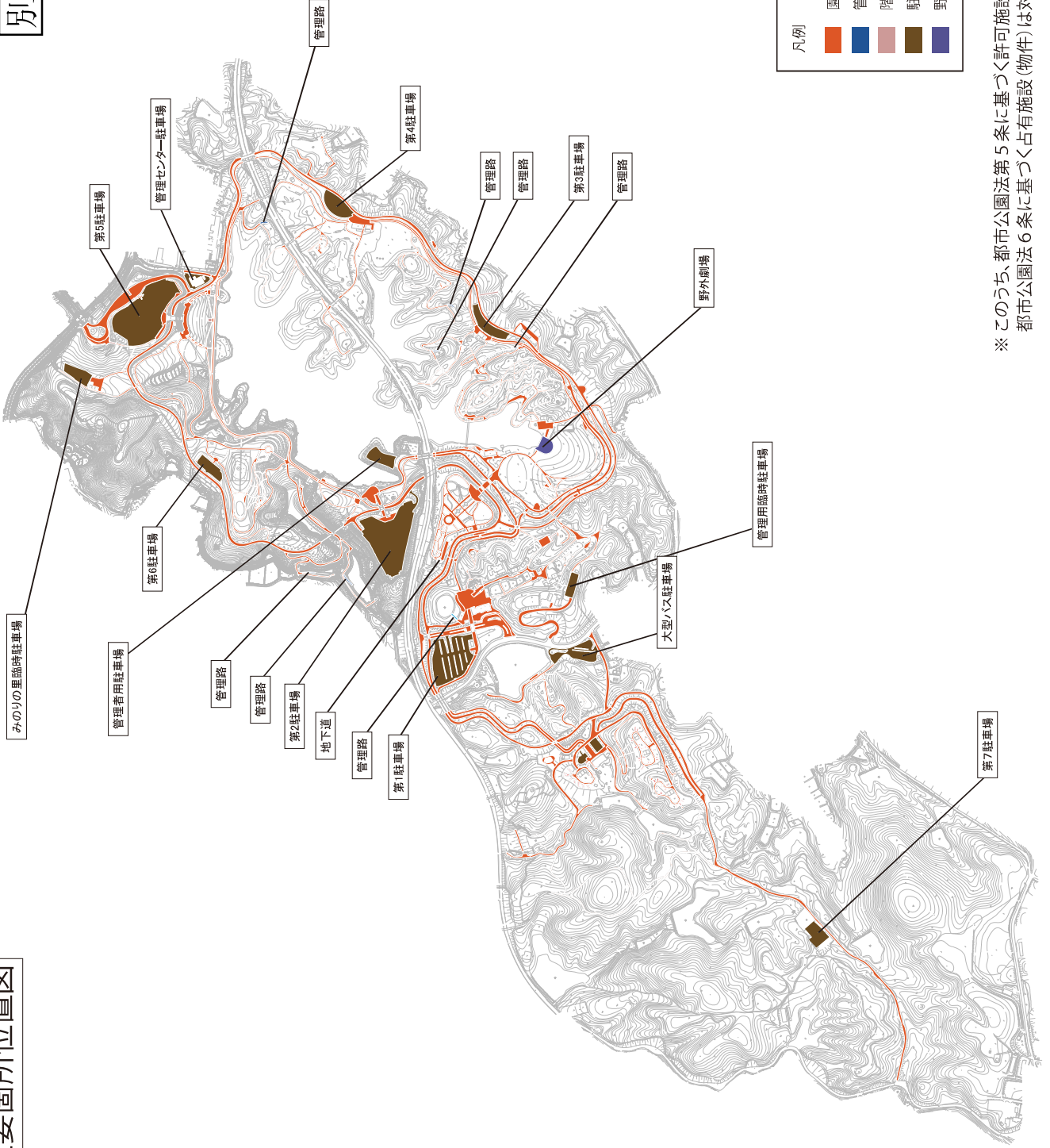
センター	分電盤 L-2B	室内照明、電灯	H6.11	自成電機製作所	1面	1	33-1	別図-10 No. 21G
	分電盤 LM-2C	自成電機製作所	H6.11	自成電機製作所	1面	1	33-1	別図-10 No. 21H
飲食棟	分電盤 LM-1A	室内照明、電灯、動力	H7.1	自成電機製作所	1面	1	33-1	別図-10 No. 22A
	分電盤 LM-2	室内照明、電灯	H7.1	自成電機製作所	1面	1	33-1	別図-10 No. 22B
さとま荘居敷	分電盤 11-1	室内照明、電灯	H7.2	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 23
里山長居門	分電盤 11A-1	室内照明、電灯、動力	H7.2	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 24A
	分電盤 11-2	室内照明、電灯	H7.2	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 24B
農家1	分電盤 L-A	室内照明、電灯、動力	H7.2	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 25
農家2	分電盤 LM-A	室内照明、電灯	H7.2	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 26
展示館	分電盤	室内照明、電灯	H8.9	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 27
お堂	分電盤 L-A	室内照明、電灯	H7.2	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 28
神楽殿	分電盤 LM-A	室内照明、電灯、動力	H7.1	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 29A
	分電盤 L-A	室内照明、電灯	H7.1	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 29B
竹工房	分電盤 LM-A	室内照明、電灯	H7.1	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 30A
	分電盤 L-A	室内照明、電灯	H7.1	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 30B
上工房	分電盤 LM-A	室内照明、電灯、動力	H6.12	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 31
鏡工房	分電盤 LM-A	室内照明、電灯	H6.12	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 32
イベント倉庫	開閉器	室内照明、電灯	H6.12	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 33A
	分電盤	室内照明、電灯	H6.12	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 33B
	分電盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 33C
	分電盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 34
	分電盤 L-0	室内照明、電灯	H7.2	自成電機製作所	1面	1	33-1	別図-10 No. 35
第2駐車場公衆	分電盤 L-A	室内照明、電灯	H7.1	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 36
花の広場展望	分電盤	室内照明、電灯	H13.3	テック工業	1面	1	33-1	別図-10 No. 37A
	分電盤	室内照明、電灯	H13.9	テック工業	1面	1	33-1	別図-10 No. 37B
管理センター	LM-1	室内照明、電灯、動力	H9.12	大興電機(有)電機	1面	1	33-1	別図-10 No. 38A
	MP-1	室内照明、電灯、動力	H9.12	大興電機(有)電機	1面	1	33-1	別図-10 No. 38C
ジャブジャブ	池水浄化設備制御盤	室内照明、電灯	H11.2	名古屋浄化工業	1面	1	34-1	別図-10 No. 39
共同利用施設	分電盤 LP-1	室内照明、電灯	H9.5	富士電機	1面	1	33-1	別図-10 No. 40A
	分電盤 L-1	室内照明、電灯	H9.5	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 40B
共同利用施設	分電盤 LP-2	室内照明、電灯	H10.5	富士電機	1面	1	33-1	別図-10 No. 41A
	分電盤 L-1	室内照明、電灯	H9.5	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 41B
共同利用施設	分電盤 LP-3	室内照明、電灯	H10.5	富士電機	1面	1	33-1	別図-10 No. 42A
	分電盤 L-1	室内照明、電灯	H9.5	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 42B
共同利用施設	分電盤 LP-4	室内照明、電灯	H10.5	富士電機	1面	1	33-1	別図-10 No. 43A
	分電盤 L-1	室内照明、電灯	H9.5	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 43B
Aサイト	サ小用分電盤 L-A1	室内照明、電灯	H11.4	光和電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 44A
	サ小用分電盤 L-A2	室内照明、電灯	H11.4	光和電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 44B
Bサイト	サ小用分電盤 L-B	室内照明、電灯	H11.4	光和電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 45
Cサイト	サ小用分電盤 L-C	室内照明、電灯	H11.4	光和電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 46
Dサイト	防水ポンプ盤	室内照明、電灯	H10.11	鶴見製作所	1面	1	34-1	別図-10 No. 47A
	LMC-18 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H10.5	富士電機	1面	1	33-1	別図-10 No. 47B
	LMC-19 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H10.10	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 47C
	LMC-20 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H12.4	松下電工	1面	1	33-1	別図-10 No. 47D
Eサイト	LMC-2 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 48A
	LMC-3 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 48B
	LMC-14 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 48C
	LMC-15 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 49
	LMC-16 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 49B
	LMC-17 幹線分岐盤	室内照明、電灯	H11.2	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 49C
Fサイト	防水ポンプ盤	室内照明、電灯	H11.4	内外電気	1面	1	33-1	別図-10 No. 49D
	分電盤	室内照明、電灯	H11.5	幸栄電機	1面	1	34-1	別図-10 No. 49E

自動車道	L-1-1 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 50A
	L-1-2 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 50B
こまれの里 キャンピ棟	L-2-1 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 50C
	L-2-2 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 50D
	L-3-3 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 50E
	L-G1 ゲート制御盤	屋外自立、電灯	H11.3	大和システム	1面				1			34-1	別図-10 No. 50F
	L-G2 ゲート制御盤	屋外自立、電灯	H11.3	大和システム	1面				1			34-1	別図-10 No. 50F
	L-2 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 50G
	L-3-1 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 51A
	L-3-2 照明制御盤	屋外自立、電灯	H11.4	香東電機	1面				1			33-1	別図-10 No. 51B
	トラクタ分電盤	屋内懸掛、電灯	H11.6	シハール工業	1面				1			33-1	別図-10 No. 52
	分電盤 B-1	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53A
	分電盤 B-2	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53B
	分電盤 B-3	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53C
分電盤 B-4	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53D	
分電盤 B-5	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53E	
分電盤 B-6	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53F	
分電盤 B-7	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53G	
分電盤 B-8	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53H	
分電盤 B-9	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53I	
分電盤 B-10	屋内懸掛、電灯	H10.7	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 53J	
分電盤 B-11	屋内懸掛、電灯	H10.9	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 53K	
分電盤 B-12	屋内懸掛、電灯	H10.7	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 53L	
分電盤 B-13	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53M	
分電盤 B-14	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53N	
分電盤 B-15	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53O	
分電盤 B-16	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53P	
分電盤 B-17	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53Q	
分電盤 B-18	屋内懸掛、電灯	H11.2	内外電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 53R	
分電盤 B-19	屋内懸掛、電灯	H12.4	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 53S	
分電盤 B-20	屋内懸掛、電灯	H12.4	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 53S	
分電盤 L10-1	屋外自立、電灯	H14.2	東芝	1面				1			33-1	別図-10 No. 54A	
分電盤 L10-2	屋外自立、電灯	H14.2	東芝	1面				1			33-1	別図-10 No. 54B	
利用拠点A兼分電盤 LM-1	屋内懸掛、電灯	H13.9	光和電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 54C	
利用拠点B兼分電盤 LM-2	屋内懸掛、電灯	H13.9	光和電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 54D	
休憩所分電盤 L-K	屋内懸掛、電灯	H13.9	光和電気	1面				1			33-1	別図-10 No. 54E	
イベント分電盤 1	屋外自立、電灯	H14.8	自成電機製作所	1面				1			33-1	別図-10 No. 54F	
イベント分電盤 2	屋外自立、電灯	H14.8	自成電機製作所	1面				1			33-1	別図-10 No. 54G	
便所1分電盤 L-B1	屋内懸掛、電灯	H14.9	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 54H	
便所2分電盤 L-B2	屋内懸掛、電灯	H14.9	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 54I	
便所3分電盤 L-B3	屋内懸掛、電灯	H14.9	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 54J	
六ヶ丘分電盤	屋外自立、電灯	H15.3	日東工業	1面				1			33-1	別図-10 No. 54K	
汚水ポンプ制御盤	屋外自立、電灯	H14.8	自成電機製作所	1面				1			34-1	別図-10 No. 54L	
分電盤	屋内懸掛、電灯	H12.4	松下電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 55	
キャンパス場舎 管理センター	屋外自立、電灯	H11.6	太陽電機製作所	1面				1			33-1	別図-10 No. 55A	
ろ過装置制御盤 MI-2	屋内懸掛、電灯	H13.7	自成電機製作所	1面				1			34-1	別図-10 No. 55B	
分電盤	屋内懸掛、電灯	H17.3	興電社	1面				1			33-1	別図-10 No. 55I	
分電盤 L7-1	屋外自立、電灯	H14.2	自成電機製作所	1面				1			33-1	別図-10 No. 55J	
分電盤	屋内懸掛、電灯	H12.8	シハール工業	1面				1			33-1	別図-10 No. 55K	
分電盤	屋内懸掛、電灯	H10.3	太陽電機製作所	1面				1			33-1	別図-10 No. 55L	
分電盤	屋内懸掛、電灯	H15.9	日新電工	1面				1			33-1	別図-10 No. 55M	
照明盤	屋外自立、電灯	H13.3	自成電機製作所	1面				1			33-1	別図-10 No. 55N	
分電盤	屋内懸掛、電灯	H11.2	日東工業	1面				1			33-1	別図-10 No. 55O	
分電盤	屋内懸掛、電灯	H12.11	河村電気産業	1面				1			33-1	別図-10 No. 55P	
分電盤 LM-F1	屋外懸掛、電灯	H14.12	シハール工業	1面				1			33-1	別図-10 No. 55Q	

電動カーブ棟	分電盤	H18.3	河村電気産業	1面								別図-10 No. 66
浄化設備棟	照明盤	H11.9	日東工業	1面								別図-10 No. 67
	制御盤	H11.8	光和電気	1面								別図-10 No. 67
第6変電所	排水ポンプ制御盤	H8.1	予/軸東	1面								別図-10 No. 68
ヒオトーア	分電盤	H16.2	内外電気	1面								別図-10 No. 69
船渠船橋への架	分電盤	H16.3	内外電気	1面								別図-10 No. 70
うき文も	分電盤	H16.3	内外電気	1面								別図-10 No. 71
たたら小屋	分電盤	H11.3	日東工業	1面								別図-10 No. 72
咲橋小屋	分電盤	H11.3	日東工業	1面								別図-10 No. 73
精工房	分電盤	H12.8	内外電気	1面								別図-10 No. 74
共同利用施設	分電盤	H12.2	松下電工	1面								別図-10 No. 75
Dサイト	分電盤	H12.11	松下電工	1面								別図-10 No. 76
管理センター	中子操作盤	H10.11	中山産業	1面								別図-10 No. 77
第3変電所	分電盤 L-A	H7.2	松下電工	1面								別図-10 No. 78
飲食棟裏	分電盤 M-3	H7.2	自成電機製作所	1面								別図-10 No. 79
事務所	分電盤 M-1	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80A
	分電盤 M-2	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80B
	分電盤 M-3	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80C
	分電盤 2L-1	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80D
	分電盤 2L-2	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80E
	分電盤 2L-3	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80F
	分電盤 2L-4	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80G
	分電盤 OA-2A	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80H
	分電盤 OA-2B	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80I
	分電盤 3L-1	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80J
	分電盤 3L-2	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80K
	分電盤 OA-3A	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80L
	分電盤 OA-3B	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80M
	分電盤 OA-3C	H19.1	大興電設(有)電機	1面								別図-10 No. 80N
	第1変電所内	照明変圧器盤(1)	H20.3	分/成電工(株)電設	1面							
第7変電所棟	照明変圧器盤(2)	H20.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 81
範囲用	分電盤(照明分電盤)	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 82
	西照明分電盤2	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 83
	西照明分電盤3	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 84
	西照明分電盤4	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 85
第8駐車場北東	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 86
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 87
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 88
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 89A
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 89B
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 90
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91A
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91B
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91C
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91D
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91E
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91F
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91G
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91H
	照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91I
照明分電盤	H19.3	分/成電工(株)電設	1面								別図-10 No. 91J	

園路広場維持修繕 主要箇所位置図

別添-28



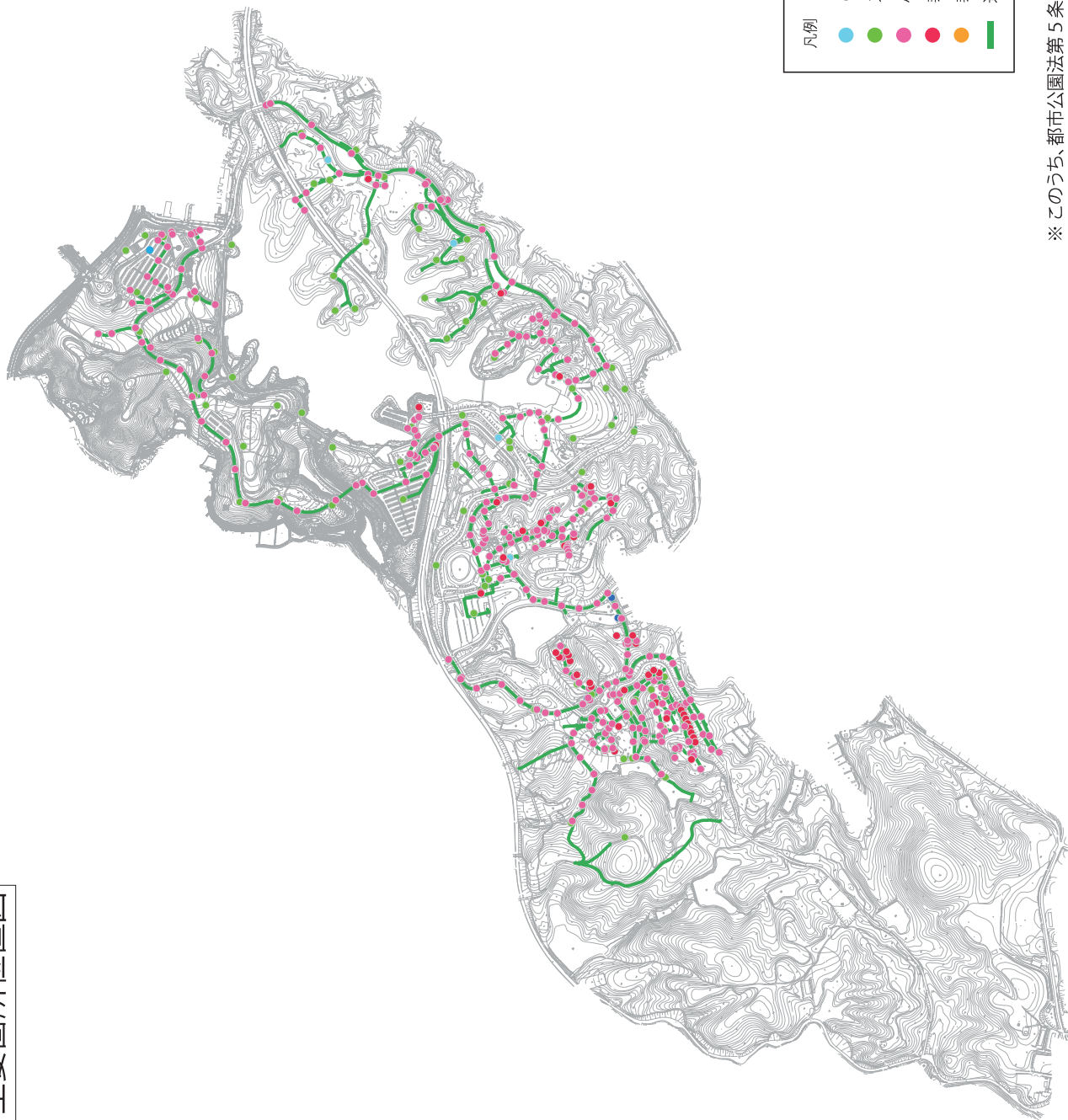
凡例

- 園路及び広場
- 管理路
- 階段
- 駐車場
- 野外劇場

※ このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設(範囲)及び都市公園法6条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。



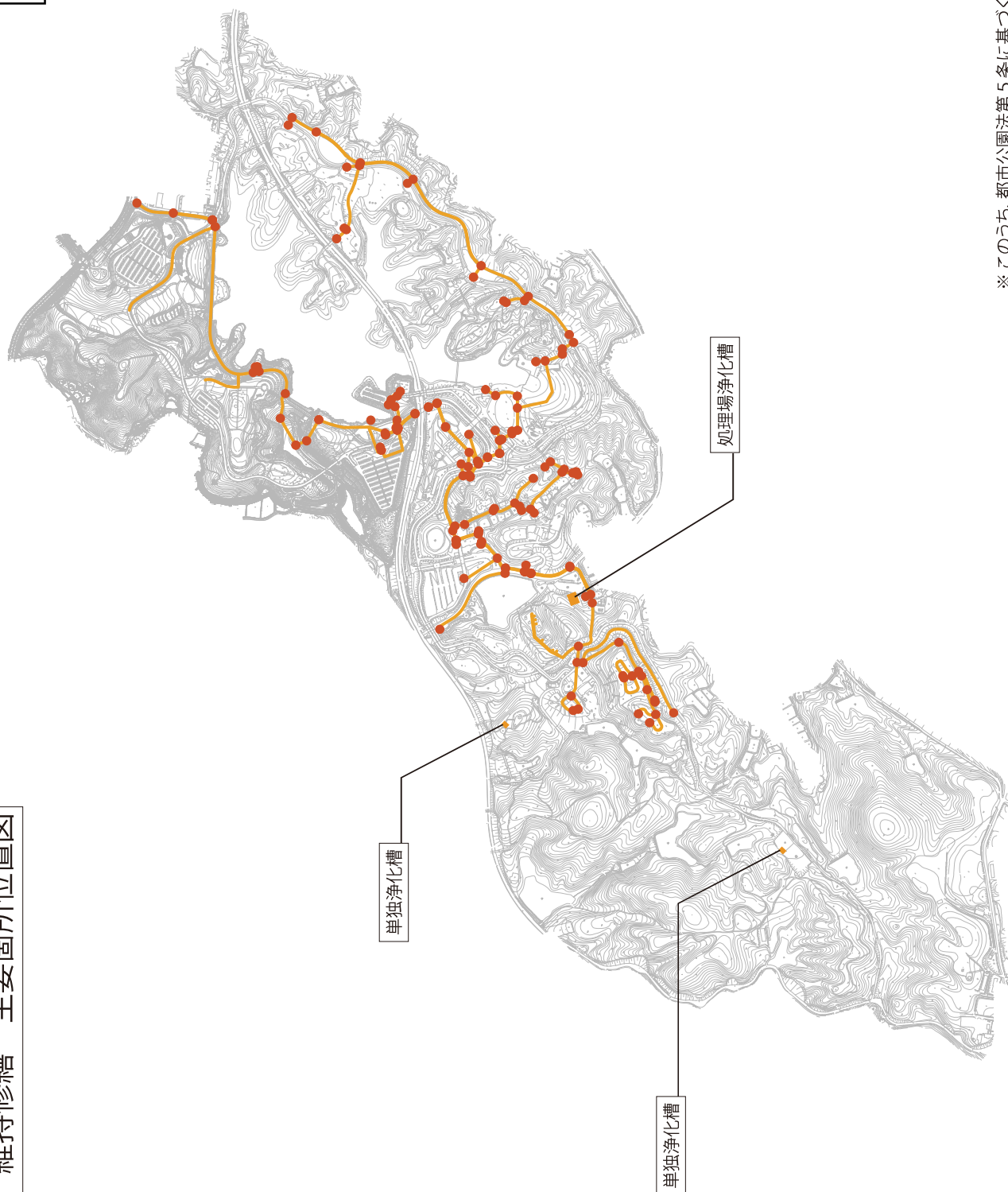
※ このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設(範囲)及び都市公園法6条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。



※このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設(範囲)及び都市公園法6条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。

浄化槽（污水）維持修繕 主要箇所位置図

別添-32



※このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設(範囲)及び都市公園法6条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。

給水設備維持修繕 主要箇所位置図

別添-33

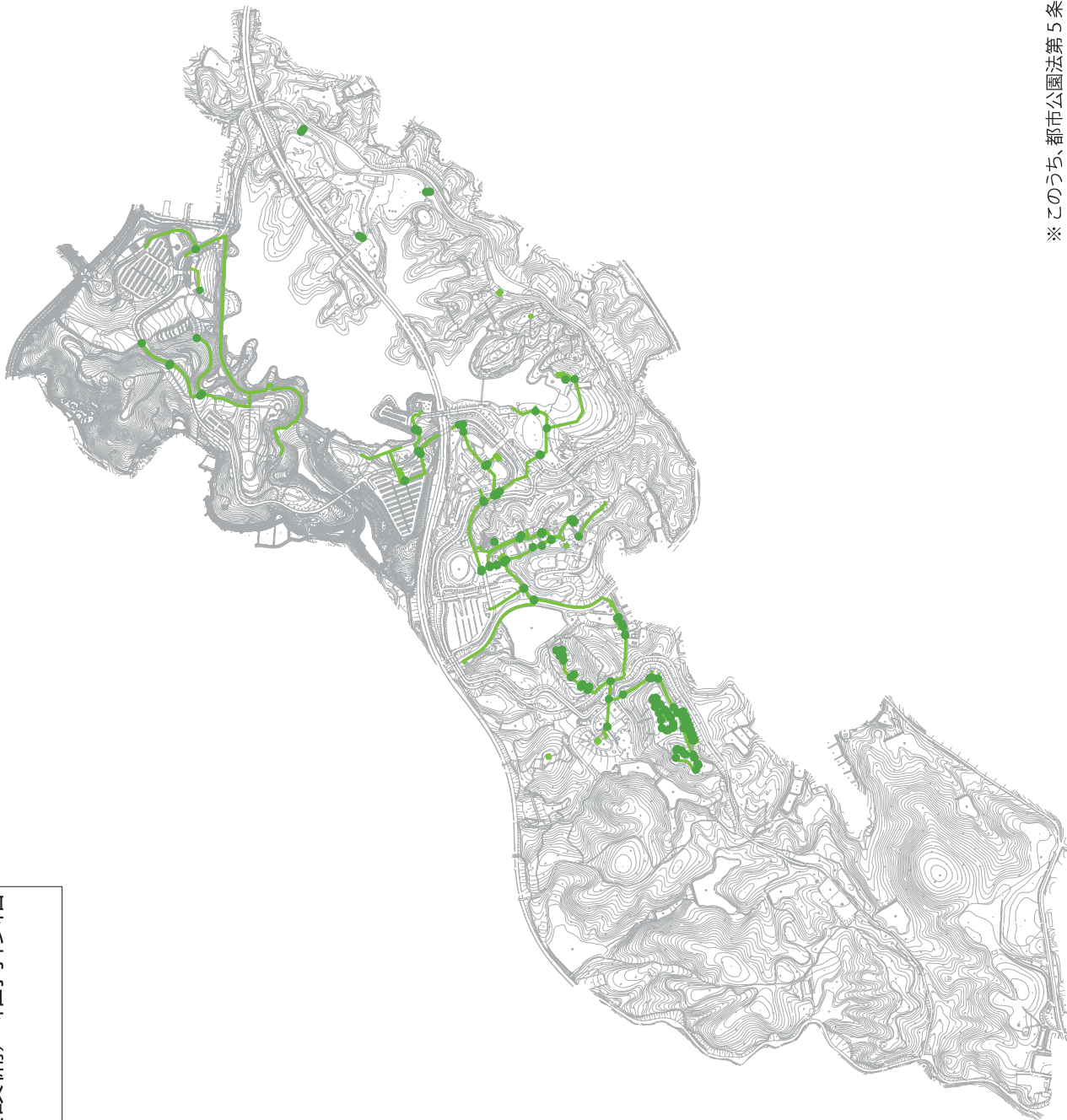


凡例	
	受水槽
	バルブ等
	上水管路

※このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設(範囲)及び都市公園法6条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。

ポンプ設備（水循環設備）維持修繕
主要箇所位置図

別添-34



凡例

- ポンプ・水塔等
- 配水管路

※このうち、都市公園法第5条に基づく許可施設(範囲)及び
都市公園法6条に基づく占有施設(物件)は対象外とする。

建物・工作物にかかる冬季対応

冬季において最低気温が氷点下-5℃以下となると水道管及びその周辺設備が凍結により破損するため、その対策を行う。

○エントランスセンター国兼

- ・2階レストラン用温水器の水抜き作業

冬季に同上設備を閉鎖する場合は、レストラン側の送水・給水バルブを閉鎖し、屋外機置き場の配管に設置されるドレンコックを開放し配管内の水抜きをする。

閉鎖期間

ウインターイルミネーション終了～春まつり開始

○つどいの里周辺・きゅうの森・北入口ドックラン水飲み

- ・つどいの里及びきゅうの森の水飲みの閉鎖

天気予報等により最低気温が氷点下-5℃以下を予想された場合は、つどいの里3か所及び、きゅうの森1か所の水飲みの給水バルブ閉鎖し、蛇口の撤去・キャップ敷設・サインの設置を行う。

- ・北入口ドックランの水飲みの閉鎖

天気予報等により最低気温が氷点下-5℃以下を予想された場合は、地中内のバルブを閉鎖し水抜きにて凍結防止を行い使用中止のサインを設置する。

閉鎖期間

12月中旬～4月初旬

○水遊び系遊具

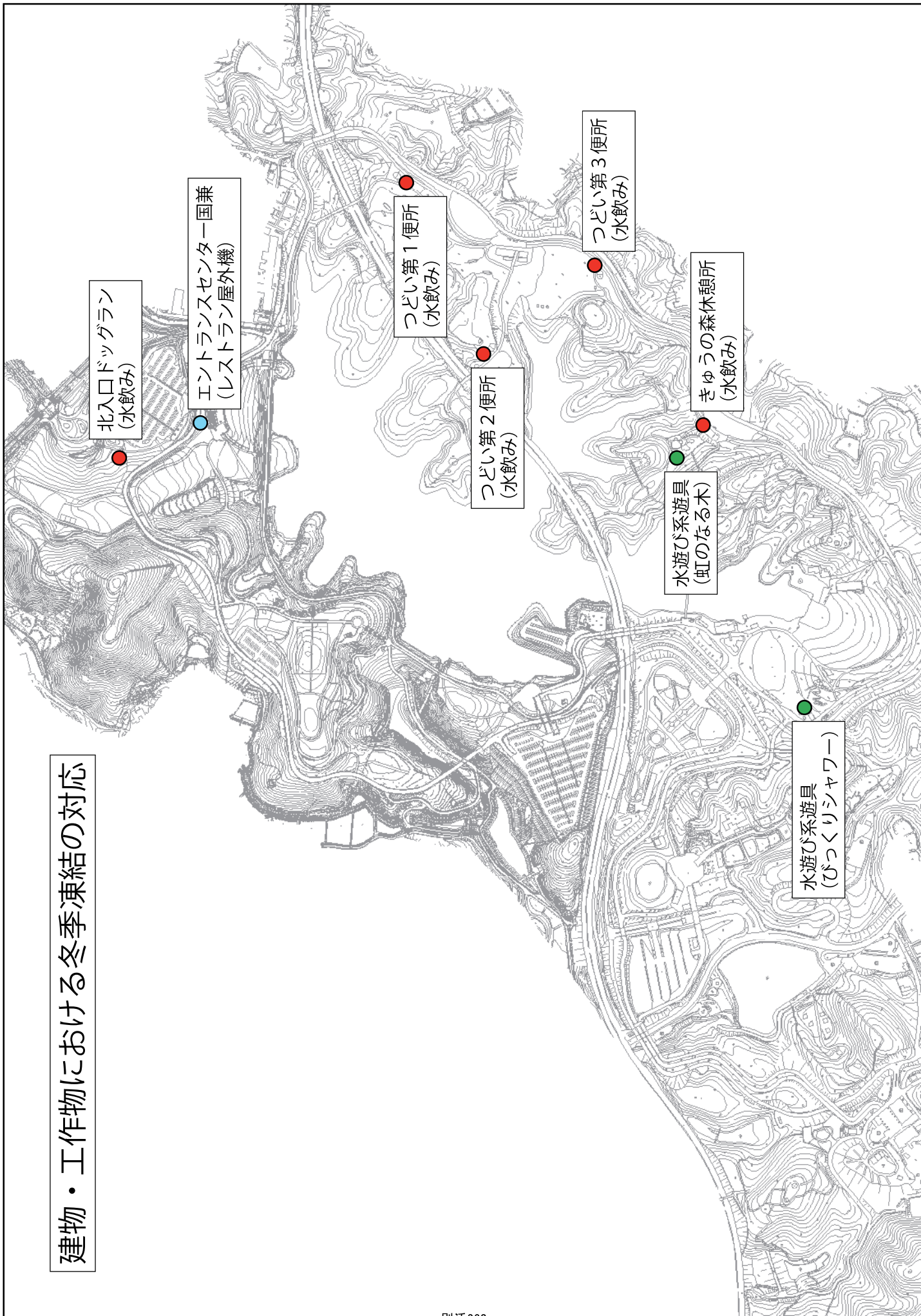
- ・びっくりシャワー及び虹のなる木の閉鎖

肌寒く感じるころより、きゅうの丘「びっくりシャワー」及びきゅうの森「虹のなる木」の給水バルブを閉鎖する。

閉鎖期間

秋まつり終了～ゴールデンウィーク開始

建物・工作物における冬季凍結の対応



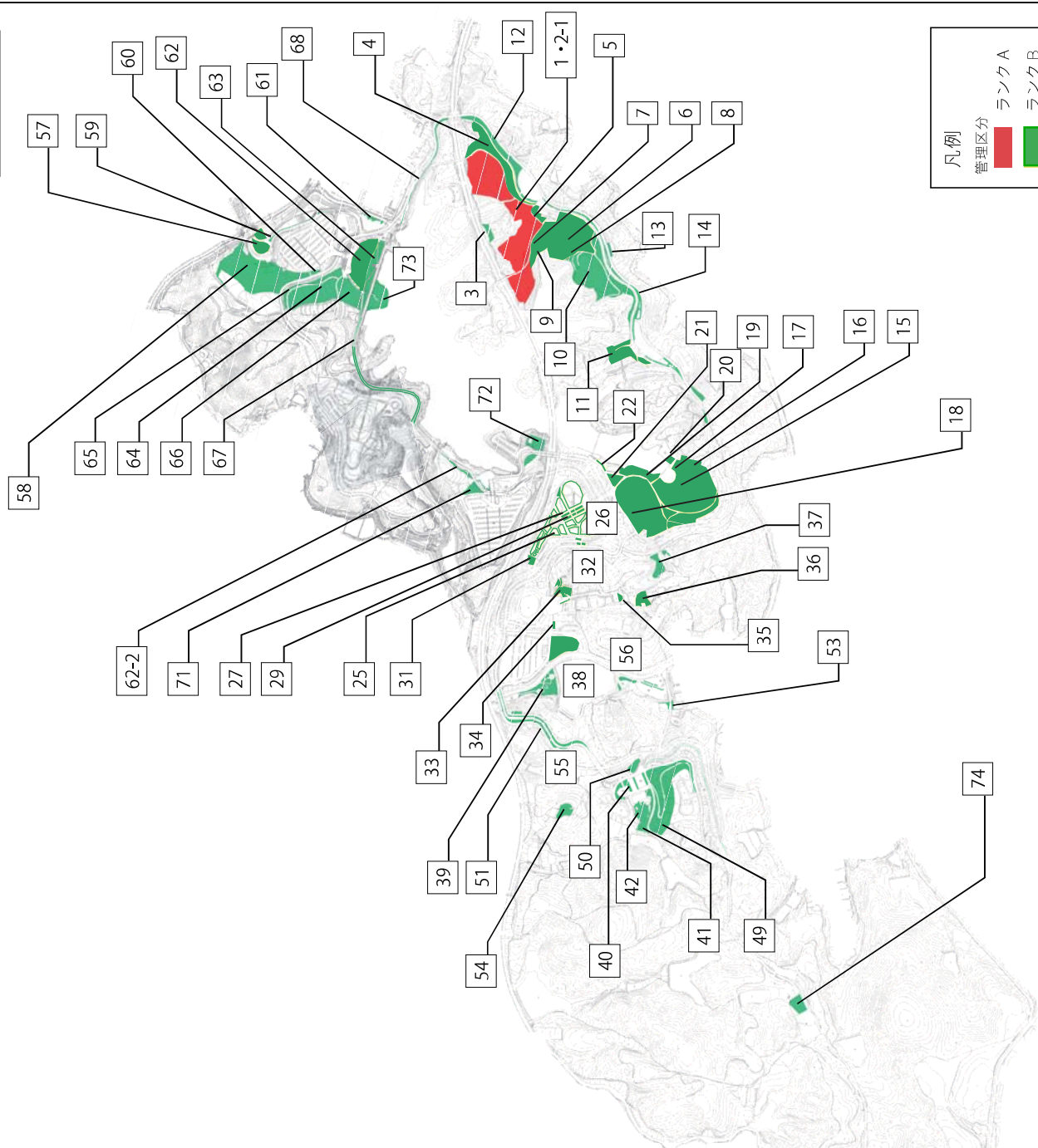
芝生管理区域図

別添-36

芝生管理区域

ランク	エリア名	面積 (㎡)
A	グラウンド・ゴルフコース	31,506
	グラウンドゴルフクラブハウス周辺	5,911
	スボーツ広場	17,686
	きゅうの森遊具周辺	2,719
B	大芝生広場及び周辺	43,945
	花の広場周辺	3,905
	ひばの里周辺	2,294
	中入口前	3,785
	北入口湖畔広場	6,534
	北入口ロータリー	1,953
	いこいの森広場	1,440
	上記以外	101

ランク	エリア名	No.
A	グラウンド・ゴルフコース	1、2-1
	グラウンドゴルフクラブハウス周辺	4、5
	スボーツ広場	6、7、8、9
	きゅうの森遊具周辺	11
B	大芝生広場及び周辺	15、16、17、18、19、20、21、22
	花の広場周辺	25、26、27、29
	ひばの里周辺	31、32
	中入口前	33、34、35、36
	北入口湖畔広場	38
	北入口ロータリー	62
	いこいの森広場	57
	上記以外	74
		3、10、12、13、14、37、39、40、41、42、49、50、51、53、54、55、56、58、59、60、61、62-2、63、64、65、66、67、68、71、72、73



凡例

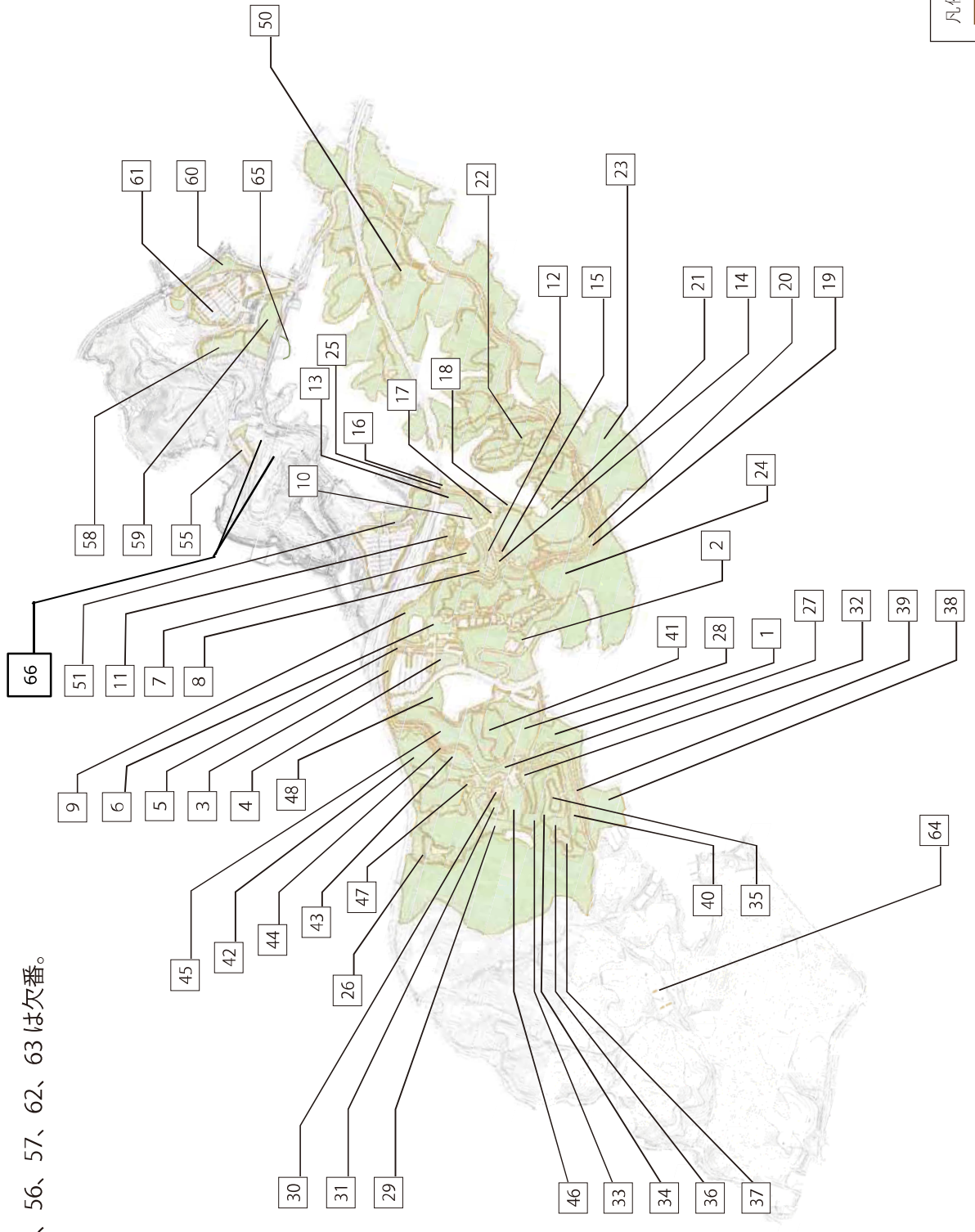
管理区分

ランクA (Red)

ランクB (Green)

中低木管理区域図

49、52、53、54、56、57、62、63は欠番。



凡例

■ 低木

中低木管理数量表（樹種別）

エリア	樹種名	面積 (㎡)	No.
寄植	アオキ	2	24
	アジサイ	6,022	2, 24, 26
	アベリア	996	2, 3, 4, 16, 19, 22, 28, 32, 38
	オオムラサキツツジ	104	40, 58
	カンツバキ	16	2, 48
	キリシマツツジ	452	2, 4, 6, 19
	キンシバイ	159	48, 60
	クチナシ	26	48, 61
	クルメツツジ	180	58
	コクチナシ	174	22, 61
	サツキツツジ	1,336	2, 3, 4, 6, 21, 22, 23, 24, 48, 50, 58, 59
	シャリンバイ	73	2, 19
	ジンチョウゲ	5	2
	セイヨウイワナンテン	40	59
	ドウダンツツジ	1,165	2, 3, 19, 20, 23, 24, 47, 48, 50, 58, 60, 61
	トサミズキ	441	2, 19, 20, 23
	ニシキギ	222	3
	ハクチョウゲ	21	50
	ヒイラギナンテン	26	48
	ヒヨウガミズキ	1,090	8, 12, 14, 60, 61
	ピョウヤナギ	942	3, 48, 61
	ヒラドツツジ	2,733	1, 2, 3, 4, 5, 7, 10, 12, 13, 48, 50, 60
	フィリフィラオーレア	139	60
	ベニバナシャリンバイ	45	58
	マメツゲ	28	24, 25
	ミツバツツジ	5,200	2, 8, 9, 12, 14, 19, 20, 24, 41
	ミヤギノハギ	237	2
	ヤブラン・ギボウシ	112	60
	ヤマツツジ	741	2, 19, 20, 30, 58
	ヤマブキ	1,180	19, 20, 24, 30, 36, 41, 46, 61
	ユキヤナギ	2,902	3, 7, 8, 9, 14, 15, 19, 22
	ユキヤナギ●	1,080	23, 50
リシマキア	58	7, 60	
レンギョウ	4,108	9, 10, 14, 15, 20, 46	
矮性サルスベリ	53	25	
エリア計（寄植）		32,108	
生垣	アラカシ	160	10, 24
	キンモクセイ	23	3
	シラカシ	179	58, 60, 61
	ナワシログミ	5	24
	ヒイラギモクセイ	5	50
	ヒラドツツジ	1,959	7, 10, 12, 13, 51, 61
	ムクゲ	48	30, 31, 36
	レッドロビン	657	2, 7, 12, 13, 24, 40, 44, 47, 50, 55, 64
エリア計（生垣）		3,036	
単木	アキグミ	26	58
	ウツギ	78	51, 58
	ガマズミ	37	58
	シモツケ	37	58
	シロモジ	15	58
	タマイブキ	47	24
	ヒヨウガミズキ	38	51, 58, 61
	ミツバツツジ	41	55, 65
	ミツマタ	202	2, 19, 20, 24
	ヤマハギ	101	15, 58
	ユキヤナギ	23	58
	ハナモモ	4,352	66
	碎石地	104	
エリア計（単木）		5,101	
エリア合計		40,245	

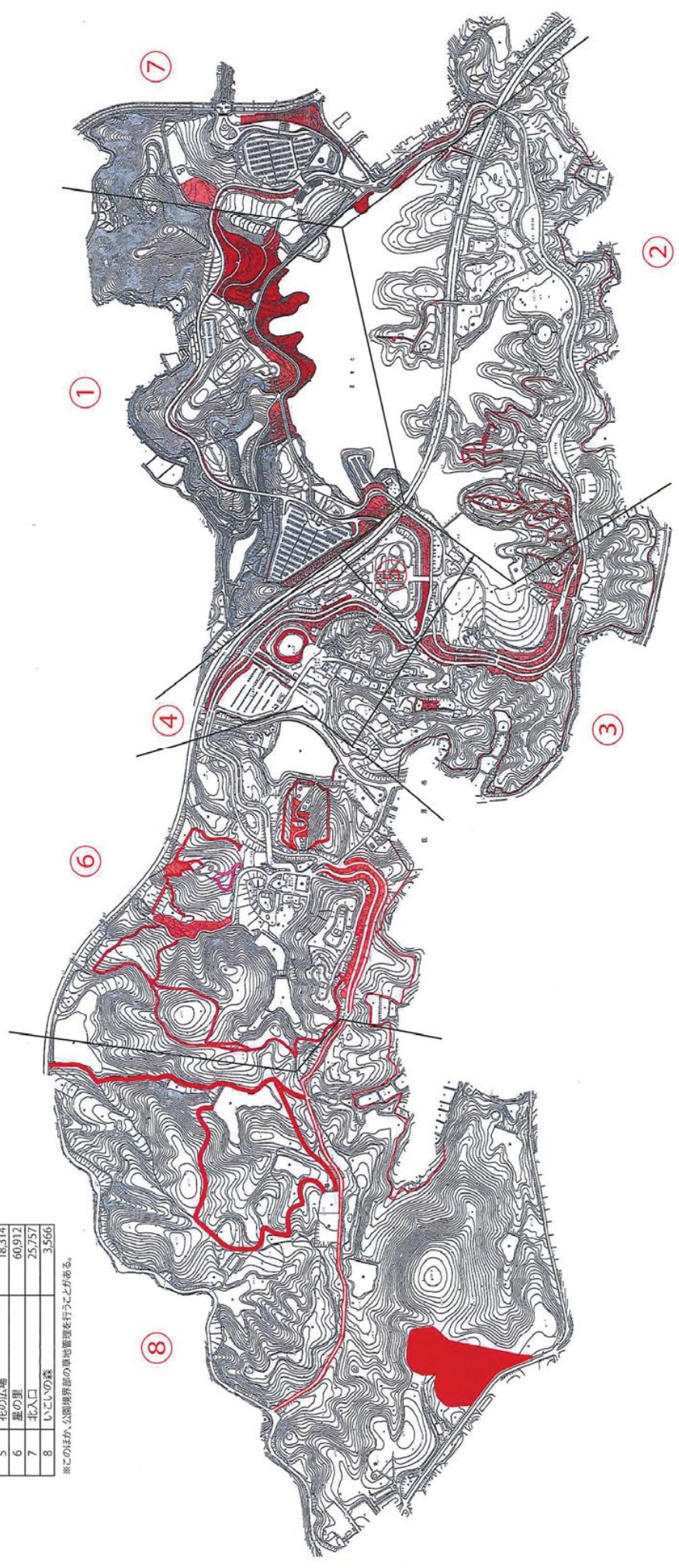


草地管理区域図

草地管理区域

No.	エリア名	面積 (m ²)
1	みのりの里	69,378
2	つどいの里	40,354
3	ひばの里	11,397
4	中入口	12,834
5	花の広場	18,314
6	風の里	60,912
7	北入口	25,757
8	いこいの森	3,566

※このほか、公園周辺の草地管理を行うことがある。



花壇管理区域図

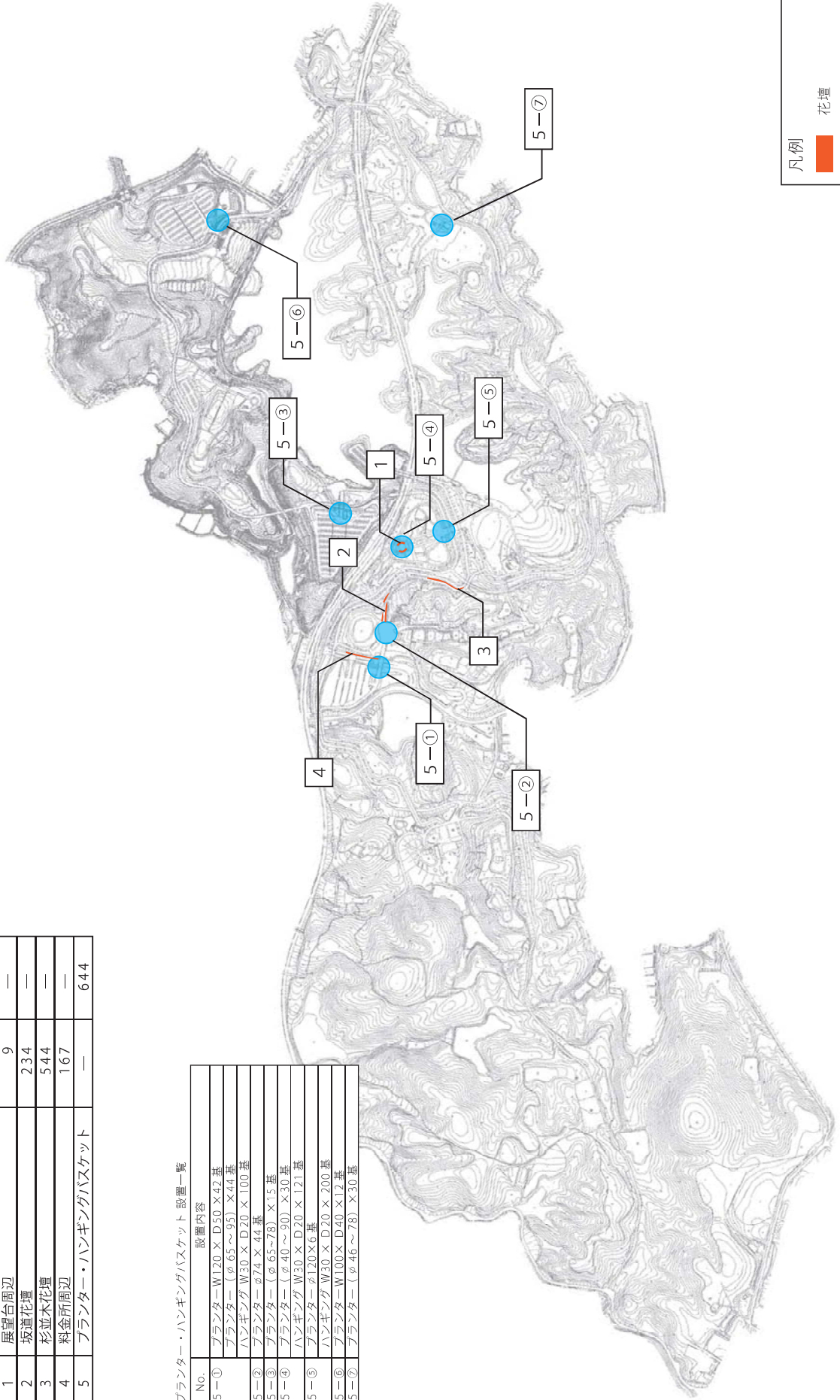
別添-40

花壇管理区域

No.	エリア名	面積 (㎡)	数量 (基)
1	展望台周辺	9	—
2	坂道花壇	234	—
3	杉並木花壇	544	—
4	料金所周辺	167	—
5	プランター・ハンギングバスケット	—	644

プランター・ハンギングバスケット 設置一覧

No.	設置内容
5-①	プランター-W120×D50×42基
	プランター-(φ65~95)×44基
	ハンギング-W30×D20×100基
5-②	プランター-φ74×44基
5-③	プランター-(φ65~78)×15基
5-④	プランター-(φ40~90)×30基
	ハンギング-W30×D20×121基
5-⑤	プランター-φ120×6基
	ハンギング-W30×D20×200基
5-⑥	プランター-W100×D40×12基
5-⑦	プランター-(φ46~78)×30基



凡例

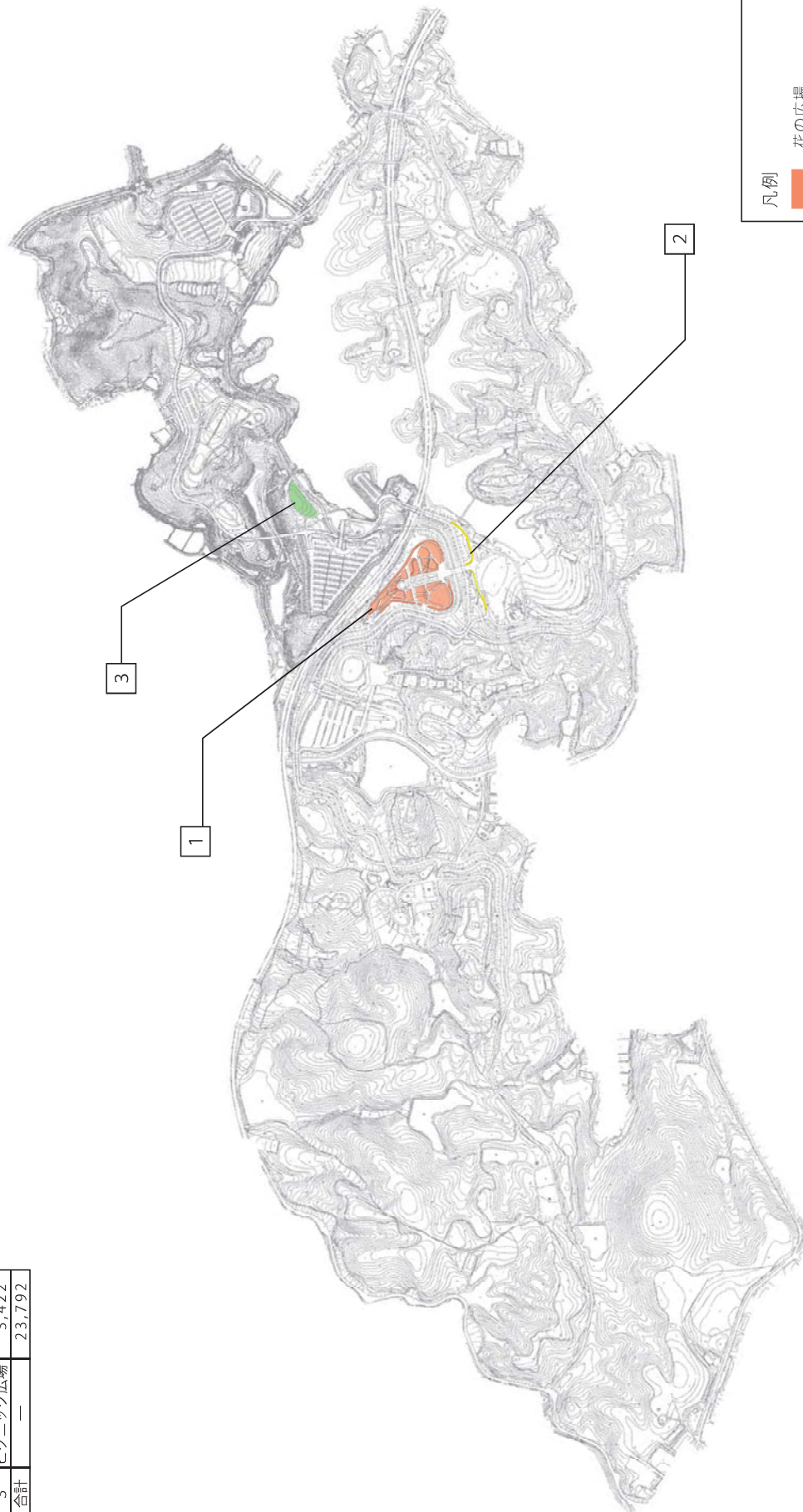
- 花壇
- プランター
- ハンギングバスケット

花畑管理区域図

花畑管理区域

No.	エリア名	面積 (㎡)
1	花の広場	16,488
2	北斜面	3,882
3	ピクニック広場	3,422
合計	—	23,792

別添-41



凡例

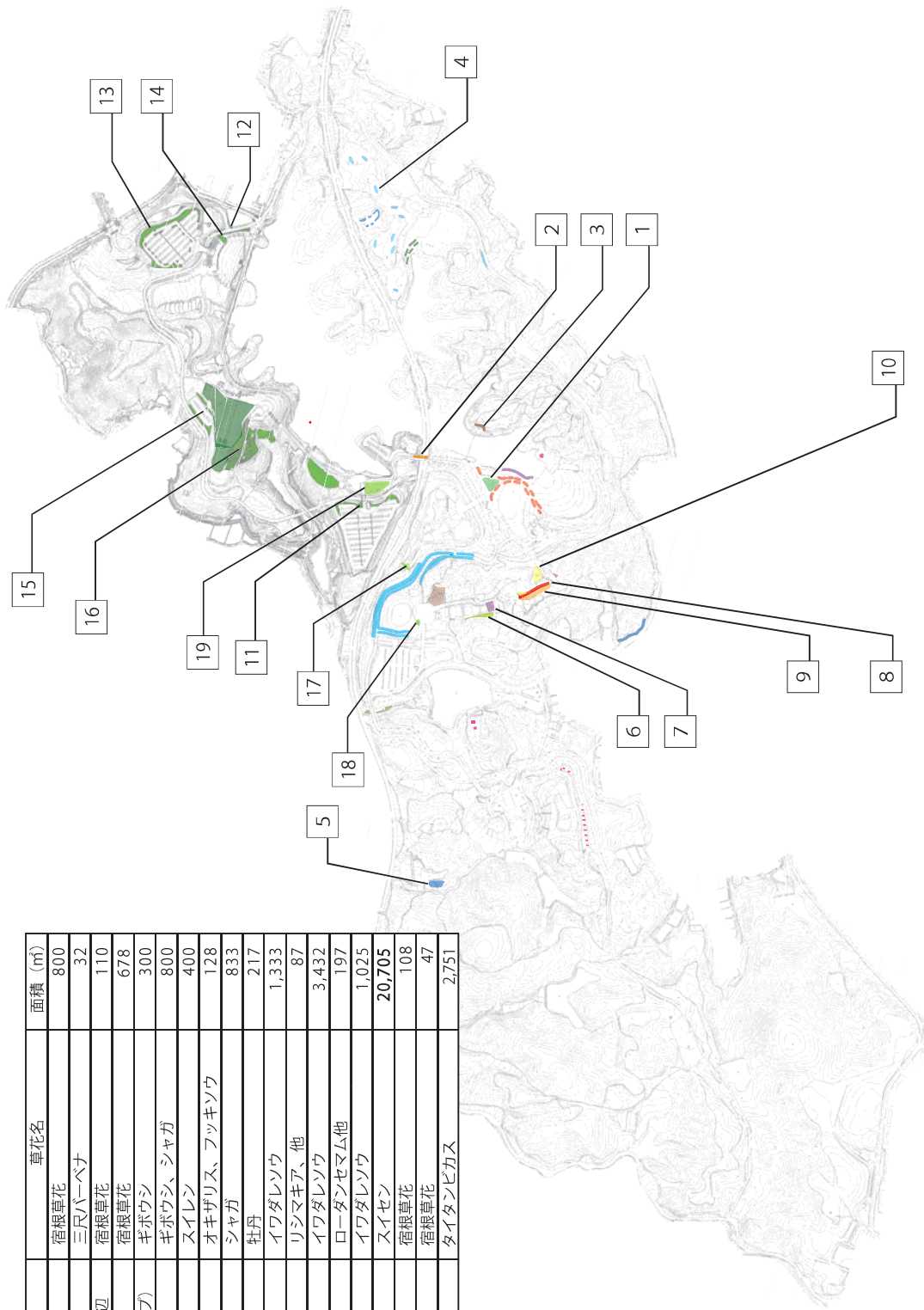
- 花の広場
- 北斜面
- ピクニック広場

草花管理区域図

別添-42

草花管理区域

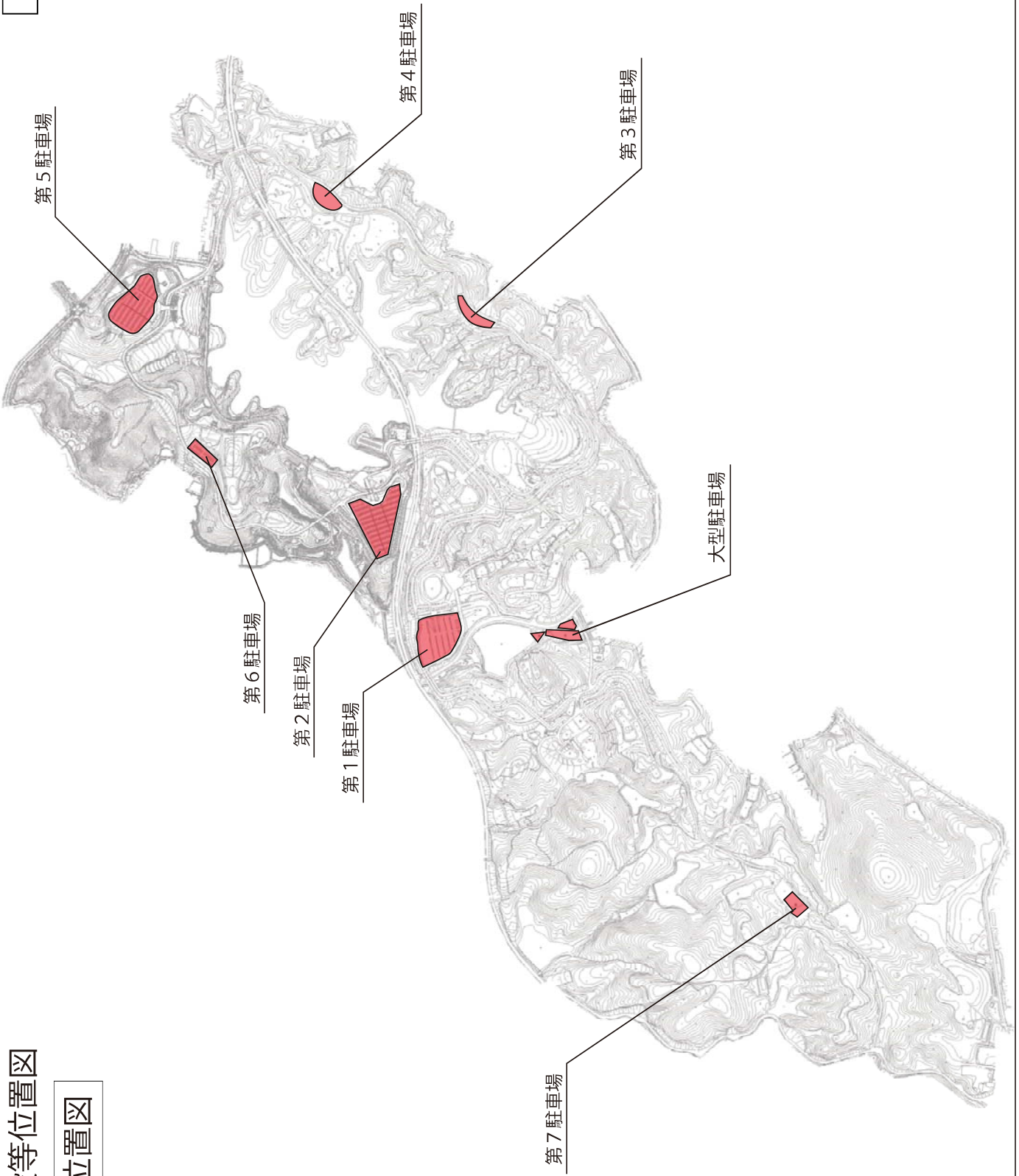
No.	エリア名	草花名	面積 (㎡)
1	大芝生広場 湖畔レストハウス前	宿根草花	800
2	大芝生広場 国兼橋道橋	三尺ハベナ	32
3	林間アスレチック つどい橋展望台周辺	宿根草花	110
4	つどいの里 グラウンドゴルフコース	宿根草花	678
5	星の里 木もれびの里周辺 (ヒオトープ)	ギボウシ	300
6	ひばの里 桜並木園路沿い	ギボウシ、シヤガ	800
7	ひばの里 新池	スイレシ	400
8	ひばの里 神楽殿前園路沿い	オキザリス、フッキソウ	128
9	ひばの里 神楽殿前園路斜面	シヤガ	833
10	ひばの里 たたら鉄工房前高台	牡丹	217
11	第二駐車場	イワダレンソウ	1,333
12	北入口ターリー他	リシマキア、他	87
13	第五駐車場	イワダレンソウ	3,432
14	湖畔広場	ローダンセマム他	197
15	果樹ガーデン	イワダレンソウ	1,025
16	スイセンガーデン	スイセン	20,705
17	花の広場 ガゼボ	宿根草花	108
18	中の広場	宿根草花	47
19	ポンプ中継所用地	タイタンピカス	2,751





収益施設等位置図

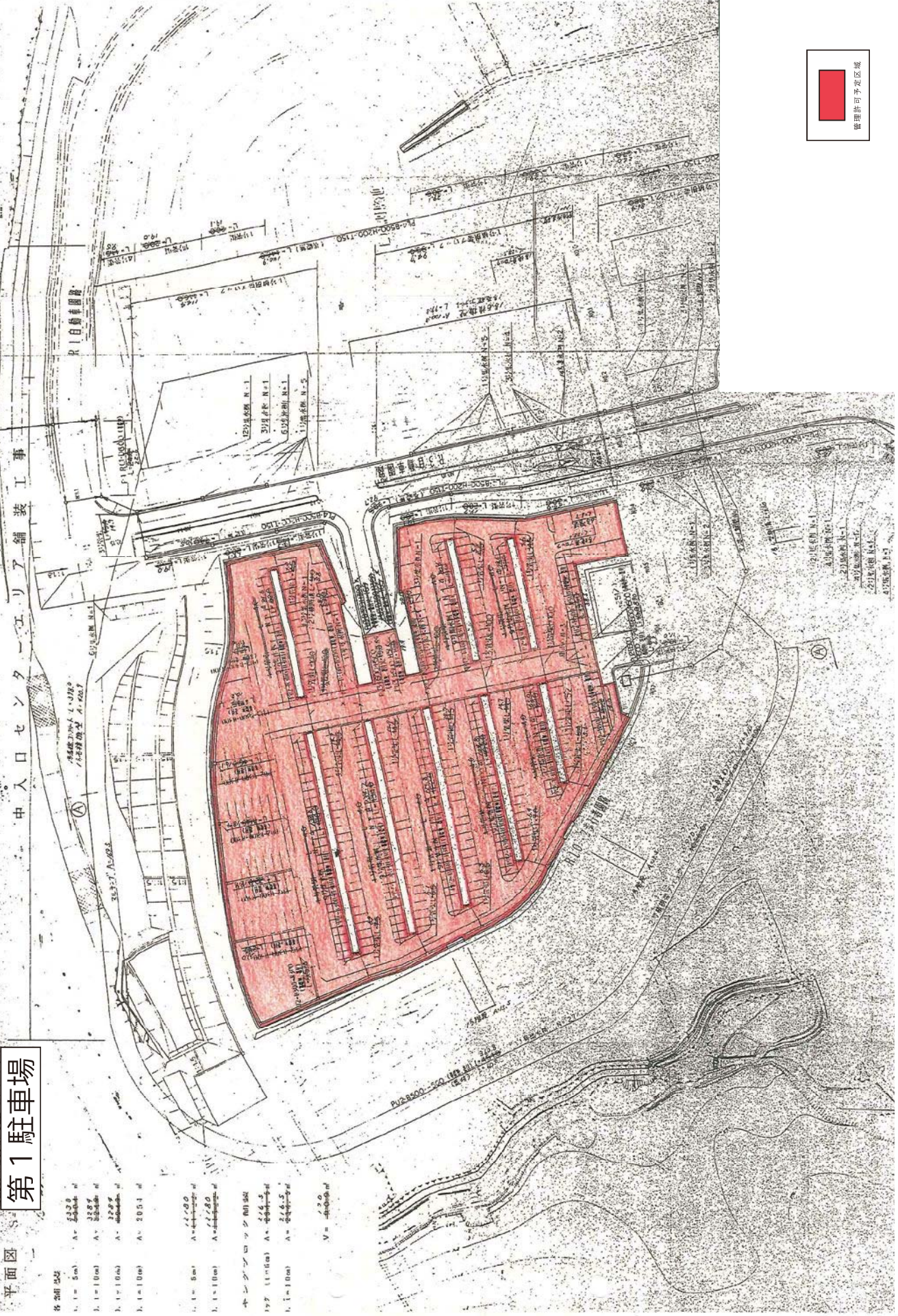
駐車場位置図

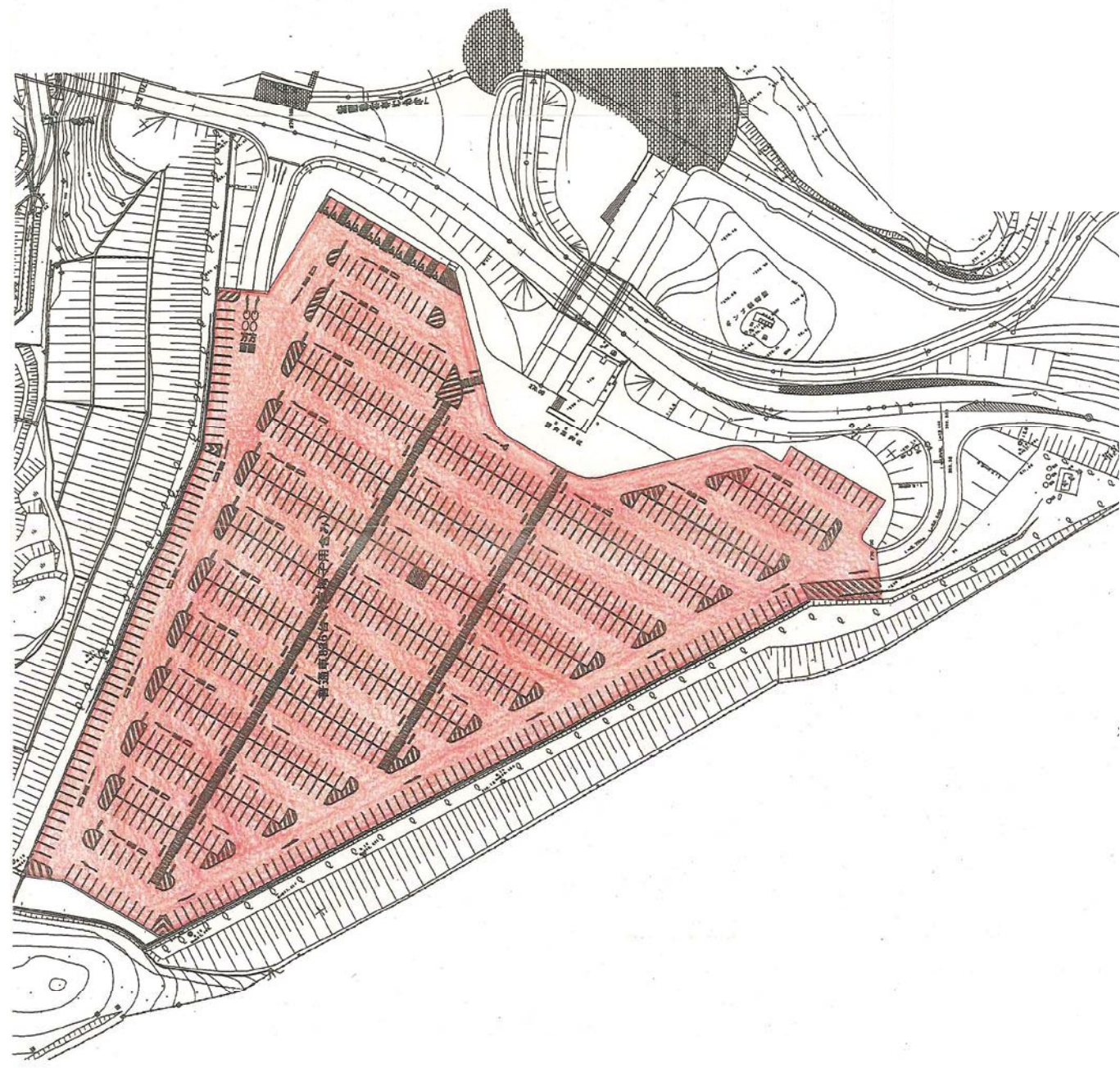
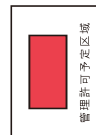


別添-44

平面図 S
第1駐車場

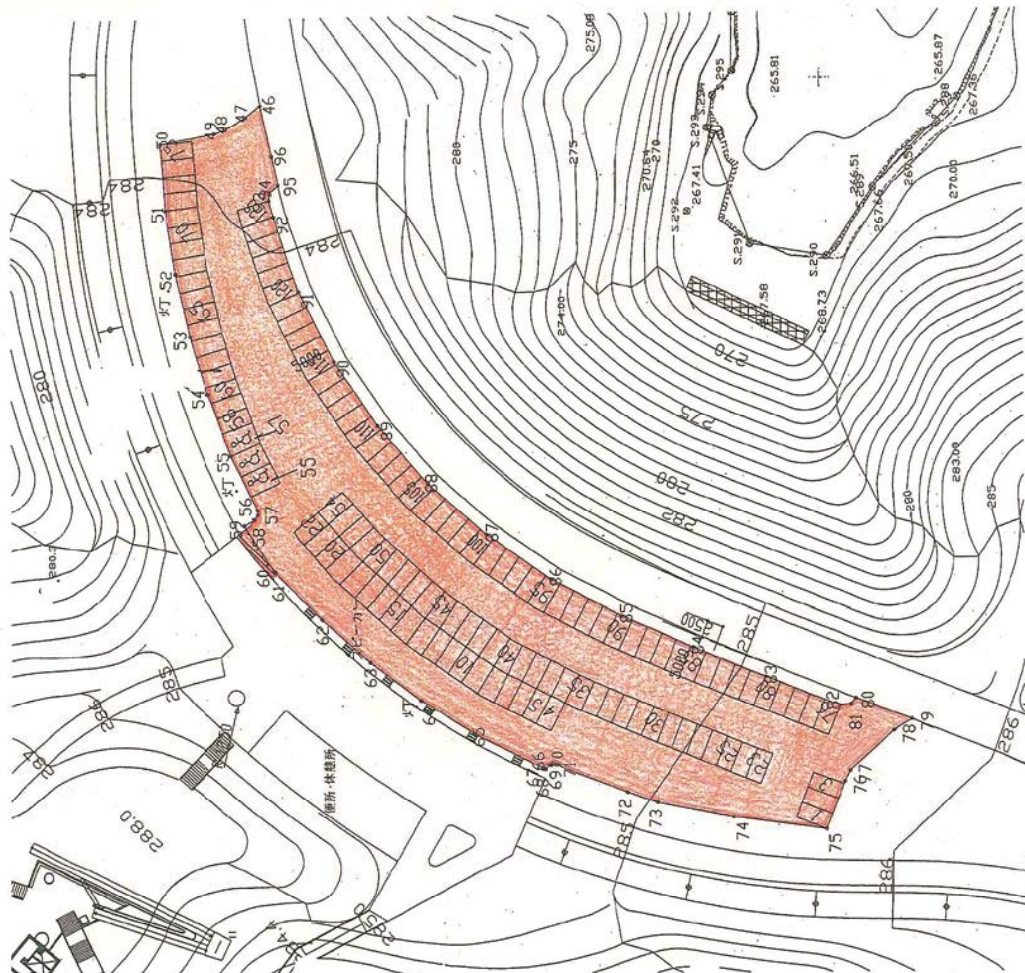
- 各車庫広さ
- h. l = 5m) A = 33.29
- h. l = 10m) A = 32.87
- h. l = 10m) A = 32.87
- h. l = 10m) A = 20.54
- h. l = 5m) A = 11.00
- h. l = 10m) A = 11.80
- キョウゴクボックス
- 197 (10m) A = 44.5
- h. l = 10m) A = 44.5
- V = 120
- V = 4000m



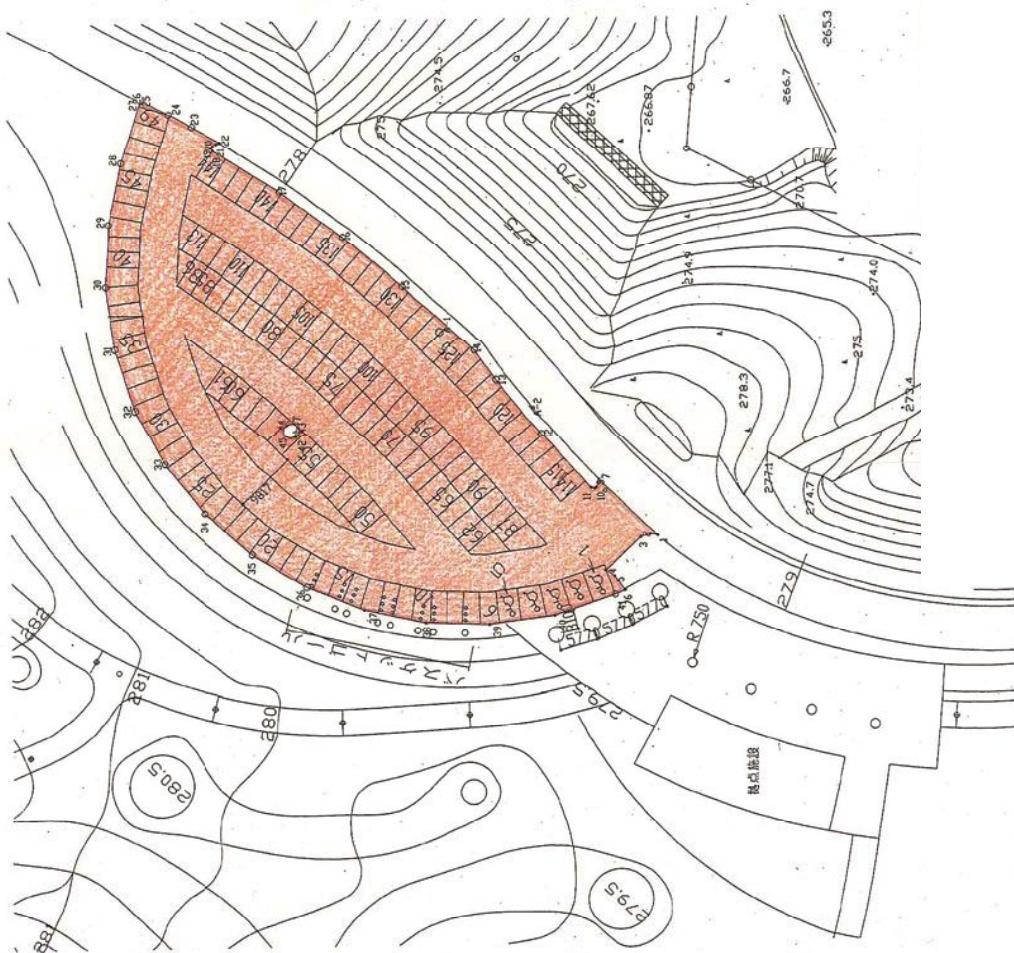


第2駐車場

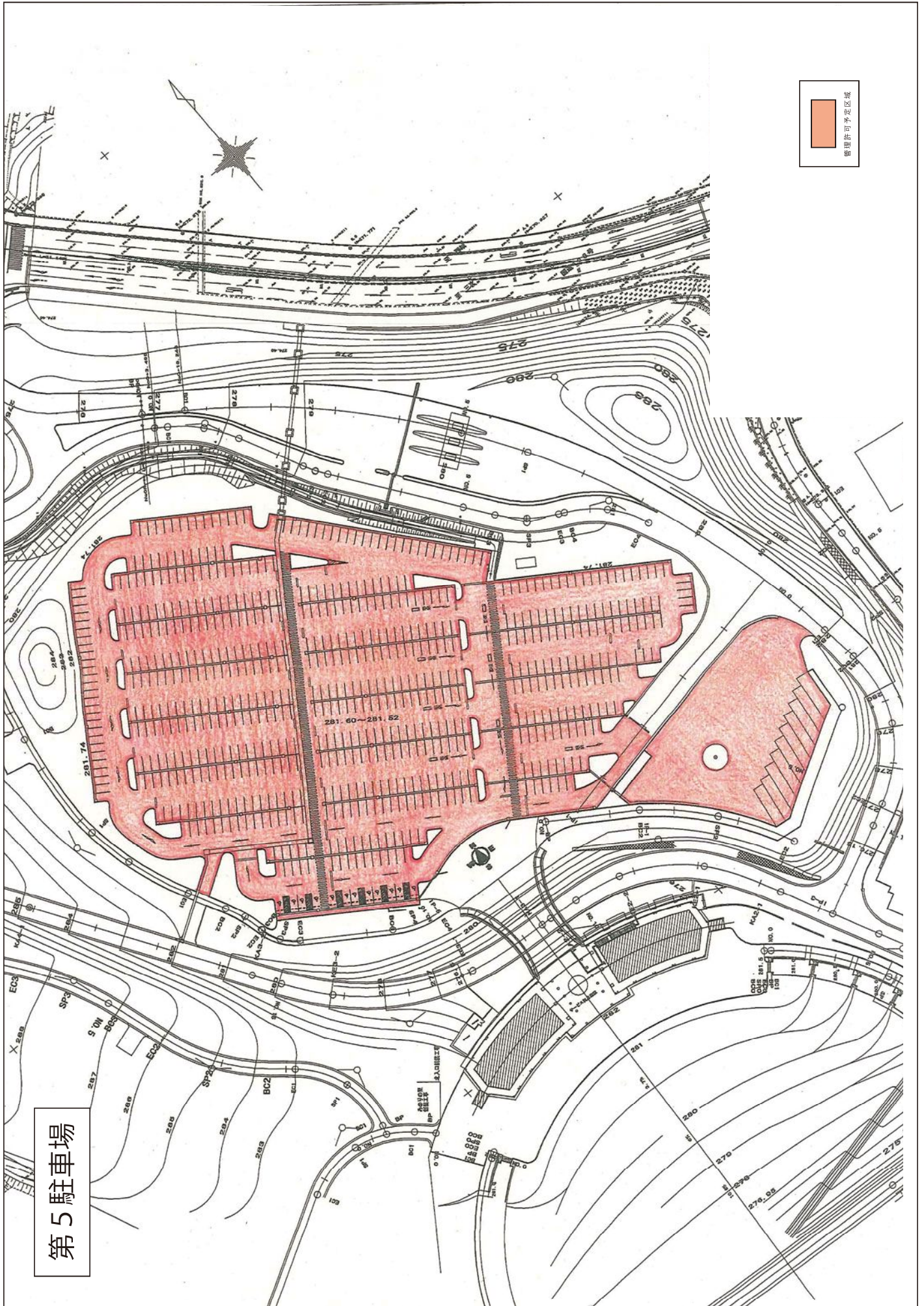
第3、第4駐車場



第三駐車場



第四駐車場

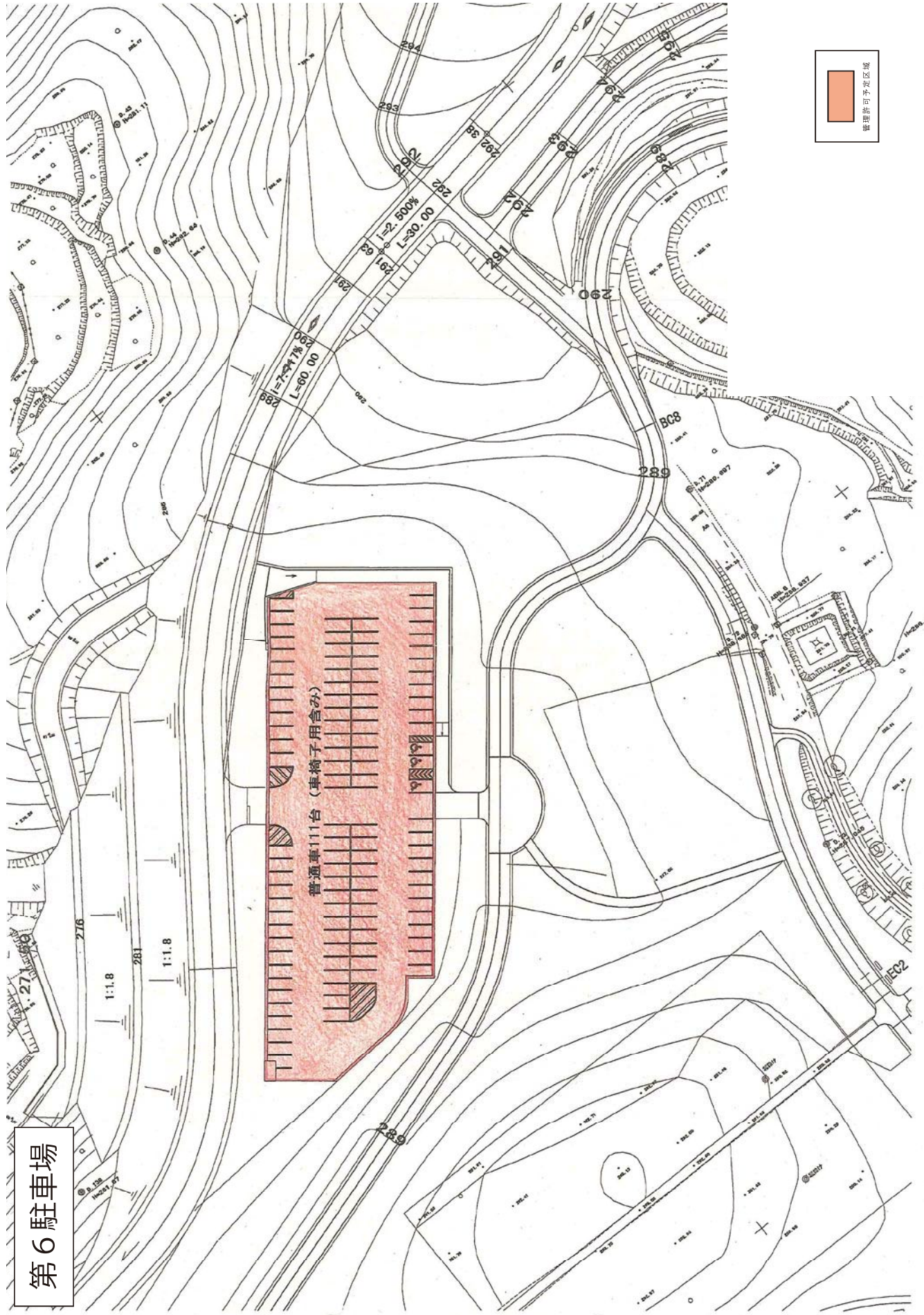


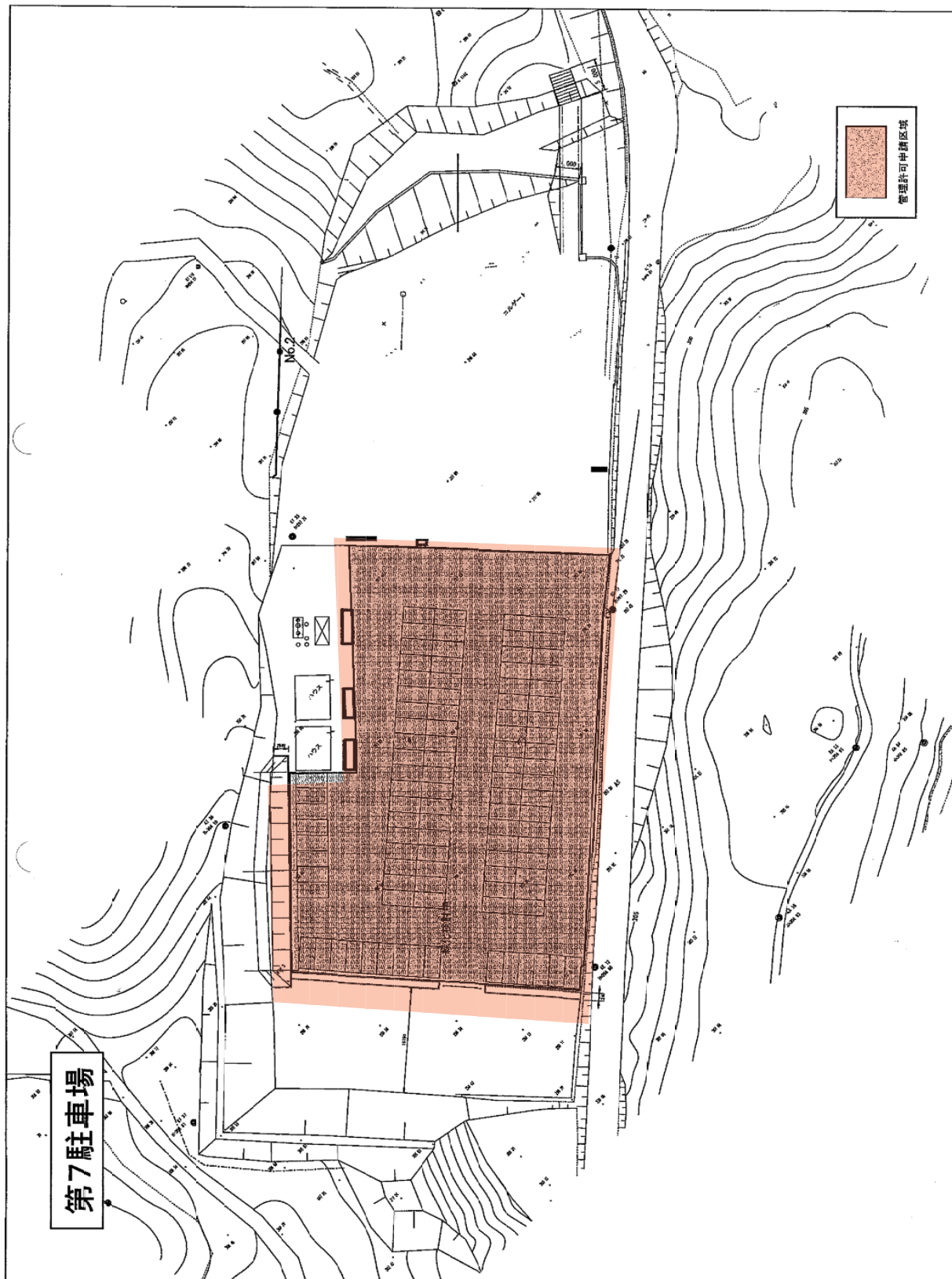
第5駐車場

管理許可予定区域

第6駐車場

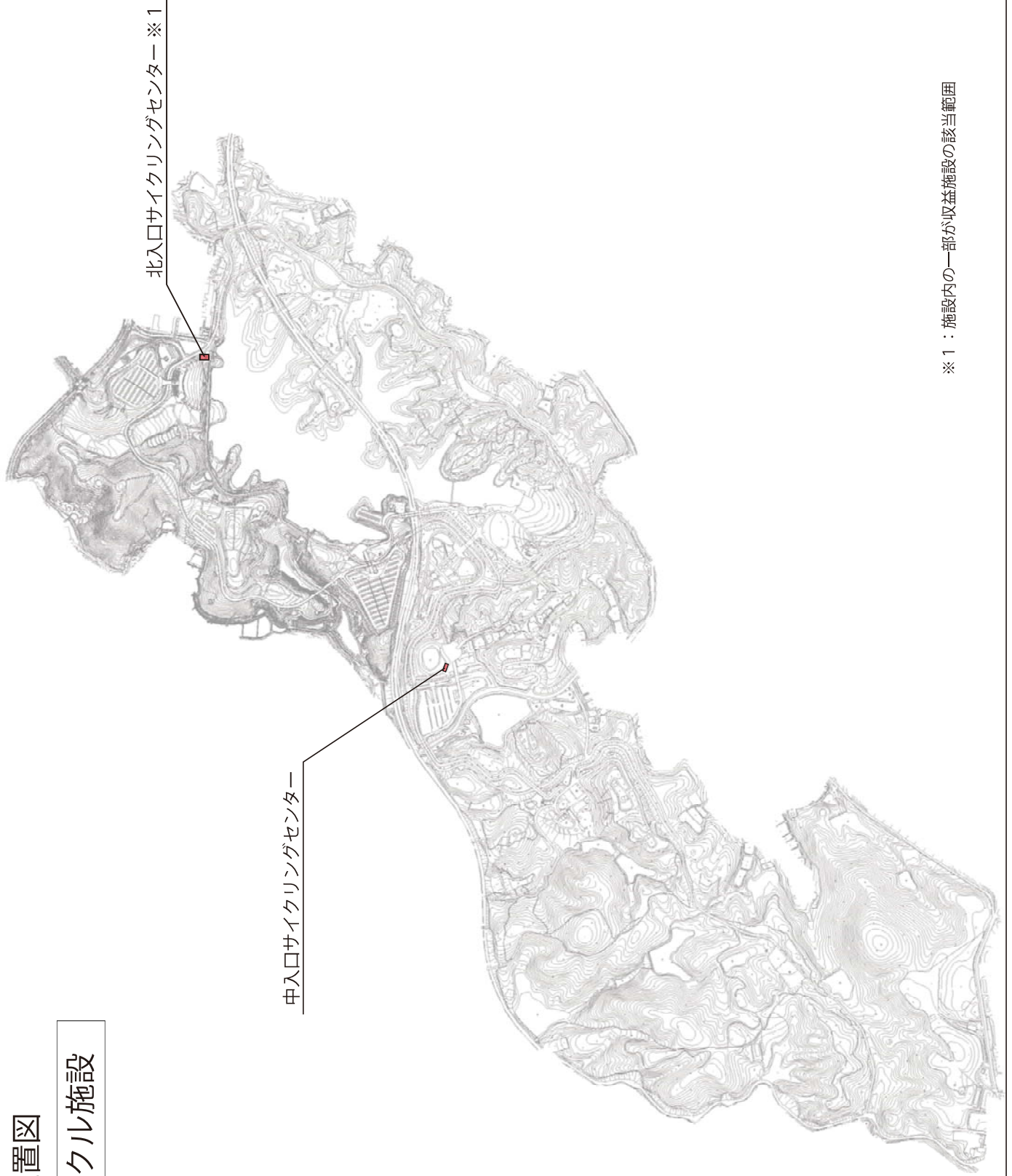
普通車111台 (車椅子用含み)



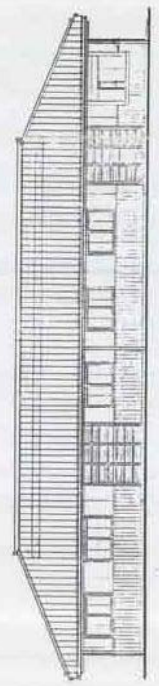
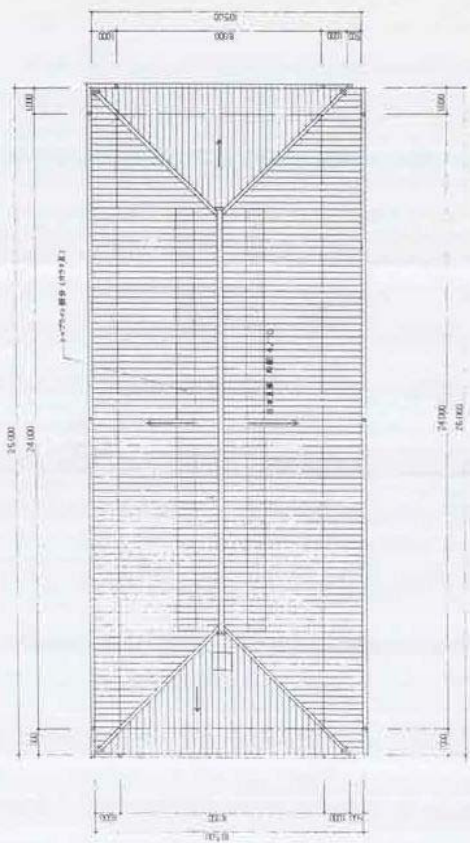


収益施設等位置図

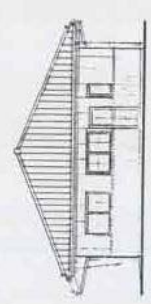
レンタサイクル施設



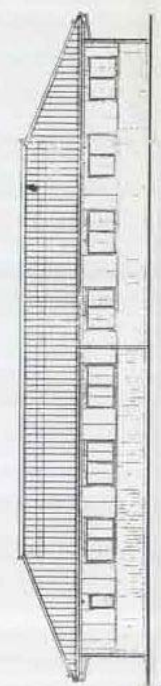
※1：施設内の一部が収益施設の該当範囲



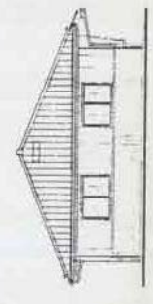
西面立面図 S=1/100



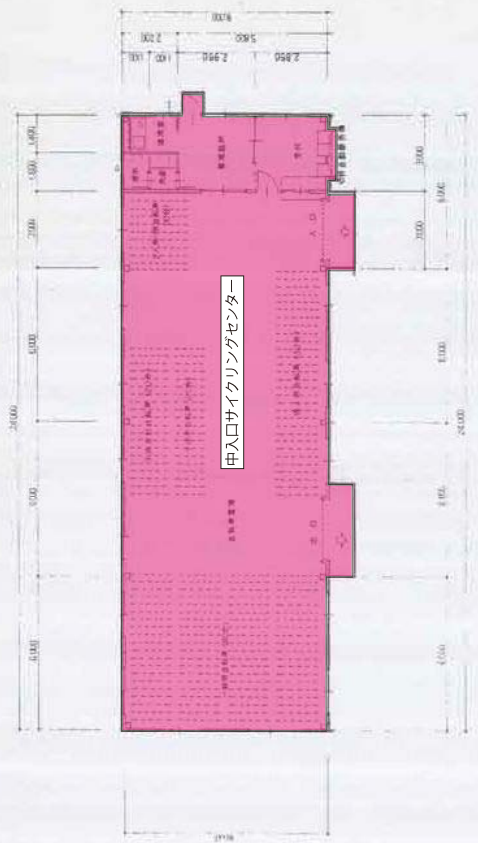
東面立面図 S=1/100



北面立面図 S=1/100

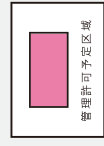


南面立面図 S=1/100



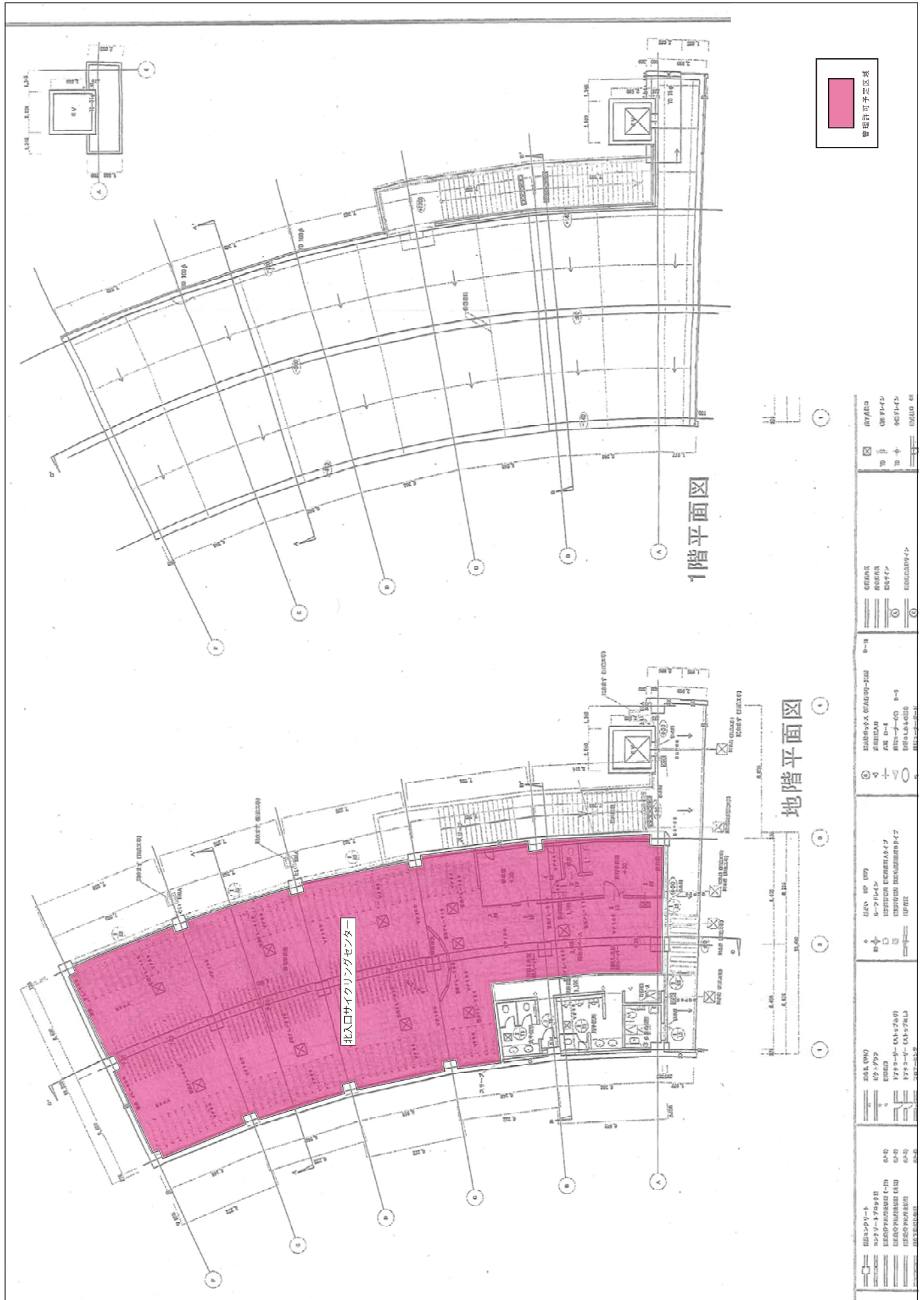
平面図 S=1/100

中入ロサイクリングセンター



トヨタモーター

面積	102.00㎡(104.08坪)
床面積	204.00㎡



管理許可予定区域

1階平面図

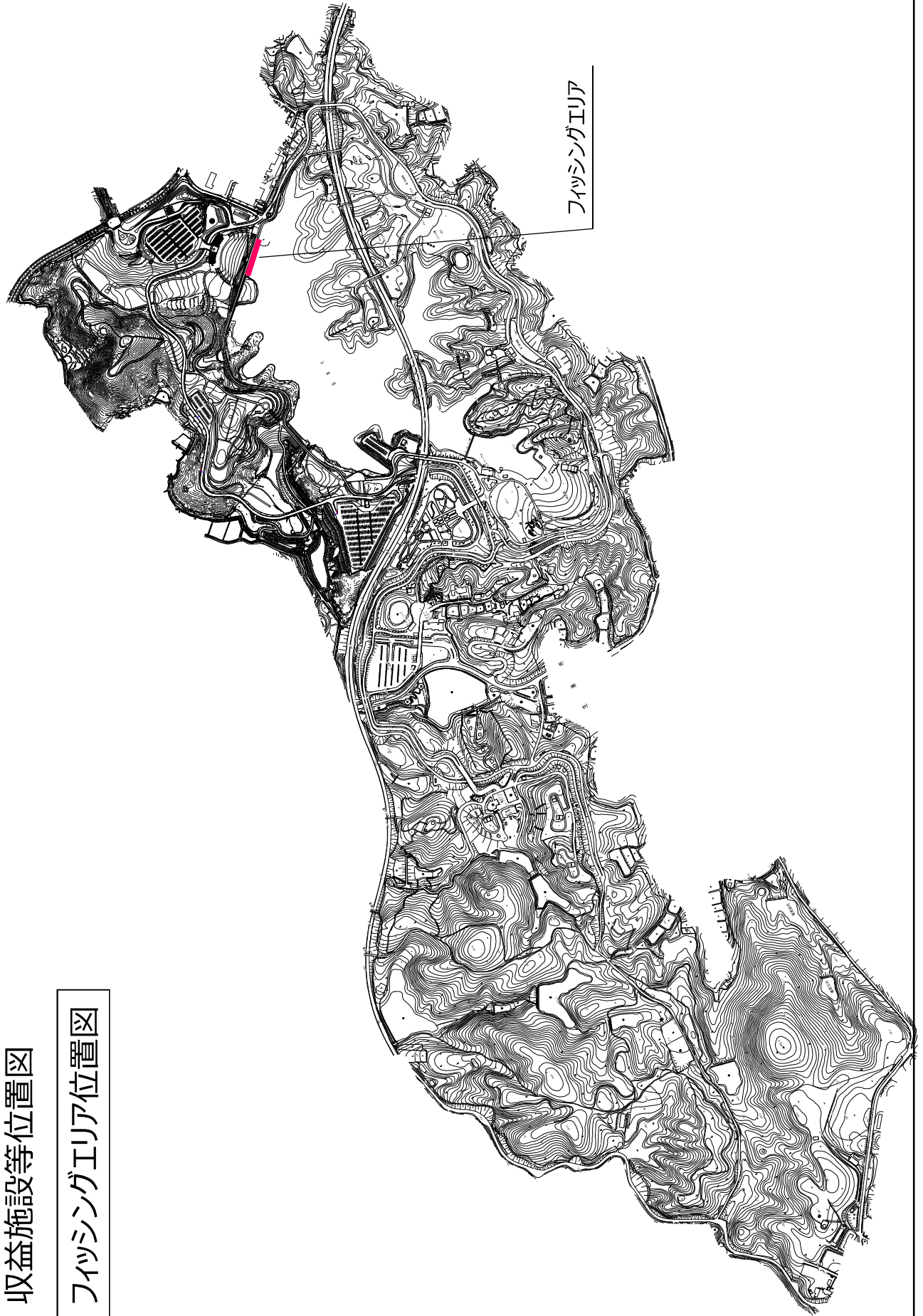
地階平面図

北入ロサイクリングセンター

2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)
2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)
2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)
2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)	2044 (90) 527 (77) 528 (78) 529 (79) 530 (80)

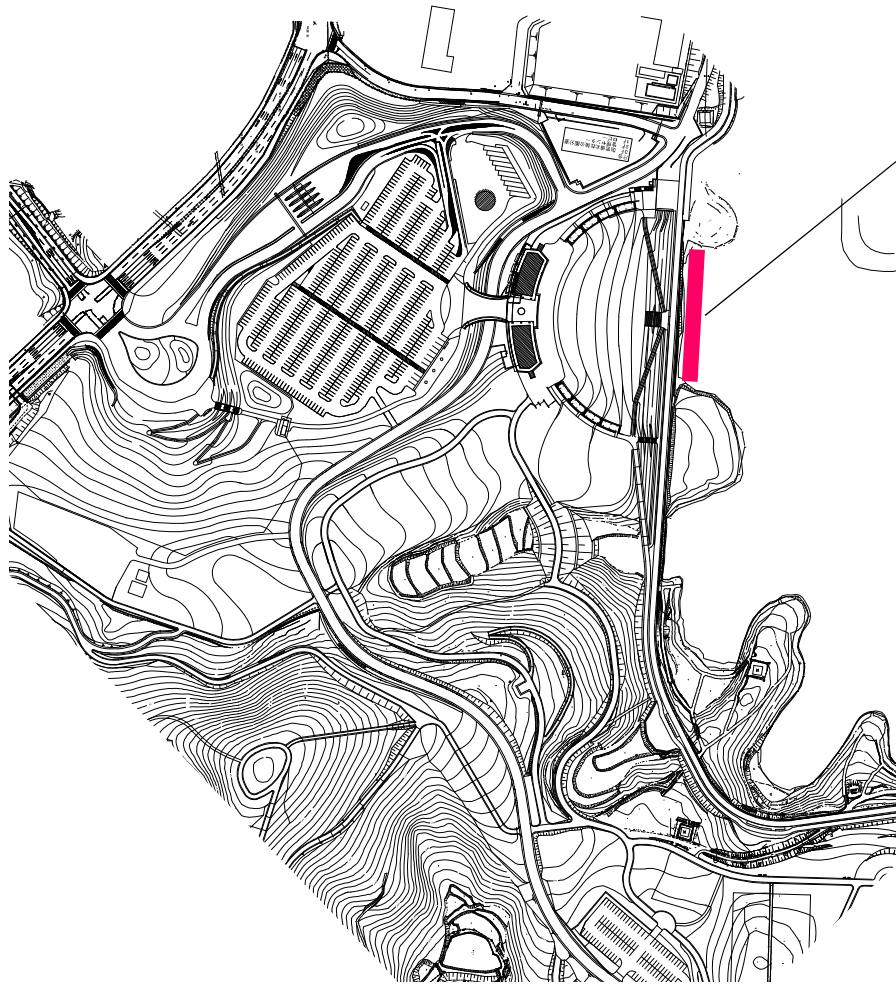
収益施設等位置図

フィッシングエリア位置図



収益施設等位置図

フィッシングエリア



フィッシングエリア

収益施設等位置図

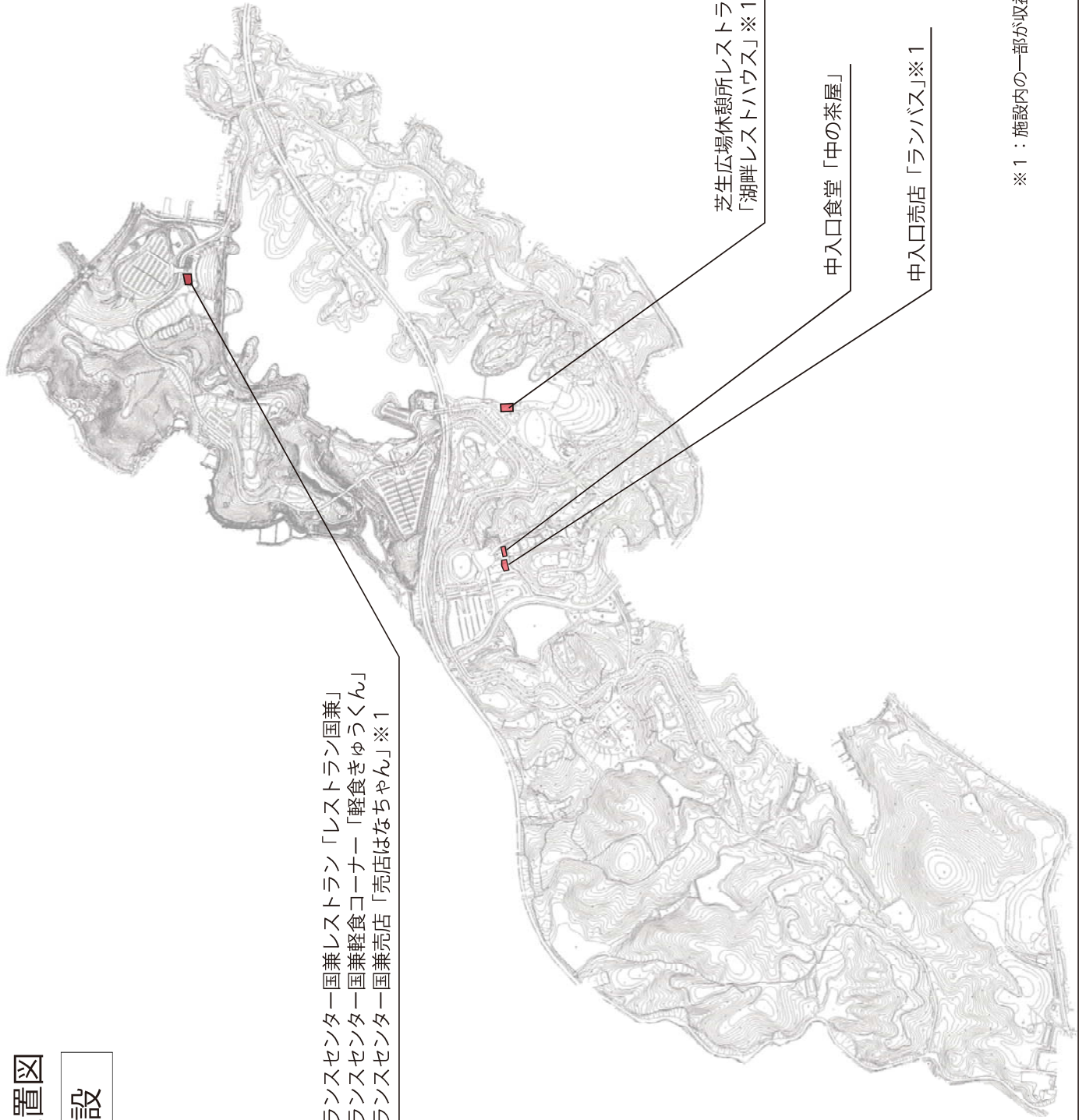
飲食物販施設

エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」
エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食ぎゆうくん」
エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」※1

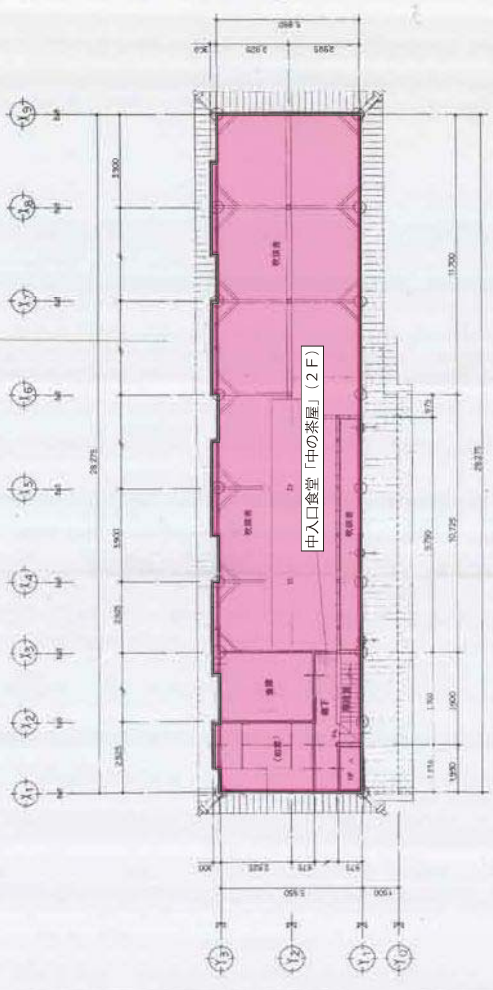
芝生広場休憩所レストラン
「湖畔レストハウス」※1

中入口食堂「中の茶屋」

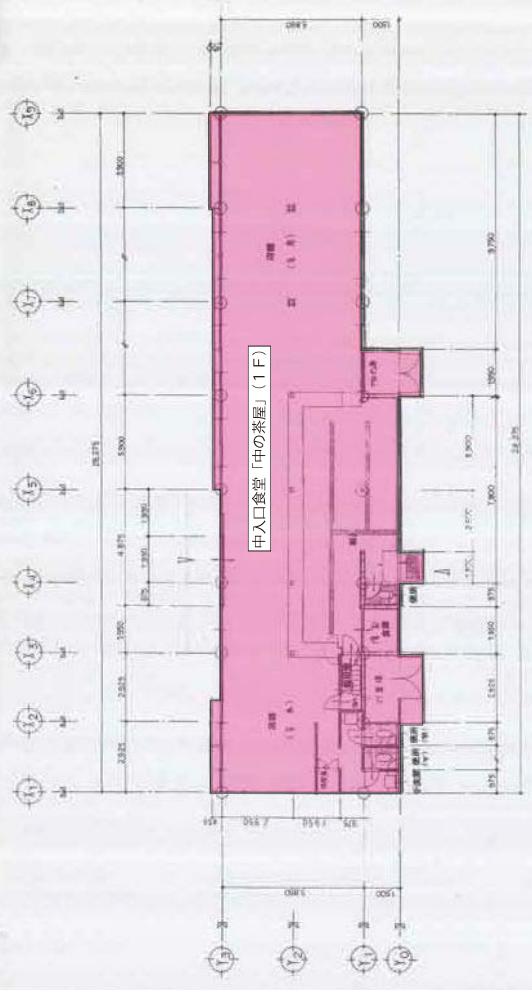
中入口売店「ランバス」※1



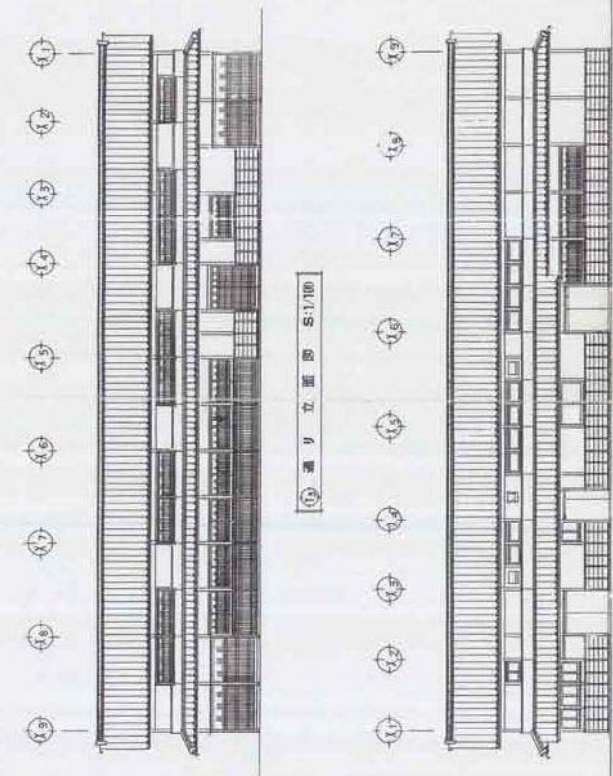
※1：施設内の一部が収益施設の該当範囲



2F 平面図 S:1/100

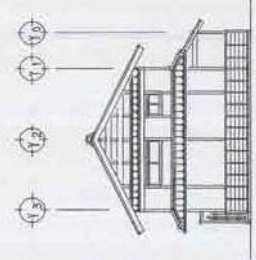


1F 平面図 S:1/100

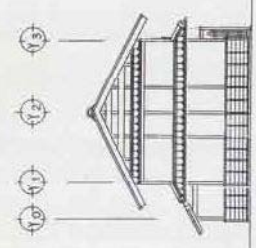


D 通り立面図 S:1/100

E 通り立面図 S:1/100

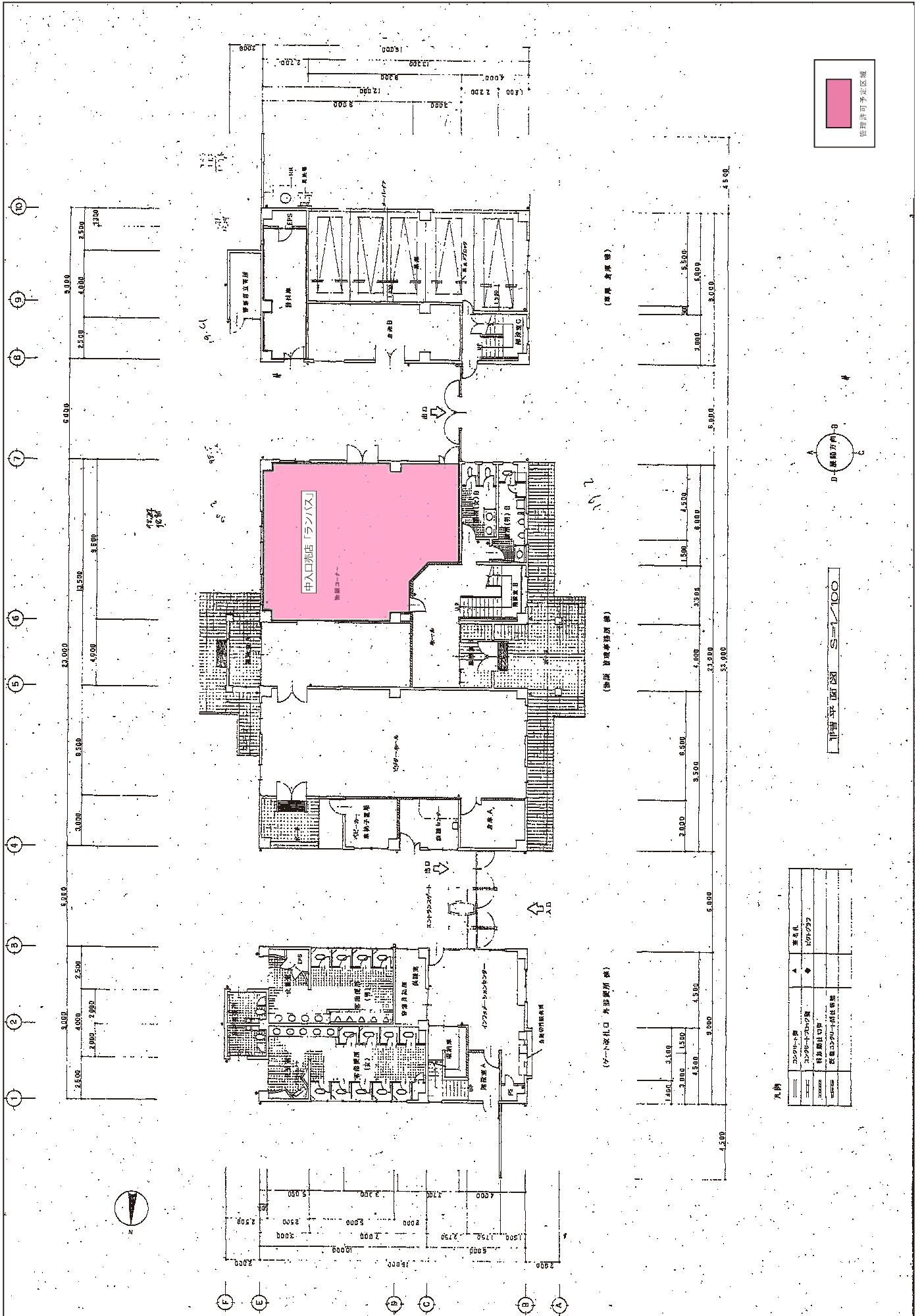


F 通り立面図 S:1/100



G 通り立面図 S:1/100





(西側 事務棟)

(中央 管理事務所棟)

(南側 出入口 外部事務所棟)

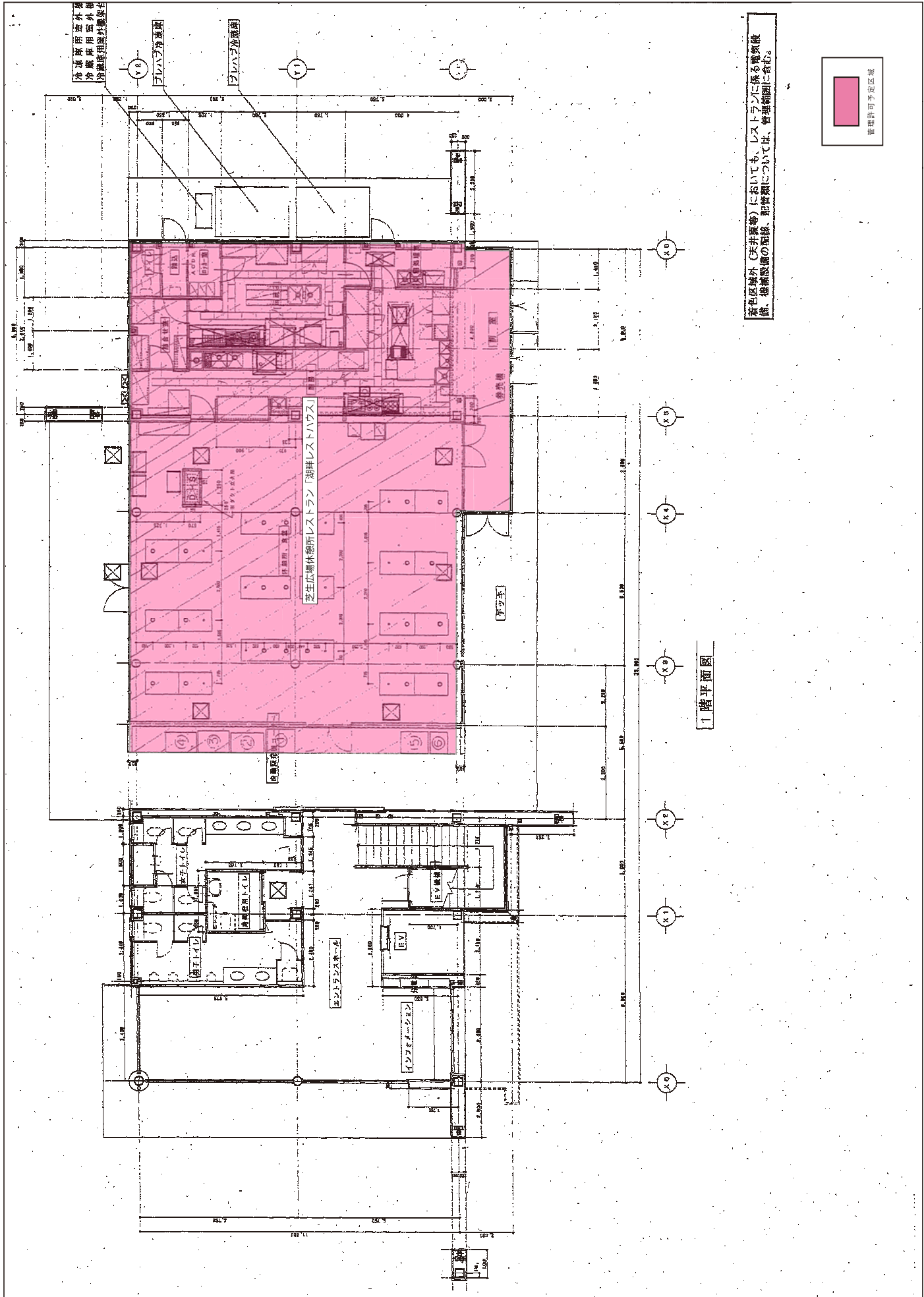
4.500	2.000	5.000	4.500	8.000	4.500	4.500	4.500
3.000	3.000	3.500	8.500	4.000	3.500	8.000	5.500
2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500
1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500	4.500
3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000
2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500
1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
55.000	55.000	55.000	55.000	55.000	55.000	55.000	55.000

管理許可予定区域



1階平面図 S=1100

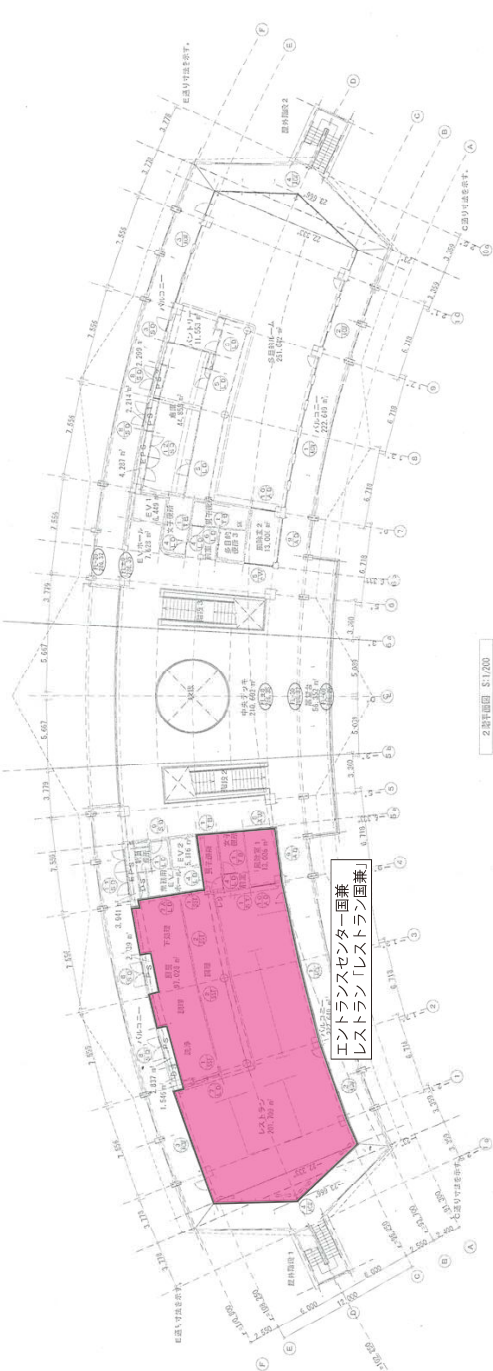
コンクリート製	■	電気機
コンクリートブロック製	◆	比外ノック
鉄骨製	□	
鉄骨コンクリート構造	○	
鉄骨製	△	
鉄骨コンクリート構造	◇	



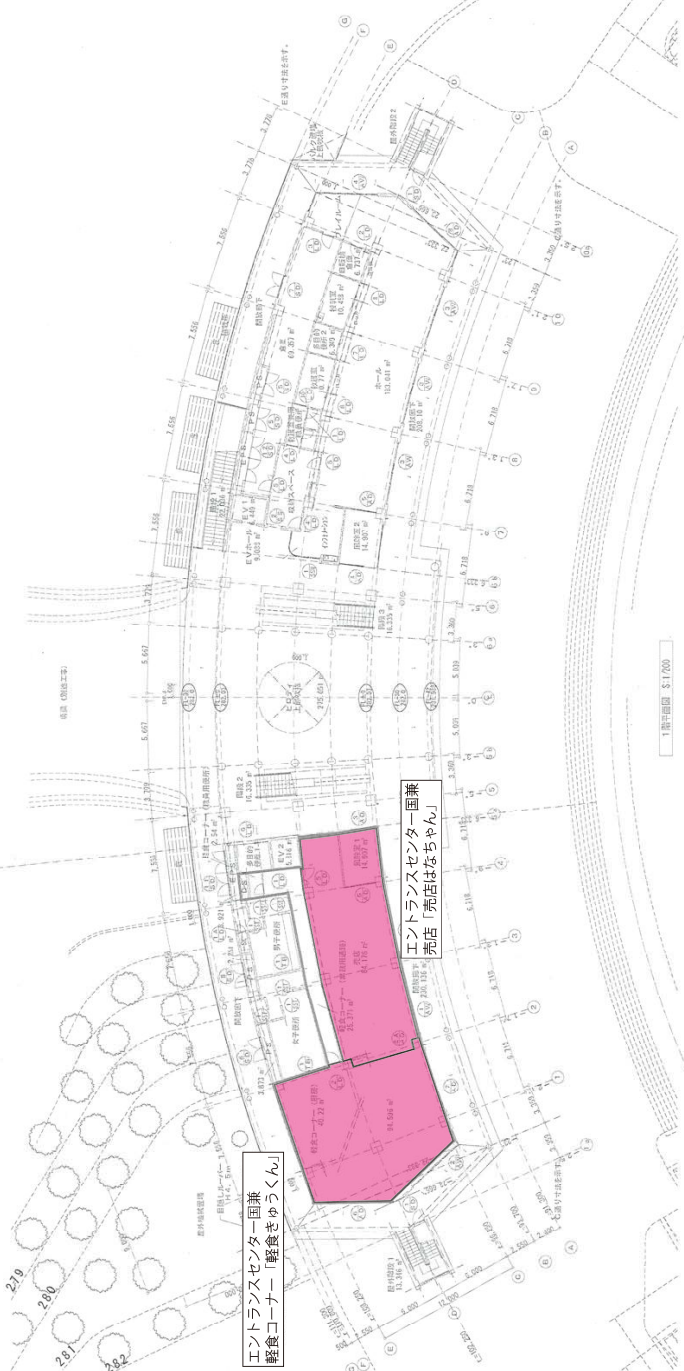
着色区外(天井裏等)において、レストランに係る電気設備、機械設備の配線、配管類については、管理範囲に含む。

管理許可予定区域

1階平面図



2階平面図 1/1,000



1階平面図 1/1,000

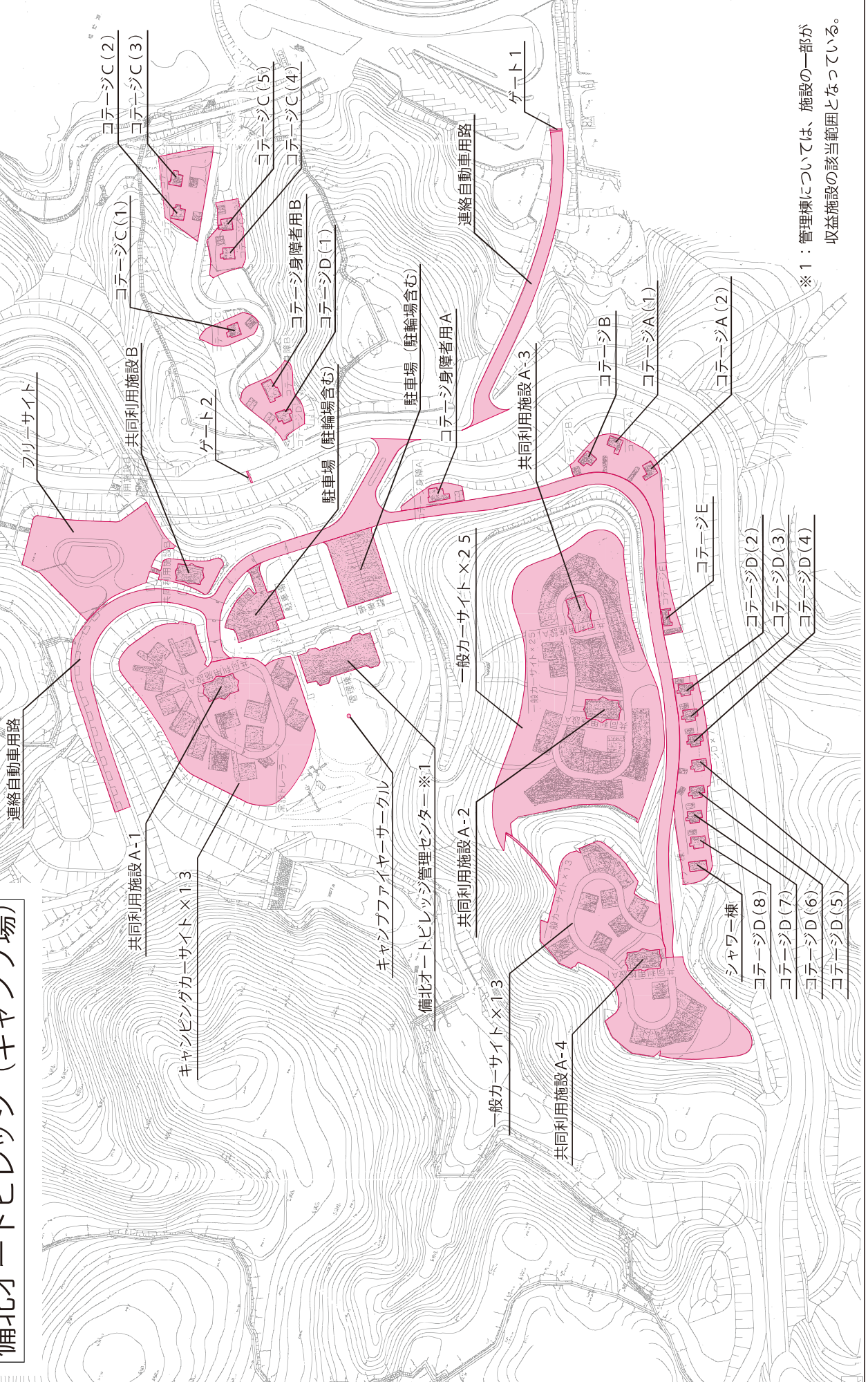
管理許可予定区域

管理施設名称 エントランスセンター 国兼 軽食コーナー 国兼 売店
 管理区域図 (1/2)
 図面番号

<p>1 概略図 (1/100)</p> <p>2 敷地面積図 (1/1,000)</p> <p>3 2階平面図 (1/1,000)</p> <p>4 1階平面図 (1/1,000)</p>	<p>5 建築計画 (1/1,000)</p> <p>6 建築計画 (1/1,000)</p> <p>7 建築計画 (1/1,000)</p> <p>8 建築計画 (1/1,000)</p> <p>9 建築計画 (1/1,000)</p> <p>10 建築計画 (1/1,000)</p>	<p>11 建築計画 (1/1,000)</p> <p>12 建築計画 (1/1,000)</p> <p>13 建築計画 (1/1,000)</p> <p>14 建築計画 (1/1,000)</p> <p>15 建築計画 (1/1,000)</p> <p>16 建築計画 (1/1,000)</p> <p>17 建築計画 (1/1,000)</p> <p>18 建築計画 (1/1,000)</p> <p>19 建築計画 (1/1,000)</p> <p>20 建築計画 (1/1,000)</p>	<p>21 建築計画 (1/1,000)</p> <p>22 建築計画 (1/1,000)</p> <p>23 建築計画 (1/1,000)</p> <p>24 建築計画 (1/1,000)</p> <p>25 建築計画 (1/1,000)</p> <p>26 建築計画 (1/1,000)</p> <p>27 建築計画 (1/1,000)</p> <p>28 建築計画 (1/1,000)</p> <p>29 建築計画 (1/1,000)</p> <p>30 建築計画 (1/1,000)</p>
---	--	---	---

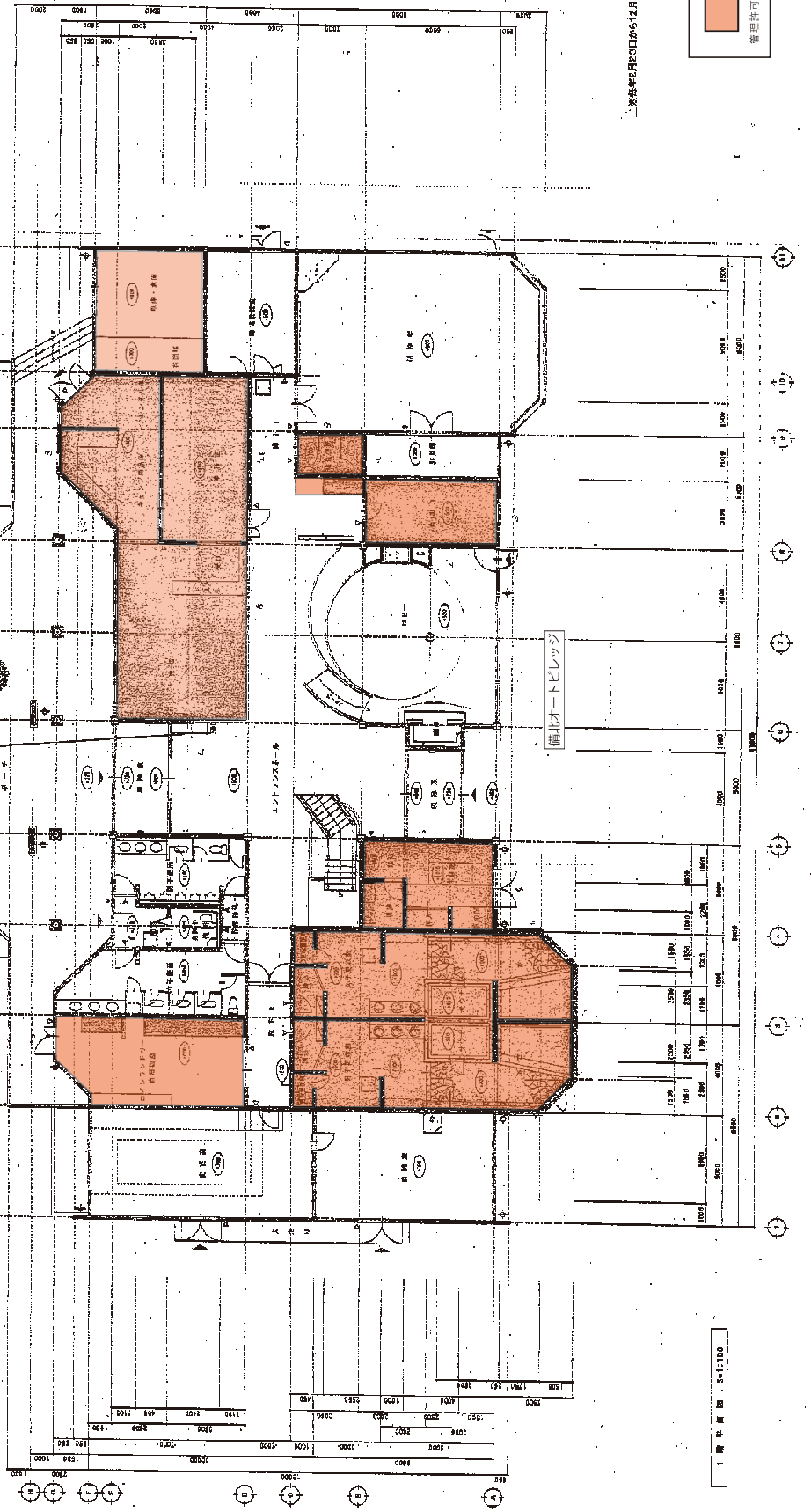
収益施設位置図

備北オートビレッジ (キャンプ場)



※1：管理棟については、施設の一部が収益施設の該当範囲となっている。

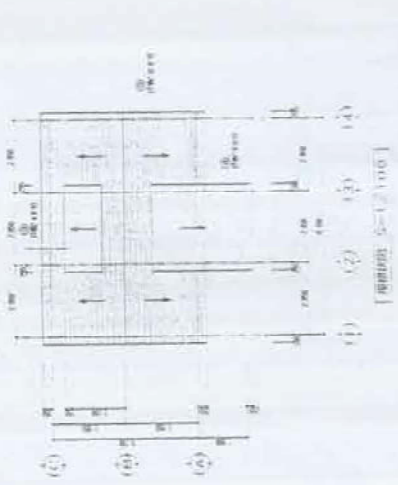
備北オートビレッジ (キャンプ場) 管理センター



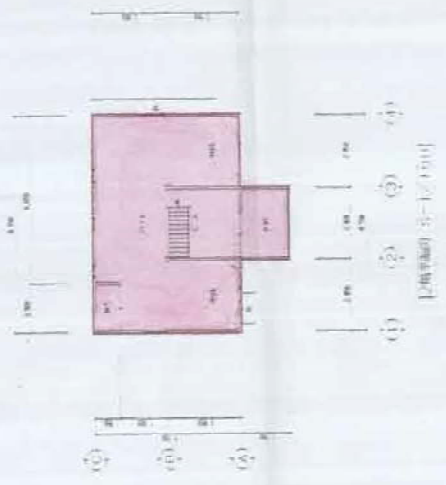
一 本図面は2025年10月15日現在の設計図面を基に作成されたものである。

管理許可予定区域

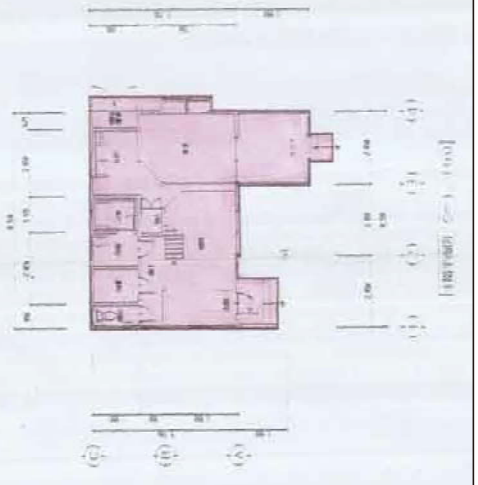
1 階平面図 55-1100



[断面図 S-1 (1/100)]



[断面図 S-2 (1/100)]



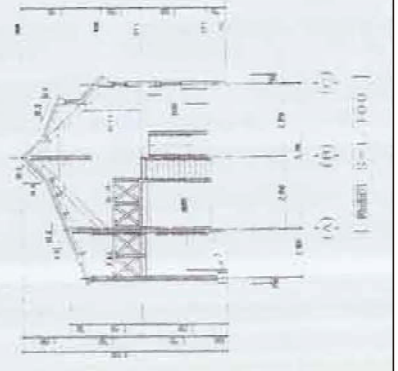
[断面図 S-3 (1/100)]



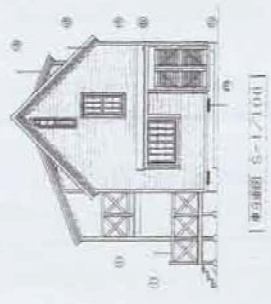
[断面図 S-1 (1/100)]



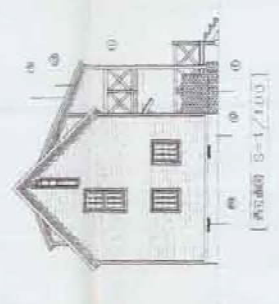
[断面図 S-1 (1/100)]



[断面図 S-1 (1/100)]



[断面図 S-1 (1/100)]



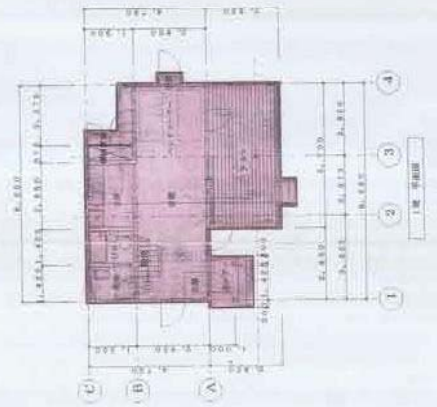
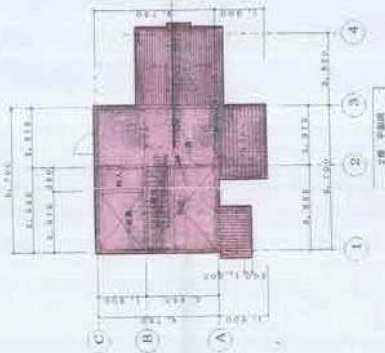
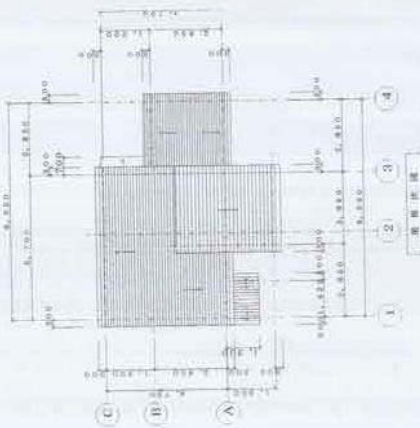
[断面図 S-1 (1/100)]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

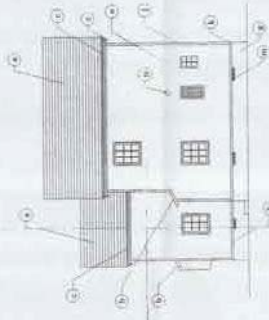
コテージA



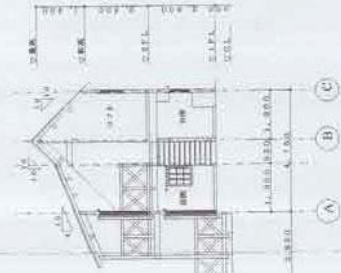
管理許可予定区域



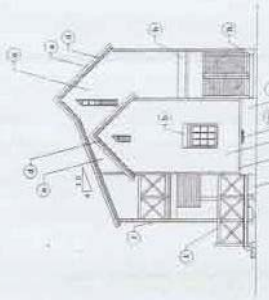
正面立面



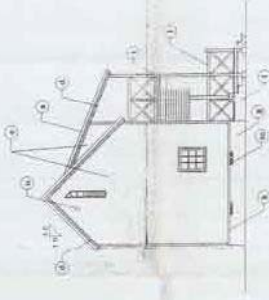
正面立面



正面立面



東立面

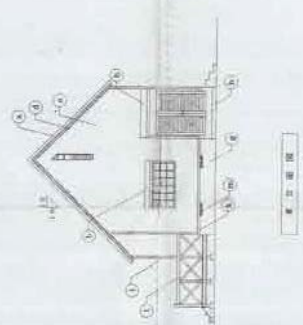
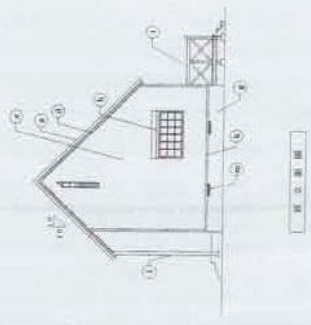
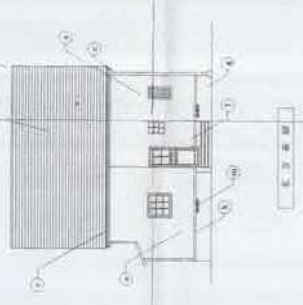
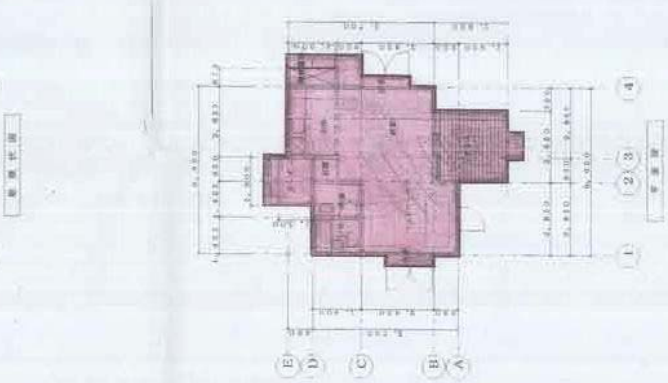
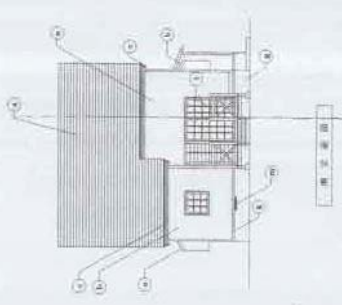
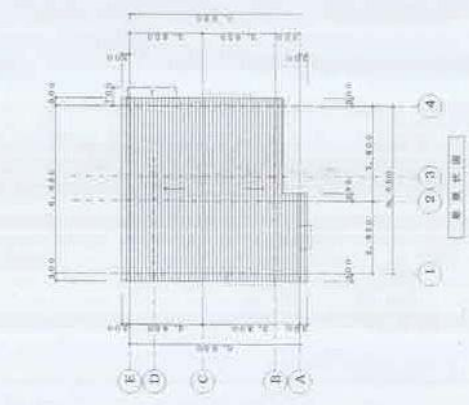


東立面

凡 例	
(1)	普通コンクリート造
(2)	ガルバリウム鋼板屋根付
(3)	真鍮
(4)	銅板
(5)	銅板
(6)	銅板
(7)	銅板
(8)	銅板
(9)	銅板
(10)	銅板
(11)	銅板
(12)	銅板
(13)	銅板
(14)	銅板
(15)	銅板
(16)	銅板
(17)	銅板
(18)	銅板
(19)	銅板
(20)	銅板
(21)	銅板
(22)	銅板
(23)	銅板
(24)	銅板
(25)	銅板
(26)	銅板
(27)	銅板
(28)	銅板
(29)	銅板
(30)	銅板
(31)	銅板
(32)	銅板
(33)	銅板
(34)	銅板
(35)	銅板
(36)	銅板
(37)	銅板
(38)	銅板
(39)	銅板
(40)	銅板
(41)	銅板
(42)	銅板
(43)	銅板
(44)	銅板
(45)	銅板
(46)	銅板
(47)	銅板
(48)	銅板
(49)	銅板
(50)	銅板
(51)	銅板
(52)	銅板
(53)	銅板
(54)	銅板
(55)	銅板
(56)	銅板
(57)	銅板
(58)	銅板
(59)	銅板
(60)	銅板
(61)	銅板
(62)	銅板
(63)	銅板
(64)	銅板
(65)	銅板
(66)	銅板
(67)	銅板
(68)	銅板
(69)	銅板
(70)	銅板
(71)	銅板
(72)	銅板
(73)	銅板
(74)	銅板
(75)	銅板
(76)	銅板
(77)	銅板
(78)	銅板
(79)	銅板
(80)	銅板
(81)	銅板
(82)	銅板
(83)	銅板
(84)	銅板
(85)	銅板
(86)	銅板
(87)	銅板
(88)	銅板
(89)	銅板
(90)	銅板
(91)	銅板
(92)	銅板
(93)	銅板
(94)	銅板
(95)	銅板
(96)	銅板
(97)	銅板
(98)	銅板
(99)	銅板
(100)	銅板

コテージ B

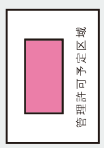


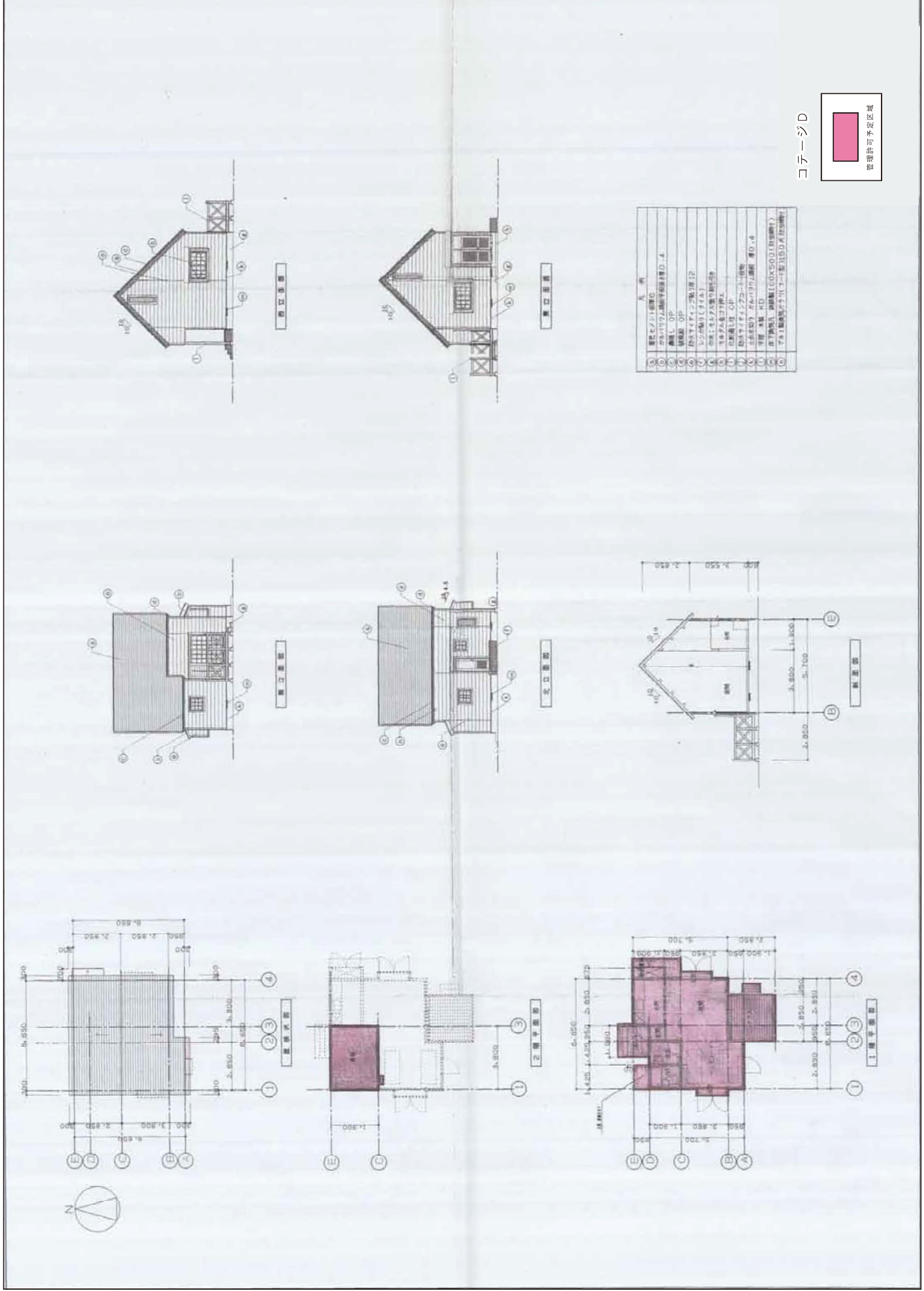


人 員

(A)	建築士(事務所)
(B)	建築士(事務所)
(C)	建築士(事務所)
(D)	建築士(事務所)
(E)	建築士(事務所)
(F)	建築士(事務所)
(G)	建築士(事務所)
(H)	建築士(事務所)
(I)	建築士(事務所)
(J)	建築士(事務所)
(K)	建築士(事務所)
(L)	建築士(事務所)
(M)	建築士(事務所)
(N)	建築士(事務所)
(O)	建築士(事務所)
(P)	建築士(事務所)
(Q)	建築士(事務所)
(R)	建築士(事務所)
(S)	建築士(事務所)
(T)	建築士(事務所)
(U)	建築士(事務所)
(V)	建築士(事務所)
(W)	建築士(事務所)
(X)	建築士(事務所)
(Y)	建築士(事務所)
(Z)	建築士(事務所)

コテージ C



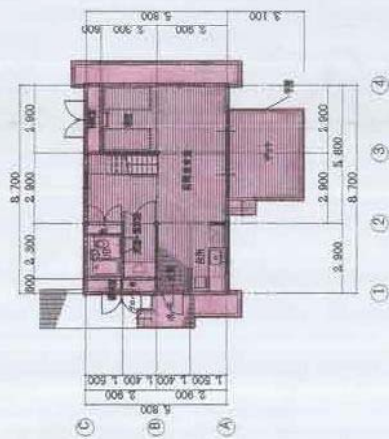


仕様表

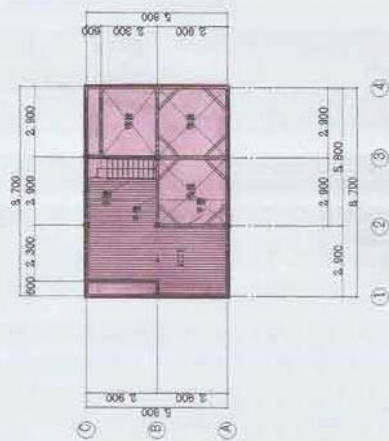
①	屋根材: 銅葺き
②	外壁材: 珪藻土珪石塗
③	床材: OP
④	内装材: 珪藻土珪石塗
⑤	窓枠材: 珪藻土珪石塗
⑥	扉枠材: 珪藻土珪石塗
⑦	床下材: OP
⑧	基礎材: 珪藻土珪石塗
⑨	土留材: 珪藻土珪石塗
⑩	土留材: 珪藻土珪石塗
⑪	土留材: 珪藻土珪石塗
⑫	土留材: 珪藻土珪石塗
⑬	土留材: 珪藻土珪石塗
⑭	土留材: 珪藻土珪石塗
⑮	土留材: 珪藻土珪石塗
⑯	土留材: 珪藻土珪石塗
⑰	土留材: 珪藻土珪石塗
⑱	土留材: 珪藻土珪石塗
⑲	土留材: 珪藻土珪石塗
⑳	土留材: 珪藻土珪石塗

コラーシD

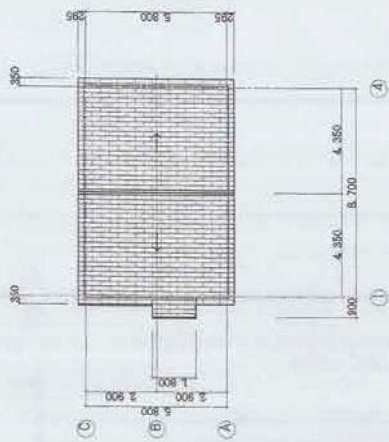
指定許可予定区域



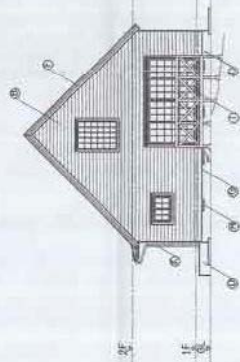
1階平面図 1/100



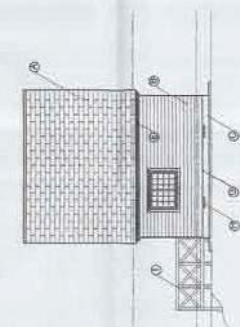
2階平面図 1/100



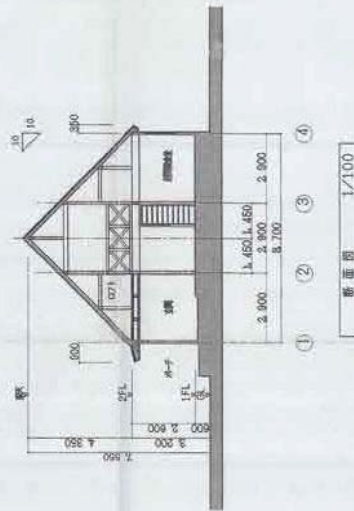
屋根伏図 1/100



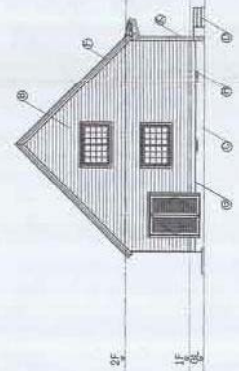
南立面図 1/100



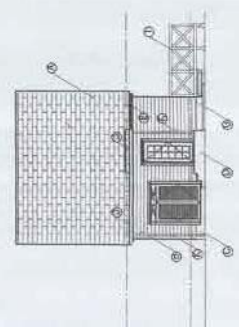
東立面図 1/100



断面図 1/100



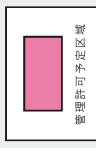
北立面図 1/100



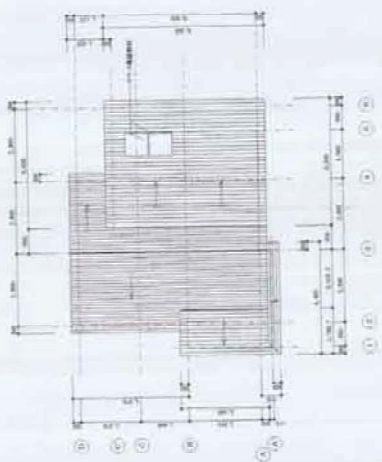
西立面図 1/100

凡 例	① 壁紙
	② 床材
	③ 天井
	④ 窓枠
	⑤ 扉
	⑥ 屋根
	⑦ 基礎
	⑧ 土留
	⑨ 土間
	⑩ 土間
	⑪ 土間
	⑫ 土間
	⑬ 土間
	⑭ 土間
	⑮ 土間
	⑯ 土間
	⑰ 土間
	⑱ 土間
	⑲ 土間
	⑳ 土間
	㉑ 土間
	㉒ 土間
	㉓ 土間
	㉔ 土間
	㉕ 土間
	㉖ 土間
	㉗ 土間
	㉘ 土間
	㉙ 土間
	㉚ 土間
	㉛ 土間
	㉜ 土間
	㉝ 土間
	㉞ 土間
	㉟ 土間
	㊱ 土間
	㊲ 土間
	㊳ 土間
	㊴ 土間
	㊵ 土間
	㊶ 土間
	㊷ 土間
	㊸ 土間
	㊹ 土間
	㊺ 土間
	㊻ 土間
	㊼ 土間
	㊽ 土間
	㊾ 土間
	㊿ 土間

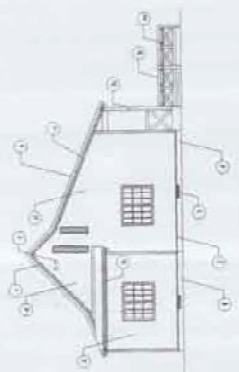
コテージ E



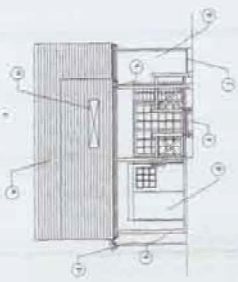
指定許可予定区域



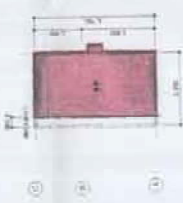
1F平面図 全1/100



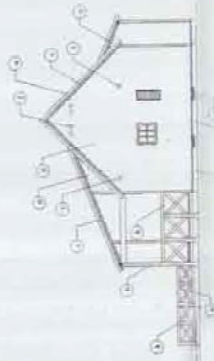
正面立面図 全1/100



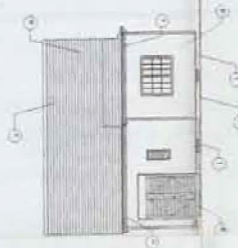
側面立面図 全1/100



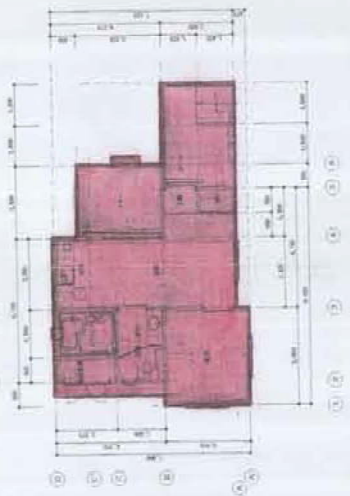
2F平面図 全1/100



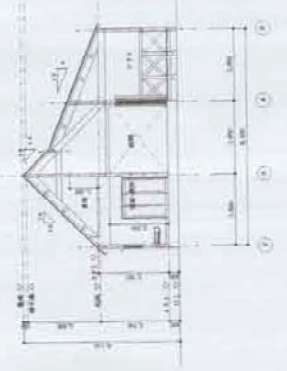
側面立面図 全1/100



正面立面図 全1/100



1F平面図 全1/100

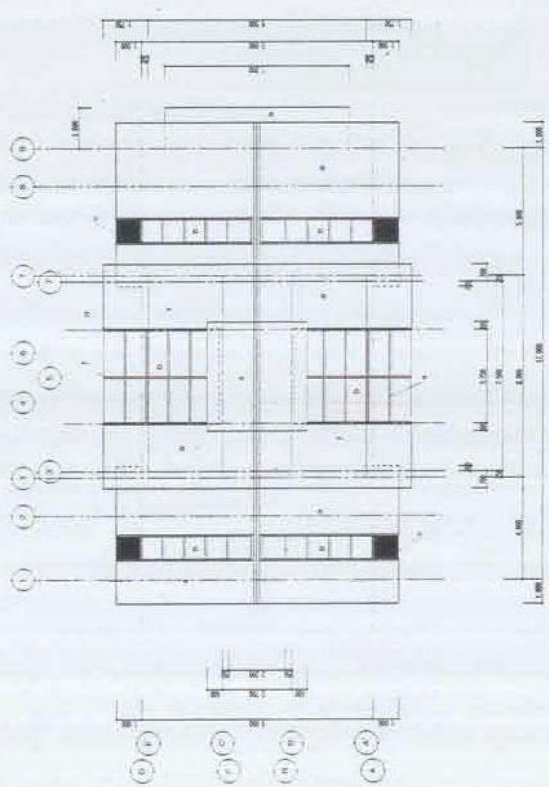


断面図 全1/100

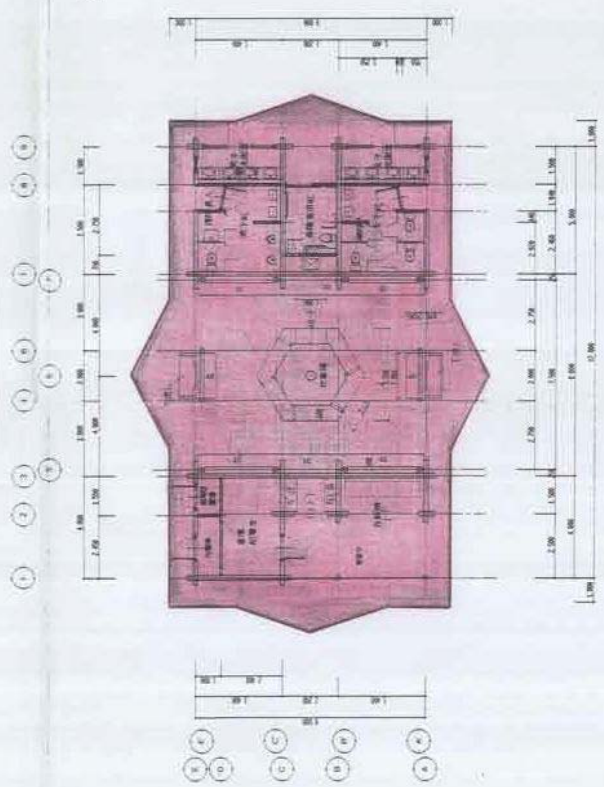
凡例	
1	躯体部分(外壁・壁)
2	屋根
3	窓枠
4	窓ガラス
5	窓サッシ
6	窓ガラス
7	窓サッシ
8	窓ガラス
9	窓サッシ
10	窓ガラス
11	窓サッシ

コテージ身障者A



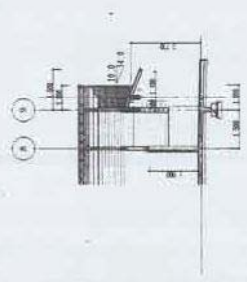


原樣保留 S=1/100

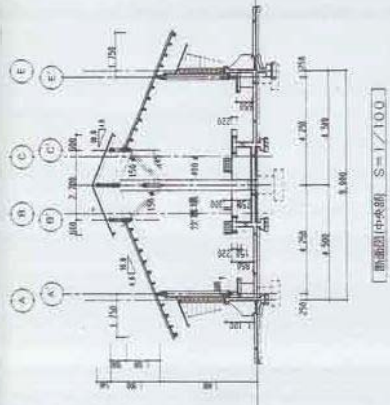


共同利用施設 S=1/100

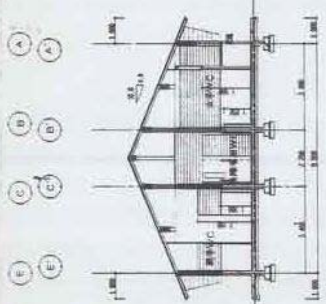
規格品仕様	
1	鋼骨付付小梁等 (規格A, B)(可成用規格品)
2	鋼骨付梁等 (規格C, D)
3	鋼骨付柱等 (規格E, F)
4	鋼骨付壁等 (規格G, H)
5	鋼骨付床等 (規格I, J)
6	鋼骨付天井等 (規格K, L)
7	鋼骨付屋根等 (規格M, N)
8	鋼骨付基礎等 (規格O, P)
9	鋼骨付その他 (規格Q, R)
10	鋼骨付その他 (規格S, T)



原樣保留断面 S=1/100

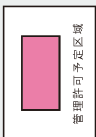


共同利用施設断面 S=1/100



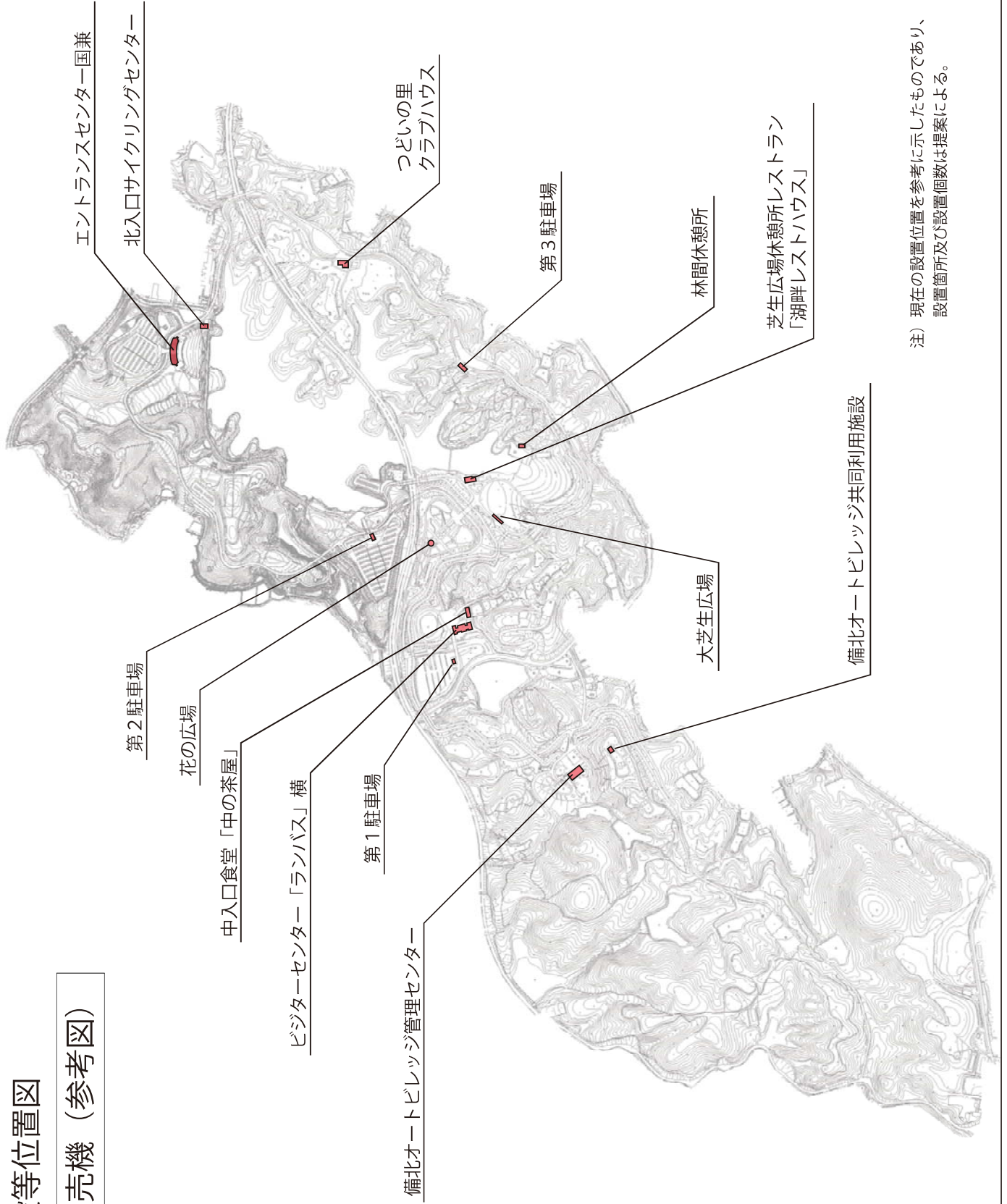
共同利用施設断面 S=1/100

共同利用施設 A



収益施設等位置図

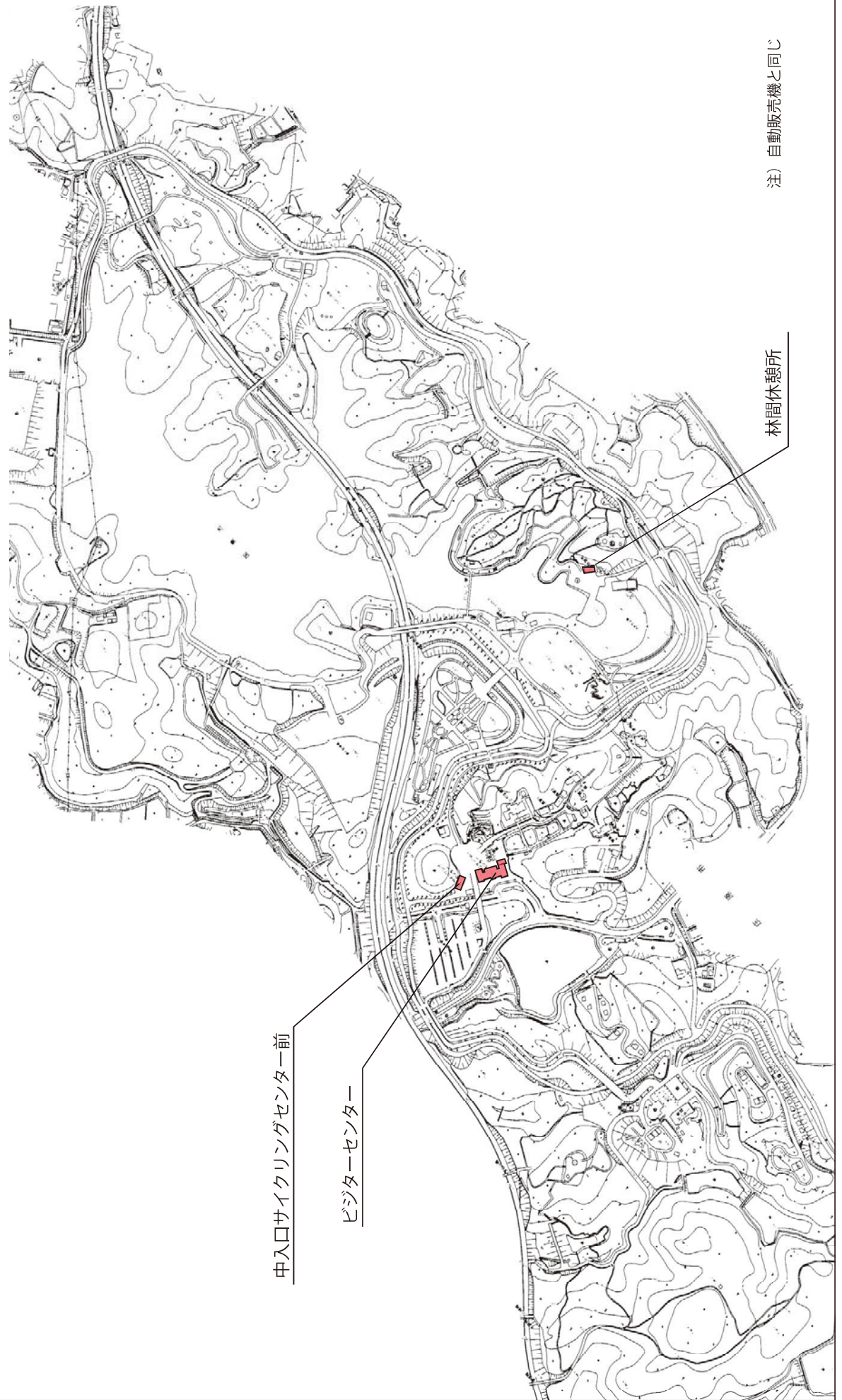
自動販売機 (参考図)



注) 現在の設置位置を参考に示したものであり、設置箇所及び設置個数は提案による。

収益施設等位置図

コインロッカー (参考図)



収益施設資産一覧表

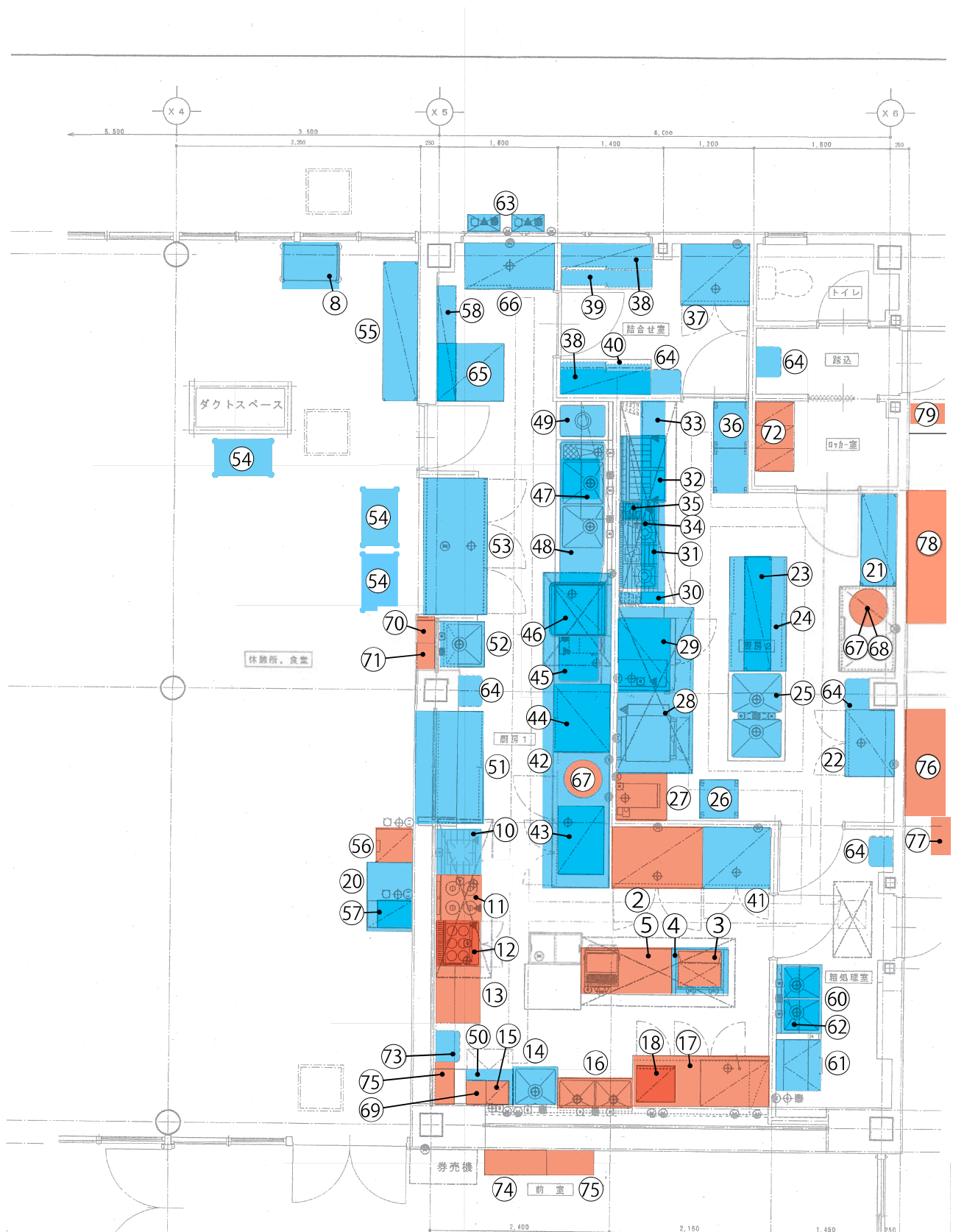
飲食施設：芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区分				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備							
		テナント什器持ち込みによる配管等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	電気設備							
		テナント什器持ち込みによる配線等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	厨房機器							
		冷凍チルド冷蔵庫	ホシザキ	HRF-120S	1	テナント		2
		電気フライヤー	ホシザキ	FL-22TA	1	テナント		3
		台	タニコー		1	国	4	
		台	タニコー		1	テナント		5
		台			1	国	8	
		寸胴レンジ	タニコー	TAP-TGP-60	1	国	10	
		ガスウオーマー	タニコー	TGW-60	1	テナント		11
		茹麺器	タニコー	N-TU-60	1	テナント		12
		台			1	テナント		13
		一槽シンク	タニコー		1	国	14	
		かき水器	中国コーポ	HF700P	1	テナント		15
		二槽シンク	タニコー		1	テナント		16
		台下冷蔵庫	ホシザキ	RT18PNA	1	テナント		17
		電子レンジ	ホシザキ	HM-16B	1	テナント		18
		作業台			1	国	20	
		エレファントシェルフ			1	国	21	
		チルド冷蔵庫			1	国	22	
		上棚			1	国	23	
		台下戸棚			1	国	24	
		二槽シンク			1	国	25	
		移動台			1	国	26	
		自動計量洗米装置			1	テナント		27
		立体炊飯器			1	国	28	
		スチームコンベクションオープン			1	国	29	
		脇台			1	国	30	
		ガステーブル			1	国	31	
		ガス自動フライヤー			1	国	32	
		脇台			1	国	33	
		パイプ棚			1	国	34	
		パイプ棚			1	国	35	
		移動台			2	国	36	
		チルド冷蔵庫			1	国	37	
		吊戸棚			2	国	38	
		台下戸棚			1	国	39	
		台下戸棚			1	国	40	

区分	施設			数量	財産区分	図面番号	
	機器名	メーカー	形式			国	テナント
			台下戸棚	1	国	40	
			冷凍庫	1	国	41	
			台下冷蔵庫	1	国	42	
			卓上冷凍スライサー	1	国	43	
			食器戸棚	1	国	44	
			クリーンテーブル	1	国	45	
			ドア型自動食器洗浄機	1	国	46	
			ラックシェルフ	1	国	47	
			ソイルドテーブル	1	国	48	
			ダストテーブル	1	国	49	
			製氷機(キューブアイス)	1	国	50	
			台下戸棚	1	国	51	
			一槽シンク	1	国	52	
			バススルー冷蔵庫	1	国	53	
			エレファントSUカート	3	国	54	
			ソリッドエレファントシェルフ	1	国	55	
			ティーサーバー	1	テナント		56
			チップアイスディスペンサー	1	国	57	
			平棚	2	国	58	
			二槽シンク	1	国	60	
			ロストルクリーナー	1	国	61	
			平棚	1	国	62	
			瞬間湯沸器	2	国	63	
			手洗器	6	国	64	
			サーバー台	1	国	65	
			冷蔵ショーケース	1	国	66	
			ジャー 2台				
			ジャー 5台				
			スーブウオーマー				
			ビールサーバー				
			コーヒーウオーマー				
			ソフトクリームサーバー				
			冷凍ショーケース				
			冷凍ストッカー				
			プレハブ冷蔵庫				
			プレハブ冷蔵庫用室外機				
			プレハブ冷凍庫				
			プレハブ冷凍庫用室外機				
内装							
			ロッカー				
	テーブルセット		子供用椅子	6	テナント		72
			上記以外椅子	一式	国		
			無煙ロースター	一式	国		
	券売機			1	テナント		
	その他営業機材			一式	テナント		

※ 図面番号 1,6,7,9,19,59 欠番

備北丘陵公園 財産区分図
芝生広場休憩所レストラン「湖畔レストハウス」



凡例	
	テナントが設置
	国が設置
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の図面番号とする	

収益施設資産一覧表

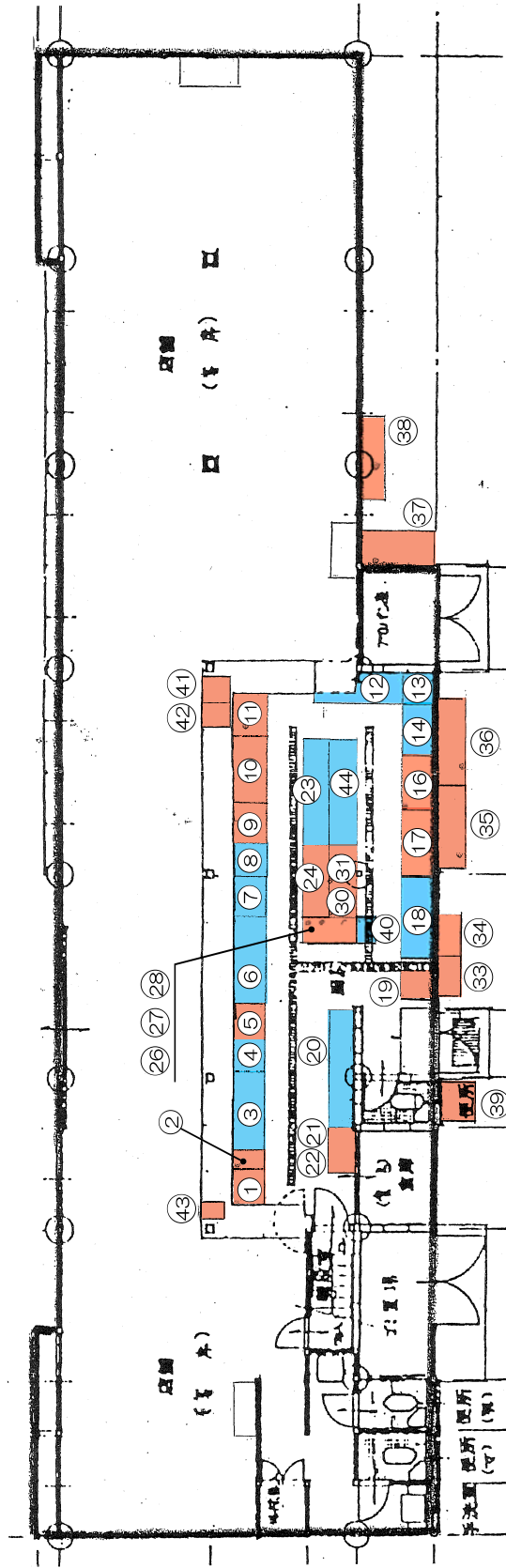
飲食施設：中入口食堂「中の茶屋」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備							
		テナント什器持ち込みによる配管等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	電気設備							
		テナント什器持ち込みによる配線等			一式	テナント		
		上記以外			一式	国		
	厨房機器							
		ソフトクリームサーバー			1	テナント		1
		一槽シンク			1	テナント		2
		台下冷凍庫	ホシザキ	FT150SNA	1	国	3	
		二槽フライヤー	ホシザキ		1	国	4	
		一槽フライヤー	ホシザキ		1	テナント		5
		二槽シンク	マルゼン		1	国	6	
		寸胴用コンロ	マルゼン		1	国	7	
		調理台	マルゼン		1	国	8	
		ガス式ウォーマー	タニコー		2	テナント		9
		角型うどん釜	タニコー		1	テナント		10
		二槽シンク			1	テナント		11
		二槽シンク			1	国	12	
		食器洗浄機	ホシザキ		1	国	13	
		平台			1	国	14	
		台下冷蔵庫	フクシマ	RXC-40RJ	1	テナント		16
		4口コンロ	タニコー	T1222	1	テナント		17
		4ドア冷凍庫	ホシザキ	HF-120PV3	1	国	18	
		ライスロボ	イセキ	AR-440A-LP	1	テナント		19
		6ドア冷蔵庫	ホシザキ	HR-180PV3	1	国	20	
		製水機	ホシザキ	IM-45TL-1	1	テナント		21
		電子レンジ	ホシザキ	HM-16A	1	テナント		22
		台下冷蔵庫	ホシザキ	RT-180PNA	1	国	23	
		台下冷凍庫	ホシザキ	FT150SNA	1	テナント		24
		ジャー	象印	THA-C80	1	テナント		26
		ジャー	象印	THS-C80A	1	テナント		27
		ジャー	象印	THA-C80	1	テナント		28
		ウォーマー	タイジ	FW-T42N	1	テナント		30
		ウォーマー	タイジ	FW-T42N	1	テナント		31
		給湯器	NORITZ	GQ-3210WS	1	テナント		33
		給湯器	NORITZ	GQ-2438WS	1	テナント		34
		冷凍ストッカー			1	テナント		35
		冷蔵庫			1	テナント		36
		冷凍ストッカー			1	テナント		38
		洗濯機			1	テナント		39

区分	施設			数量	財産区分	図面番号	
	機器名	メーカー	形式			国	テナント
	オープン	リンナイ	RCK-10M	1	国	40	
	給茶器			1	テナント		41
	冷水器			1	テナント		42
	コーヒーサーバー			1	テナント		43
	食器収納庫			1	テナント		44
内装							
	簡易物置			1	テナント		37
	テーブルセット						
	テーブル			一式	国		
	椅子			一式	国		
	券売機			1	テナント		
	その他営業機材			一式	テナント		

※ 図面番号 15, 25, 29, 32 欠番

備北丘陵公園 財産区分図
 中入口食堂「中の茶屋」



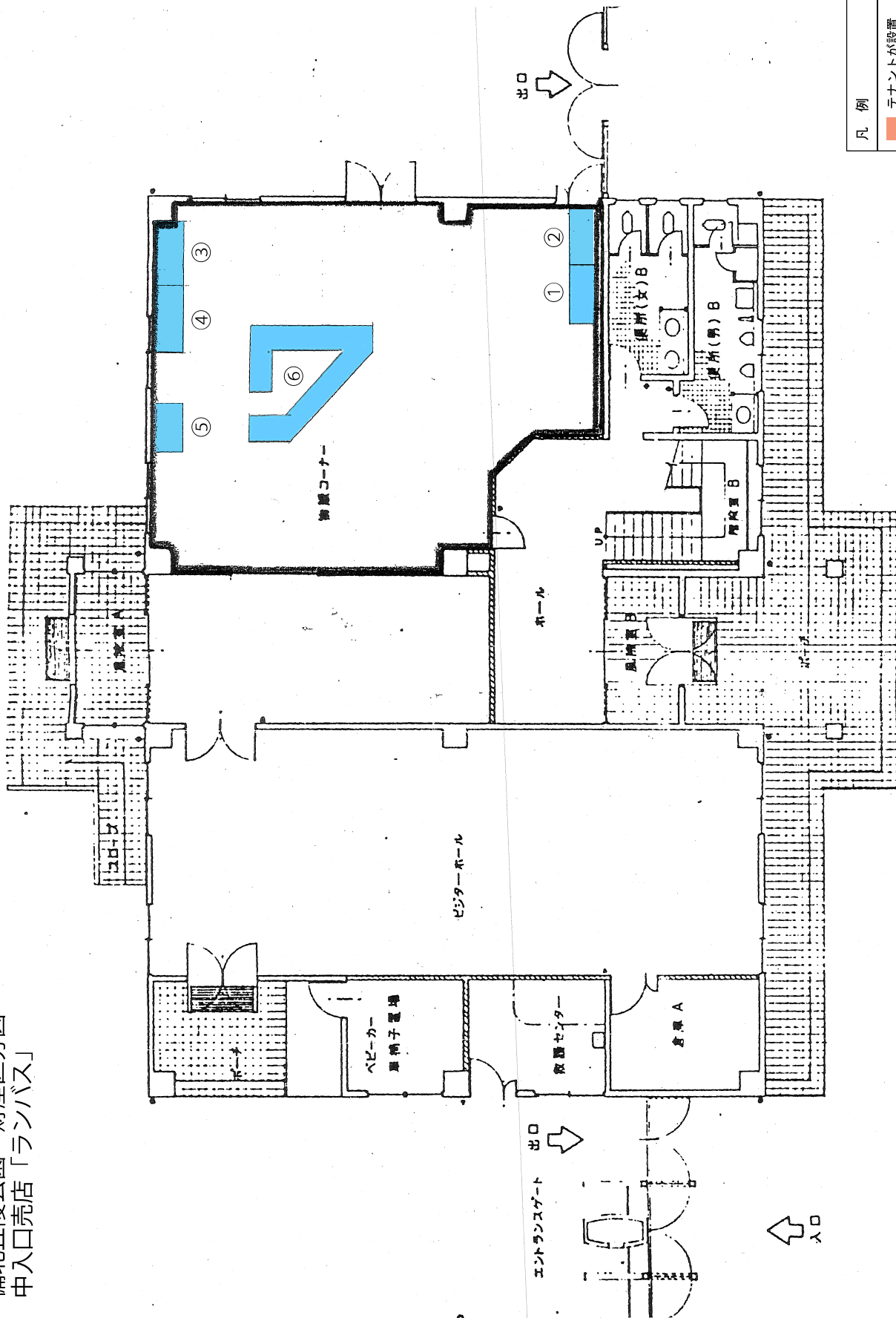
凡例	
	テナントが設置
	国が設置
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の 図面番号とする	

収益施設資産一覧表

飲食施設：中入口売店「ランパス」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	店舗設備				一式	国		
		冷蔵ショーケース	サンデン	RSD-LS1303Y	1	国	1	
	冷蔵ショーケース	サンデン	RSD-LS1303Y	1	国	2		
	冷蔵庫	ホシザキ	RS-120P	1	国	3		
	冷蔵庫	ホシザキ	RS-121P	1	国	4		
	冷凍ショーケース	サンヨー	GSR-D1503Y-B	1	国	5		
	レジ周りカウンター			1	国	6		
	上記以外ショーケース、棚			一式	テナント			
内装	レジ				1	テナント		
	その他営業機材				一式	テナント		

備北丘陵公園 財産区分図
 中入口売店「ランバス」



凡例	
テナントが設置	①
国が設置	②
※〇の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の 図面番号とする	

(物販 管理事務所 概)

収益施設資産一覧表

飲食施設：エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	厨房機器				一式	国		
		冷凍庫	ホシザキ	HF-180X3	1	国	1	
		冷蔵庫	ホシザキ	HR-180CX	1	国	2	
		プレバブ冷蔵庫 冷蔵ユニット		HUS-11RA	1	国	3	
		一槽シンク	タニコー		1	国	5	
		調理台	タニコー	TX-WCT-150NB	1	国	6	
		作業台	タニコー	TX-WT-150NT	1	国	7	
		ソリッドエレファントシェルフ			1	国	9	
		炊飯台	タニコー		1	国	10	
		スープレンジ	タニコー	TAP-TGP-60FSG	1	国	11	
		調理台	タニコー	TX-WCT-150NB	1	国	15	
		ステコン専用架台	タニコー	TSCO-BB10N	1	国	16	
		吊戸棚	タニコー	TX-HBC-120	2	国	19	
		炊飯器	リンナイ	PR-50S1	1	国	26	
		スチームコンベクションオープン	タニコー	TSCO-10EBN	1	国	27	
		調理台	タニコー	TX-WDT-150NB	1	国	28	
		吊戸棚	タニコー	TX-HCB-120	1	国	29	
	作業台	タニコー		1	国	30		
	サービステーブル	タニコー		1	国	32		
	製氷機	ホシザキ	CM-300AYF-SA	1	国	38		
	作業台	タニコー		1	国	40		
	ソイルドテーブル	タニコー		1	国	41		
	ラックシェルフ	タニコー		1	国	42		
	ドア型食器洗浄機	タニコー	TDWD-606SG16R	1	国	43		
	クリーンテーブル	タニコー		1	国	44		
	ソリッドエレファントシェルフ			1	国	45		
	コールドテーブル冷蔵庫	ホシザキ	RT-150SDE	1	国	50		
	一槽シンク	タニコー		2	国	51		
	トッピングコールド(パスタ用)	ホシザキ	RT-150SDE-H	1	国	52		
	スパゲッティボーラー	タニコー	TG-SB-3	1	国	53		
	PIZZA OVEN	トロナジャヤパン	TJ-D400	1	国	56		
	トッピングコールド(ピザ用)	ホシザキ	RT-120SDE-H	1	国	57		
	一槽シンク	タニコー		1	国	58		
	ガステーブル	タニコー		1	国	59		
	コンベクションオープン	ニチワ	SCO-6	1	国	60		
	ガステーブル	タニコー		1	国	61		
	台	タニコー		1	国	62		
	冷蔵庫	ホシザキ	HR-75CX	1	国	63		
	ホットフードウォーマーユニットⅡ	タニコー		1	国	66		

区分	施設			数量	財産区分	図面番号	
	機器名	メーカー	形式			国	テナント
		ホットフードユニット	タニコー	1	国	67	
		温蔵庫	日経パネルステム	4	国	68	
		ヒートランプウォーマー		4	国	69	
		ホットフードウォーマーユニット I	タニコー	1	国	70	
		ガステーブル	タニコー	1	国	71	
		置台	タニコー	1	国	72	
		コールドディスプレイユニット (サラダ・デザート)	タニコー	1	国	76	
		低コールドテーブル	ホシザキ	1	国	77	
		サービスステーション	タニコー	1	国	81	
		製氷機(チップ)	ホシザキ	1	国	86	
		コールドディスプレイユニット (サラダ・デザート)	タニコー	1	国	90	
		低コールドテーブル	ホシザキ	1	国	91	
		机		8	国	94	
		エレファントシェルフ		1	国	95	
		上記以外の機器		一式	テナント		
内装	テーブルセット	子供用椅子		一式	テナント		
		上記以外のテーブル、椅子		一式	国		
	その他営業機材			一式	テナント		

※ 図面番号 4, 8, 12~14, 17, 18, 20~25, 31,33~37, 39,46~49, 54,55, 64,65, 73~75, 78~80, 82~85, 87~89, 92, 93, 欠番

備北丘陵公園 財産区分図
 エントランスセンター国兼レストラン「レストラン国兼」(2Fレストラン)



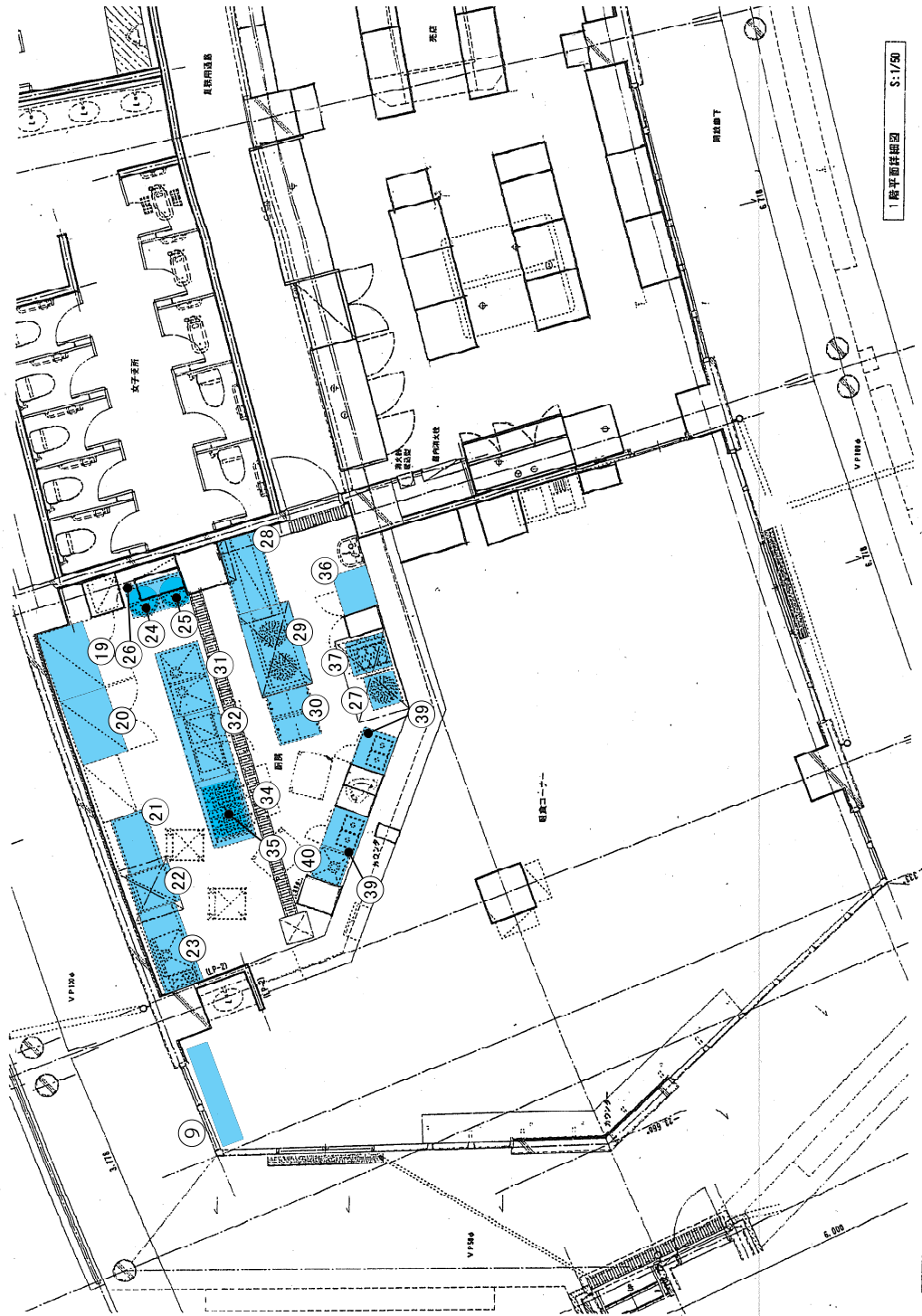
収益施設資産一覧表

飲食施設：エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食きゅうくん」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	厨房機器							
		エレファントシェルフ			1	国	9	
		冷凍庫	ホシザキ	HF-120X3	1	国	19	
		冷蔵庫	ホシザキ	HR-120CX	1	国	20	
		クリーンテーブル	タニコー		1	国	21	
		ドア型食器洗浄機	タニコー	TDWD-606SG16R	1	国	22	
		ソイルドテーブル	タニコー		1	国	23	
		炊飯台	タニコー	TX-R-120T	1	国	24	
		炊飯器	リンナイ	RR-50S1	1	国	25	
		平棚	タニコー	TX-H-120S	1	国	26	
		電気スープレンジ	タニコー	TEP-S-60	1	国	27	
		調理台	タニコー	TX-WCT-150AW	1	国	28	
		スープレンジ	タニコー	TAP-TGP-120FSG	1	国	29	
		コールドテーブル冷凍庫	ホシザキ	FT-120SPE	1	国	30	
		二槽シンク	タニコー	TX-2S-120ANB	1	国	31	
		コールドテーブル冷蔵庫	ホシザキ	RT-120SDE	1	国	32	
		ドロワー冷蔵庫	ホシザキ	RTL-120DDC	1	国	34	
		卓上電気フライヤー	タニコー	TCFL-4560E	1	国	35	
		コールドテーブル冷蔵庫	ホシザキ	RT-120SNE	1	国	36	
		電気ゆで麺器	タニコー	TEU-50A-0	1	国	37	
		電気ウォーマーテーブル	タニコー		1	国	39	
		一槽シンク	タニコー		1	国	40	
		上記以外の機器			一式	テナント		
内装	テーブルセット	テーブル			一式	国		
		椅子			一式	国		
	その他営業機材				一式	テナント		

※ 図面番号 1~8,10~18,33,38 欠番

備北丘陵公園 財産区分図
 エントランスセンター国兼軽食コーナー「軽食きゆうくん」(1F軽食)



凡例	
■ テナントが設置	
■ 国が設置	
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の 図面番号とする	

1階平面詳細図 S:1/50

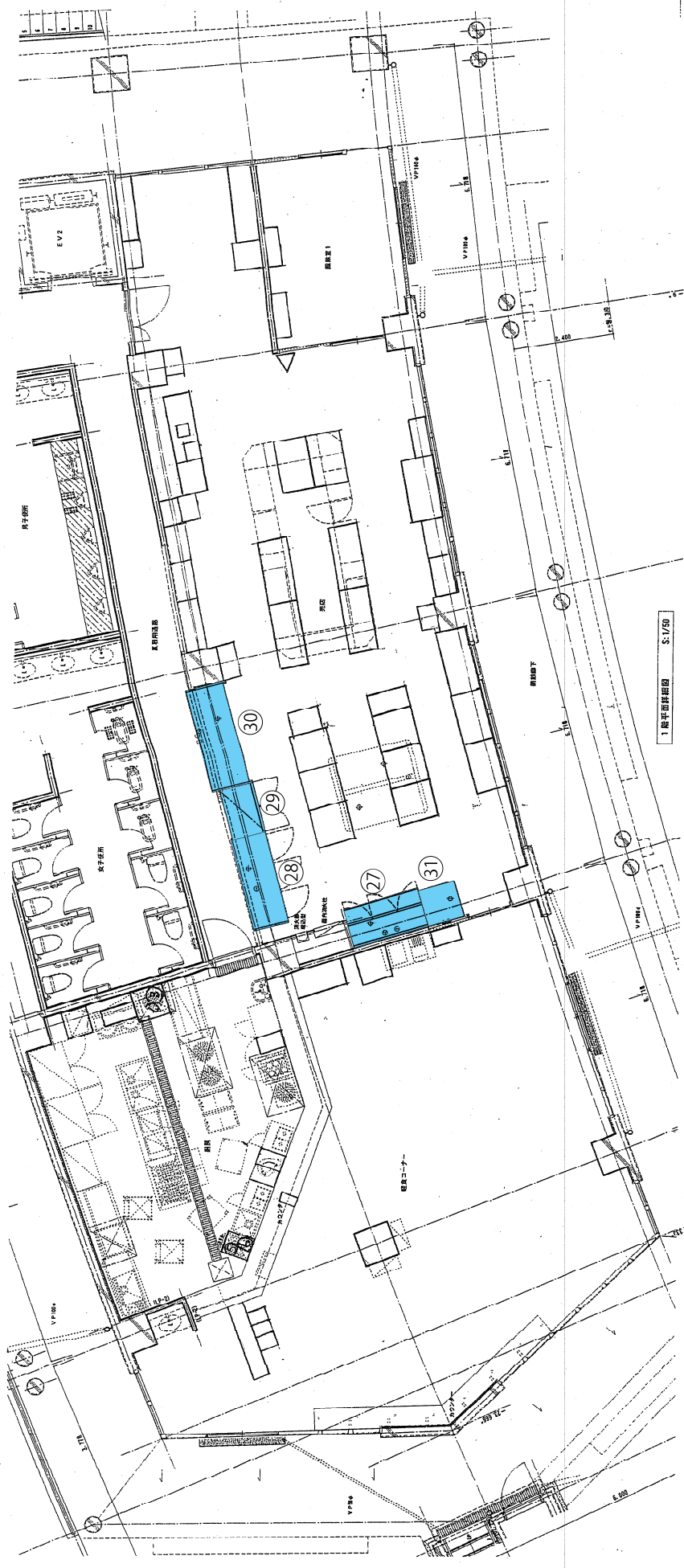
収益施設資産一覧表

物販施設：エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」

区分		施設			数量	財産区分	図面番号	
		機器名	メーカー	形式			国	テナント
躯体	建物区体				一式	国		
設備	空調設備				一式	国		
	給排水設備				一式	国		
	電気設備				一式	国		
	店舗設備							
		デュアル型冷凍ショーケース	三菱電機	EA-JC665BSK	1	国	27	
		リーチイン冷蔵ショーケース	三菱電機	GV-HB7UA	1	国	28	
		リーチイン冷蔵ショーケース	ホシザキ	RS-120X-4G	1	国	29	
		青果用オープンショーケース	三菱電機	RA-PS855LM	1	国	30	
		催事用冷蔵ショーケース	三洋電機	SAR-E900FEN	1	国	31	
		上記以外のショーケース、棚			一式	テナント		
内装								
	レジ				1	テナント		
	その他営業機材				一式	テナント		

図面番号 1～26 欠番

備北丘陵公園 財産区分図
 エントランスセンター国兼売店「売店はなちゃん」(1F売店)



凡例
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: orange; margin-right: 5px;"></div> テナントが設置 </div>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: lightblue; margin-right: 5px;"></div> 国が設置 </div>
※○の番号は別紙「収益施設資産一覧表」の 図面番号とする

収益施設財産区分表

レンタサイクル施設(2棟)

区分		施設		数量	財産区分
		機器名	形式		
躯体	建物躯体			一式	国
設備	空調設備			一式	国
	給排水設備			一式	国
	電気設備			一式	国
運営機材	運営機材			一式	
		コンプレッサー	AC-02-H	1	テナント
		物品棚	2100×1800×45	1	テナント
		冷蔵庫	NR-092FM	1	テナント
		両袖机	CD-147	1	テナント
		ストーブ	GH-F1500	1	テナント
		キーボックス	KC-240	1	テナント
		書庫	SBA-22	1	テナント
		ツールスタンド	FC-30	1	テナント
		子供車 黄 18インチ		5	テナント
		子供車 青紫 22インチ		1	テナント
		子供車 青紫 20インチ		2	テナント
		一般車 紫 24インチ		27	テナント
		一般車 銀 26インチ		20	テナント
		一般車 桃 26インチ		10	テナント
		一般車 青 26インチ		7	テナント
		一般車 赤 20インチ		10	テナント
		一般車 銀 22インチ		10	テナント
		一般車 銀 20インチ		10	テナント
		子供車 青・桃 20インチ		10	テナント
		一般車 銀 26インチ		8	テナント
		子供車 桃 18インチ		10	テナント
		電動 桃 26インチ		10	テナント
		子供車 青 22インチ		25	テナント
		子供車 青・オレンジ 20インチ		20	テナント
		一般車 同乗機付 26インチ		42	テナント
		一般車 黒 26インチ		15	テナント
		子供車 青 16インチ		1	テナント
		電動 赤 26インチ		1	テナント
		電動 桃 24インチ		1	テナント
		MTB(子供車) 赤 22インチ		1	テナント
		MTB(子供車) 白 22インチ		1	テナント
		一般車 黒 26インチ		1	テナント
		一般車 青 27インチ		1	テナント
		一般車 黒 27インチ		1	テナント
		子供車 赤 16インチ		5	テナント

区分	施設		数量	財産区分
	機器名	形式		
	子供車 黄 18インチ		10	テナント
	MTB(子供車) 緑 20インチ		10	テナント
	MTB(子供車) 黒 22インチ		8	テナント
	電動 黒 26インチ		12	テナント
	電動 黄 26インチ		3	テナント
	BMX 赤 20インチ		10	テナント
	ヘルメット(大)		39	テナント
	ヘルメット(中)		180	テナント
	ヘルメット(小)		68	テナント
	券売機		2	テナント
その他営業資材			一式	テナント

※1 自転車については、現任施設等管理者から全台数を有償で引き継ぐものとする。

※2 移動できる機材が大半のため、図面は添付していない。

※3 財産区分に疑義がある場合、又は不明な機材等については、監督職員又は現任施設等運営者に確認すること。

収益施設資産一覧表

備北オートビレッジ(キャンプ場)

区分		場所		機器名	形式	数量	財産区分
		建物	場所				
躯体	建物躯体	全建築物				一式	国
設備	空調設備	全設備				一式	国
	給排水設備	全設備				一式	国
	電気設備	全設備				一式	国
	運営資機材					一式	
			事務室	事務用チェアー	VF-250SG	4	テナント
				事務用チェアー	T510-01001A	1	国
				両袖机	コクヨSD-BSE	1	国
				両袖机	コクヨSD-BSE	4	テナント
				書類棚	引出タイプの大型ケース	1	国
				保管庫デリカウオー	VGR-1058	6	国
				スライドボード	NSB-1030	1	国
				テレホンスタンド	内田洋行	1	テナント
				テレフォンスタンド	L-400型	1	国
				金庫	キング工業 98年型	1	国
				ミニコンポ	MD-F10-S	1	国
				放送器	PA-716	1	国
				リモート操作器	NCE-5027A	1	国
				シュレッダー	ライオン2270SW	1	国
				プリンター(リース)	SHARP MX-3111F	1	テナント
				AED	(半自動除細動器)ハートスタート HS1 フィリップス	1	テナント
			休憩室	テレビデオ	TH-21EV10	1	国
				冷蔵庫	NR-A7T2-H	1	国
				ローテーブル		1	テナント
			売店	冷凍ショーケース	FS-63ST3	1	国
				冷蔵庫	SCR-R551G	1	テナント
				冷蔵庫 アイス用	SCR-075G	1	テナント
				冷蔵庫 アイス用	SCR-R2000	1	テナント
				中量棚	ボトルレス型	1	国
				冷蔵庫	SAR-245CHW	1	テナント
				冷蔵庫	SMR-SD150	1	テナント
				冷蔵庫	SAR-490G	1	テナント
				冷蔵庫	SAR-460G	1	テナント
				レジスター	NEC	1	テナント
				椅子	事務用チェアー-TA110 L型肘ゴムキャスター	1	国
			管理棟	ローカル放送装置架	JD22925 放送設備更新時に交換(形式不明)	1	国
				放送制御架4	VC21720 放送設備更新時に交換(形式不明)	1	国
				硬貨選別計数器	8C-605421	1	キャンプ場
				机	C-1845	2	キャンプ場
				ロッカー	ウチダ	1	キャンプ場
				ラミネーター	LAM-902T	1	キャンプ場
				パンチ(大)		1	キャンプ場
				ラミネーター		1	キャンプ場
				カラープリンター	キャノン		キャンプ場
				タンカ	米式タンカ YAA-W	1	国
				医務用ごみ箱		1	国

区分	場所		機器名	形式	数量	財産区分	
	建物	場所					
			医薬品用棚		1	国	
			ベッド		1	国	
			冷蔵庫	NR-B13T3	1	国	
			スチール書庫	DF-36N	1	国	
			傘立て	US-12型 クローズタイプ	2	国	
			灰皿		3	テナント	
			フロージャッキ	TM71206	1	テナント	
		倉庫	水屋	内田ビジネスキッチン333-3298 TYPE-90	1	国	
			冷蔵庫	NR-C376MR-H	1	テナント	
			灰皿		1	テナント	
			食器棚		1	テナント	
			キッチン棚		1	テナント	
			棚		1	テナント	
			電子レンジ	NE-J40	1	テナント	
			ゴミ箱(大)		1	テナント	
			ゴミ箱(小)		1	テナント	
			コインランドリー室	乾燥機	CD-S45C1	5	国
		洗濯機		ASW-45C	5	国	
		コインロッカー			2	国	
		オフィスボード		LW-36HWA	1	国	
		机			1	テナント	
		流し台			1	国	
		浴室	ベンチ		2	テナント	
			ロッカー		2	国	
	コテージ B-1		シングルベッド		4	国	
				テーブル		1	国
				いす		4	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-140	1	テナント
				トイレウォシュレット		1	テナント
	コテージ B-2		2段ベッド		2	国	
				シングルベッド		2	国
				テーブル		1	国
				いす		6	テナント
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント
				トイレウォシュレット		1	テナント
	コテージ B-3		シングルベッド		6	国	
				テーブル		1	国
				いす		6	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
				トイレウォシュレット		1	テナント
				シングルベッド		6	国
	コテージ B-4		テーブル		1	国	
				いす		6	国
				掃除機		1	テナント
				冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
				トイレウォシュレット		1	テナント
				シングルベッド		6	国
				2段ベッド		2	国

区分	場所		機器名	形式	数量	財産区分
	建物	場所				
	コテージ B-6		シングルベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		6	テナント
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
			扇風機		1	テナント
	コテージ B-7		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント
	コテージ B-8		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
	コテージ B-9		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	NR-B142J	1	テナント
	コテージ B-10		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	NR-B140W	1	テナント
	コテージ B-11		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
	コテージ B-12		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	ER-7G	1	テナント
	コテージ B-13		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント
	コテージ B-14		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
	コテージ		シングルベッド		4	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国

区分	場所		機器名	形式	数量	財産区分
	建物	場所				
	B-15		掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SJ-140	1	テナント
			トイレウォシュレット		1	テナント
	コテージ B-16		2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
	コテージ B-17		冷蔵庫	NR-B142J	1	テナント
			2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
			いす		4	国
	コテージ B-18		掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
			2段ベッド		2	国
			テーブル		1	国
	コテージ B-19		いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SJ-14C	1	テナント
			2段ベッド		2	国
	コテージ B-20		テーブル		1	国
			いす		4	国
			掃除機		1	テナント
			冷蔵庫	SR-141G	1	テナント
	トレーハウス		冷蔵庫	NR-B141W	1	テナント
			電子レンジ	NE-T151	1	テナント
	物品庫	フリーサイト共同利 用施設横	6人用テント5張り	オガワストックDX6	5	テナント
			ダッチオープン		13	テナント
			10人用テント	TM830	14	国
			中量棚	BL300型 1-349-1889 1889S-5		国
			中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1800×570×4 単体	1	国
			中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1860×570×4 単体	1	国
			中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1560×570×4 単体	2	国
			中量棚	和研ハーディー 500kg/段 1800×1200×570×4 連結	1	国
	物品庫	一般カーサイト上共 同利用施設	BBQコンロ大	MECO4400-0	1	テナント
			ストーブ	OK-267	1	テナント
	物品庫	キャンピングカーサ イト上共同利用施設	ストーブ	GH-B170F	2	テナント
			木製テーブル6人用	マルニ	2	テナント
	物品庫	フリーサイト共同利 用施設横	3シーズンシュラフ		70	テナント
	その他運営に係る消耗品				一式	テナント

※ 1. 移動できる機材が大半のため、図面は添付していない。

※ 2. 財産区分に疑義がある場合、又は不明な機材等については、監督職員又は現任施設等運営者に確認すること。

備北オートビレッジ(キャンプ場)レンタル用品一覧表(参考)

品名	規格	個数	財産区分
ドームテント	オガワストークDX6	11	テナント
メッシュタープ		14	テナント
ヘキサタープ		3	テナント
4シーズンシュラフ		59	テナント
3シーズンシュラフ		17	テナント
毛布		67	テナント
枕		28	テナント
テーブル		13	テナント
イス		50	テナント
ガスランタン		9	テナント
調理用具セット		11	テナント
BBQコンロ(大)		5	テナント
BBQコンロ(小)		4	テナント
BBQコンロ(折りたたみ)		4	テナント
ツインバーナー		13	テナント
クッカー		13	テナント
網(大)		27	テナント
網(小)		20	テナント
鉄板(大)		7	テナント
鉄板(小)		2	テナント
焚き火台		5	テナント
延長コード(10m)		11	テナント
ロールマット(2×1m)		37	テナント
電池ランタン		14	テナント
マット(敷布)コテージ用		33	テナント
卓上コンロ		3	テナント
ダッチオーブン		12	テナント
燻製器		3	テナント

※現任施設等運営者によるレンタル用品一覧

平成30年4月1日改正

食中毒と懸念される事案が発生した場合の対応マニュアル(案)

国営備北丘陵公園内の飲食及び物販施設において、食中毒と懸念される事案が発生した場合、以下の流れを基本とし、国、備北公園管理センター及び運営者((株)グリーンウインズさとやま、再委託先「特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン」)は緊密に連携し迅速な対応を図るものとする。

食中毒と懸念される事案の相談(発症者より)



(ステップ1)

保全措置

・食中毒と懸念される相談の一報があった場合、食材がその時点で食材が残っていれば速やかに保全措置を行う。



(ステップ2)

各関係機関への連絡

・各関係機関に速やかに第1報を報告。(資料1:連絡系統図)
 ・運営者から備北公園管理センターに報告を行い、備北公園管理センターは国に報告を行う。
 (以降この体制により逐次報告)



(ステップ3)

症状の詳細把握(運営者が発症者に確認)

・運営者より発症者に連絡(又は面会)を行い発症状況等の把握を行う。



(ステップ4)

状況を管轄の保健所に報告

・食中毒と懸念される事案の状況について、管轄の保健所に運営者が報告する。以降、何らかの指示があれば保健所の指示に従うことを優先とする。



(ステップ5)

初期対応の判断(国、管理センター及び運営者による協議)

・初期において保健所の指示が無い場合、その時点の状況を持って自主的対応を行うかどうかの判断を行う。
 ・自主的対応としては、以下を想定するが状況に応じて判断する。

○食中毒と懸念される事案が発生した店舗の一時閉鎖

○食中毒と懸念される食材の販売自粛

○食中毒と懸念される食材を調理した従事者の隔離

初期対応の判断は、発症人数、園内状況等を踏まえ、管理センター及び運営者との協議し判断する。

(ステップ6)



初期対応の実施

・販売自粛、一時閉店等の初期対応を行う場合は、以下の内容を示した掲示文を店舗、券売機、公園入口等に掲示するものとする。(資料2: 掲示文ひな形)

- ① 状況説明(食中毒と懸念される事案の発生内容)
- ② 自粛内容
- ③ 再開時期



(ステップ7)

従事者の検査

・食中毒と懸念される事案が発生した店舗の従事者全員の検便検査を実施する。

(保健所からの指示があれば必須であるが、衛生管理の徹底に努めるためにも従事者全員の検便検査を原則実施)

(ステップ8)



滅菌消毒の実施

・アルコール、次亜塩素酸ソーダ等で店舗を滅菌消毒

(検便検査で何らかの菌が検出された場合、各菌に対応した滅菌方法を行う)

(ステップ9)



保健所より販売自粛の要請

・保健所から、食中毒としての疑念が高まり販売自粛の要請があった場合は、速やかに販売自粛を行うとともに、公園内にその旨の掲示を行う。

(ステップ10)



想定問答の作成

・保健所から営業禁止等の処分となった場合を踏まえ、想定問答の作成を行う。



(ステップ11)

保健所より営業禁止等の処分

- ・保健所より、営業禁止等の処分が決定した場合、速やかに営業禁止の措置を実施するとともに、公園内にその旨の掲示を行う。



(ステップ12)

記者発表(投げ込み)

- ・保健所の営業禁止等の記者発表後、速やかに記者発表を行う。
- ・記者発表は投げ込みを基本(規模により適宜判断)とし、国による記者発表、原因者である運営者の記者発表を実施。

(投げ込みは広島合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、三次記者クラブへの同時投げ込み)

- ・記者発表と合わせて、公園HPIに営業禁止措置の旨をアップする。

(資料3:記者発表資料ひな形)



(ステップ13)

衛生管理の改善指示

- ・食中毒事故の対策及び衛生管理の改善について、国から管理センターを經由して運営者に対し指示を行う。

(資料4:指示事項ひな形)



(ステップ14)

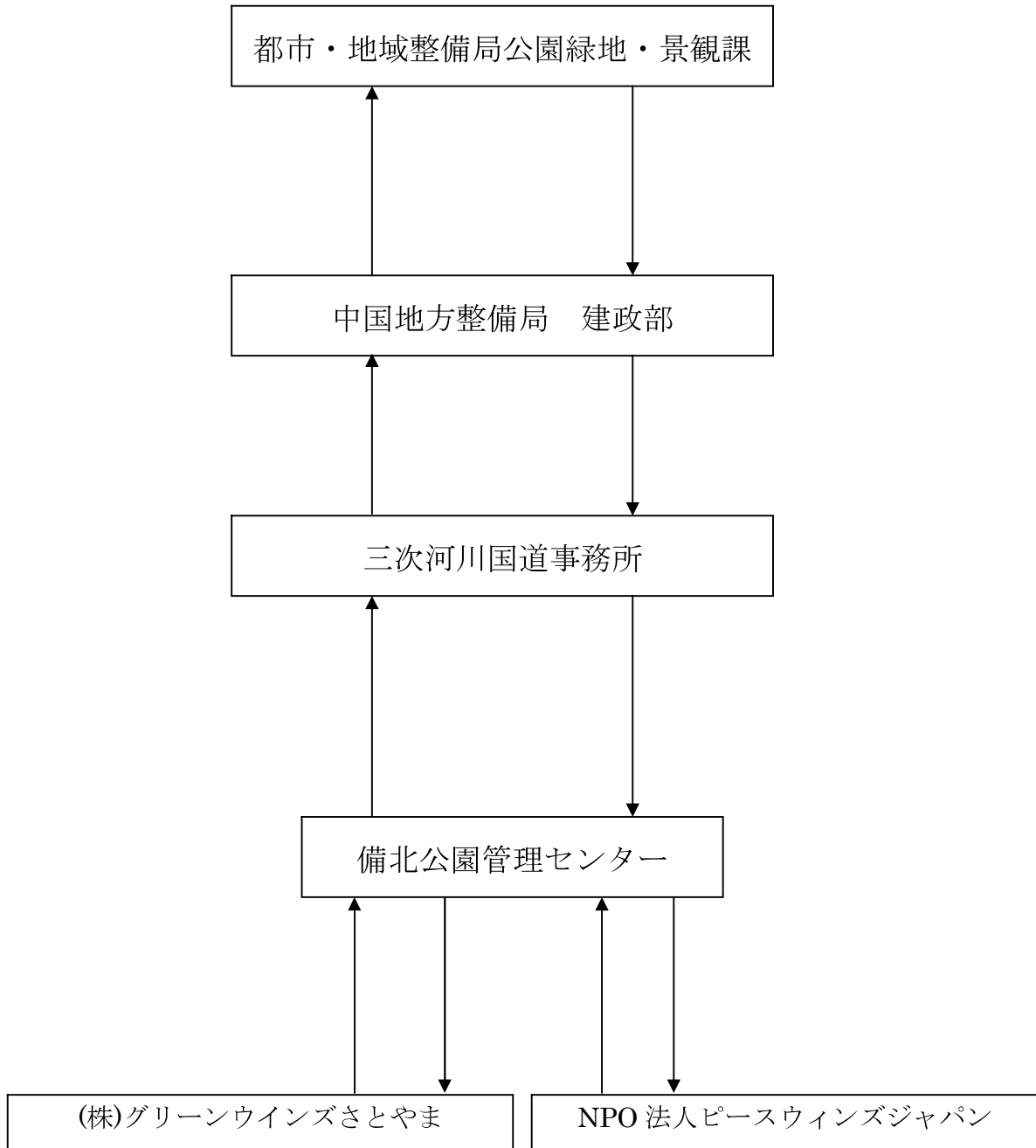
営業再開

- ・保健所の指導による衛生管理の改善措置を行い、営業再開についての確認がなされた後、店舗の営業を再開する。

注)ステップ4保健所への報告後、短期間の間に営業自粛の要請があった場合はステップ9に移行するものとし、従事者の検査や店舗の消毒等について保健所の指示に従うものとする。

(資料1)

食中毒と懸念される事案が発生した場合の連絡系統図



(資料2)

揭示文ひな形

〇〇月〇日(〇)、公園内のレストラン「△△△」で□□□□□を食べたお客様から、腹痛等の症状(〇グループ・〇名)があったとのご連絡がありました。

現在、「△△△」での食事が原因かどうかも含めて調査中ですが、念のため、原因が特定できるまでの間、〇名の方が食べられた□□□□□の販売を自粛させていただきます。

お客様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

お知らせ

(資料3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(資料提供)

広島合同庁舎記者クラブ

中国地方建設記者クラブ

三次記者クラブ

国営備北丘陵公園内飲食施設での食中毒事故について

このたび、国営備北丘陵公園内で、◎◎が営業する飲食施設「△△」において、〇月〇日に□□を食べられた方で〇人が××などの症状を訴えられ、うち〇名の方が医療機関で治療を受けられました。この原因は▲▲による食中毒と聞いており、食中毒に遭われたみなさまには心からお見舞い申し上げます。

◎◎が営業する飲食施設「△△」は、広島県備北地域保健所より、本日（〇〇月〇〇日）営業禁止処分を受けました。広島県北部保健所の指導のもと、衛生管理の改善を図り保健所の確認が得られるまで、飲食施設「△△」は休業致します。

この間、公園を利用される皆様にご不便をおかけしますことに対しお詫び申し上げます。

このような事故が、国営備北丘陵公園内で起こってしまったことは誠に遺憾でございます。今後、二度とこのような事故が起きないように、国土交通省中国地方整備局及び施設の管理許可を受けている●●により以下の対策を講じていきます。

☆公園管理者である中国地方整備局としては、●●に管理許可を出している立場から、この事態を重く受け止めているところであり、●●に対しては再発防止策を含めた安全衛生管理の徹底を指示する。

☆●●は、国土交通省中国地方整備局からの指示に基づき、営業者である◎◎とともに、再発防止策の策定等安全衛生管理の徹底に取り組んでいく。

今後、再発防止に向けた取り組みについては、国としてもしっかり確認し、公園の安全管理に万全を期して参ります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

事務所長 ◇◇ ◇◇

TEL ××-××-××

(担当) 公園課長 ◆◆ ◆◆

(資料4)

国中整〇〇〇〇〇〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

H28-31 国営備北丘陵公園運営維持管理業務

グリーンウインズ共同体

代表者 株式会社グリーンウインズさとやま

代表取締役社長 藤光 有 様

国土交通省 中国地方整備局

三次河川国道事務所長

国営備北丘陵公園の公園施設（飲食・物販施設）の管理運営について

国営備北丘陵公園の公園施設（飲食・物販施設）の管理について（許可）（平成28年3月18日付国中整都住第132号）7（2）に基づき、下記のとおり指示する。

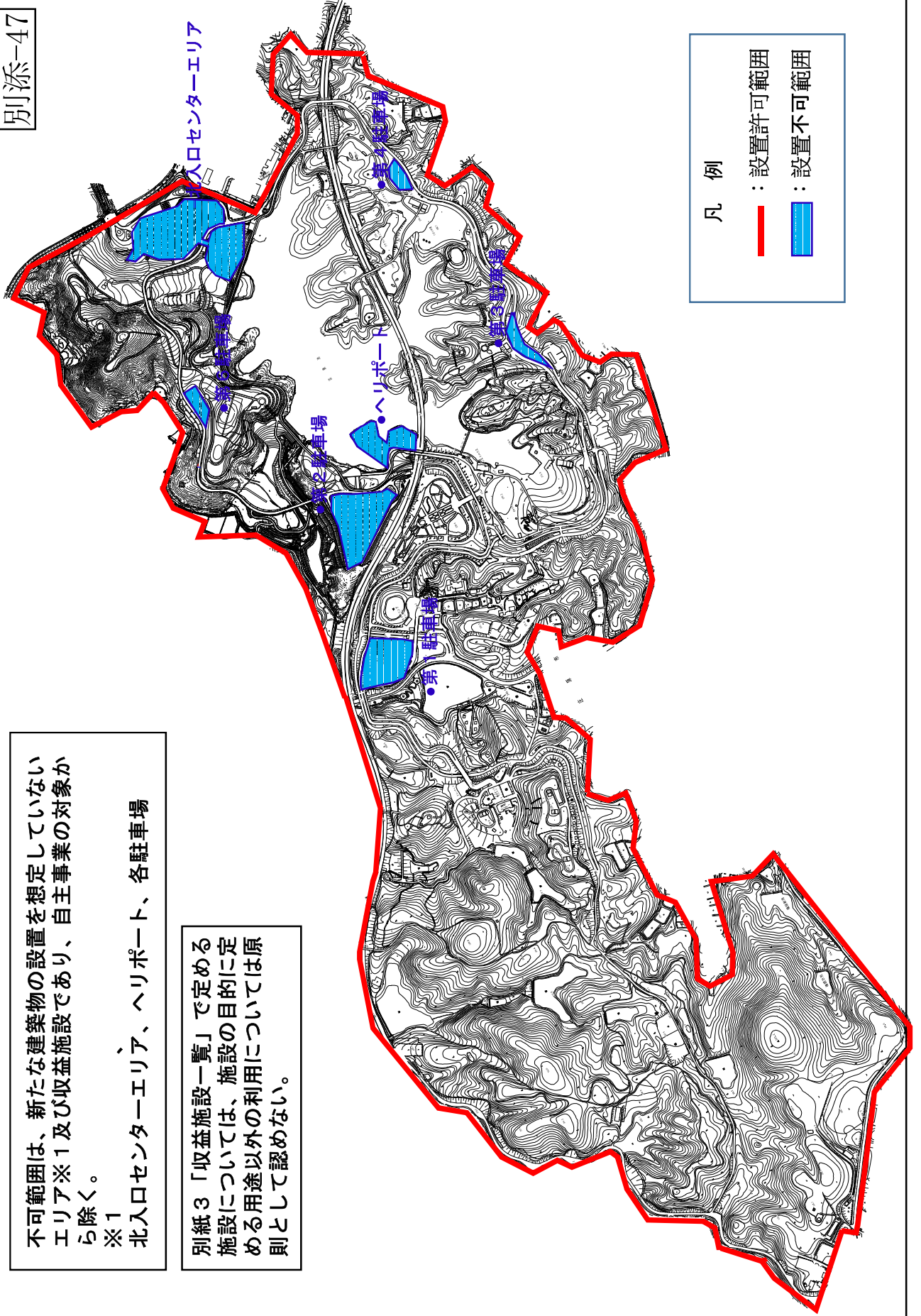
記

1. 食中毒と懸念される事故の状況把握に努め、随時報告すること。
2. 食中毒と懸念される事故の原因究明に努め報告すること。

以上

不可範囲は、新たな建築物の設置を想定していない
エリア※1及び収益施設であり、自主事業の対象か
ら除く。
※1
北入口センターエリア、ヘリポート、各駐車場

別紙3「収益施設一覧」で定める
施設については、施設の目的に定
める用途以外の利用については原
則として認めない。



自主事業対象施設一覧（既存施設改修可能分）

■指定する既存施設の改修可能施設は下表のとおりとする。

公園施設の名称		許可面積 (㎡)	備考
飲食施設	中入口食堂「中の茶屋」	227.4	

備北オートビレッジ(キャンプ場)

区分	名称	施設内容	全体許可 面積(㎡)	内建物面積(㎡) (建築面積)	内敷地面積 (㎡)	備考
キャンプ場	管理センター	1棟	314.5	314.5	—	部分許可
	駐車場	2箇所	1,051.0	—	1,051.0	
			782.0			
	管理棟・駐車場小計		2,147.5	314.5	1,051.0	
	一般カーサイト(上側)	一般カーサイト 13区画	7,142.0	—	6,976.7	
		共同利用施設(A) 1棟		165.3		
		細園路含む		—		
	一般カーサイト(下側)	一般カーサイト 25区画	11,584.0	—	11,253.4	
		共同利用施設(A) 2棟		330.6		
	一般カーサイト小計		18,726.0	496.0	18,230.0	
キャンピング カーサイト	キャンピングカーサイト 13区画	7,242.0	—	7,076.7		

	共同利用施設(A) 1棟		165.3		
フリーサイト	フリーサイト 21区画程度	3,802.0	—	3,702.0	
	共同利用施設(B) 1棟		100.0		
	階段含む		—		
キャンピングカーサイト・フリーサイト小計		11,044.0	265.3	10,778.7	
コテージサイト (カーサイト側)	コテージ(D) 7棟	2,004.0	293.3	1,650.0	
	シャワー棟 1棟		60.7		
コテージサイト (カーサイト側)	コテージ(A) 2棟	1,635.0	108.3	1,433.3	
	コテージ(B) 1棟		42.9		
	コテージ(E) 1棟		50.5		
コテージサイト (カーサイト側)	コテージ身障者(A) 1棟	328.0	61.4	266.6	
コテージサイト (熊野池側)	コテージ(D) 1棟	904.0	41.9	800.7	
	コテージ身障者(B) 1棟		61.4		
コテージサイト (熊野池側)	コテージ(C) 1棟	398.0	41.9	356.1	
コテージサイト (熊野池側)	コテージ(C) 2棟	717.0	83.8	633.2	
コテージサイト (熊野池側)	コテージ(C) 2棟	1,160.0	83.8	1,076.2	
コテージサイト小計		7,146.0	929.8	6,216.2	

	キャンプ場利用者用園路	6,323.0	—	6,323.0	繁忙期のフリーサイト利用者用駐車場を含む
	キャンプ場利用者用園路	1,299.0	—	1,299.0	
	園路小計	7,622.0	—	7,622.0	
	附帯施設	ゲート 2基	4.0	—	4.0
		キャンプファイヤーサークル1基	3.0	—	3.0
	附帯施設小計	7.0	—	7.0	
	合 計	46,692.5	2,005.6	43,904.9	

個別業務の質 (企画立案及びマネジメント)

項目	対象内容	提出種別 (提出頻度)	提出項目	提出内容
企画立案及びマネジメント				
行催事開催状況	行催事実施計画に示された内容が実施されているか ①春まつり ②夏まつり ③秋まつり ④ウインターイルミネーション ⑤スイセンファンタジー ⑥その他	<input type="checkbox"/> 書面 (月1回(イベント実施報告書))		
		<input type="checkbox"/> 現地 ((都度) 公園の大型主催イベント時に1回程度)		
事業者から提案のあった企画内容	業務実施計画に示された内容が実施されているか 大型主要イベントを除く個別提案事項(年間バスポートキャンペーン等)	<input type="checkbox"/> 書面(必要に応じて現地) (月1回(報告書提出))		
ボランティア活動の支援・調整	ボランティアとの連携及び支援・活動の調整が行われているか <ボランティア名> ①ひばの里友の会遊びの学校運営ボランティア ②キャンプリーダー ③しよばら花会議 <活動内容> ①手作り体験教室イベント『遊びの学校』の作り方の補助を行う ②アウトビレッジにおいて、アウトドア活動のサポート及びキャンプ場の運営管理業務の補助。また、ゴールデンウィーク、お盆期間のイベントやキャンプファイヤーの補助 ③庄原市内の緑化活動の一環として、公園内の花修景作業を行う	<input type="checkbox"/> 書面 ((都度) 連携・支援を行う毎に)		
広報宣伝	適切な広報がなされているか ①ポスター、チラシ、パンフレット等 ②情報提供(ダイレクトメール、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等) ③その他	<input type="checkbox"/> 書面 (月1回(報告書提出))		
利用サービス等	安全快適な利用のため適切なサービスの提供がなされているか ①公園利用者等への利用指導・案内 ②団体利用調整 ③捨得物・残置物処理 ④シルバーカー	<input type="checkbox"/> 書面 (月1回(報告書提出))		
国内巡視	安全利用の確保、利用サービスの提供及び施設の点検確認を行うための巡視がおこなわれているか ①通常巡視 ②繁忙日巡視 ③休園日巡視 ④異常時巡視 ⑤用障巡視 ⑥水遊び施設巡視 ⑦管理事務所内警備	<input type="checkbox"/> 書面 (月1回(報告書提出))		
繁忙日対応	繁忙日に利用者への支援が生じないような対応がとられているか ①春まつり ②夏まつり ③秋まつり ④ウインターイルミネーション ⑤スイセンファンタジー ⑥その他	<input type="checkbox"/> 書面 (月1回(イベント実施報告書))		
		<input type="checkbox"/> 現地 (公園の大型主催イベント(春まつり等)や無料開園日等で繁忙日として設定した日)		
グラウンド・ゴルフ	管理運営を適切に行い利用者への快適なサービスの提供及び安全確保がなされているか グラウンド・ゴルフコース(つどいの里内)	<input type="checkbox"/> 書面 (月1回(報告書提出))		
災害時・事故発生時等の緊急対応	災害時、事故発生時を想定した訓練を実施しているか 訓練	<input type="checkbox"/> 書面 (訓練実施)		
		災害時、事故発生時に適切な措置を講じたか。 災害・事故発生	<input type="checkbox"/> 現地もしくは書面 (都度)	

H31-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務 管理月報 (H0年0月分)

個別業務の質 (植物管理)

項目	管理水準	対象地 (管理水準)	提出種別 (提出頻度)	実施場所	実施日時	提出項目	提出内容	
植物管理								
芝生管理	A. 状態を維持するためのフェアウェイ及びラフとの機能・役割を明確にし、利用者が常に快適に利用できる状態	①グランドゴルフコース (フェアウェイ及びラフ)	□ (月1回、4月~10月管理月報提出)	()	○月○日○時	芝刈工 □1 施工対象前 □2 刈り込み高さ □3 芝刈り後の進行方向一帯 □4 経路形成状況 管理工 □5 施工機状況 施設工 □6 施設の点検一帯 目土保工 □7 施工の点検一帯 エアレーション工 □8 施工状況 病害虫防除工 □9 施工状況 灌水工 □10 施工状況 雑工 □11 施工状況		
			□ (月1回) (4月~10月) (芝生の生長期、芝刈り後等、代表箇所について)	()		芝刈工 □1 施工対象前 □2 刈り込み高さ □3 芝刈り後の進行方向一帯 □4 経路形成状況 管理工 □5 施工機状況 施設工 □6 施設の点検一帯 目土保工 □7 施工の点検一帯 エアレーション工 □8 施工状況 病害虫防除工 □9 施工状況 灌水工 □10 施工状況 雑工 □11 施工状況		
	B. 景観性に優れた状態で、勤労利用が可能なエリアが広域に広がる状態	①花の広域周辺 ②大芝生広域及び周辺 ③つどいの里クラブハウス周辺 ④北入口湖沼広域周辺	□ (月1回、4月~10月管理月報提出)	□① □② □③ □④	()	○月○日○時	芝刈工 □1 施工対象前 □2 刈り込み高さ □3 芝刈り後の進行方向一帯 □4 経路形成状況 管理工 □5 施工機状況 施設工 □6 施設の点検一帯 目土保工 □7 施工の点検一帯 エアレーション工 □8 施工状況 病害虫防除工 □9 施工状況 灌水工 □10 施工状況 雑工 □11 施工状況	
			□ (月1回) (4月~10月) (芝生の生長期、芝刈り後等、代表箇所について)	□① □② □③ □④	()		芝刈工 □1 施工対象前 □2 刈り込み高さ □3 芝刈り後の進行方向一帯 □4 経路形成状況 管理工 □5 施工機状況 施設工 □6 施設の点検一帯 目土保工 □7 施工の点検一帯 エアレーション工 □8 施工状況 病害虫防除工 □9 施工状況 灌水工 □10 施工状況 雑工 □11 施工状況	
	C. 自然の状態を尊重しながら、利用者が不快にならない程度に景観性を保つ	A及びB以外の全ての芝生地	□ (月1回、4月~10月管理月報提出)	()	()	○月○日○時	芝刈工 □1 施工対象前 □2 刈り込み高さ □3 芝刈り後の進行方向一帯 □4 経路形成状況 管理工 □5 施工機状況 施設工 □6 施設の点検一帯 目土保工 □7 施工の点検一帯 エアレーション工 □8 施工状況 病害虫防除工 □9 施工状況 灌水工 □10 施工状況 雑工 □11 施工状況	
			□ (年数回程度) (野定後等、代表箇所について)	()	()		芝刈工 □1 施工対象前 □2 刈り込み高さ □3 芝刈り後の進行方向一帯 □4 経路形成状況 管理工 □5 施工機状況 施設工 □6 施設の点検一帯 目土保工 □7 施工の点検一帯 エアレーション工 □8 施工状況 病害虫防除工 □9 施工状況 灌水工 □10 施工状況 雑工 □11 施工状況	
中低木管理	花筒葉としての景観及び樹冠と広葉を分離するよう及冠縮機能を維持するための剪定や樹形の管理、高木や法面等の保全を維持するための機能等を発達・維持	中低木管理区領域のとおりの	□ (月1回、管理月報提出)	()	○月○日○時	初定工 □1 施工機状況 □2 剪定形後状況 管理工 □3 施工機状況 施設工 □4 施工機状況 病害虫防除工 □5 施工機状況 灌水工 □6 施工機状況 目土保工 □7 経路形成状況		
			□ (年数回程度) (野定後等、代表箇所について)	()		()	初定工 □1 施工機状況 □2 剪定形後状況 管理工 □3 施工機状況 施設工 □4 施工機状況 病害虫防除工 □5 施工機状況 灌水工 □6 施工機状況 目土保工 □7 経路形成状況	
高木管理	花筒葉としての景観及び樹冠と広葉を分離するよう及冠縮機能を維持するための剪定や樹形の管理、自然木としての機能等を発達・維持	高木管理区領域のとおりの	□ (月1回、管理月報提出)	()	○月○日○時	初定工 □1 施工機状況 □2 剪定形後状況 やこ取の工 □3 施工機状況 施設工 □4 施工機状況 管理工 (支柱撤去工) □5 施工機状況 病害虫防除工 □6 施工機状況 灌水工 □7 施工機状況 枯葉木撤去 □8 施工機状況 目土保工 □9 経路形成状況		
			□ (年数回程度) (野定後等、代表箇所について)	()		()	初定工 □1 施工機状況 □2 剪定形後状況 やこ取の工 □3 施工機状況 施設工 □4 施工機状況 管理工 (支柱撤去工) □5 施工機状況 病害虫防除工 □6 施工機状況 灌水工 □7 施工機状況 枯葉木撤去 □8 施工機状況 目土保工 □9 経路形成状況	
草地管理	草性植物の生育環境を保全するために自然の状況に配慮しつつ、利用者が不快にならない程度に景観性を保つ	草地管理区領域のとおりの	□ (月1回、管理月報提出)	()	○月○日○時	管理工 □1 施工機状況 □2 経路形成状況		
			□ (年数回程度) (機械除草後等、代表箇所について)	()		()	管理工 □1 施工機状況 □2 経路形成状況	

H31-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務 管理月報 (H0年0月分)

個別業務の質 (植物管理)

項目	管理水準	対象地 (管理水準)	提出種別 (提出頻度)	実施場所	実施日時	提出項目	提出内容
植物管理							
花壇 花壇 花壇 草花管理	花壇 冬季以外のシーズンを通して見栄となるよう管理。	①花壇管理区域園のとおり	書面 (月1回、管理月報提出)	()	〇月〇日 〇時	植栽工 □1 施工状況 整地工 □2 施工状況 剪草機除草工 □3 施工状況 施肥工 □4 施工状況 灌水工 □5 施工状況 灌水・澆水工 □6 施工状況 肥料 □7 肥料管理	
			現地 (年数回程度) (播種、施肥、開花時の状況) (季節によって頻度は異なる。代表箇所について)	()		植栽工 □1 施工状況 施肥工 □2 施工状況 澆水工 □3 澆水状況	
	花壇 大型主催イベントに連携した形の演出が行えるように管理。	②花壇管理区域園のとおり	書面 (月1回、管理月報提出)	()	〇月〇日 〇時	植栽工 □1 施工状況 整地工 □2 施工状況 剪草機除草工 □3 施工状況 施肥工 □4 施工状況 灌水工 □5 施工状況 灌水・澆水工 □6 施工状況 肥料 □7 肥料管理	
			現地 (年数回程度) (播種、施肥、開花時の状況) (季節によって頻度は異なる。代表箇所について)	()		植栽工 □1 施工状況 整地工 □2 施工状況 施肥工 □3 施工状況 整地工 □4 施工状況 灌水工 □5 施工状況 施肥工 □6 施肥の方向性 剪草機除草工 □7 施工状況 灌水・澆水工 □8 澆水状況 肥料 □9 肥料管理	
草花 花壇・花壇の植栽と連動し、冬季以外のシーズンを通して観賞できるように管理。スイセン類は、適切な育成環境を維持し、確実に株分けできるように管理。	③草花管理区域園のとおり	書面 (月1回、管理月報提出)	()	〇月〇日 〇時	植栽工 □1 施工状況 整地工 □2 施工状況 剪草機除草工 □3 施工状況 施肥工 (養分散布) □4 施工状況 灌水・澆水工 □5 澆水状況		
		現地 (年数回程度) (播種、施肥、開花時の状況) (季節によって頻度は異なる。代表箇所について)	()		植栽工 □1 施工状況 施肥工 □2 施工状況 肥料 □3 肥料管理 施肥工 (養分散布) □4 施工状況 灌水・澆水工 □5 澆水状況		
特殊管理	【なし園】 樹勢を健全に保ち、花を咲かせ、観賞の数の確保に努め、公徳利用者を対象として9~10月に実施するなしのもぎ取り体験が行えるようにプランを立案。	特殊管理区域園	書面 (月1回、管理月報提出)	()	〇月〇日 〇時	観賞対応 □1 施工状況 整地 □2 施工状況 植栽工 □3 施工状況 整地工 □4 施工状況 肥料 □5 施工状況 草刈り工 □6 施工状況 除草機除草停止 □7 施工状況 灌水工 □8 施工状況 整地工 □9 施工状況 収穫 □10 施工状況 施肥工・土壌改良工 □11 施工状況	
			現地 (年数回程度) 代表箇所について	()		観賞対応 □1 施工状況 整地 □2 施工状況 植栽工 □3 施工状況 整地工 □4 施工状況 肥料 □5 施工状況 草刈り工 □6 施工状況 除草機除草停止 □7 施工状況 灌水工 □8 施工状況 整地工 □9 施工状況 収穫 □10 施工状況 施肥工・土壌改良工 □11 施工状況	
	【リサイクル工】 園内で発生した全ての植物性残材については、リサイクルし、全て園内で使用。	特殊管理区域園	書面 (月1回、管理月報提出)	()	〇月〇日 〇時	リサイクル工 □	施工状況
			現地 (年1回程度)	()		リサイクル工 □	施工状況
【カブトムシドーム管理】 カブトムシを主体として園内に生息する昆虫を飼育し、適正な期間に公園利用者に公開。	特殊管理区域園	書面 (月1回、管理月報提出)	()	〇月〇日 〇時	カブトムシドーム □	実施状況	
		現地 (年1回程度、公開期間内)	()		カブトムシドーム □	実施状況	

個別業務の質 (施設・設備維持管理)

項目	対象地	提出種別 (提出頻度)	実施場所	実施日	提出項目	提出内容	
施設・設備維持管理							
遊具	日常点検が適切に行われているか <①きゅうの丘> 1くさびはら 2マウンテンライム123 3、榊の森のほり 4おおきなりほりネット・きゅうのほり 5かぶとむし・ウッドステップ・木の葉デッキ・木の葉ボール 6おまじないランコ 7きゅうのほりこ・ネットもくら ・ほりまのまのランコ2・たいに絡 8メインデッキ 9ともべにころこ・笑いの楽ボール 10メイン橋 11カブ橋 12隙のほりネット・ひほりの橋 13きゅうのトンネルすべり台・ほりまのトンネルすべり台 14みんがてなエアアハの台・車のフェニアアハの台・階段 15風のローラースライダー 16れんげいローラースライダー 17風のローラースライダー 18ほりまのネットわたり 19さとの散歩道 20なんぼりまのトロフウェイ 21ほりまのランコ・鳥かかランコ 22アヒの池・木の葉スプリング・くまにきつくし・もしもしボール	□	書面確認 (月1回、管理月報提出後)	()	日常点検	□	実施状況 (書面及び写真)
	定期点検が適切に行われているか(専門の有資格者自ら又は、専門の有資格者の指導による作業員の点検) <②林間アスレチック> 1クレーター 2UFOトラボリン 3UFOコンビネーション 4UFOスライダー 5大すべり台 6ネット吊り橋 7雲の橋 8雲の手 9三角トンネル 10ツイゴ 11平木の橋 12丸木ステップ 13ロングバランス 14ネットボンボン 15自然のラケット 16雲柱のほり 17くもの雲渡り 18転び 19ヒッコリーフ 20かごの籠 21ヒッコリーの家 22はし渡り 23雲渡り 24スイングステップ 25ウモス 26夜のみ 27壁歩き 28布の橋 29クラクラ渡り 30ゆらゆら渡り橋 31ネットのほり	□	書面確認 (年1回程度) (定期点検記録簿提出後)	()	定期点検	□	実施状況 (書面及び写真)
	点検により確認された破損箇所について、小規模な修繕等が適切に行われているか <③きゅうの森> 1樹の道 2森の時計台 3おもしろい木・ウォール クライマー・空気の・スリム針 4空想スライダー 5シガの橋 6雲の橋 7丸木橋 8雲のストーム 9わたさドーム 10森の橋 11空中トンネル 12森の橋 13ネットクライマー 14モリール 15スライダーネット 16小枝トンネル 17くさびはらトンネル 18ジャングルマント・ジャングル丸木・あやとりネット 19雲の橋 20ハチバチスライダー	□	現地確認 (年2回程度) (代表箇所について確認)	()	〇月〇日	□	作業完了実施状況の確認
	<④キャンプ場遊具> 1ウツコ 2ロープウェイ <⑤ちびっ子ゲレンデ> 1ちびっ子ゲレンデ <⑥オートビレッジ> 1宿泊舎	□	書面確認 (月1回、管理月報提出後)	()	点検状況	□	実施状況 (書面及び写真)
建物 建物設備 園路広場 電気 汚水 給水施設 その他施設	施設を常に安全かつ良好に維持するための点検が行われているか ①建物 (1) 管理事務所 1 管理事務所 2 北入口センターエリア・エントランスサンダー車庫 3 南入口センターエリア・ビジターセンター 4 つどいの館・クラブハウス (2) 林舎等 1 さとやま林舎 2 雲家1・2 3 雲家3 4 湖群レストハウス 5 湖畔林舎 6 湖の林舎 (3) 車庫・倉庫等 1 車庫 2 倉庫 3 倉庫 (4) 使用 1. 園内使用 (5) その他 ②建物設備 (1) 空調設備 1 園内の建物に設置 (2) 昇降機等設備 1 園内の建物に設置 (3) 消防設備 1 園内の建物に設置 ③園路広場 (1) 園路 (2) 舗装 (3) 階段 (4) サイン・ファニチャー (5) 手摺・柵等 (6) その他 ④電気設備 (1) 園内の電気設備 ⑤汚水・排水施設 (1) 園内の汚水・排水設備 ⑥給水施設 (1) 園内の給水設備 ⑦水質観測施設 (1) ジャブジャブ池 ⑧その他設備 (1) 水循環設備 (2) 放送設備 (3) 電燈設備 (4) その他	□	書面確認 (月1回、管理月報提出後)	()	点検状況	□	実施状況 (書面及び写真)
	点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、小規模な修繕が適切に行われているか	□	書面確認 (月1回、管理月報提出後)	()	〇月〇日	□	作業完了実施状況
	清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、小規模な修繕	□	書面確認 (月1回、管理月報提出後)	()	〇月〇日	□	作業完了実施状況
	清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、小規模な修繕	□	書面確認 (月1回、管理月報提出後)	()	〇月〇日	□	作業完了実施状況

H31-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務 管理月報 (H〇年〇月分)

個別業務の質 (施設・設備維持管理)

項目	対象地	提出種別 (提出頻度)	実施場所	実施日時	提出項目	提出内容
施設・設備維持管理	<日常清掃> ごみが散乱しておらず、美観が維持されているか ①建物 建築物維持管理修繕主要箇所位置図 ②接所 建築物維持管理修繕主要箇所位置図 ③工作物 全園区域 ※収益施設等管理運営規定書第1条に定める施設は除く	<input type="checkbox"/> 書面確認 月1回(管理月報提出後)	()	/	定期清掃	<input type="checkbox"/> 作業状況 (書面及び写真)
		<input type="checkbox"/> 現地確認 月1回程度(代表箇所について確認)	()	〇月〇日 〇時	定期清掃	<input type="checkbox"/> 作業状況の確認
	<付建物> 1.ピシターセンター 2.さとうやま展示場(カーペットクリーニング233m2含む) 3.参集殿 4.木工房 5.古代たたら工房 6.やぎ毛の工房 7.湖畔レストハウス休憩所 8.備北オートビレッジ管理センター 9.エントランスセンター(兼) 10.ついでいしの里クラフハウス 11.管理事務所(事業者部分) <②工作物> 1.ジャブジャブ池 (排水浄化タンクの洗浄含む)	<input type="checkbox"/> 書面確認 年1回(管理月報提出後)	()	/	定期清掃	<input type="checkbox"/> 作業状況 (書面及び写真)
		<input type="checkbox"/> 現地確認 年1回程度(代表箇所について確認)	()	〇月〇日 〇時	定期清掃	<input type="checkbox"/> 作業状況の確認
	<ごみ回収運搬> 庄原市の分別規定に従っての分別及び市指定の処理場に運搬されているか 公園内で発生したゴミ	<input type="checkbox"/> 書面確認 月1回(管理月報提出後)	()	/	ごみ回収・運搬	<input type="checkbox"/> 処理状況 (書面及び写真)
	<除草> 公園環境を維持するための除草を実施されているか ①玄関周りの ②出入口周りの ③園路 ④その他	<input type="checkbox"/> 書面確認 月1回(管理月報提出後)	()	/	除草 (機械及び人力)	<input type="checkbox"/> 作業状況 (書面及び写真)
<廃棄物処理> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に従って処理されているか 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 書面確認 月1回(管理月報提出後)	()	/	産業廃棄物処理	<input type="checkbox"/> 処理状況 (書面及び写真)	
<雑作業> 使用機材・車両等の改良・メンテナンス等 雑作業	<input type="checkbox"/> 書面確認 月1回(管理月報提出後)	()	/	雑作業	<input type="checkbox"/> 作業状況 (書面及び写真)	

収益施設等管理運営業務の管理に関する勤務実績簿 記入要領（案）

管理センターにおいて、維持管理業務に従事する職員等の人件費について、国維持管理業務とそれ以外の業務の従事割合を明確にすることが必要であるので、下記の事項に留意の上、勤務実績を記録する。

1 実績簿の作成

管理センター長は、維持管理業務に従事する職員等について、収益公園施設等の管理に関する勤務実績を「収益施設等管理運営業務の管理に関する勤務実績簿（案）」に記録し、これを5年間保存するものとする。

2 作成の対象

管理センター全職員（職員、非常勤職員）とする。

3 業務内容の記載

業務内容の記載は、安全衛生管理業務に係る〇〇〇、収益業務に係る〇〇〇、安全衛生管理業務（又は収益業務担当者）の人事管理（又は労務管理、給与管理）に係る〇〇〇、とする。

※「〇〇〇」の記載例

会議・打合せ、資料作成、情報収集、書類整理、伝票確認、出納整理、業務指導、決裁 等

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 (地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物等)			
保護者等の見守り状況			

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省	

備考**記録者**

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)